

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2026年6月30日

**【発行者名】** ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド  
(Waystone Management Company (IE) Limited)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 キース・ヘイズリー  
(Keith Hazley, Director)

**【本店の所在の場所】** アイルランド、ダブリン4、ボールズブリッジ、シェルボーン・ロード35  
(35 Shelbourne Road, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 大西信治

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 大西信治

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

**【電話番号】** 03(6212)8316

## 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト -  
One-Day・プレミアム  
(Brionglord Bridge Unit Trust -  
One-Day Premium Fund)

## 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドルクラス受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,599億円）  
米ドルクラス（毎月分配型）受益証券  
10億アメリカ合衆国ドル（約1,599億円）  
円ヘッジクラス受益証券  
1,000億円  
円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券  
1,000億円

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、2026年3月31日  
における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.88  
円）によります。以下同じです。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト -

One-Day・プレミアム

( Briongloid Bridge Unit Trust -

One-Day Premium Fund )

(注) One-Day・プレミアム（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称として「エブリデイ・キャリア」を用いることがあります。）は、アンブレラ・ファンドであるブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。2026年6月30日現在、トラストは、上記のファンドを含め2本の運用中のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券（以下「米ドルクラス（毎月分配型）」という場合があります。）、米ドルクラス受益証券（以下「米ドルクラス」という場合があります。）、円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券（以下「円ヘッジクラス（毎月分配型）」という場合があります。）および円ヘッジクラス受益証券（以下「円ヘッジクラス」という場合があります。）（以下、総称して「受益証券」といいます。）は記名式無額面受益証券です。

受益証券について、ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

米ドルクラス受益証券

10億アメリカ合衆国ドル（約1,599億円）

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券

10億アメリカ合衆国ドル（約1,599億円）

円ヘッジクラス受益証券

1,000億円

円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券

1,000億円

(注1) 米ドルの円貨換算は、2026年3月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 159.88円）によります。以下同じです。

(注2) ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券は米ドル建て、ならびに円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルまたは円のいずれかをもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

#### （４）【発行（売）価格】

関連する申込日現在の受益証券１口当たり純資産価格。各発行価格は（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（注１）「申込日」とは、（ ）各営業日および／または（ ）管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

（注２）「営業日」とは、（ ）ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよび東京の各地における銀行および証券取引所が営業を行っているそれぞれの日（土曜日または日曜日を除きます。）ならびに／または（ ）管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

#### （５）【申込手数料】

販売会社（以下に定義します。）により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課されます。

申込金額	申込手数料
10万米ドル / 1,000万円未満	2.20%（税抜2.00%）
10万米ドル / 1,000万円以上 50万米ドル / 5,000万円未満	1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル / 5,000万円以上 100万米ドル / 1億円未満	1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル / 1億円以上 300万米ドル / 3億円未満	0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル / 3億円以上	0.275%（税抜0.25%）

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）がかかります。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

- ( 6 ) 【申込単位】
- 米ドルクラス受益証券  
3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額）
- 米ドルクラス（毎月分配型）受益証券  
3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額）
- 円ヘッジクラス受益証券  
50万円以上1円単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額）
- 円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券  
50万円以上1円単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の金額）
- (注) アイルランド法上要求される注記：受益者のために申込みを行う販売会社である株式会社S M B C 信託銀行の名義ではなくファンドに対して直接受益証券の申込みを行う者に対しては、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券については150,000米ドル、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券については150,000,000円の最低当初申込額が適用されます。なお、かかる最低当初申込額は、管理会社取締役（またはその受任者）の裁量で、全般的にまたは特定の申込みに関して、100,000ユーロ相当額を下回らない範囲で、減額または免除される場合があります。
- ( 7 ) 【申込期間】
- 2026年7月1日（水曜日）から2027年6月30日（水曜日）まで
- ( 8 ) 【申込取扱場所】
- 株式会社S M B C 信託銀行（以下「販売会社」といいます。）  
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>
- (注1) 販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合があります。
- (注2) インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。
- ( 9 ) 【払込期日】
- 関連する申込日から3営業日後の日の午後5時（アイルランド時間）
- 投資者は、原則として約定日から起算して日本における2営業日目に適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行います。
- (注) 「約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、お申込日の翌国内営業日）をいいます。
- ( 1 0 ) 【払込取扱場所】
- 上記「( 8 ) 申込取扱場所」に同じ
- ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】
- 該当事項はありません。
- ( 1 2 ) 【その他】
- (イ) 申込証拠金はありません。

## （ロ）引受等の概要

販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2023年8月9日付受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行います。

販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。）を通じて間接に受けた受益証券の買戻請求を管理会社の代行会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッドへ取り次ぎます。

（注）販売・買戻取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

## （ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券については米ドル貨または円貨で、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券については円貨で支払われ、米ドル貨と円貨との換算は、通常、申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。なお、申込みをした者は、販売取扱会社に対して、原則として約定日から起算して日本における2営業日目に、申込金額を支払うものとします。

申込金額は、販売会社により、払込期日までに、ファンド口座に米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券については米ドル貨で、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券については円貨で払い込まれます。

## （二）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a．ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

One-Day・プレミアム（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドとしてアイルランドの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

2026年6月30日現在、トラストは、上記のファンドを含め、2本の運用中のサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指します。

ファンドの目的は、信託財産の成長を追求することです。

ファンドについては、信託金の限度額はありますが、申込可能な受益証券の価額の最大総額は、米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および米ドルクラス受益証券についてはそれぞれ10億米ドル、円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス受益証券についてはそれぞれ1,000億円相当額です。

###### b．ファンドの特色

ファンドは、アイルランドの法律に基づきオープン・エンドのアンブレラ型投資信託として設定されました。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有します。日本の受益者は、関連する買戻日の午後3時（日本時間）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものまたは管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができます。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格です。

ファンドは、信託期間約10年の追加型投資信託です。信託期間とは、2023年9月12日の運用開始日からファンドの満期日までの期間をいいます。

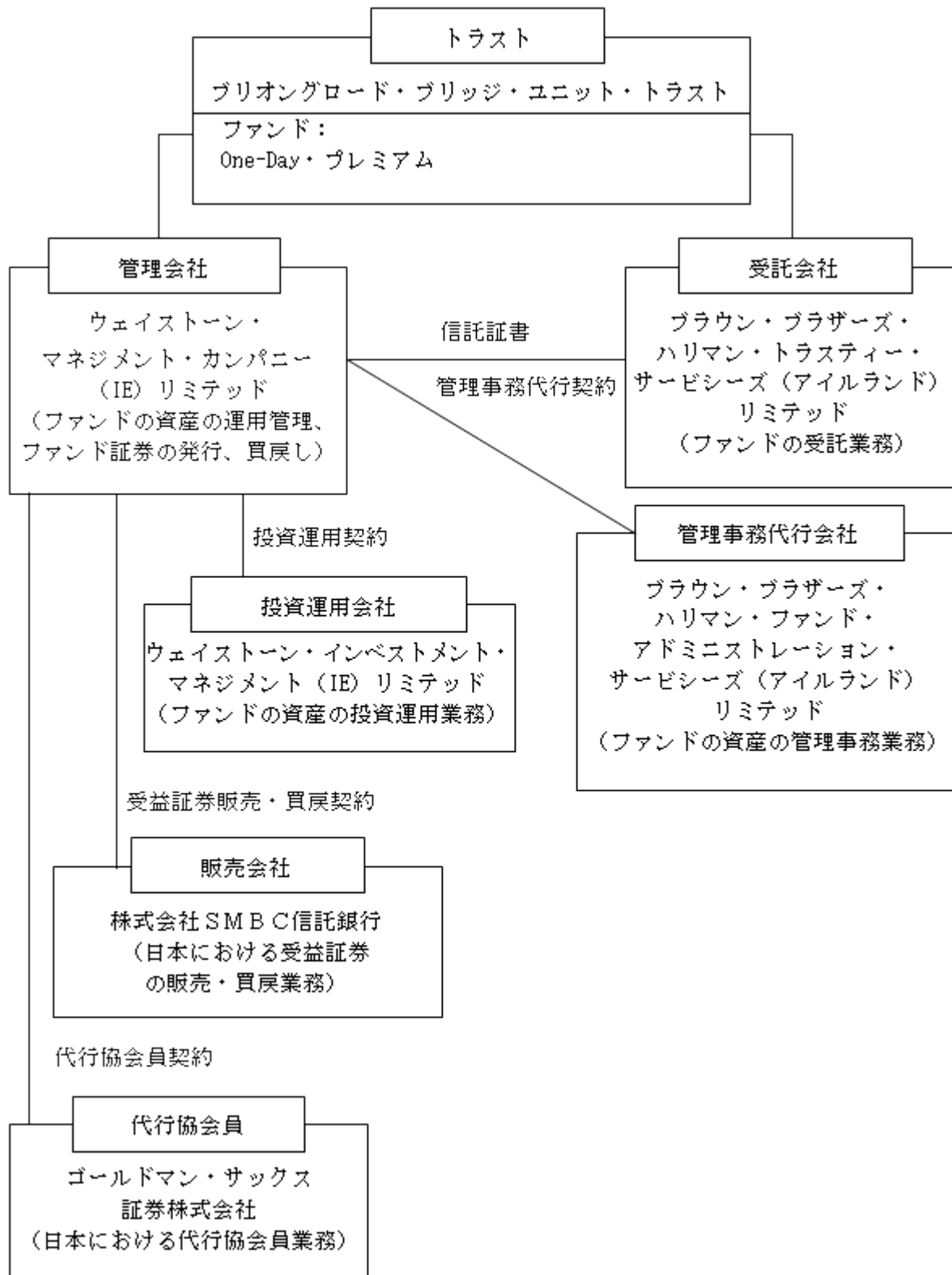
トラストは、アイルランド中央銀行により、アイルランド中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」といいます。）に従って、投資適格者（募集または譲渡の日付現在）のみが投資できるものとして認められています。トラストの受益証券の最低当初申込額は、常に100,000ユーロもしくは外国通貨による相当額以上であり、受益証券は、投資適格者のみが入手可能であり、トラストは集団投資スキームに関するアイルランド中央銀行の規則において、適格投資家スキームとして適格とされています。

##### （2）【ファンドの沿革】

2012年8月7日	管理会社設立
2020年6月3日	信託証書締結
2023年9月12日	ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド （Waystone Management Company （IE） Limited）	管理会社	2020年6月3日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ （アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Trustee Services（Ireland） Limited）	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッド （Waystone Investment Management（IE） Limited）	投資運用会社	2020年6月3日付で管理会社と投資運用契約（注1）を締結。投資運用契約は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Fund Administration Services （Ireland） Limited）	管理事務代行会社	2020年6月3日付で管理事務代行契約（注2）を管理会社と締結。管理事務代行契約は、トラストおよびファンドの日常的な管理業務（純資産価額および1口当たり純資産価格の算定等）を行う責任について規定しています。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代行協会員	2023年8月9日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定しています。
株式会社S M B C 信託銀行	販売会社	2023年8月9日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における販売・買戻業務について規定しています。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および運用に関する業務を提供することを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社がファンド証券の発行または買戻しの手配等の業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売取扱会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

## 管理会社の概要

## （ ）設立準拠法

アイルランドの法律に基づき、アイルランドにおいて2012年8月7日に設立されました。

## （ ）会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことです。

## （ ）資本金の額（2026年3月末日現在）

資本金の額 4,490,006ユーロ（約8億2,351万円）

発行済株式総数 普通株式4,490,006株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主の決議を要します。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.41円）によります。以下同じです。

## （ ）会社の沿革

2012年8月7日 設立

2016年5月18日 商号をDMSオフショア・マネジメント・サービシーズ（ヨーロッパ）リミテッドからDMSインベストメント・マネジメント・サービシーズ（ヨーロッパ）リミテッドに変更

2021年3月1日 商号をDMSインベストメント・マネジメント・サービシーズ（ヨーロッパ）リミテッドからウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドに変更

## （ ）大株主の状況

（2026年3月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
キング・トプコ・リミテッド	アイルランド、ダブリン4、ポールズブリッジ、シェルボーン・ロード35	4,490,006	100%

## （4）【ファンドに係る法制度の概要】

## （ ）準拠法の名称

トラストは、1990年ユニットトラスト法および欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）規則（2013年S . I .No.257。随時行われる改正を含みます。）（以下「AIFMD規則」といいます）に基づいて設立されています。

## （ ）準拠法の内容

ファンドは、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書によって設定され、ユニット・トラストを構成するアンブレラ型の投資信託です。

ファンドは、1990年ユニットトラスト法に基づきアイルランド中央銀行により認可・監督されています。

アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではありません。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。また、アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもありません。

アイルランド中央銀行は、管理会社、受託会社および投資運用会社の任命を認可しなければなりません。

アイルランド中央銀行は一定の場合、認可を取り消すことができます。

受益証券の販売に際し使用される目論見書およびその追補、刷新または追加を、アイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

ファンドは、独立監査人の監査を受けなければなりません。

#### （5）【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

##### （a）アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければなりません。ファンドの独立の監査人は、グラントソントン（Grant Thornton）です。ファンドは、AIFMD規則およびAIFルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

##### （b）受益者に対する開示

受益者は毎年12月31日に終了する期間のファンドの監査済財務書類を含む年次報告書を受領します。

年次報告書は、関連する期間の終了後6か月以内に入手可能な状態となるか、または適用される法律で義務づけられている場合には、受益者に送付されます。また、受益者は毎年6月30日に終了する半年間の半期報告書を受領します。初回の半期報告書は、2024年6月30日に終了する期間のものとなります。半期報告書は、関連する期間の終了後2か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

##### （a）監督官庁に対する開示

###### （ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

###### （ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

認可の届出の受理

AIFMD規則の下でアイルランドに所在する認可投資信託（以下「認可投資信託」といいます。）は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

認可の拒否または取消

アイルランド中央銀行が、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）（前記（ ）に反することなく）管理会社もしくは受託会社がAIFMD規則およびAIFルールブックの条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはAIFMD規則およびAIFルールブックにより課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可投資信託の認可を取り消すか承認を拒否することがあります。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴える権利があります。

目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければなりません。

ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、AIFMD規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

ファンドの目的は、信託財産の成長を追求することです。

ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、スワップ契約（以下「スワップ契約」といいます。）に従ってゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンク（以下「スワップ・カウンターパーティー」といいます。）との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ（以下、総称して「トータル・リターン・スワップ」といいます。）へ投資します。スワップ契約およびスワップ・カウンターパーティーについての詳細は、以下に記載します。

トータル・リターン・スワップは、ファンデッド型（すなわち、トータル・リターン・スワップの下でのエクスポージャーと引き換えに、受益証券の発行手取金の一部または全部がスワップ・カウンターパーティーに対して支払われます。）であり、ファンドに対して、参照戦略（以下において定義します。）のエクスポージャーを提供します。ファンドのトータル・リターン・スワップに対するエクスポージャーは、申込日／買戻日において、（ ）ファンドが申込請求を受領した場合には増加し、（ ）ファンドが買戻請求を受領した場合には減少します。ファンドのパフォーマンスは、参照戦略のパフォーマンスに連動します。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがあります。

投資運用会社は、円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスの投資者がファンドの基準通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図しています。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産／負債となります。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生します。なお、投資運用会社が為替エクスポージャーをヘッジすることができる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

ファンドの投資が成功する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価する必要があります。後記「3 投資リスク、（１）リスク要因」の項を参照してください。

## ファンドの目的

ファンドの目的は、信託財産の成長を追求することです。

## ファンドの特色

1. ファンドは、S&P500指数(以下「S&P500」または「参照指数」といいます。)を原資産とした上場プット・オプション\*(原則として期間1日)を日次で売却する戦略(以下「本戦略」または「参照戦略」といいます。)に投資を行います。
2. 本戦略への投資を通じて、プット・オプションの売却によるプレミアムの受領により、安定的なインカム収入の獲得を目指します。
3. 「米ドルクラス」、「米ドルクラス(毎月分配型)」、「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」の4つのクラスがあります。「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」は、原則として米ドル売り日本円買いの為替予約取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。

\*当該オプションの権利行使価格を、前日のニューヨーク現地時間正午頃の所定の時間帯におけるS&P500の平均値(以下「権利行使価格算出基準値」といいます。)の97%とすることで、S&P500の下落率が権利行使価格算出基準値から日次で3%以内であれば、オプションの損失は発生しない仕組みとなっています。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

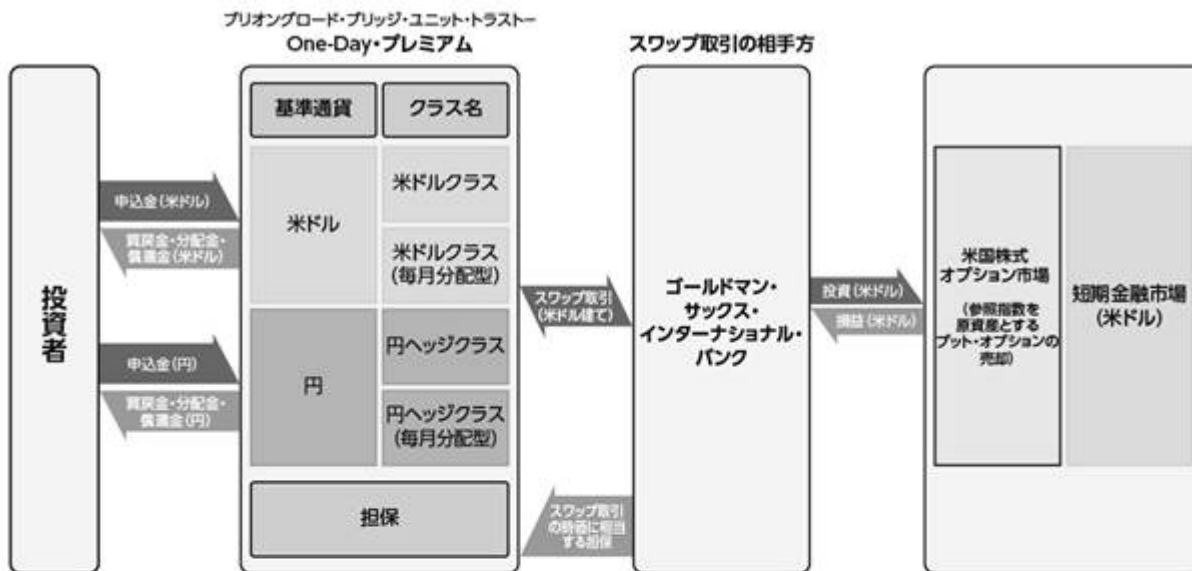
## S&P500指数の概要

米国を代表する株価指数の一つで、米国の証券取引所に上場している主要な約500銘柄で構成される時価総額加重平均型の株価指数です。

### 免責条項

参照戦略に投資するファンドは、S&P Dow Jones Indicesまたはその第三者ライセンサーによって後援、保証、販売または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesまたはその第三者ライセンサーは、ファンドの保有者または一般市民に対し、一般的な有価証券または特にファンドへの投資の推奨度、または参照戦略が一般的な市場パフォーマンスを追跡する能力について、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行いません。S&P Dow Jones Indicesとゴールドマン・サックス・グループ・インクとの参照戦略に関する唯一の関係は、S&P500®指数およびS&P Dow Jones Indicesまたはその第三者ライセンサーの特定の商標、サービスマークおよび取引名称のライセンス供与です。S&P Dow Jones Indicesおよびその第三者ライセンサーは、ファンドの価格および金額の決定、またはファンドの発行もしくは売却のタイミングの決定、またはファンドの現金への転換その他の償還の仕組みに係る方程式の決定もしくは計算について責任を負わず、またそれらに関与していません。S&P Dow Jones Indicesおよびその第三者ライセンサーは、ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連して、いかなる義務または責任も負いません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資アドバイザーではありません。参照戦略への有価証券の組入れは、S&P Dow Jones Indicesまたはその第三者ライセンサーによる当該有価証券の売買または保有の推奨ではなく、投資助言でもありません。

## ファンドの仕組み



ファンドは、その投資目的を達成するため、ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンク(以下「スワップ・カウンターパーティー」といいます。)との間で行われるトータル・リターン・スワップ(以下「トータル・リターン・スワップ」といいます。)へ投資します。

トータル・リターン・スワップは、ファンドに対して、参照戦略のエクスポージャーを提供します。ファンドのパフォーマンスは、参照戦略のパフォーマンスに連動します。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがあります。

**ファンドの投資が成功する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はありません。投資者はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価する必要があります。後記「投資リスク」をご覧ください。**

### トータル・リターン・スワップの概要

ファンドのために行う投資運用会社は、参照戦略のパフォーマンスに対するエクスポージャーを得るため、スワップ契約を締結します。

スワップ契約の条項の下、スワップ・カウンターパーティーは、参照戦略のプラスのパフォーマンスを反映する参照戦略の価値の上昇に基づいてファンドに対して支払いを行う義務を負います。

## 参照戦略の概要

ゴールドマン・サックス・バスケット・シリーズ307トータル・リターン戦略は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが参照戦略のスポンサーとして作成した、合成ルールに基づく独自の戦略です。参照戦略は、米国の証券取引所に上場している大企業500社の株式のパフォーマンスに追随する指数であるS&P500指数のプット・オプション（原則として、期間1日、権利行使価格はプット・オプション締結時の参照指数値の97%）をシステムティックに売り建てた場合のパフォーマンスを複製するものです。参照戦略は米ドル建てです。

参照戦略は、参照指数のプット・オプションを日々ベースでシステムティックに売却し、プレミアムを受領します。各営業日のプット・オプションの満期日において、参照指数がプット・オプションの権利行使価格を下回る水準で終値を付けた場合、プット・オプションの買い手はプット・オプションを行使する可能性が高く、その結果、参照戦略は該当する日にマイナスのパフォーマンスとなる可能性があります。他方、営業日において参照指数がプット・オプションの権利行使価格を上回る水準で終値を付けた場合、プット・オプションの買い手はプット・オプションを行使することができず、参照戦略はプット・オプションに関して支払われたプレミアムの支払いと価値の増加から利益を得ることになります。参照戦略は「トータル・リターン」ベースで計算され、想定現金額に対する合成金利リターンも含まれます。したがって、参照戦略は、金利がプラスの場合、参照戦略が保有する想定現金額のプラスの金利の影響を得られる可能性があります。また、参照戦略は、参照戦略に関連する取引コストの影響によりマイナスの影響を受ける可能性もあります。

売却する上場オプションの権利行使価格は、取引市場が定める呼値の単位（価格の刻み幅）によって権利行使価格算出基準値に対して正確に97%とならない可能性があります。

ファンドは、受託会社および管理会社またはその関連会社により信託証書に従い運用されており、それらの者の商品です。投資運用会社および管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこのファンドのために参照戦略の使用に関するライセンスを得ています。

Goldman Sachs & Co. LLCおよびその関連会社（以下「GS」といいます。）は、ファンドまたはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品もしくは投資信託と、（代行協会員として委託された事務を除き）何らの関係、関与または関連がありません。GSは、ファンドの設立または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。

GSは、ファンドの価格または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡すまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。GSは、ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。GSは投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っていない。GSは、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはなく、ファンドに投資することを推奨することはいけません。

## スワップ・カウンターパーティーの概要

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、ファンドのスワップ・カウンターパーティーとして行ないます。スワップ・カウンターパーティーは、健全性規制機構（PRA）および金融行為規制機構（FCA）により信用機関として規制を受けており、ロンドンに主たる事務所を置き、その最終的な親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクです。スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産に対する裁量権を有しません。

ファンドは、スワップ・カウンターパーティーに対して大きなエクスポージャーを取るため、スワップ・カウンターパーティーの債務不履行または経営・財務状況の悪化等が生じた場合、ファンドが大きな損失を被る可能性があります。後記「投資リスク」をご覧ください。

管理会社は、その単独の裁量により、ファンドが取引を行うことができるスワップのカウンターパーティーを随時追加で承認することができます。そのような追加のカウンターパーティーは、すべて年次報告書において開示されます。

## 参照戦略の概要

ゴールドマン・サックス・バスケット・シリーズ307トータル・リターン戦略（以下「参照戦略」といいます。）は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「GSI」または「参照戦略スポンサー」といいます。）が参照戦略のスポンサーとして作成した、合成ルールに基づく独自の戦略です。参照戦略は、米国の証券取引所に上場している大企業500社の株式のパフォーマンスに追随する指数であるS&P500指数（以下「参照指数」といいます。）のプットオプション（原則として、期間1日、権利行使価格はプット・オプション締結時の参照指数値の97%）をシステムティックに売り建てた場合のパフォーマンスを複製するものです。参照戦略は米ドル建てで、損失額は最大で投資元本となります。

参照戦略は、参照指数のプット・オプションを日次ベースでシステムティックに売却し、プレミアムを受領します。各営業日のプット・オプションの満期日において、参照指数がプット・オプションの権利行使価格を下回る水準で終値を付けた場合、プット・オプションの買い手はプット・オプションを行使する可能性が高く、その結果、参照戦略は該当する日にマイナスのパフォーマンスとなる可能性があります。他方、営業日において参照指数がプット・オプションの権利行使価格を上回る水準で終値を付けた場合、プット・オプションの買い手はプット・オプションを行使することができず、参照戦略はプット・オプションに関して支払われたプレミアムの支払いと価値の増加から利益を得ることになります。参照戦略は「トータル・リターン」ベースで計算され、想定現金額に対する合成金利リターンも含まれます。したがって、参照戦略は、金利がプラスの場合、参照戦略が保有する想定現金額のプラスの金利の影響を得られる可能性があります。また、参照戦略は、参照戦略に関連する取引コストの影響によりマイナスの影響を受ける可能性もあります。

指数のプット・オプションの権利行使価格は、営業日の正午頃（ニューヨーク時間）における指数の時間加重平均価格（以下「TWAP」といいます。）を計算し、これに97%を乗じて各営業日に決定されます（以下「プット計算」といいます。）。プット計算の完了後、参照戦略のスポンサーは、プット計算に最も近い価格の上場プット・オプションを評価し、権利行使価格を決定します。各営業日に設定されたプット・オプションの期間は1日であり、翌営業日の午後4時（ニューヨーク時間）に失効します。したがって、ある営業日のプット・オプションが失効する前に、翌営業日のプット・オプションが締結されます。

参照戦略スポンサーは、ファンドのために行為する投資運用会社および管理会社に対して、ファンドに関する参照戦略の使用許諾を与えています（以下「ライセンス契約」といいます。）。また、GSIは、参照戦略の計算代理人（以下「参照戦略計算代理人」といいます。）として行為し、参照戦略の価値（以下「参照戦略の価値」といいます。）を日次で計算します。ライセンス契約の終了により、関連する参照戦略計算代理人の選任も終了します。

## スワップ・カウンターパーティーの概要

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、ファンドのスワップ・カウンターパーティーとして行為します。スワップ・カウンターパーティーは、欧州国債のプライマリー・ディーラーとして行為し、欧州国債のマーケット・メイク、レンディングおよび証拠金受入行為ならびに証券貸付に関与しています。スワップ・カウンターパーティーの主な監督当局は、健全性規制機構（PRA）および金融行為規制機構（FCA）であり、ロンドンに主たる事務所を置き、その最終的な親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクです。スワップ・カウンターパーティーは、ファンドの資産に対する裁量権を有しません。

ファンドは、スワップ・カウンターパーティーに対して大きなエクスポージャーを取るため、スワップ・カウンターパーティーの債務不履行または経営・財務状況の悪化等が生じた場合、ファンドが大きな損失を被る可能性があります。後記「3 投資リスク、（1）リスク要因」の項を参照してください。

管理会社は、その単独の裁量により、ファンドが取引を行うことができるスワップのカウンターパーティーを随時追加で承認することができます。そのような追加のカウンターパーティーは、すべて年次報告書において開示されます。

## トータル・リターン・スワップの概要

ファンドのために行為する投資運用会社は、参照戦略のパフォーマンスに対するエクスポージャーを得るため、一または複数のスワップ契約を締結します。

スワップ契約の条項の下、トータル・リターン・スワップは、ファンデッド型（すなわち、トータル・リターン・スワップ開始時に、受益証券の発行手取金の全部または一部がスワップ・カウンターパーティーに対して支払われます。）です。スワップ・カウンターパーティーは、参照戦略のプラスのパフォーマンスを反映する参照戦略の価値の上昇に基づいてファンドに対して支払いを行う義務を負います。参照戦略のパフォーマンスがマイナスとなった場合、スワップ・カウンターパーティーは、ファンドがスワップ・カウンターパーティーに支払った当初の資金調達額よりも少ない額（参照戦略の価値の減少を反映した額）をファンドに返還する義務しか負いません。

スワップ契約は、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）に基づき文書化され、ISDAマスター契約に基づく標準的かつ慣例的な解約条項のほか、ファンドに特有の追加的な解約事由（以下において記載します。）が含まれます。さらに、スワップ契約は、参照戦略またはその原資産において特定の混乱事象が発生した場合、トータル・リターン・スワップに基づく支払いが遅延し、および/または調整され、参照戦略の価値がそのような状況下において代替的に決定される可能性があることを規定しています。また、スワップ契約は、ファンドの投資者に影響を与える可能性のある特定の事象の結果についても定めています。

スワップ契約の条項の下、スワップ契約は、スワップ・カウンターパーティーにより、その単独かつ絶対的な裁量において一方的に終了させることができます（以下「スワップ早期終了事由」といいます。）。スワップ・カウンターパーティーは、様々な状況において、かかる終了を選択することができ、これには、トータル・リターン・スワップの想定元本が、ファンドとのトータル・リターン・スワップの取引を継続することがもはや経済的に持続可能でない金額まで減少したとスワップ・カウンターパーティーが判断した場合、または、法的、政治的もしくは経済的枠組みの変化がトータル・リターン・スワップおよび/もしくはスワップ・カウンターパーティーに悪影響を与える/与える可能性があるとしてスワップ・カウンターパーティーが判断した場合が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

また、トータル・リターン・スワップの終了は、既存の、発表された、または新たな法的もしくは規制の枠組み、または管轄権を有する当局によるその解釈により、スワップ・カウンターパーティーがトータル・リターン・スワップをヘッジできない、またはスワップ・カウンターパーティーがそのようなヘッジを実行するために追加コストが発生する場合にも、発生する可能性があります。

### 証券融資取引規制

ファンドは、現在、証券貸付取引、レポ取引またはリバース・レポ取引を行っていません。ファンドのトータル・リターン・スワップへの想定および上限エクスポージャー（純資産額に対する比率）は以下の通りです。

	想定	上限
トータル・リターン・スワップ	100%	110%

投資運用会社は、財務的に健全であり、適切な信用格付を有し、関連する種類の取引に必要な組織構造およびリソースを有し、スワップ・カウンターパーティーがこれに基づいて選択されたものとするカウンターパーティーとのみ取引を行うものとします。

ファンドは、トータル・リターン・スワップに関して担保を受け入れる場合があります。そのような担保は、所定の取引および特定のカウンターパーティーにとって適切な種類のものであり、現金またはG7（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国および米国）加盟国が発行する債券の形態とすることができます。担保は、所有権の移転がある場合、受託会社（またはその委託先）に移管され保管されます。担保として有価証券を受領する場合、ファンドの英文目論見書の条項に従い（投資運用会社が必要または望ましいと判断した場合は適切なヘアカットを適用して）、担保の種類およびファンドの買戻日の頻度を考慮して投資運用会社が適切と判断した頻度で、投資運用会社により評価されます。

トータル・リターン・スワップに従って受け取った担保は、ファンドにより再利用されることはありません。

ファンドは、トータル・リターン・スワップに関連して費用および手数料を負担する場合があります。さらに、ファンドは、代理人およびその他の仲介業者に対して、彼らが引き受ける業務およびリスクの対価として手数料を支払う場合があります。これらの手数料の額は、固定の場合もあれば、変動の場合もあります。

トータル・リターン・スワップのカウンターパーティーの身元（および、該当する場合には、それらが投資運用会社、受託会社またはそれらの代理人と有する可能性のある提携関係）、ならびに、これらの取引に関連してファンドが負担した直接的または間接的な運用費用および手数料に関する情報は、年次報告書において開示されます。

## （２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照してください。

### （3）【運用体制】

#### （ ）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載のとおりです。

管理会社は、ファンドの投資運用をウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッドに委任しています。

ファンドの投資運用会社は、アイルランドで設立された有限責任会社であるウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッドです。投資運用会社は、アイルランドで設立された非公開有限責任会社であるウェイストーン（アイルランド）リミテッド（Waystone（Ireland）Limited）の完全子会社です。

投資運用会社は、アイルランドに住所を有し、アイルランド中央銀行から、2017年欧州連合（金融商品市場）規則に基づく投資会社としての許可を受けています。また、投資運用会社は、12のEUの法域においてサポートを有しています。

2026年3月末日現在、管理会社の取締役は、ジェームズ・アリス（James Allis）、キース・ヘイズリー（Keith Hazley）、サラ・ウォレス（Sarah Wallace）、アンドレア・オマン（Andrea Oman）、グレイン・ドゥーリー（Grainne Dooley）、アンドリュー・キーオ（Andrew Kehoe）およびアンドリュー・ベイツ（Andrew Bates）です。

2026年3月末日現在、投資運用会社の取締役は、ティム・マーフィー（Tim Murphy）、デボラ・レイディ（Deborah Reidy）、セルマ・コッフィ（Selma Coffey）、シェイン・ケリー（Shane Kelly）およびケビン・ライアン（Kevin Ryan）です。

投資運用会社は、運用を行う新規ファンドについてリスク評価を行います。かかるリスク評価は、当該スキームの設定を承認するため開催される関連する取締役会に提出され、かかる取締役会において審議され、承認されます。

#### （ ）運用方針の意思決定プロセス

投資委員会は、ポートフォリオの構築、商品／取引の分析、選定および処分ならびに投資方針、投資制限および適用されるリスク管理規則の遵守について責任を負います。リスク委員会は、リスクに関する事項についてウェイストーンに対し評価および助言を行う責任を負います。

## 管理会社の組織図



## ( ) 職務および権限

ファンドの投資運用に関する意思決定機能を有する部門または役職である投資運用部門では、内部規則に従い、各部門または各役職の主な職務および権限を以下のとおり定めています。

投資運用会社のポートフォリオ管理チームは、ファンドの意思決定に責任を負い、ポートフォリオはファンドの英文目論見書補遺に規定された目標に従うように維持されます。投資サービスチームは、すべての注文がファンドの目的に沿ったものであり、プレトレードベースでファンドの制限の範囲内であることを確認します。取引執行チームは、市場で投資先債券の取引を執行します。投資運用会社の投資委員会は、各マンドートに従った手続きについて責任を負い、監督します。

## ( ) 会議または委員会またはその他の内部組織

## ( a ) ファンドの管理方針の決定

管理会社は、一定の管理業務を行う責任を管理事務代行会社に委任しています。

## ( b ) 運用の実行

投資運用会社はファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを回避するために、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

## ( c ) 監督機能

## ファンド

投資運用会社および管理会社は、投資ガイドラインに抵触していないかどうかを監視します。

管理会社は、パフォーマンスを監視し、ファンドの運用を検討するため、四半期毎に取締役会を開催します。

## 業務委託先

管理会社は、運用中のファンドのパフォーマンスおよび管理会社が一定の業務を委任した業務委託先を監視するためのシステムおよびコントロールを導入しています。これは、取締役会が検討し記録する業務委託先からの四半期報告書の必要事項に明示されます。

管理会社は、90日前の通知によりまたは所定の事由が発生した場合は直ちに、ファンドのために管理事務代行契約を解約し、管理事務代行会社への業務委託を終了することができます。

(d) リスク管理、運用の評価および法律問題の取扱い

管理会社および受託会社は、法律上の助言を必要とする問題については必ず法律顧問に検討を依頼しています。

(4) 【配分方針】

管理会社の取締役は、米ドルクラス受益証券または円ヘッジクラス受益証券に関して、分配を宣言する意図はありません。これらの受益証券に関する分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、当該受益証券の純資産価格に反映されます。

通常の場合において、管理会社の取締役は、米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に関して、毎月、取締役が決定した金額の分配金を支払う予定です。これらの受益証券に関する分配は、毎月5暦日（ただし、当該月の5暦日が営業日でない場合、5暦日の翌営業日）（以下「分配金宣言日」といいます。）に宣言され、支払われます。

毎月分配型クラスのキャピタル・ゲインまたはインカム・ゲインが分配宣言日に分配金を支払うに足りる十分な額でない場合、管理会社の取締役は、当該毎月分配型クラスの元本を上記の分配金の支払に充当することができます。

元本からの分配は、受益者により多くの利益を分配する可能性があります。受益証券に関する元本がすべて枯渇することを含め、将来のリターンが減少するおそれもあります。毎月分配型クラスの投資者は、ファンドが元本から分配金を支払う場合、収益の分配とは異なる税務上の影響が生じ得ることに留意する必要があります。投資者は、元本からの分配は元本の払戻しの一形態であることに留意する必要があります。また、投資者は、米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に関して宣言される分配金の額は管理会社の取締役の裁量により変更される可能性があることにも留意する必要があります。

## 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

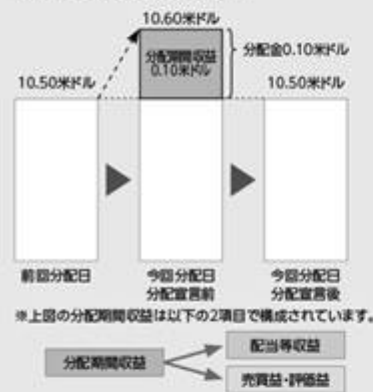
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間<sup>(注)</sup>中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前回分配日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

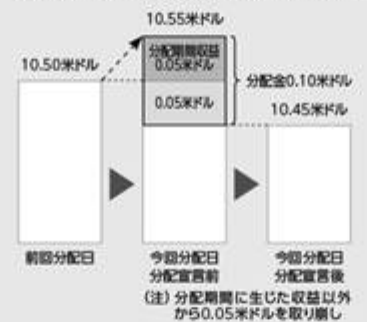
(注) 分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指します。

### 分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合

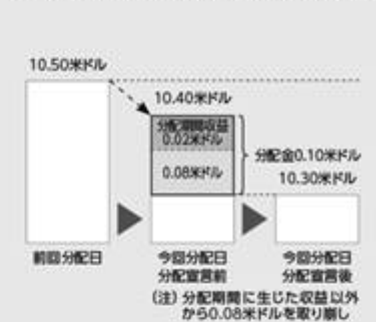


### 分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



<前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



\*上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

\*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、日本円)により表示されます。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が減価することに十分ご注意ください。

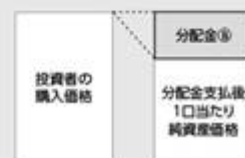
投資家のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 購入価格を上回る部分(分配金④)に加え、下回る部分(分配金⑤)も分配金として課税対象となります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 購入価格を下回る部分(分配金⑤)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「税金」をご覧ください。

**（５）【投資制限】****投資制限**

管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。

管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の20%を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- （b）ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15%を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書または英文目論見書補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。
- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- （e）有価証券の空売りをを行うこと。
- （f）後記「借入れおよびレバレッジ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- （g）一の発行者の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行者の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該株式または受益証券を保有すること。
- （h）一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行者に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行者に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方（スワップ・カウンターパーティー）を含みます。）の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。）
- （i）一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、（ ）有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除きます。）、（ ）金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除きます。）および（ ）匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10%を超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該（ ）有価証券、（ ）金銭債権および（ ）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。）
- （j）一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20%を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

(k) 内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が純資産価額の80%を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および日本証券業協会の規則の下におけるデリバティブ取引等の投資指図を行うこと。

前記（g）から（j）までの投資制限に基づく発行者集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行者および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行者および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行者および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該修正または削除について受益者に対し事前の通知を行うものとします。）。

管理会社は、（ ）受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ ）ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに／または（ ）投資方針およびガイドラインからの逸脱が（a）ファンドを終了する準備を行うためもしくは（b）ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資制限（ただし、（a）ないし（f）の投資制限を除きます。）から一時的に逸脱することを決定することができます。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

### サステナビリティ方針

管理会社はファンドを、サステナブルファイナンス開示規則（EU）2019/2088（以下「SFDR」といいます。）における第6条ファンドに分類しています。これは、ファンドが、環境または社会的な特徴をSFDR第8条に定める特定の基準に適合した方法で推進しないこと、また、サステナブル投資を自己の目的としてSFDR第9条に定める特定の基準に適合した方法で掲げないことを意味します。したがって、管理会社および投資運用会社のいずれも、ファンドに関して行う投資判断において、サステナビリティ・リスクを組み込みません。

SFDRはサステナビリティ・リスクを、それが発生した場合に、投資対象の価値に現実のまたは潜在的な重大なマイナスの影響を及ぼしうる環境、社会もしくはガバナンス上の事象または状況と定義しています。ファンドの投資戦略に鑑みて、投資運用会社は、サステナビリティ・リスクがファンドに重大な影響を及ぼすとは考えていません。しかしながら、サステナビリティ・リスクは、以下を含みますが、これらに限らない様々な方法で顕在化する可能性があり、スワップ・カウンターパーティーまたはファンドが間接的なエクスポージャーを有する事業体（参照指数の構成銘柄を含みます。）が直面するサステナビリティ・リスクはファンドの財務特性、収益性または評判にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

- 環境、社会またはガバナンスの基準の非遵守の結果、レピュテーションが損なわれ、これを原因として商品およびサービスの需要が低下しまたは企業や業界グループの事業機会が喪失すること
- 法律、規制または業界水準の変更により、企業または業界全体の成長および発展の見通しに影響を及ぼす罰金、制裁または消費者行動の変更を生じさせる可能性
- 法律または規制の変更により、より高いESG基準を満たしていると見られる企業の有価証券の需要が高まり、ひいては同有価証券の価格が過度に上昇する可能性
- 法律または規制の変更により、環境、社会またはガバナンス上の基準または活動について、誤解を招く情報を提供するインセンティブを企業に与える可能性

サステナビリティ・リスクが発生する場合、またはサステナビリティ・リスクが投資運用会社の予期せぬ方法で発生する場合、トータル・リターン・スワップの価値、ひいてはファンドの純資産価額に、突然、重大なマイナスの影響が生じる可能性があります。

ファンドの投資対象は、タクソノミー規則（EU規則2020/852）に規定されている、環境的に持続可能な経済活動に関する欧州の基準を考慮していません。

#### 借入れおよびレバレッジ

ファンドは、一時的な流動性管理目的で、借入れを行うことができます。日本証券業協会の規則に基づき、ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。AIFMDは、レバレッジをファンドのエクスポージャーと純資産価額との比率で表すことを義務付けており、そのようなエクスポージャーの計算方法として、グロス方式とコミットメント方式の2種類の方式を規定しています（いずれもAIFMDレベル2に詳細が記載されています。）。ファンドのレバレッジは、コミットメント方式では115%を超えず、グロス方式では115%を超えません。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券の純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

#### ( ) トラストに関するリスク要因

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

ファンドへの投資には、高度なリスク（投資額の全額を失う可能性があるリスクを含みます。）が伴います。各ファンドは、主として特定の投資対象を購入するように設計されており、かかる投資対象は、当該ファンドに重大なリスクをもたらします（資産のパフォーマンス、価格ボラティリティ、管理事務リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。）。ファンドの投資プログラムが成功するという、または当該ファンドのリターンが示す投資者の伝統的な証券ポートフォリオとの相関性は低いという保証または表明は行われません。投資予定者は、ファンドへの投資が適切な投資であるかを判断する際に以下の追加の要因を考慮すべきです。

各ファンドは、投機的投資とみなされることがあり、完全な投資プログラムとして意図されているものではありません。ファンドへの投資は、自らの投資を失う経済的リスクに耐えることができ、かつ、英文目論見書および申込契約に定められる条件を満たしている者にのみ適しています。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に伴うリスク（以下に述べるものを含みますが、これに限られません。）を慎重に考慮すべきです。以下に述べる様々なリスクが、ファンドに当てはまる可能性があります。以下は、ファンドへの投資について発生しうるリスクをすべて記載することを意図したものではありません。また、以下で取り上げられていない異なるリスクまたは新たなリスクが将来発生する可能性があります。受益者となる予定の者は、ファンドへの投資に係るリスクについて自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談すべきです。かかるリスクはいずれも、ファンドおよびその受益者に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

一時点におけるファンドの受益証券の申込価格と買戻価格の差額（適用ある販売手数料、買戻手数料または希薄化防止賦課金によるものを含みます。）は、投資を中長期的なものとするべきであることを表します。

リスクの中には特定のファンドとの関連性がより高くなるものがありますが、投資者は、本書において述べられているリスクが当該ファンドに関連する可能性がある限りにおいて、自らがかかるリスクをすべて理解していることを確実にすべきです。

投資者は、自らが投資しようとする特定のファンドに当てはまるかどうかを判断すべく、本項において概説されるリスクをすべて読むべきです。

以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連する特定のリスクを詳述したものであり、投資者は、かかるリスクについて自らの専門アドバイザーに相談することが推奨されます。以下の投資リスクは、ファンドへの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に要約したものとなることが意図されたものではありません。

信託証書に定められる場合を除き、受益者は、トラストの運用またはトラストの事業の管理に参加する権利を有しません。トラストは、管理会社およびその他のサービス提供会社の内部管理およびシステムが適切に機能しているかに左右されます。したがって、いかなる者も、トラストの運用面全般を管理会社およびかかるその他のサービス提供会社に委ねる意思を有しない限り、受益証券を購入すべきではありません。

#### 政府による投資制限

政府の規制および制限により、ファンドが売買することができる有価証券の金額および種類が制限されることがあります。ファンドが特定の国の企業または政府の有価証券に投資する能力は、制限され、または場合によっては禁止される可能性があります。その結果、ファンドの資産の大部分は、かかる制限のない国に投資されることがあります。また、かかる制限は、有価証券の市場価格、流動性および権利に影響を及ぼす場合もあり、ファンドの費用を増大させる可能性があります。さらに、特定の国の政府が定めた方針が、各ファンドの投資対象およびファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがあります。

その上、投資収益および投資資本の本国送金には、特定の政府の一定の同意が必要となる等の制限が課されることが多く、明確な制限がない場合であっても、本国送金の仕組みが、ファンドの運営の特定の側面に影響を及ぼす可能性があります。

### **受託会社に対するカウンターパーティー・リスク**

トラストおよび各ファンドは、カウンターパーティーとしての受託会社、または受託会社もしくはその他の預託機関が現金を保有する場合に受託会社が用いる預託機関の信用リスクにさらされます。受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合、関連するファンドは、関連するファンドの現金保有高に関して受託会社またはその他の預託機関の一般債権者として扱われます。ただし、関連するファンドの有価証券は、受託会社またはその他の預託機関により分別勘定で維持されており、受託会社またはその他の預託機関が支払不能に陥った場合には保護されることになっています。かかるカウンターパーティーが財務上の困難に陥った場合には、関連するファンドがその資本をすべて損失なく回収することができる場合であっても、関連するファンドによる取引がその間に著しく阻害され、場合によっては重大な損失をもたらすおそれがあります。

### **受益者を代表する独立した専門家の不存在**

管理会社は、トラストおよびファンドの仕組みおよび条件に関して法律顧問、会計士およびその他の専門家に相談していますが、かかる法律顧問は、受益者を代表するものではありません。管理会社取締役は、各投資予定者に対し、受益証券の取得の是非およびトラストの受益証券に投資することの適切性に関して自らの法務アドバイザー、税務アドバイザーおよび金融アドバイザーに相談するよう奨励しています。

## サービス提供会社に関するリスク

トラストには従業員はいません。したがって、トラストは、トラストおよび各ファンドの運営に不可欠なサービスを行うサービス提供会社（管理会社、管理事務代行会社、受託会社および投資運用会社を含みますが、これらに限られません。）のパフォーマンスに依拠しています。かかるサービス提供会社はその任命条件に従ってトラストまたは関連するファンドに対する義務を履行しなかった場合（当該サービス提供会社が契約条件に違反している状況を含みます。）には、トラストおよび/または当該ファンドの運営に重大な悪影響が及ぶおそれがあります。

トラストおよび各ファンドの成否は、管理会社の投資運用者としての技能に大きく左右され、管理会社もしくは管理会社が起用する個人が関連するファンドに対して助言を提供し、かつ、関連するファンドのために取引を行う意思を有し続ける、もしくはかかる助言の提供もしくは取引を行うことが可能であり続ける、または管理会社もしくはかかる個人による取引が将来利益を上げる保証はありません。

サービス提供会社とトラストの関係を規定する契約では、当該サービス提供会社はトラストおよび特定の状況においては受益者に対してのみ責任を負うことが規定されており、ほとんどの場合、かかる契約は、サービス提供会社がトラストおよび各ファンドに生じさせうる損失につき当該サービス提供会社を免責するものとなっています。

したがって、ファンドへのサービスの提供に従事するサービス提供会社の作為または不作為によりファンドが被った損失または損害を当該ファンドが回収する権利は、関連するサービス提供会社を任命する契約のうちの当該サービス提供会社の責任を制限する規定による影響を受けることがあり、かかる制限の結果として、当該ファンドの回収額（もしあれば）が実際に被った損失を大きく下回ることになる可能性があります。

## 多額の買戻し

受益者による短期間の多額の買戻請求により、ファンドは、当該買戻しの資金を賄うために現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早期に一定の投資対象を換金し、より少ない資産ベースを適切に反映したポートフォリオを達成する必要が生じる可能性があります。その結果、ファンドの投資方針の実行に成功する管理会社の能力が制限されることがあり、買戻対象の受益証券の価値および発行済みのまま残存する受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、買戻請求の受領後、ファンドは、適用ある買戻日より前に資産を換金する必要が生じる場合があり、その結果、ファンドは、当該買戻日までの間、現金または流動性の高い投資対象を保有することとなる可能性があります。当該期間中、管理会社のファンドの投資方針を実行する能力が損なわれるおそれがあり、その結果、ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、多額の買戻請求が出される期間にかかわらず、結果としてファンドの純資産価額が減少することにより、ファンドは、利益を生み出すことまたは損失を回復することがより困難になる可能性があります。受益者は、特定の買戻日に係る多額の買戻請求についての通知をファンドから受領しないため、買戻しを行う受益者より前に、または同時期に受益証券またはその一部を買い戻す機会を得られない場合があります。

ファンドが仕組商品（当該仕組商品に基づくポジションのヘッジに関連するものを含みますが、これに限られません。）、とりわけ存続期間が定められた仕組商品の募集に直接または間接的に関連する投資を受け入れる場合、短期間の多額の買戻請求のリスクが高まる可能性があります。ファンドは、その単独裁量により決定するところに従い、かかる投資を受け入れ、または受け入れないことができ、かかる投資は、いつでもファンドの純資産価額の重要な部分を占める可能性があります。

## 申込金および買戻金回収口座の運用について

トラストは、トラストの名義でアンブレラ・レベルの回収口座（以下「アンブレラ現金回収口座」といいます。）を設定しており、ファンド・レベルではかかる口座を設定していません。ファンドへの申込金、ファンドからの買戻金および分配金はすべて、アンブレラ現金回収口座に支払われます。ファンドに関して受領した早期申込金を含むアンブレラ現金回収口座の資金は、2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法（第

48条（１）項）ファンド・サービス・プロバイダーのための2015年投資家資金規則による保護の対象とはなりません。

受益証券の発行および／または関連するファンド名義の口座への申込金の支払いならびに買戻金または分配金の支払いが留保されている間、アンブレラ現金回収口座内の資金は、それらが帰属する関連するファンドの資産であり、関連する投資家は、当該ファンドによって支払われたまたは当該ファンドが支払うべき金額に関して、当該ファンドの無担保債権者となります。

ファンドに帰属するすべての申込金（受益証券の発行に先立って受領した申込金を含みます。）ならびにファンドから支払われるすべての買戻金、配当金または現金での分配金は、アンブレラ現金回収口座を介して分配され、管理されます。アンブレラ現金回収口座に支払われた申込金は、トラスト名義の口座に入金されます。ブロックされた買戻金または分配金を含む買戻金および分配金は、支払期日（またはその後ブロックされた金銭の支払いが認められた日）までアンブレラ現金回収口座に保管され、その後、関連するまたは買戻しを行った投資主に支払われます。

受託会社は、アンブレラ現金回収口座内の資金の保管および監督に責任を持ち、アンブレラ現金回収口座内の関連する金額が適切なファンドに帰属することを確認します。

AIFM（またはその関連会社のいずれか）、登録機関および名義書換代理人、ならびに受託会社は、アンブレラ現金回収口座に関する運用手順（トラストの参加ファンドの特定、アンブレラ現金回収口座からの資金移動のために従うべき手順およびプロトコル、日々の調整プロセス、ならびに申込金の支払いの遅れによりファンドに不足額および／またはタイミングの違いにより他のファンドに帰属する資金の当該ファンドへの移動が生じた場合に従うべき手続き）に同意しています。

投資家または関連ファンドを特定するのに十分な書類が揃わないまま、アンブレラ現金回収口座に申込金が支払われた場合、当該金額は、関連する投資家に返却されます。必要な完全かつ正確な書類の提供を怠った場合、投資家の責任となります。

## 外国税

トラストは、実収入および自己の投資につき生じたキャピタル・ゲインに関して、アイルランド以外の国の税金（源泉徴収税を含みます。）を納付する義務を負う場合があります。トラストは、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約に基づき、かかる外国税の税率の軽減による恩恵を受けることができない可能性があります。よって、トラストは、特定の国において負担したいかなる外国源泉徴収税についても、返還を求めることができない可能性があります。かかる状況が変わり、トラストが外国税の払戻しを受けた場合、ファンドの純資産価額は改定されず、払戻し時の比率に応じてその時点で存在する受益者に利益が分配されます。

## 受益証券の限定的流動性、買戻し

受益証券には一定の制限（後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」の項に定める買戻しの制限を含みます。）が課されるため、ファンドへの投資は、流動性が限定的です。限定的な買戻権に従い、各受益者は、トラストへの投資の経済的リスクを無期限に負う用意がなければなりません。受益証券には、譲渡の制限が課されます。後記「第２ 管理及び運営、４ 受益証券の譲渡」の項をご参照ください。買戻権は、一定の状況において制限または延期される場合があります。後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」の項をご参照ください。

よって、ファンドへの投資は、自らの受益証券の限定的流動性に関連するリスクを負うことのできる投資に精通した一定の投資者のみに適しています。受益証券の売買のための独立した市場は存在せず、かかる市場が形成される予定もありません。

## 資産の評価

純資産価額を計算する目的で取得されるファンドの資産の評価は、有価証券の売却価格に反映されない場合があります。資産の評価の詳細については、後記「第2 管理及び運営、5 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項をご参照ください。

### 個別の法律顧問の不存在

トラストおよび管理会社のアイルランド法律顧問は、アイルランドの法律事務所であるマテソンが務めます。英文目論見書は、管理会社取締役および管理会社により提供された情報に基づき作成されたもので、マテソンは、当該情報を独自に検証していません。マテソンは、ファンドの投資者を代理することはなく、受益者を代理して行為する独立した法律顧問は雇用されていません。

上記のリスク要因一覧は、トラストへの投資に伴うリスクを完全に列挙または説明するものではありません。投資予定者は、トラストに投資するか否かを決定する前に、本書をもれなく読み、自らのアドバイザーに相談すべきです。また、トラストの投資プログラムが時間の経過とともに発展し、変更されるにつれて、トラストへの投資は、追加の異なるリスク要因にさらされる可能性があります。

### （ ）ファンドに関するリスク要因

各投資者は、受益証券に投資する前に独立した投資助言を得るべきです。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーによる独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきです。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではありません。

受益証券への投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受けます。ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしえます。受益証券に流通市場が存在する可能性は低いです。投資者は、ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきです。また、すべての投資者は、本書に記載される受益証券の取得の結果に関する影響およびリスクについて、自身の顧問に相談することを奨励されます。以下に掲げるリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではありません。

### ファンドに関連するリスク

#### 投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が、一定期間のうちに達成される保証はありません。

投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば下落する可能性もあることを認識すべきです。特に、ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服します。

#### 流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されていません。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によらない限り、その受益証券を換金することができないおそれがあります。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。さらに、受益者が自らの受益証券の買戻しをさせることができないおそれもあります。

#### 無保証

ファンドに対する投資は、政府、官庁または機関のいずれによっても保証または付保されておらず、銀行による保証もありません。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、銀行によって保証または裏書きされず、受益証券に投資された金額は上下に変動する可能性があります。元本の確保は保証されません。

ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。受益者が当初の投資の総額を回収することができるという保証はありません。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る覚悟をしておくべきです。

#### ファンドの実績の不存在

ファンドは、これから投資プログラムを開始しようとしているため、運用歴または運用実績はありません。管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもファンドの将来の結果を示すものではありません。

#### 価格変動リスク

ファンドへの投資には、参照戦略の価値の変動等の様々なリスクが伴います。参照戦略の価値の下落、スワップ・カウンターパーティーの破綻や財務状況の悪化等の市場環境により、ファンドの純資産価格が下落し、投資元金を割り込み損失を被ることがあります。

#### 集中投資リスク

管理会社は、参照戦略へのエクスポージャーを通じて、ファンドの投資ポートフォリオを特定の投資先資産に集中します。その結果、ファンドの投資ポートフォリオは、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けるおそれがあります。

#### 投資対象資産の流動性

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連します。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にあります。相対的に流動性が低い有価証券に対してファンドの資産を投資することにより、管理会社がファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがあります。ファンドのポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中し、これはファンドの流動性に影響を及ぼすことがあります。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがあります。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性があります。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生します。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性があります。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴います。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではありません。

#### 一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条項に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに／または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができます。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできません。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資資産の時価を獲得することができません。

#### 買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券に関して大量の買戻し請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にファンドの投資対象を換金しなければならない可能性があります。

#### 分配

特定の受益証券クラスに適用される分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することです。したがって、そのような受益証券クラスへの投資は、インカム・ゲインを求める投資者には適合していないことがあります。

#### 受益証券 1 口当たり純資産価格

設立費用は、管理会社が他の方法を適用することを決定しない限り、最初の3会計期間にわたって償却されます。当該償却の結果、純資産価額は、減額されます。最初の3会計期間末より前に受益証券の買戻しを選択する受益者は、高い比率の経費を負担するおそれがあります。

#### 為替リスク

米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券は米ドル建て、および円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は日本円建てです。そのため、投資者の金融活動が主に米ドルまたは日本円以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」といいます。）建てである場合、通貨の転換に関連する一定のリスクが生じます。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク（米ドルまたは日本円の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含みます。）および関連する米ドルまたは日本円または投資者通貨（いずれか該当する方）を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルまたは日本円に対する投資者通貨の価値が上昇した場合、（a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額ならびに（b）支払われるべき分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額が減少します。

また、円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス受益証券につきましては、為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図ることが意図されていますが、為替リスクを完全にヘッジできる保証はなく、為替変動の影響を受ける可能性があります。

#### クラス間債務

受益証券は、様々なクラスで発行されます。信託証書は、ファンドの債務が様々な受益証券クラス間に帰属する方法を規定しています（債務は、債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドは単一の信託として構成されており、いかなる受益証券クラスの保有者も、他の受益証券のクラスに帰属する資産がそれらの債務を返済するのに不十分である場合、当該保有者の保有する受益証券クラスに対応しない他の受益証券クラスに関して発生した債務を負担することを強制されることがあります。したがって、受益証券クラスに帰属する債務が、特定の受益証券クラスに限定されるものではなく、一または複数の他の受益証券クラスに帰属する資産から支払われることを要求される可能性があるというリスクがあります。

#### 受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行される可能性があります。当該追加受益証券クラスの設定に関連する経費および費用の一部または全部は、当該受益証券クラスのみによって負担されず、例えば、ファンド全体によって負担されることがあります。これは、当該追加受益証券クラスが設定される前に発行されている受益証券クラスの受益証券1口当たりの純資産価格に悪影響を与える可能性があります。

#### 補償

管理事務代行会社、管理会社、投資運用会社および受託会社を含みますがこれらに限定されない様々なサービス・プロバイダーは、ファンドに関するサービスについてそれぞれの契約条件に基づき、ファンドの資産から補償を受ける権利を有する場合があります。ファンドは、これらの義務により、相当な補償の支払いを求められる可能性があります。

#### ゴールドマン・サックス免責条項

ファンドは、受託会社および管理会社またはその関連会社により信託証書に従い運用されており、それらの者の商品です。投資運用会社および管理会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこのファンドのために参照戦略の使用に関するライセンスを得ています。

Goldman Sachs & Co. LLCおよびその関連会社（以下「GS」といいます。）は、ファンドまたはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品もしくは投資信託と、（代行協会会員として委託された事務を除き）何らの関係、関与または関連がありません。GSは、ファンドの設立または販売に責任を負わず、また参加していません。GSおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。

GSは、ファンドの価格または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡したまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。GSは、ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。GSは投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っておりません。GSは、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはなく、ファンドに投資することを推奨することを行いません。

## トータル・リターン・スワップおよびスワップ・カウンターパーティーに関するリスク

### スワップ・カウンターパーティーの義務の不履行

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、スワップ契約上の単独または主たるスワップ・カウンターパーティーとなる可能性があります。例外的な状況下において、スワップ・カウンターパーティーは、規制上の理由、スワップ・カウンターパーティーに関連する税法もしくは会計法の変更、またはその他の理由により、スワップ契約に基づく義務を履行できない可能性があります。このような場合、ファンドの投資戦略が中断または中止されるリスクがあります。このような状況下において、ファンドの投資目的および投資方針が達成されない可能性があります。このような状況下において、ファンドにおいて発生した損失を回復できない可能性があります。

ファンドが受益者に対する義務を履行できるかどうかは、スワップ契約の下でスワップ・カウンターパーティーがファンドに対して義務を負う支払いをファンドが受領することができるかどうかによって依拠します。その結果、ファンドはスワップ・カウンターパーティーの信用力にさらされることとなります。

### 利益相反 - スワップ・カウンターパーティー

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、ファンドの単独または主たるスワップ・カウンターパーティーとなり、また、参照戦略計算代理人も兼務する可能性があります。ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは高度に専門化されている可能性があり、ゴールドマン・サックス以外にそのような店頭デリバティブ商品を提供するカウンターパーティーが存在しない可能性があります。

スワップ・カウンターパーティーは、トータル・リターン・スワップの価格から利益を得る可能性がありますが、これは市場で入手可能な最良の価格とは限りません。潜在的な利益相反の詳細につきましては、後記「参照戦略に関する利益相反」および「潜在的な利益相反」の項を参照してください。

## 参照戦略に関するリスク

### 参照戦略はアクティブ運用されないこと

参照戦略は、上記のあらかじめ決められたルールおよび参照戦略規則に従って運用されます。参照戦略に組み込まれたリターン以上にリターンを高めるようなアクティブ運用は行われません。

市場参加者は、多くの場合、市場、政治、金融、その他の要因から投資先を迅速に調整することが可能であり、アクティブ運用される商品は、アクティブ運用されない戦略よりも、直接的かつ適切に、市場、政治、金融、その他の要因に対応できる可能性があります。参照戦略が、アクティブ運用される同等の戦略を複製または上回るという保証はなく、参照戦略のリターンがアクティブ運用される戦略のリターンを下回るリスクがあります。

### 参照戦略に関する利益相反

ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略に関連して多様な役割を担います。

( ) GSIは、参照戦略に関して参照戦略計算代理人であるため、参照戦略計算代理人の資格において、参照戦略の価値を計算し、これを公表し、また、参照戦略スポンサーの資格において、参照戦略に関する一定の決定を随時行う責任を負います。

（ ）参照戦略は、GSIが開発したアルゴリズムにより設計され、これに従って運営されます。とりわけ、GSIは、パラメーターを設定し、その中で参照戦略を運営します。以下に定める限られた場合を除き、GSIは、通常、参照戦略の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照戦略に関していかなる受託者責任も負っていません。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳述するとおり、参照戦略の価値に有利または不利な影響を及ぼす可能性のある広範な活動に従事しています。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、参照戦略の一または複数のスポンサーおよび/または戦略計算代理人である場合があり、その資格において、参照戦略の価値に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有することがあります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、随時、参照戦略計算代理人（または参照戦略またはその構成銘柄に関するその他の計算代理人）および参照戦略、参照指数またはその構成銘柄に関する第三者データ提供会社に対する直接的または間接的な所有持分を有することがあります。

#### 潜在的な利益相反

ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその義務を履行しますが、同社グループが参照戦略に関して履行する役割と同社グループの利益の相反に直面する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけその他の事業において、参照戦略、参照戦略に連動した商品もしくはその構成銘柄、および/またはその構成銘柄が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品について、現物のもしくは経済的その他の持分（ペアかつ/またはショートの場合に依じます。）を含みます。）を有するか、またはかかる持分を設定するために取引を締結する可能性があり、自らの持分に関して自らが適切とみなすとおり措置を講じ、またはその他の行為を行う可能性があります。これらの行為は、参照戦略の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、これらには以下が含まれることがあります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略に連動する商品、参照ファンド、参照指数および数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの活動は、参照戦略の価値に悪影響を及ぼす可能性があります（さらに参照戦略に連動する商品に対するリターンおよびその価額に影響を及ぼす可能性があります。）。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略、参照指数、またはその構成銘柄に関する情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略に連動する商品を取得し、または締結する者の利益のために当該情報を利用する義務を負うものではありません。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の活動が、参照戦略に連動する商品を取得する者の利益と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、参照指数の構成銘柄を受領する可能性があります。これらの取引の過程で、ゴールドマン・サックス・グループの顧客は、他の投資者に提供される前に参照戦略に関する情報を受領する場合があります。かかる活動のいずれも、参照指数の構成銘柄の水準に影響を及ぼすことにより直接的または間接的に参照戦略の価値に悪影響を及ぼし、ひいては参照戦略に連動する商品の市場価値および当該商品の満期における支払金額に悪影響を及ぼす可能性もあります。参照戦略の運営者またはスポンサーとして、GSIは、特定の状況下において、参照戦略およびこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う際の裁量権を有します。GSIは、参照戦略に連動する商品（ゴールドマン・サックス・グループの構成会社により発行された商品を含みます。）の満期または期限前償還時（場合に応じます。）における現金によるGSIの支払金額を算出するためにこれらの決定を行使することができます。GSIによるこの裁量権の行使は、参照戦略の価値および参照戦略に連動する当該商品の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。参照戦略の手法を変更する参照戦略スポンサーによる裁量権の行使は、参照戦略に連動する一もしくは複数の商品、および/またはその構成要素もしくは当該構成要素が参照するか、もしくはこれに連動する投資商品に関する、参照戦略スポンサーによる、自己勘定のための取引活動、自らが運用を行うその他の勘定のための取引活動、顧客のために取引を円滑に行うための取引活動に関して多額の利益をもたらす可能性があります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、参照戦略または参照指数を設定し公表する可能性があります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略に連動する商品への投資とは矛盾する調査の公表、意見の表明、または推奨を行う可能性があります、それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見または推奨は、参照戦略または参照戦略に連動する商品の価額および／またはパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、構成要素のスポンサーに対する所有持分を有することがあるため、当該構成要素の手法およびその他の特性に影響を与えることができる場合があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、構成要素（またはその構成銘柄）の水準、クーポンおよび／または内訳の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することがあります。いずれかの構成要素への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および／または当該構成要素に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があり、当該構成要素のパフォーマンスに影響を及ぼすことがあります。

（ ）ゴールドマン・サックス・グループは、参照戦略計算代理人に対する所有持分を有しており、参照戦略またはいずれかの構成要素に関する第三者データ提供会社に対する所有持分も有することがあるため、参照戦略計算代理人またはその他の戦略計算代理人の決定に影響を与えることができる場合があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループの構成会社は、参照戦略の水準、クーポンおよび／または構成要素の計算に直接的に使用される価格決定データまたはその他のデータを提供することがあります。参照戦略への出資者であるゴールドマン・サックス・グループの構成会社の活動は、投資者および／または参照戦略に連動する商品の取引相手方の利益と相反する可能性があり、参照戦略のパフォーマンスに影響を及ぼすことがあります。

#### トラッキング・リスク

参照戦略は、資産への想定投資額から算出される計算に基づいています。参照戦略が当該資産に対し合成したエクスポージャーを設定する場合であっても、当該資産への直接投資に起因する費用および制限が考慮され、参照戦略およびその価格に反映されます。

#### 税金

参照戦略のリターンは、参照戦略によって参照された資産に関して支払われるべき税金を控除したものとなります。

#### 参照戦略の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない可能性があります

参照戦略の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。参照戦略は、過去の特定の資産の運用成績に基づくものであり、過去の所定の期間のデータを利用して市場の傾向を捉えることを目的としています。しかしながら、参照戦略の将来における実際の運用成績は、参照戦略の過去の運用成績とほとんど関連性がない可能性があります。

#### 参照戦略に関する情報は参照戦略のパフォーマンスの保証ではありません

提供されることのある参照戦略の運営および／または潜在的リターンに関する一定の表明および過去データの分析またはその他の統計分析に関する資料（以下「バック・テスト」と総称します。）は、参照戦略が実在する前にどのようなパフォーマンスを上げていた可能性があるかを推定するためのいくつかの想定条件、過去データからの推定、シミュレーション分析および仮定の状況に基づいています。参照戦略スポンサーは、入手可能な過去データを使用して、参照戦略が設定される前の参照戦略の仮想水準を計算することがあります。当該過去データが入手不可能である、または不完全であると参照戦略スポンサーが判断した場合には、参照戦略スポンサーは、当該過去データの代わりに代替のデータ情報源を使用し、参照戦略が設定される前の参照戦略の仮想水準を計算するために必要であると参照戦略スポンサーがみなすとおりに戦略の手法に一定の修正を加えることができます。参照戦略スポンサーは、参照戦略がかかる資料に適合する方法で運営される、またはこれまで運営されていたであろうことを保証または確約する者ではありません。そのため、参照戦略に関して提供されるかかる資料に投影されている過去のリターンまたはかかる分析に基づく仮想シミュレーションには、いずれかの期間の参照戦略のパフォーマンスが反映されていないことがあり、かかる過去のリターンまたは仮

想シミュレーションは、いずれかの期間の参照戦略のパフォーマンスまたはリターンに関する保証または確約ではありません。さらに、参照戦略のバック・テストは、第三者が参照戦略スポンサーに提供した情報およびデータに基づいています。参照戦略スポンサーが提供された当該情報またはデータの正確性および/または完全性の検証または保証を独自に行っていることはなく、参照戦略スポンサーは、当該情報、データおよび/またはバック・テストにおける不正確性、遺漏、錯誤または誤謬につき責任を負いません。

#### 参照戦略設定日

参照戦略は、参照戦略の価値がバック・テストに基づく「参照戦略の当初価値」（参照戦略に関する規則に定められます。）と同額になったであろう日として参照戦略スポンサーが（上記においてさらに詳述されたとおりシミュレーション分析および仮想の状況を用いて）決定する日である参照戦略の「参照戦略設定日」からしか計算されません。そのため、参照戦略設定日から参照戦略に連動する投資商品（ファンドを含みません。）が最初に実行される日（参照戦略設定日よりもかなり後になることがあります。）までの期間に関するかかるバック・テストを経たデータまたは分析に基づく過去のリターンまたは仮想シミュレーションには、いずれかの期間にわたった参照戦略のパフォーマンスが反映されていないことがあり、かかる過去のリターンまたは仮想シミュレーションは、いずれかの期間にわたった参照戦略のパフォーマンスまたはリターンに関する保証または確約ではありません。

参照戦略の運用成績データは、当該参照戦略の設定日以降についてのみ存在し、参照戦略の過去の運用成績データは限定的である可能性があります

参照戦略は、関連する参照戦略設定日以降についてのみ計算され、従ってそれ以前の運用成績データは存在しません。実際のパフォーマンスの実績が長期間にわたるほど、参照戦略の有効性を評価し、投資判断の根拠とすべき情報の信頼性が高まりますが、参照ファンドが比較的新しいため、これには該当しません。参照戦略が入手可能なデータと整合的な態様で作用する保証または確実性はありません。

参照戦略が、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由の対象となる可能性があること

参照戦略に関して、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由が発生または存続している場合、参照戦略計算代理人は、参照戦略に関する一定の調整を行うものとし、それらは、参照戦略価値を計算するためのメソドロジーおよび関連する情報源の調整、関連するリバランスの延期または参照戦略価値の公表の中断を含みます。参照戦略計算代理人が、メソドロジーおよび関連する情報源の調整を行い、または関連するリバランスを延期した場合、参照戦略の価値は、当該ヘッジ混乱事由、不可抗力事由またはその他の混乱事由が発生していなかった場合とは異なるものとなり、予測不能に変動し、下落する可能性があります。

参照戦略に織り込まれた想定サービング・コストおよび想定取引コストが、参照戦略スポンサーまたはその関連会社のヘッジ取引で発生した実際のサービング・コストおよび取引コストを上回ることがあります

参照戦略の計算に織り込まれ、かつ、反映されている参照戦略に関する経費（およびその構成金額）はあらかじめ決定された料率を参考にして計算され、かかる参照戦略に関する経費には、必ずしも、関連する指数（またはその投資先となる構成銘柄）に対するエクスポージャーを有する投資者が負担するであろう実際のまたは実現したサービング・コストおよび取引コスト（その時々において高額となる可能性もあれば低額となる可能性もあります。）が反映されるとは限りません。参照戦略に織り込まれている参照戦略に関する経費（およびその構成金額）が参照戦略に関して行われることのあるヘッジ取引において参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社）が負担した実際のサービング・コストおよび/または取引コスト、ならびに各参照ファンドおよびその構成要素に発生した実際のサービング・コストおよび/または取引コストを超える場合（または参照戦略スポンサーもしくは関連会社が参照戦略およびその構成要素に対するすべてのエクスポージャーをヘッジしない場合）には、参照戦略スポンサー（またはその関連会社）は利益を得ることになります。一般に、実際の経費は参照戦略に織り込まれている合成的な経費を下回ることが予想されています。

特定の市況下では、参照戦略スポンサーは参照戦略から控除されるアセット・サービング・コスト（上記において概説されます。）を大幅に引き上げる可能性があります

特定の市況下では、参照戦略の参照戦略スポンサーは、参照戦略から控除されるアセット・サービング・コスト率を大幅に引き上げることを決定することがあり、かかるコストの水準に一定の上限額は設けられない場

合があります。かかる決定は参照戦略に係る補遺に記載される手続きによる制約を受けませんが、引上げ後のアセット・サービシング料率がアセット・サービシング・コストに当初割り当てられた水準を大幅に上回る可能性があります。さらに、かかる市況が見られる期間は短期間しか継続しない可能性があります。引上げ後のサービシング料率が長期間にわたって参照戦略から控除されることがあります。このことは、参照戦略のパフォーマンスおよび価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 参照戦略スポンサーによるヘッジ活動は参照戦略の水準に影響を及ぼすことがあります

参照戦略に連動する商品（以下、かかる商品を「連動商品」といいます。）を実行することにより、GSIおよび/またはその関連会社（以下「GS」といいます。）は、参照戦略およびその構成要素に対するエクスポージャーを有することになります。GSは、その単独の裁量により、かつ、プリンシパルの立場で、かかるエクスポージャーをヘッジするためのリスク・ポジションを取ることがあります。連動商品への投資者は、GSのヘッジ・ポジション（株式、先物、オプション、コモディティまたは通貨を含みます。）に関していかなる権利も有することはありません。GSは、その内部方針に従い、関連するリバランス日まで（同日を含みます。）に参照戦略の構成要素の取引を行うことによりヘッジ活動を展開することがあります。かかる取引は、構成要素のバスケットがリバランスされる水準に悪影響を及ぼす可能性があり、これは参照戦略のパフォーマンスに悪影響をもたらします。GSによるヘッジ活動、ひいてはかかる影響の規模は、関連する時点における新たな連動商品および既存の連動商品の金額に連動します。加えて、GSは、ヘッジ活動を異なる水準で展開する場合、参照戦略の価値を決定するために用いられた水準からの収益または参照戦略のリバランスによる収益を上げることがあります。かかるヘッジ活動は、連動商品への投資者に還元されることのない多大なリターンをGSにもたらす可能性があります。

参照戦略およびその構成要素の計算およびリバランスは、関連する説明書に定められる手法に従って行われ、そのいずれにも取引コスト、サービシング・コストおよび配当金源泉徴収税率に関する想定が含まれています。ヘッジ活動によりGSが負担したコスト率または税率が参照戦略に係る手法で使用された想定コスト率または想定税率を下回った場合には、GSは収益を上げます。

#### 参照戦略スポンサーおよび参照戦略計算代理人として、GSIは参照戦略に重大な影響を及ぼし、かつ、利益相反を生む可能性のある決定を行う権限を有しています

参照戦略スポンサーおよび参照戦略計算代理人として、GSIは、通常、参照戦略に関していかなる裁量権も行使せず、いかなる受託者責任も負っていません。ただし、GSIは、一定の限られた状況において裁量権を行使します。参照戦略スポンサーとしておよび該当する場合には参照戦略計算代理人としてGSIが行う決定は、参照戦略の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、GSIによる裁量権の行使は、「参照戦略に関する利益相反」と題する項目に記載される種類の利益相反をGSIにもたらすことがあります。かかる決定を行う際、参照戦略スポンサーおよび/または参照戦略計算代理人は、いずれかの投資者もしくはファンドの利益を考慮に入れることまたは参照戦略スポンサーおよび/もしくは参照戦略計算代理人の決定がファンドの価値に及ぼす影響を勘案することを義務付けられることはなく、またかかる利益を考慮に入れ、または勘案することをしません。参照戦略スポンサーおよび/または参照戦略計算代理人が行う決定はすべて、その単独の裁量におけるものとし、すべての目的上最終的なものであるものとし、参照戦略に連動する商品の保有者すべてを拘束します。参照戦略スポンサーおよび/または参照戦略計算代理人は、かかる決定につき何ら責任を負わないものとし、

#### 参照戦略スポンサーの方針および参照戦略に影響を及ぼす変更が参照戦略の価値に影響を及ぼす可能性があります

参照戦略の計算に関する参照戦略スポンサーの方針は、参照戦略の価値、ひいては参照戦略に連動する金融商品について当該金融商品の法定償還日（またはその他の支払日）に支払われる金額および当該日より前の当該金融商品の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。参照戦略に連動する金融商品について支払われる金額およびその市場価値は、参照戦略スポンサーが例えば参照戦略の計算方法を変更することによりかかる方針を変更した場合または参照戦略スポンサーが参照戦略の計算もしくは公表を中断し、もしくは停止した場合にも影響を受けることがあり、その場合には、当該金融商品の市場価値を決定することが困難となる可能性があります

ます。参照戦略に関するかかる方針が変更されるか、または参照戦略の計算もしくは公表が中断され、もしくは停止された場合には、参照戦略に連動する金融商品の参照戦略計算代理人（GSIである場合があります。）が、関連する決定日における参照戦略の水準および当該金融商品について支払われる金額を決定する際の裁量権を有することがあります。

#### 参照戦略は第三者の情報の利用に依拠しています

参照戦略の計算手法は公的な情報源に依拠します。参照戦略の数式を計算するために必要となる情報を参照戦略スポンサーおよび/または参照戦略計算代理人が入手することができない場合、参照戦略の価値に影響を与える可能性があります。しかしながら、ゴールドマン・サックスは、かかる情報の正確性について何ら保証を行わず、かかるデータの正確性またはかかるデータの不正確性が参照戦略に及ぼす影響について何ら責任を負いません。

戦略に連動する商品は、上記の情報提供者または情報源からの情報に基づき、より大きいもしくは小さいリスクを負い、またはより良いまたは悪いパフォーマンスとなることがあります。

#### 参照戦略は変更される可能性または利用不能になる可能性があります

参照戦略スポンサーは、参照戦略の提供を停止する権利を持つものとし、その結果、参照戦略に連動していた商品の価額またはリターンが低下する可能性があります。参照戦略スポンサーは、当該権利を検討する目的上、ストラテジー・コミッティーから権利を留保しています。なお、その権利は参照戦略に連動する商品の保有者の利害とは関係なく、行使される可能性があります。

さらに、参照戦略の価値の算出方法に関する参照戦略スポンサーの決定および方針が、その価額に影響を与える可能性があります。そのため、参照戦略に連動する商品の存続期間中に支払われる金額および当該商品の価額に影響を与える可能性があります。参照戦略スポンサーがこれらの方針を変更する場合、参照戦略に連動する商品について支払われる金額および当該商品の価額に影響を与える可能性があります。

#### ストラテジーの実効レバレッジ

プット・オプションの権利行使価格を決定するために使用されるTWAP執行方法は、参照戦略で採用される想定レバレッジよりも参照指数に対する実効エクスポージャーが高くなる可能性があります。これは、ある営業日に満期を迎える既存のオプションと、その翌営業日に締結されるオプションが重なるために起こる可能性があります。したがって、TWAPの執行方法およびその他の仮定の使用は、他の類似の戦略における方法よりもパフォーマンスが良くなる場合もあれば悪くなる場合もあります。

#### オプション・プレミアムが低水準になる可能性

参照戦略において売却されるオプションは、市場環境によっては、低水準のプレミアムが徴収される可能性があります。市場環境によっては、参照戦略に関連して発生した取引コストと、参照戦略の一環としてのオプションの売却から徴収されたプレミアムが等しくなる可能性もあります。参照戦略で使用されるコスト関数は、他の類似の戦略で使用されるコスト関数と比較して、パフォーマンスが良くなる場合もあれば悪くなる場合もあります。

## 一般リスク

### カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（善意であるかを問いません。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティーが取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、ファンドが損失を被ることになります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されてはいません。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していません。受託会社および/または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力

ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、ファンドが損失を被る可能性を増大させます。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。受託会社および/または管理会社は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性があります。大手の金融市場参加者数社（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が以前履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至りました。当該混乱によって、支払能力のあるプライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなりました。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、ファンドが取引による損失を被らないという保証もありません。そのため、ファンドは、管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクにさらされます。

#### デリバティブの利用

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがあります。管理会社は、その裁量により、ファンドの投資戦略の適用において、オプションを含む（ただし、これらに限られません。）広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがあります。

デリバティブは、原資産となる一または複数の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数とその価値が連動する商品および契約を含みます。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができます。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが大きいものです。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用されます。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがあります。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもあります。管理会社および/またはその委託先がファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件もしくは時期によっても入手することができるという保証はありません。

デリバティブ商品に基づくファンドの債務を担保するために差し入れられた有価証券の価値が下落した場合、ファンドに追加証拠金が請求される可能性があり、追加資金を担保提供者に預託する必要があるか、または当該担保として差し入れた有価証券が価値の下落分を補填するために強制的に清算されることがあります。ファンドの資産の価値が急落した場合、管理会社は、当該証拠金債務を決済するのに十分な資産を迅速に換金できないことがあります。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、ファンドは、ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となります。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがファンドの計算において保有されている場合を除き、ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権

者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがあります。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる—または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じること努めます。しかしながら、管理会社が成功するという保証はありません。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がファンドの終了を選択することがあります。

**法的リスク：**取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性があります。

**流動性リスク：**デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがあります。したがって、ポジションが任意の時点でまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格によって構築され、または解消されるという保証はありません。

**店頭取引：**ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されません。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがあります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差異が生じることがあります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがあります。

#### デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすいものです。先物取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響されます。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入します。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがあります。また、技法および商品の利用は、（ ）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ ）ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、（ ）これらの商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要とされる知見とは異なることならびに（ ）効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性があることを含む一定の特別なリスクを伴います。

#### 店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しいものです。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができません。このことにより、ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受けます。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることについて制限を受けません。それゆえ、ファンドは、仮に管理会社がファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受けます。

#### デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）は、その包括的なデリバティブに係る規制制度を通じて、ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含みます。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものです。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設してお

り、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服します。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていません。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づく、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、ファンドの費用全般の増加と予測されます。特に、証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、ファンドに直接適用されない場合であっても、ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがあります。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがあります。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていません。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができます。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求されるであろう金額より、高い価格とすることもできます。

#### 保管リスク

保管者またはブローカーとの取引はリスクを伴います。保管者またはブローカーに証拠金として預託された証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定されることが予想されます。しかしながら、この区別を達成することは常に可能とは限らず、かかる当事者の債務超過の場合に、証拠金として保有される資産に対するファンドの権利を行使することに関連する実務上または時間上の問題が生じることがあります。

ファンドの資産は、債務超過となった保管者およびブローカーによって保有されることがあります。資産が分別されない場合、ファンドは無担保債権者として格付けされ、資産は完全に回収できない可能性があります。

さらに管理会社は、直接間接を問わず、保管および／または決済システムが完全に発展していない市場においてファンドの勘定で投資を行う可能性があります。このような市場で取引され、副保管会社の使用が必要な状況において副保管会社に委託されたファンドの資産は、特定のリスクにさらされる可能性があります。このようなリスクには、非真正の同時決済、実物市場、その結果としての偽造証券の流通、企業行動に関する情報の不足、証券の利用可能性に影響を与える登録プロセス、適切な法的／財政的インフラの欠如、中央預金機関の補償／リスク基金の欠如などが含まれますが、これらに限定されません。

#### 担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引の対象となる可能性のある取引相手のいずれかに適用される法令に従うものを含め、一定の担保契約を履行することを要求されることがあります。

取引相手がファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保契約の当事者間で合意される他の銀行口座（以下「担保口座」といいます。）に差し入れられ、再投資目的で使用されません。担保口座から得られる利益（もしあれば）は、取引相手が要求する利息を支払うには不十分なことがあります。金利差は純資産価額に影響を与えません。受領済み非現金担保は、売却、再投資または担保提供されません。

さらにファンドは、取引相手の利益のために担保を差し入れることを要求されることもあります。このような状況において、ファンドのポートフォリオのうち、ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなります。したがって、ファンド全体のリターンは、担保契約によって減少することがあります。

担保の運用を支援するために担保運用代行会社が任命されることがあり、かかる任命が行われた場合、当該代行会社の報酬は、ファンドの資産から、または別段の合意に基づき支払われます。

### 担保リスク

取引相手からの担保の入手および担保運用システムの導入は、ファンドが取引相手の債務不履行または債務超過にさらされる可能性を軽減することを目的としますが、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、多くの理由により、取引相手の債務に十分に見合わないことがあります。さらに、取引相手から提供される担保は、日次で個別に評価されますが、担保として提供される確定利付証券および/または持分証券の価額は、常に実際の指値であるとは限りません。

担保が正確かつ適切に評価される保証はありません。担保が正しく評価されない範囲において、ファンドは損失を被る可能性があります。担保が正しく評価されたとしても、担保は、取引相手の債務不履行または債務超過の時点と担保が換金された時点との間で価額が低下する可能性があります。担保価額の低下リスクは、流動性の低い資産では当該資産の換金に要する期間が長いことにより大きくなる可能性があります。提供される担保のすべてまたは重要な部分が、かかる流動性の低い資産から構成される可能性があります。

### 担保運営リスク

取引相手の支払債務および取引相手が差し入れる担保は、各営業日に個別に評価され、担保の金額および構成は担保要件を満たすように調整されます。担保方針は管理会社によって監視される一方、当該方針が正しく遵守されないか、実施されない範囲において、ファンドは取引相手の債務不履行または債務超過により損失を被る可能性があります。

### 決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがあります。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがあります。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得ます。決済についての問題は、純資産価額およびファンドの流動性に影響を与えることがあります。

### 将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な、規制および証拠金要件の対象となります。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置（例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含みます。）を講じる権限を有します。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となります。将来的な規制上の変更がファンドに及ぼす影響は、予測不可能ですが、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

### 政治的リスクおよび規制上のリスク

ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがあります。同様に、ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがあります。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画（リビング・ウィルとして一般的に知られます。）を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要があります。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定めます。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権限を付与します。それゆえ、ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがあります。

### サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

ファンドのオペレーションに関連してインターネットおよびテクノロジーの使用が増加するにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティ侵害を通して、より大きなオペレーションおよび情報セキュリティ・リスクにさらされています。サイバー・セキュリティ侵害は、コンピューター・ウィルスの感染、および資産もしくは機密情報の流用、データの破損、またはオペレーションの中断を引き起こすことを目的とする「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これらに限定されません。サイバー・セキュリティ侵害は、サービス妨害攻撃、またはファンドのシステムに保存された秘密情報を承認された個人が意図的にもしくは意図せずに開示する場合など、不正アクセスを行う必要のない方法で発生することもあります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの運営活動に影響を及ぼす可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の決定不能、適用法の違反、規制上の罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用に帰結する可能性があります。その結果、ファンドおよびその投資者は、悪影響を受けることがあります。さらに、ファンドは第三者のサービス提供会社と密接に連携しているため、このような第三者のサービス提供会社における間接的なサイバー・セキュリティ侵害は、ファンドおよびその投資者を、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクと同じリスクにさらすことがあります。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関連するリスクを軽減するため、リスク管理体制を構築していますが、かかる手段が成功する保証はありません。

#### 訴訟および規制措置

ファンドは、その活動および管理会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、弁護費用を負担しても、不成功の結果に終わるリスクを負う可能性があります。

#### ベンチマークに係る規制と改革

ロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）やユーロ銀行間貸出金利（EURIBOR）を含む、「ベンチマーク」とみなされる金利や指数、その他の数値は、最近の国内および国際的な規制ガイダンスや改革提案の対象となっています。これらの改革の中には、すでに有効なものもあれば、まだ実施されていないものもあります。これらの改革により、ベンチマークのパフォーマンスが過去とは異なるものになったり、完全に消滅したり、または予測できないその他の結果が発生する可能性があります。そのような結果は、投資プログラムが「ベンチマーク」を参照している限りにおいて重大な悪影響を及ぼす可能性があります。ベンチマーク規則（規制（EU）2016/1011）（以下「ベンチマーク規則」といいます。）は、ベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの貢献、EUおよび英国域内でのベンチマークの使用に適用されます。とりわけ、（ ）ベンチマーク管理者が認可または登録されていること（EUおよび英国の域外で活動する場合は同等の制度の対象となるか、その他の方法で承認されていること）、（ ）認可または登録されていない（EUおよび英国の域外で活動する場合は同等とみなされていない、または承認されていない）管理者が提供する「ベンチマーク」を、EUまたは英国の監督下にある事業体が特定の用途に使用することを禁止することが定められています。

ベンチマーク規則は、トータル・リターン・スワップが「ベンチマーク」に連動もしくは参照する限りにおいて、投資先債券に重大な影響を与える可能性があり、とりわけ、ベンチマーク規則の要件を満たすために「ベンチマーク」の計算方法やその他の条件が変更された場合には、その可能性が大きいと考えられます。そのような変更は、とりわけ、「ベンチマーク」の公表レートまたは水準のボラティリティを低下させたり、増加させたり、またはその他の方法で影響を与える効果を持つ可能性があります。

より広い意味では、国際的な改革や国内的な改革、あるいは「ベンチマーク」に対する一般的な規制上の精査の増加は、管理上の、また、「ベンチマーク」の設定に参加する上での、さらに、そのような規制や要件を遵守するための、コストやリスクを増大させる可能性があります。

このような要因は、特定の「ベンチマーク」に、（これらに限定されませんが）以下のような影響を及ぼす可能性があります。（ ）市場参加者が「ベンチマーク」の管理または貢献を継続することを阻害すること、（ ）「ベンチマーク」で使用されている規則または計算方法の変更を誘発すること、および/または（ ）「ベンチマーク」の消滅を導くこと。上記のいずれかの変更または国際的もしくは国内的な改革その他のイニシアティブもしくは調査の結果としてのその他の必然的な変更は、「ベンチマーク」を参照する投資の価値およびリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがあります。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがあります。受託会社および管理会社は、ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含め（ただし、これらに限られません。）、法律またはその解釈の変更による悪影響を制限または防止するための措置を講じる権利を留保します。

### （２）リスクに対する管理体制

ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会による監視のもとで、管理会社により管理されます。

#### 運用部門

管理会社はファンドの資産について一任運用業務を提供し、主として投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを回避するために、合理的な措置を講じ、あらゆるデュー・ディリジェンスを実行します。

#### 管理部門

管理会社は、管理事務代行契約の条項に従い、ファンドのために管理事務業務を行う管理事務代行会社を任命します。管理会社は、管理事務代行会社の業務遂行を監視し、管理事務代行会社に対し、管理会社への四半期報告書の提供を要求します。かかる報告書は取締役会により審議され、記録されます。

#### 法務・コンプライアンス部門

管理会社の任命時に実施されたファンドの初期リスク評価後も引き続き、管理会社がファンドの運用に関する定期的な調査を行います。調査により浮き彫りにされ、またはファンドの運用の通常管理において管理会社に知らされた事項が法律顧問の助言を必要とすると判断される場合、管理会社は、ファンドの法律顧問を起用します。

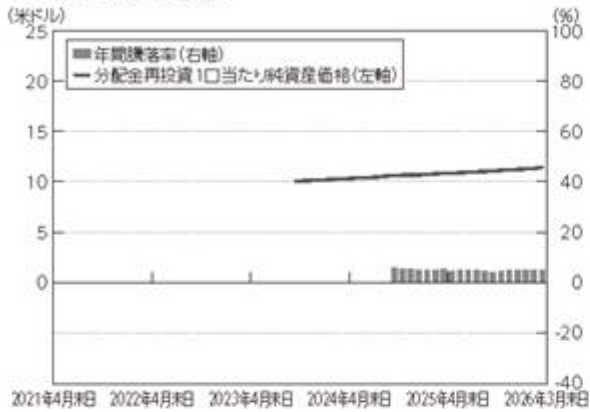
また、その他関連する運用体制の記載については、前記「２ 投資方針 （３）運用体制」をご参照ください。

## (3) リスクに関する参考情報

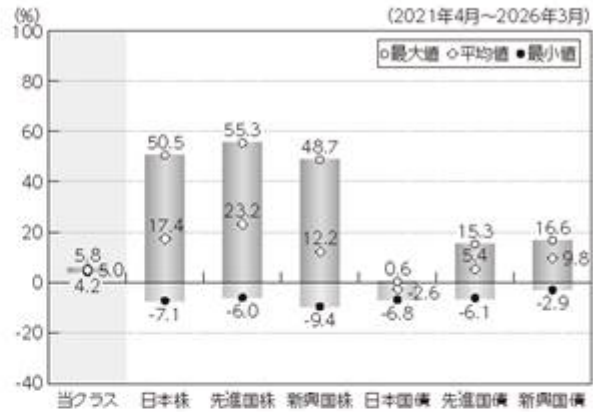
## 参考情報

## ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

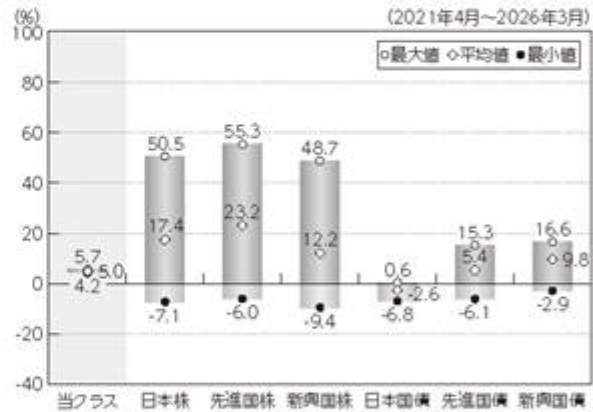
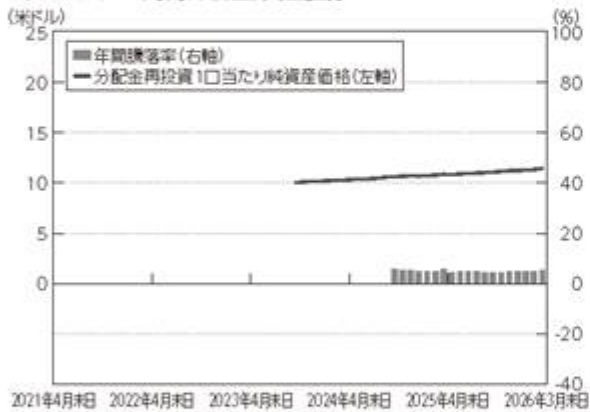
## &lt;米ドルクラス受益証券&gt;



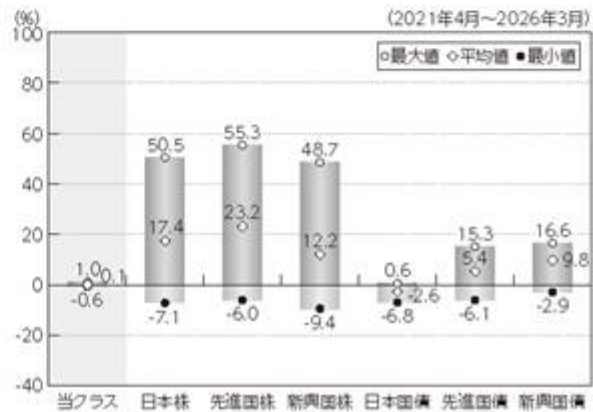
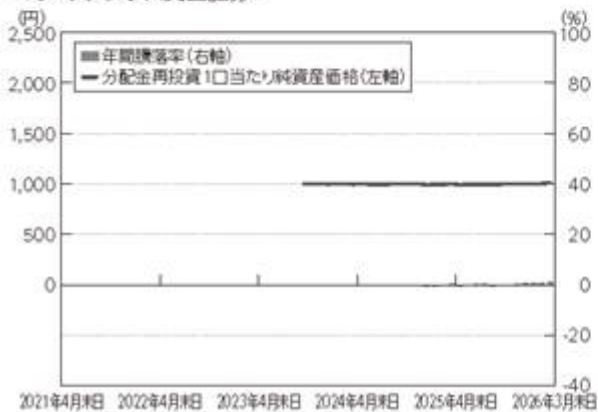
## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



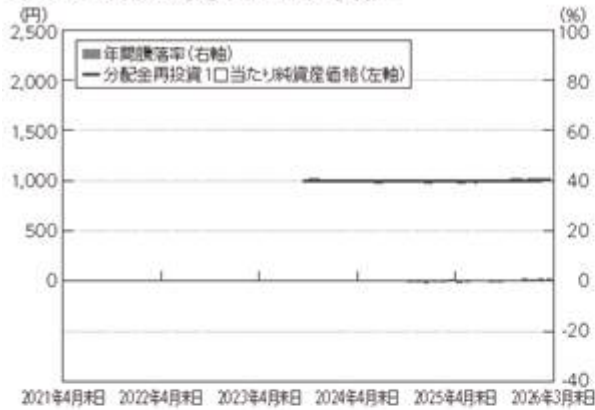
## &lt;米ドルクラス(毎月分配型)受益証券&gt;



## &lt;円ヘッジクラス受益証券&gt;



## &lt;円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券&gt;



- ※ファンドは2023年9月12日に運用を開始しました。
- ※分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率であるため、設定から1年未満の時点では算出されません。
- ※米ドルクラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券は設定以来、分配金の支払実績はないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

## (ご注意)

○すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…S&P新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

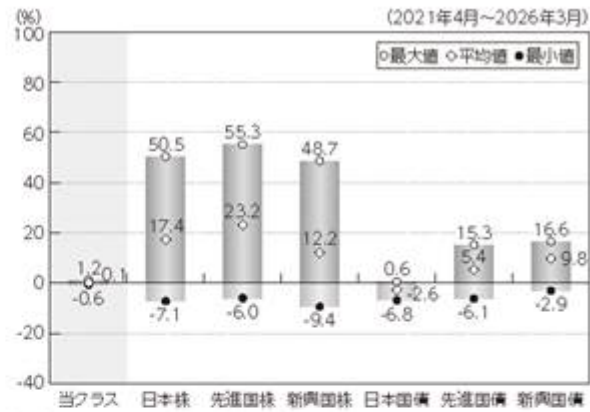
先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPIX総研または株式会社JPIX総研の関連会社(以下「JPIX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPIXが有します。JPIXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

・2021年4月～2026年3月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。

・各受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券については、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2021年4月～2026年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。

・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## 海外における申込手数料

申込金額	申込手数料
10万米ドル / 1,000万円未満	2.20% (税抜2.00%)
10万米ドル / 1,000万円以上 50万米ドル / 5,000万円未満	1.65% (税抜1.50%)
50万米ドル / 5,000万円以上 100万米ドル / 1億円未満	1.10% (税抜1.00%)
100万米ドル / 1億円以上 300万米ドル / 3億円未満	0.55% (税抜0.50%)
300万米ドル / 3億円以上	0.275% (税抜0.25%)

かかる申込手数料は、当該申込金額に加えて、投資家が直接販売会社に対して支払うものであり、ファンドの資産を構成するものではありません。

## 日本国内における申込手数料

申込金額	申込手数料
10万米ドル / 1,000万円未満	2.20% (税抜2.00%)
10万米ドル / 1,000万円以上 50万米ドル / 5,000万円未満	1.65% (税抜1.50%)
50万米ドル / 5,000万円以上 100万米ドル / 1億円未満	1.10% (税抜1.00%)
100万米ドル / 1億円以上 300万米ドル / 3億円未満	0.55% (税抜0.50%)
300万米ドル / 3億円以上	0.275% (税抜0.25%)

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。

（注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。

（注3）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円 / 往復2円（上限）がかかります。

（注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

## (2)【買戻し手数料】

## 海外における買戻し手数料

該当事項はありません。

## 日本国内における買戻し手数料

該当事項はありません。

## (3)【管理報酬等】

## 管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務および受託業務の提供に対して各ファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有します。

管理事務代行会社および受託会社の報酬は、管理会社が受領した管理報酬または関連する英文目論見書補遺で指定されている関連ファンドの資産から支払われます。

管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われます。

管理事務代行会社および受託会社は、ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの資産の管理事務業務の対価として支払われます。

管理会社報酬および投資運用会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、スライド制で、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする管理報酬（以下「管理報酬」といいます。）を受領します。ファンドには年額155,000米ドルの最低管理報酬額が設けられています。

管理報酬は、各評価時点で発生し、管理報酬で賄えない管理会社の職務遂行に伴い発生した合理的かつ記載された立替費用とともに、毎月後払いされます。管理会社は、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社および監査人（年次監査のみ）の報酬および費用を支払う責任を負います。

ファンドは、（ ）ファンドの設定後に継続的に発生する弁護士費用（法的手続または行政手続に関して発生する手数料および費用を含みます。）、（ ）現在の投資家および投資家となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知およびその他の文書または情報の作成、印刷、公表、翻訳、配布（必要な言語によるもの）の費用、（ ）販売のためにいずれかの法域において規制当局から承認、登録および許可を取得し、および/または維持するための経費および費用、（ ）解散または清算に関して発生するすべての費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に関する費用を含みます。）、（ ）証拠金勘定およびその他の債務の利息、（ ）税金（源泉所得税、純所得税、キャピタル・ゲイン税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税、譲渡税を含みますが、これらに限定されません。）ならびにこれらにかかる利息および罰金またはその他これらの税金に対する加算金、（ ）クラス固有のヘッジ手数料を含みますがこれらに限られない、ファンドが負担することのある自らの運営費用（管理報酬により賄われる手数料および費用を除きます。）のすべてを負担します。

管理報酬は、ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務の対価として支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンド資産の投資運用業務の対価として支払われます。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、販売会社に対する目論見書、運用報告書その他の書類の交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表その他の類似かつ付随する職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬（以下「代行協会員報酬」といいます。）を支払われます。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

#### 販売報酬

販売会社は、日本における受益証券の販売、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付、既存の受益者に対する一定の情報の提供、販売後のサービスその他の類似または同等の職務を含む自らの職務および機能の対価として、ファンドにより、ファンドの純資産価額の年率0.80%に相当する販売報酬（以下「販売報酬」といいます。）を支払われます。販売報酬は、日々発生し、毎月後払いされます。販売会社は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有します。

#### （４）【その他の手数料等】

関連する英文目論見書補遺に別段の開示がある場合を除き、トラストおよび各ファンドの設立に関連するすべての手数料および費用（トラストおよび各ファンドの設立に関連して管理会社が起用した専門アドバイザーの手数料を含みますが、これに限定されません。）は、管理会社が負担します。

#### トラストの設立および運営費用

トラストの設立および組成費用（英文目論見書の起草、重要な契約の交渉および作成、英文目論見書および関係する販売用資料の印刷に関する費用ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。）は、各英文目論見書補遺に概説されており、ファンドの存続期間の最初の3年間で償却されます。

各ファンドは、当該ファンドに係る受益証券の当初募集の準備に際して負担される設立費用を支払います。管理会社は、重要性が増したと判断した場合直ちに、未償却の設立費用の残高を償却したものとみなす権利を留保します。各ファンドは、その英文目論見書補遺または英文目論見書に記載される自らの運営費用も支払います。

トラストは、（ ）外部の法務、会計、監査その他の専門的費用、（ ）管理事務報酬および費用、（ ）一定の保険費用、（ ）調査費用（調査に関係する旅費を含みます。）、（ ）保管会社および副保管会社の報酬および費用、（ ）名義書換事務代行会社、登録事務代行会社、販売代理人、支払代理人、仕組担当代理人およびコルレス銀行に対して支払うべき報酬、コミッションおよび立替費用、（ ）評価業務の経費、（ ）現在の受益者および受益者となる予定の者に対する英文目論見書、英文目論見書補遺、年次報告書、財務書類、通知、報告書、証明書、確認書その他の書類または情報の作成、印刷、公表、翻訳および配布（必要な言語によるもの）に係る経費（かかる書類または情報を配布するためのコンピューター・ソフトウェアおよび電子送信技術の開発および強化に係る経費を含みます。）、（ ）関連するメディアにおける価格および利回りの情報の公表に係る費用、（ ）銀行業務の取得および／または維持に係る経費および費用、（ ）いずれかの法域における規制当局の許可または登録の取得および／または維持に係る経費および費用（アイルランド中央銀行により適用される徴収金を含みます。）、（ ）いずれかの取引所への上場および上場の維持に係る経費、（ ）マーケティングおよび販売促進の費用、（ ）受益者集会およびその他の集会の招集および開催に係る経費、（ ）トラストまたはファンドの終了、合併、再建または清算につき生じるすべての費用、（ ）設立費用、（ ）管理会社および投資運用会社の報酬、（ ）訴訟またはその他の臨時費用、（ ）コミッションおよびブローカー手数料等の投資費用（コミッションおよびブローカー手数料の交渉に係る費用ならびに借入金の利息を含みます。）、（ ）商業銀行、プライム・ブローカー、ストック・ブローカーまたはコーポレート・ファイナンスの手数料、（ ）協会および会員権に係る費用、（ ）証拠金勘定およびその他の負債の利息、（ ）租税公課（源泉徴収税、純所得税、フランチャイズ税、付加価値税、印紙税および譲渡税ならびにこれらに係る利息および罰金またはかかる税金のその他の追加税およびアイルランド中央銀行により課される規制上の徴収金を含みますが、これらに限られません。）、（ ）管理会社とその単独裁量により決定するファンドの資産の購入、売却、監視または移転に係るその他の費用、（ ）経常外項目および臨時項目（発生した場合）、および（ ）別途列挙されていないその他のすべての慣例的かつ合理的な経費（いずれの場合も、適用ある付加価値税が加算されます。）を含みますがこれらに限られない、自らの運営費用をすべて支払います。

管理会社取締役の報酬は、トラストの資産からは支払われません。

管理会社または投資運用会社は随時、自らの単独裁量で、かつ、自らの資金から、一部もしくはすべての受益者または仲介機関に対し、他の受益者に通知することなく報酬の一部または全部を割り戻すことを決定することができます。

特定のファンドに明確に帰属しない手数料および費用は、当該手数料等の性質を踏まえ、それぞれの純資産またはその他の合理的な基準に基づきファンド間で配分される場合があります。

#### 追加料金

ファンドに関する追加の手数料は、関連する英文目論見書補遺に記載されます。

特定のファンドに帰属しない料金および費用は、管理会社取締役の裁量により、それぞれの純資産価額または料金の性質に応じたその他の合理的な根拠に基づいて、ファンド間で比例配分されることがあります。

#### ファンドの設立費用

ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立費用（以下「設立費用」といいます。）は、165,000米ドル（約2,638万円）を超えないと予想されます。上記の報酬は3会計期間にわたって償却されます。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

購入(申込み)手数料	申込金額	申込手数料
	10万米ドル/1,000万円未満	2.20%(税込)
	10万米ドル/1,000万円以上 50万米ドル/5,000万円未満	1.65%(税込)
	50万米ドル/5,000万円以上 100万米ドル/1億円未満	1.10%(税込)
	100万米ドル/1億円以上 300万米ドル/3億円未満	0.55%(税込)
	300万米ドル/3億円以上	0.275%(税込)

購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。  
(注1)管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。  
(注2)申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。  
(注3)円資金から該当通貨に交換したうえで申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)がかかります。  
(注4)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

換金(買戻し)手数料 ありません。

スイッチング手数料 ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

## ファンドの管理報酬等

ファンドの純資産価額の年率0.96%(上限)(ただし、管理会社報酬の最低報酬額として、年間155,000米ドルがかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理会社報酬	管理会社	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務	管理会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする(ただし、年間最低155,000米ドル)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	受託会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、受託会社報酬を受領する権利を有します。
管理事務 代行会社報酬	管理事務 代行会社	ファンドの資産の管理事務代行業務	管理事務代行会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、管理事務代行会社報酬を受領する権利を有します。
投資運用 会社報酬	投資運用会社	ファンド資産の投資運用業務	投資運用会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。
代行協会 員報酬	代行協会 員	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務	代行協会員は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.01%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
販売会社 報酬	販売会社	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	販売会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.80%の販売会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。
その他の 費用・手数料	<p>①設立費用  ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、管理会社により別の方法が適用されると決定されない限り、最初の3会計年度をかけて償却されます。</p> <p>②その他の運営費用  受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>		

**参照戦略のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用**

参照戦略の指数値の計算にあたり、その構成要素に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当するコスト(複製コスト、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)および戦略手数料(指数値に対し年率0.5%)が控除されます。なお、法令、規制の変更その他の理由によりこれらの戦略手数料および複製コスト等の水準は変更されることがあります。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

## （Ａ）日本

2026年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

## Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （２）国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （３）国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法等別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

## ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ( 1 ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ( 2 ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ( 3 ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- ( 4 ) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- ( 5 ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- ( 6 ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、( 5 )と同様の取扱いとなります。
- ( 7 ) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。
- ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
- 税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

## （Ｂ）アイルランド

### ファンドへの課税

受託会社は、自らがアイルランドの課税居住者となるように、その業務を行うことを意図しています。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、したがって、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除されます。

後述のとおり、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合（およびその他ある一定の状況における場合）、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負います。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載します。

### 非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住（または通常居住）していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。アイルランドの居住者（または通常居住者）ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができますが、当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者（または通常居住者）ではないということを条件とします。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載します。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記をご参照ください。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではありません。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければなりません。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しません。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を（自己査定に基づき）納税する義務を負う場合があります。

### 免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者（または通常居住者）であり、アイルランドの租税統合法（以下「租税統合法」といいます。）第739条D（6）に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する英文目論見書に添付されている申込契約に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しません。

租税統合法第739条D（6）に記載される分類は、以下のとおり要約されます。

- 1.（租税統合法第774条、784条、785条に定める）年金基金
- 2.（租税統合法第706条に定める）生命保険事業を営む会社
- 3.（租税統合法第739条Bに定める）投資信託
- 4.（租税統合法第739条Jに定める）投資リミテッド・パートナーシップ
- 5.（租税統合法第737条に定める）特別投資信託
- 6.（租税統合法第731条（5）（a）の適用を受ける）無認可のユニット・トラスト
- 7.（租税統合法第739条D（6）（f）（i）に定める）慈善事業
- 8.（租税統合法第734条（1）に定める）適格管理会社
- 9.（租税統合法第734条（1）に定める）特定会社

- 10.（租税統合法第739条D（6）（h）に定める）適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
- 11.（租税統合法第739条D（6）（i）に定める）個人退職貯蓄口座（P R S A）の管理事務会社
- 12.（1997年信用組合法第2条に定める）アイルランドの信用組合
13. 国家資産管理庁
14. 国家財務管理局もしくは財務大臣が単独で実質的に所有するファンド投資ピークル（2014年国家財務管理局（改正）法第37条に定めます。）または国家財務管理局を通じて行為するアイルランド
15. 1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正済）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関して、アイルランド自動車保険機構
- 16.（租税統合法第739条Bに定める）参加者の代わりに株式を保有している場合の（租税統合法第739条Bに定める）当該機関
- 17.（租税統合法第110条に定める）適格会社
18. 租税統合法第787条A Cに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除され、かつ、保有する受益証券が（租税統合法パート30第2 D章に定める）汎欧州個人年金商品（P E P P）の資産に該当する者
19. 財務大臣が単独で実質的に所有する（2024年次世代アイルランド基金およびインフラ・気候・自然基金法第32条に定める）当該ファンド投資ピークル
20. ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証券を保有することを（法令に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置により）許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負います。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者（下記をご参照ください。）であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収します。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しません。ただし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではありません。

#### その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者（または通常居住者）であり、「免税」受益者（上記をご参照ください。）でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収します。

#### ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収します。アイルランドの徴収される租税は以下のとおりです。

1. 25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
2. その他の場合、分配金の38%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払います。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

#### 受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収します。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を（販売またはその他の方法により）譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告します。徴収される、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益（もしあれば）に従って計算され、以下に相当します。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%
- 2．その他の場合、かかる利益の38%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができます。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合があります。

原則として、受益者は買い戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはありません。ただし、受益者が、買い戻しまたは譲渡の支払いが取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額（徴収されたアイルランドの租税を含みます。）は自己査定の上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができます。

また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は（自己査定に基づき）、受益証券の買い戻しまたは譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがあります。

#### 「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点（およびその後8年毎に）で受益証券を処分したものとみなされます。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇（もしあれば）について報告します。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当します。

- 1．受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%
- 2．その他の場合、かかる価格の上昇の38%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払います。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができます。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該サブ・ファンドの受益証券が（価格ベースで）10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができます。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているかにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細（その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含みます。）を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければなりません。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後（およびその後8年毎に）ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければなりません。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができます。

#### 受益証券の交換

受益者が、ファンドの他の受益証券またはファンドの他のサブ・ファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払いが伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しません。

#### 印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税（またはその他のアイルランドの譲渡税）の適用はありません。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがあります。

#### 贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税（税率33%）は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者または通常居住者である場合、適用されます。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われます。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除されます。

- （ ）受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」（アイルランドの資産取得税の目的上定義されます。）において、贈与または相続財産に含まれている場合
- （ ）処分日において、かかる贈与を行いまは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- （ ）贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

#### 第2の柱

アイルランドは、多国籍企業（MNE）グループおよび欧州連合内の大規模国内グループに対するグローバル・ミニマム課税水準の確保に関する理事会指令（EU）2022/2523（以下「第2の柱指令」といいます。）をアイルランド法に導入するための法令を制定しています。

第2の柱指令は、直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において年間連結収益が7億5,000万ユーロ以上であるMNEグループおよび大規模国内グループに対し、15%の最低実効税率を導入するものです。同指令には、所得合算ルール（以下「IIR」といいます。）および軽課税所得ルール（以下「UTPR」といいます。）が含まれています。IIRおよびUTPRは、一般に、関連する財務基準を満たす連結グループに適用されます。したがって、ファンドに対する第2の柱の影響は、ファンドが他の者と財務上連結されているか否かによって異なります。ファンドが連結されており、かつ、当該グループの年間連結収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5,000万ユーロ以上である場合には、規則上「投資ファンド」に分類される事業体に対する適用除外の可能性を含め、第2の柱の適用可能性について詳細な検討を行う必要があります。

また、アイルランドは、適格国内トップアップ税（以下「QDIT」といいます。）を導入することを選択しています。QDITは、財務上の連結が行われていない場合において、アイルランドに所在する単独事業体であり、その年間総収益が直前4事業年度のうち少なくとも2事業年度において7億5,000万ユーロを超える場合に適用される可能性があります。ただし、単独の「投資信託」については、これらの規則に基づくQDITの課税対象とはなりません。したがって、ファンドはアイルランドの税務上「投資信託」に該当するため、ファンドが連結グループの一部を構成しておらず（したがって単独事業体である場合）、その単独収益が7億5,000万ユーロを超える場合であっても、QDITはファンドに影響を及ぼさないものと考えられます。

第2の柱の実施に関する技術的ガイダンスは、引き続きOECDから公表されています。これらは、OECDモデルルールに関するコメントリーの形で公表されています。また、各法域における規則の適用の調整および一貫性の確保ならびに追加的な行政ガイダンスの提供を含め、その実施に関するさまざまな未解決の論点についても引き続き議論が行われています。将来的に、OECDモデルルール、第2の柱指令および関連するアイルランド法令についてさらなる変更が行われる可能性があります。

#### FATCA

アイルランドは、米国との間に、「モデル1」協定と通称される種類のFATCAに関する政府間協定（以下「IGA」といいます。）を締結しています。また、アイルランドは、IGAの規定をアイルランドの法律に導入する規制も制定しています。ファンドは、IGAの条件に基づき、FATCAを遵守しているものとして取り扱われることを確保する方法で、その事業を遂行することを意図しています。免除が適用されない限り、ファンドは、FATCAの目的において米国内国歳入庁に「報告金融機関」として登録し、また、アイルランド内国歳入庁に対して、FATCAの目的において特定米国人、不参加金融機関または特定米国人により支配される受動的非金融事業体に該当する受益者に関する情報を報告する義務を負います。FATCAの目的における登録義務およびFATCAの目的における情報報告義務の免除は、限られた状況においてのみ適用可能です。ファンドがアイルランド内国歳入庁に報告する一切の情報は、IGAに基づき米国内国歳入庁に伝達されます。アイルランド内国歳入庁は、適用されるあらゆる二重課税条約、政府間協定または情報交換制度の条件に基づき、かかる情報をその他の税務当局に伝達する可能性もあります。

ファンドは、一般に、FATCAの義務を遵守する限りにおいては、その米国源泉所得についてFATCAの源泉所得税を課せられません。FATCAの源泉所得税は、ファンドがそのFATCAの登録および報告義務を遵守せず、また、米国内国歳入庁がファンドをFATCAの目的における「不参加金融機関」とであると明確に特定した場合にのみ、ファンドに対する米国源泉の支払について生じることが想定されます。

### OECD報告基準

アイルランドにおいては、経済協力開発機構の提案する「共通報告基準」と呼ばれる自動的な情報交換制度が適用されます。かかる措置に基づき、ファンドは、受益者に関する情報（受益者の身元および居住地ならびに受益者が受益証券に関して受領する所得、売却益または買戻益を含みます。）を報告しなければならない場合があります。かかる情報は、アイルランド内国歳入庁ならびにOECD共通報告基準を実施する他のEU加盟国および法域の税務当局の間で共有される可能性があります。

### 用語の意味

#### 法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者です。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有しませんが、アイルランド内で設立される法人は、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者ではないとみなされる場合を除き、アイルランドの課税居住者です。

#### 個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされます。

- (a) 当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合
- (b) 当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れません。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされます。

#### 個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語（「居住者」とは異なります。）は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味します。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となります。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなります。例えば、2026年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2029年の課税年度終了時までには通常居住者のままです。

## 「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいいます。

- ( a ) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払いを受領する等の取引を遂行し、または、
- ( b ) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
スワップ	米国	38,726,870	99.85
現金、預金およびその他の資産（負債控除後）		58,815	0.15
合計 (純資産価額)		38,785,685 (約6,201百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項ありません(2026年3月末日現在)。

## 【投資不動産物件】

該当事項ありません(2026年3月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## スワップ

(2026年3月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
34,697,526	2033年 8月1日	38,726,870	トータル・リターン・ スワップ	TRS GS BASKET SERIES 307 TRS	米ドル

種類別投資比率

(2026年3月末日現在)

種類	投資比率(%)
スワップ	99.85
合計	99.85

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	基準通貨	円
第1会計年度末 (2023年12月末日)	60,703,675	9,705	米ドルクラス受益証券	10.15米ドル	1,623
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.03米ドル	1,604
			円ヘッジクラス受益証券	997円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	988円	-
第2会計年度末 (2024年12月末日)	45,684,797	7,304	米ドルクラス受益証券	10.67米ドル	1,706
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	992円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	947円	-
第3会計年度末 (2025年12月末日)	38,131,219	6,096	米ドルクラス受益証券	11.21米ドル	1,792
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.07米ドル	1,610
			円ヘッジクラス受益証券	1,000円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	919円	-
2025年4月末日	41,644,922	6,658	米ドルクラス受益証券	10.82米ドル	1,730
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.03米ドル	1,604
			円ヘッジクラス受益証券	992円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	935円	-
5月末日	43,226,567	6,911	米ドルクラス受益証券	10.89米ドル	1,741
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	995円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	935円	-
6月末日	43,693,915	6,986	米ドルクラス受益証券	10.93米ドル	1,747
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	994円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	931円	-
7月末日	43,810,790	7,004	米ドルクラス受益証券	10.97米ドル	1,754
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	996円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	930円	-
8月末日	43,013,842	6,877	米ドルクラス受益証券	11.02米ドル	1,762
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	996円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	927円	-
9月末日	42,759,002	6,836	米ドルクラス受益証券	11.06米ドル	1,768
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.05米ドル	1,607
			円ヘッジクラス受益証券	997円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	925円	-
10月末日	41,596,772	6,650	米ドルクラス受益証券	11.13米ドル	1,779
			米ドルクラス(毎月分配型)受益証券	10.08米ドル	1,612
			円ヘッジクラス受益証券	1,000円	-
			円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券	925円	-

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	基準通貨	円
11月末日	37,241,057	5,954	米ドルクラス受益証券	11.20米ドル	1,791
			米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.10米ドル	1,615
			円ヘッジクラス受益証券	1,003円	-
			円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	925円	-
12月末日	38,131,219	6,096	米ドルクラス受益証券	11.21米ドル	1,792
			米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.07米ドル	1,610
			円ヘッジクラス受益証券	1,000円	-
			円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	919円	-
2026年1月末日	38,605,498	6,172	米ドルクラス受益証券	11.26米ドル	1,800
			米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.07米ドル	1,610
			円ヘッジクラス受益証券	1,002円	-
			円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	918円	-
2月末日	39,495,972	6,315	米ドルクラス受益証券	11.31米ドル	1,808
			米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.08米ドル	1,612
			円ヘッジクラス受益証券	1,004円	-
			円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	917円	-
3月末日	38,785,685	6,201	米ドルクラス受益証券	11.42米ドル	1,826
			米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.14米ドル	1,621
			円ヘッジクラス受益証券	1,011円	-
			円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	921円	-

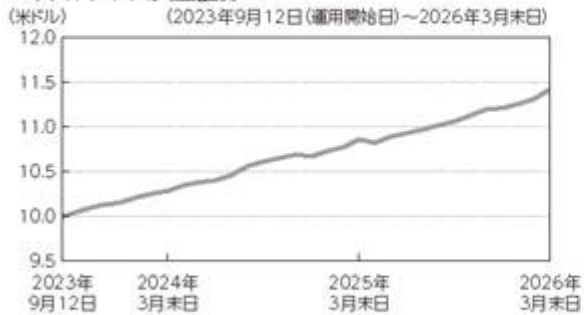
（注）ファンドは、2023年9月12日から運用を開始しています。以下同じです。

&lt; 参考情報 &gt;

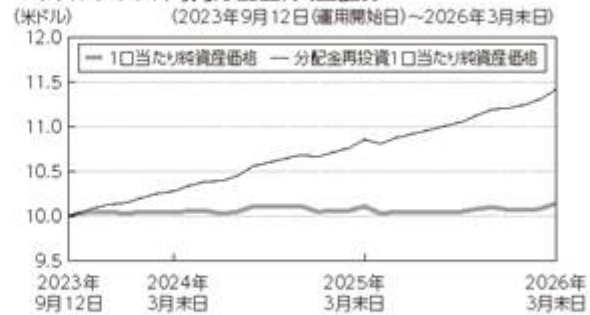
## 純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

## ■ 1口当たり純資産価格の推移

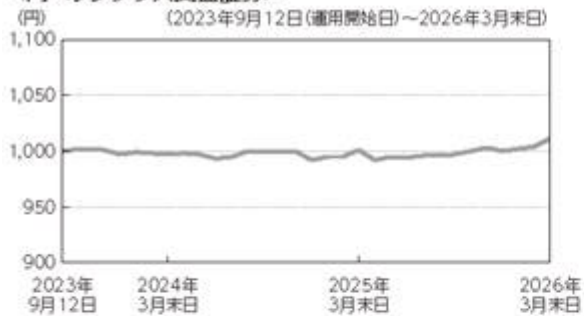
## &lt;米ドルクラス受益証券&gt;



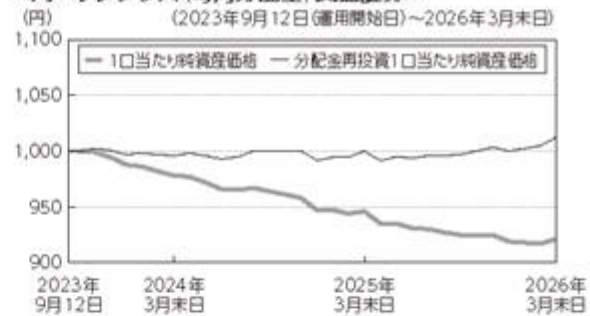
## &lt;米ドルクラス(毎月分配型)受益証券&gt;



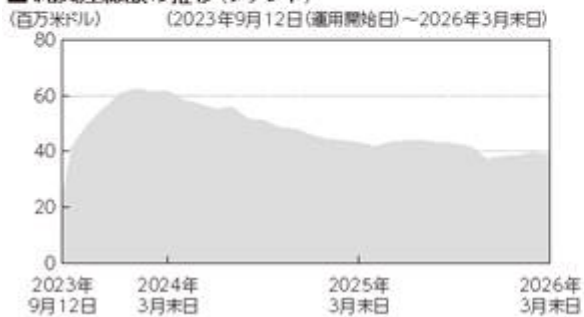
## &lt;円ヘッジクラス受益証券&gt;



## &lt;円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券&gt;



## ■ 純資産総額の推移(ファンド)



## 【分配の推移】

	1口当たりの分配の額	
	米ドルクラス (毎月分配型)受益証券 (米ドル)	円ヘッジクラス (毎月分配型)受益証券 (円)
第1会計年度	0.12(19円)	9
第2会計年度	0.48(77円)	36
第3会計年度	0.48(77円)	36
2025年4月	0.04(6円)	3
5月	0.04(6円)	3
6月	0.04(6円)	3
7月	0.04(6円)	3
8月	0.04(6円)	3
9月	0.04(6円)	3
10月	0.04(6円)	3
11月	0.04(6円)	3
12月	0.04(6円)	3
2026年1月	0.04(6円)	3
2月	0.04(6円)	3
3月	0.04(6円)	3

設定来累計(2026年3月末日現在)

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券:1.20米ドル

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券:90円

なお、米ドルクラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券については、該当事項はありません。

## &lt;参考情報&gt;

## 分配の推移(税引前、1口当たり)

通貨クラス	期間	第1会計年度	第2会計年度	第3会計年度	直近1年累計	設定来累計
米ドルクラス(毎月分配型)受益証券		0.12米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	0.48米ドル	1.20米ドル
円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券		9円	36円	36円	36円	90円

米ドルクラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券は、運用開始後2026年3月末日現在まで、分配の実績はありません。

## 【収益率の推移】

	会計年度	収益率（％）（注）
米ドルクラス受益証券	第1会計年度	1.50
	第2会計年度	5.12
	第3会計年度	5.06
米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	第1会計年度	1.50
	第2会計年度	4.99
	第3会計年度	4.98
円ヘッジクラス受益証券	第1会計年度	-0.30
	第2会計年度	-0.50
	第3会計年度	0.81
円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	第1会計年度	-0.30
	第2会計年度	-0.51
	第3会計年度	0.84

（注）収益率（％）＝100 ×（a - b） / b

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

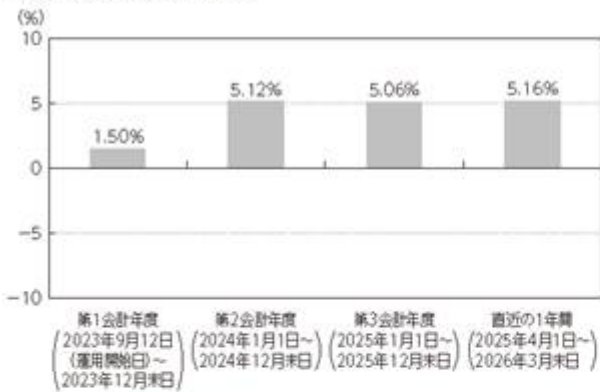
b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格（米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券：10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券：1,000円））

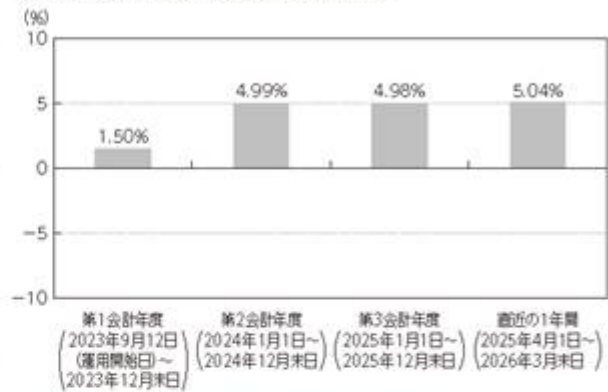
## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移

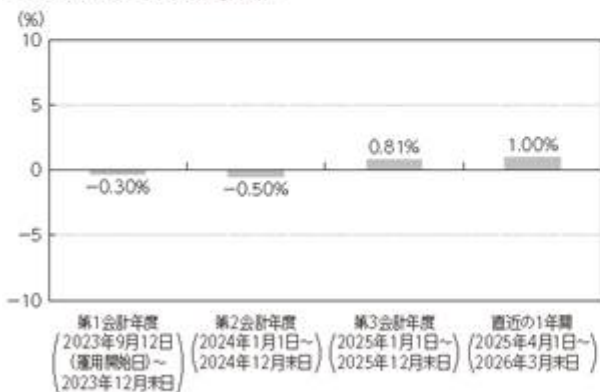
## &lt;米ドルクラス受益証券&gt;



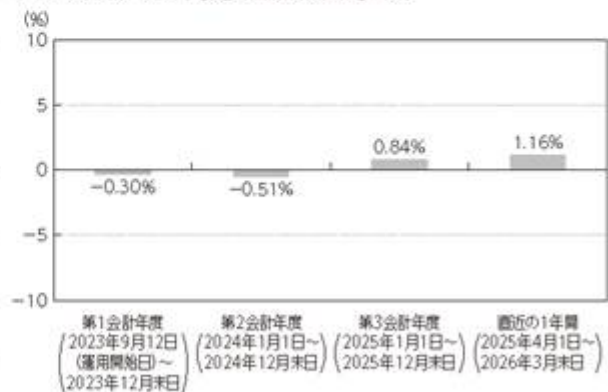
## &lt;米ドルクラス(毎月分配型)受益証券&gt;



## &lt;円ヘッジクラス受益証券&gt;



## &lt;円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券&gt;

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 各会計年度末(または上期期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券:10.00米ドル、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券:1.000円))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は次のとおりです。

## &lt;米ドルクラス受益証券&gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,359,703 (2,359,703)	30,563 (30,563)	2,329,167 (2,329,167)
第2会計年度	1,052,879 (1,052,879)	649,136 (649,136)	2,732,910 (2,732,910)
第3会計年度	747,160 (747,160)	897,436 (897,436)	2,582,634 (2,582,634)

## &lt;米ドルクラス（毎月分配型）受益証券&gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	227,292 (227,292)	0 (0)	227,292 (227,292)
第2会計年度	219,090 (219,090)	91,377 (91,377)	355,005 (355,005)
第3会計年度	191,484 (191,484)	214,448 (214,448)	332,041 (332,041)

## &lt;円ヘッジクラス受益証券&gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	4,214,764 (4,214,764)	423,334 (423,334)	3,791,430 (3,791,430)
第2会計年度	212,751 (212,751)	2,176,476 (2,176,476)	1,827,705 (1,827,705)
第3会計年度	0 (0)	1,013,494 (1,013,494)	814,211 (814,211)

## &lt;円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券&gt;

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,135,471 (1,135,471)	0 (0)	1,135,471 (1,135,471)
第2会計年度	2,571 (2,571)	904,289 (904,289)	233,753 (233,753)
第3会計年度	1,922 (1,922)	129,374 (129,374)	106,301 (106,301)

(注1) ( )内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

(注3) 本表の数値は、財務書類と基準時点が異なること等により、財務書類の数値と差異が生じることがあります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

##### 受益証券の申込み

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければなりません。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われます。

ファンドの受益証券は、関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能です。購入申込みは、後記「継続申込期間における申込手続き」の項目に記載の要件に従い申込締切時間までに提出されなければなりません。決済資金は、関連する申込日から3営業日後の日の午後5時（アイルランド時間）までに送金されなければなりません。

##### 最低保有

管理会社が別段の決定を行う場合を除き、受益者は、前記「受益証券の申込み」記載の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる受益証券の一部買戻しを行うことはできません。

受益者が、自ら保有する受益証券について当該受益者の保有高が最低保有額を下回ることになる一部買戻しを請求した場合、管理会社は、その単独の裁量により、（a）関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻請求を扱うか、（b）当該一部買戻請求を拒否するか、または（c）当該一部買戻請求を受理することができます。管理会社が、（ ）関連する受益者の関連する受益証券クラスの全部の保有高の買戻しとして当該買戻請求を扱うことを決定するか、または（ ）当該一部買戻請求を拒否することを決定した場合には、受益者は、関連する買戻日の前または後に通知を受けます。

ファンドの純資産価額の下落または為替レートの不利な変動により受益者の保有する受益証券の価額が最低保有要件を下回った場合であっても、これ自体は、最低保有要件の違反となるものとはみなされません。

##### 現物による申込み

適用される法令で認められている場合、管理会社は、その裁量により、いずれかの者に対し、管理会社が適切と考える条件で当該者が保有する投資対象と交換することにより受益証券を発行することについての取決めを行うことができますが、当該受益証券は、かかる投資対象がAIFMDに従って受託会社またはかかるその他の者に付与されるまで発行されないものとします。また、いかなる交換も、譲渡される投資対象の価額（当該投資対象の付与に関連して当該ファンドの資産から支払われる会計費用、仲介手数料、登録費用またはその他の費用の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後）に相当する時価で現金と引換えに発行されたであろう口数を発行される受益証券の口数とする条件で行われます。当該ファンドの勘定でトラストに譲渡される投資対象は、管理会社が決定する基準で評価されるものとします（ただし、当該価額が英文目論見書に記載される評価に関する規定に従って得られる最も高い金額を超えない場合に限りです。）。さらに、受託会社は、かかる交換の条件が既存の受益者を著しく害することにつながる可能性がないこと、ならびに当該ファンドに譲渡される資産の性質が、当該ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って当該ファンドの投資対象として適格であることを確認します。各ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による申込みが可能かどうか記載されます。

##### 申込手続き

各クラスに関する申込みは、申込締切時間までに受領されなければなりません。かかる申込みは、記入済みの申込契約およびすべての該当するマネー・ロンダリング防止に係る文書または（申込者が過去に申込契約に記入している場合は）追加購入書式を管理事務代行会社へ送付することにより、または別段指定されたとおりに行わなければなりません。当該時間後に受領された申込みは、翌申込日に取り扱われますが、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に申込みが受領されたことを条件として、当該時間後に受領された申込みを当該申込日の分として受理することができます。

管理会社または管理事務代行会社は、その理由を付すことなく申込みの全部または一部を拒否する権利を有するものとし、拒否された場合、申込金またはその残金は、関連する申込日後（場合に応じて）の合理的な期間内に、申込者の危険負担で無利息で、申込者に返還されます。

受益証券の割当ておよび発行の通知は、各申込日後の最初の営業日の営業開始時点から効力を生じ、関連する申込日後実務上可能な限り速やかに送付されます。契約書は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に発行されます。発行される受益証券の口数は、受益証券1口の1,000分の1単位まで端数処理され、剰余金は、トラストに計上されます。

受益証券が発行される端数よりも小さい受益証券の端数に相当する申込金は、申込者に返還されませんが、関連するファンドの資産の一部として留保されます。

所有権は、関連するファンドに関するトラストの登録簿への記載により証明され、所有権確認書が投資者に送付されます。

#### 申込価格の支払い

いったん提出された申込みは、適用ある法律および規則に従うことを条件として、（管理会社の同意がない場合には）申込者によっては取消不能であり、申込者を拘束するものとし、支払いは、関連するファンドの関連する受益証券クラスの表示通貨で行われなければなりません。

本「（１）海外における販売手続等」に記載されている期間、決済資金での全額の支払いが当該申込日まで指定された口座で受領されない場合、管理会社またはその受任者は、受益証券のあらゆる割当てを取り消し、かつ／または、申込金の支払遅延または不払いにより管理会社または受託会社が被った利息およびその他の賦課金または費用を投資者に請求する権利を有するものとし、管理会社は、かかる賦課金を賄うために投資者の保有受益証券の全部または一部を売却する権利を有します。

#### マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置により、申込者の身元および申込金の源泉および／または財源の詳細な確認が要求される可能性があります。例として、個人の場合、公証人により適式に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、公共料金の請求書または銀行明細書等の当該個人の住所の証拠および生年月日の証拠とともに提示することを要求される可能性があります。法人申込者の場合、これにより、設立証明書（および名称変更証明書）、基本定款および通常定款（またはその同等物）の認証謄本、すべての取締役の名前、職業、生年月日、居住地住所および勤務先住所の提示が要求される可能性があります。管理会社または管理事務代行会社の裁量で、申込金の源泉および／または財源を確認するために追加の情報が要求される可能性があります。投資口の申込者は、記入済みの申込書およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての関連情報を受領した場合にのみ、投資家として認められます。

管理会社または管理事務代行会社は、管理会社または管理事務代行会社が申込者の身元（原本または同等の書類を含みます。）または申込金の源泉および／または財源を確認するために必要と考える情報を請求する権利を留保し、これにより生ずるあらゆる遅延については責任を負わないものとし、申込者が確認目的のために請求された情報を提示するのが遅れた、または提示しなかった場合、管理会社またはその受任者は、申込みおよび申込金の受領を拒否することができます。

#### 申込金および買戻金回収勘定の運用について

受益証券の発行に先立ちファンドに関して受領した申込金は、トラスト名義でアンブレラ現金回収口座に保管され、関連するファンドの資産となります。投資家は、受益証券が発行されるまでの間、支払われた申込金に関して、当該ファンドの無担保債権者となり、受益証券が発行されるまでの間、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利（配当金を受領する権利を含みます。）から利益を受けることはありません。ファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。

ファンドによる買戻金および配当金の支払いは、管理事務代行会社が申込書類の原本を受領し、すべてのマネー・ロンダリング防止手続きが遵守されていることを条件とします。上記にかかわらず、買戻しを行った受益者は、買い戻された受益証券について、当該買戻日から受益者でなくなります。買戻しを行った受益者およ

び分配金を受領する権利を有する受益者は、適用ある場合、買戻日または分配日以降、ファンドの無担保債権者となり、買戻金額または分配金額に関して、ファンドの純資産価額の上昇またはその他の受益者の権利（さらなる配当金を受領する権利を含みます。）から利益を受けることはありません。この期間中にファンドまたはトラストが債務超過に陥った場合、ファンドまたはトラストが無担保債権者へのすべての支払いに必要な資金を有している保証はありません。したがって、買戻しを行った受益者および分配金を受領する権利を有する受益者は、未提供の書類および情報が速やかに管理事務代行会社に提供されることを確保しなければなりません。上記を怠った場合、当該受益者の自己責任となります。

トラストの他のファンドが債務超過に陥った場合、ファンドが受領する権利を有しているものの、アンブレラ現金回収口座の運用の結果、他のファンドに移転した可能性のある金銭の回収は、アイルランド信託法の原則およびアンブレラ現金回収口座の運用手順の条件に従うこととなります。当該金額の回収に関しては、遅れおよび/または紛争が生じる可能性があり、また、債務超過のファンドが関連するファンドへの支払いに必要な資金を有していない可能性があります。したがって、当該ファンドまたはトラストが当該金額を回収できる保証はありません。さらに、かかる状況において、当該ファンドまたはトラストが無担保債権者への支払いに十分な資金を有している保証はありません。

### 受益証券の説明ならびに所有に関する制限および要件

トラストは、異なるファンドから成る場合のあるアンブレラ・ファンドであり、かかる異なるファンドそれぞれは、一または複数の受益証券クラスを有します。管理会社は、アイルランド中央銀行に対して事前の通知を行い、かつ、アイルランド中央銀行から許可を得た上で、随時、異なる受益証券クラスを発行することができます。各クラスは、別個の独立した投資ポートフォリオから成るファンドに対する持分を表章しています。受益証券を発行する前に、管理会社は、当該受益証券が発行されるファンドを指定します。

各ファンドの受益証券クラスは、価額、手数料、その他の報酬に関する取決め、最低申込水準および分配に関する取決めが異なることがあります。これに従い、同一ファンドの各受益証券は、関連するファンドの利益および分配ならびに終了した場合には関連するファンドの資産に、当該同一ファンドの他の受益証券と同等に参加する権利を有します。各ファンドの受益証券は、無額面であり、発行時に全額を払い込まなければならず、優先権または新受益証券引受権は付されません。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の申込みの受理を拒否することができます。

受益者は、受益証券の当初申込みを行った後のいずれかの時点において米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者（前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、（B）アイルランド」の項において定義されます。）となった場合、または受益証券の申込みの一環として自らが行ったか、もしくは自らのために行われた宣言が有効でなくなった場合、管理会社および管理事務代行会社に直ちに通知することを義務付けられます。

また、受益者は、米国人、給付プラン投資家もしくはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である投資者の勘定で、もしくはこれらの者のために、上記宣言が有効でなくなった受益証券を保有している場合、または何らかの法律もしくは規則に違反して受益証券を保有しているか、もしくはその他トラストもしくはその受益者に規制上、法律上、税務上もしくは財務上の悪影響を及ぼし、もしくはその可能性がある状況で受益証券を保有している場合、管理会社に直ちに通知することを義務付けられます。

上記に定められる制限に違反して受益証券を保有している者、自らが保有することによりいずれかの管轄権を有する法域の法律および規則に違反している者、当該者が保有することによりトラストが納税義務を負うか、もしくは金銭上の不利益を被ることになる（かかる保有がなければその一部または全部を負わずまたは被ることがなかったであろう場合）おそれがあると管理会社が判断する者、またはその他受益者の利益を損なう可能性がある場合と管理会社が考える状況にある者は、一または複数のかかる者がトラストの受益証券を取得し、または保有することにより管理会社、受託会社、管理事務代行会社および受益者のうちの一または複数が被った損失につき、これらの者を補償するものとします。

受益証券は、関連するファンドの受益証券1口当たり追加購入価格で発行されます。

2026年6月現在、トラストは、One-Day・プレミアムを含め、2つの運用中のファンドから成っており、申込みが可能な受益証券の詳細については、関連する英文目論見書補遺に定められています。

## （２）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、（７）申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。投資者は、原則として約定日から起算して日本における２営業日目に、申込金額等を販売取扱会社に支払うものとします。なお、「約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、お申込日の翌国内営業日）をいいます。

なお、販売会社である株式会社ＳＭＢＣ信託銀行では、通常申込の日に申込金額等の引き落としを行います。

申込単位（購入単位）は、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券の場合は、3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の場合は50万円以上1円単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とします。申込期間中の追加購入単位の詳細については、販売会社にご照会ください。

原則として、販売会社の日本における営業日の午後３時（日本時間）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課されます。

申込金額	申込手数料
10万米ドル / 1,000万円未満	2.20%（税抜2.00%）
10万米ドル / 1,000万円以上 50万米ドル / 5,000万円未満	1.65%（税抜1.50%）
50万米ドル / 5,000万円以上 100万米ドル / 1億円未満	1.10%（税抜1.00%）
100万米ドル / 1億円以上 300万米ドル / 3億円未満	0.55%（税抜0.50%）
300万米ドル / 3億円以上	0.275%（税抜0.25%）

申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

- （注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取決めを行うことができます。  
（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合があります。  
（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円 / 往復2円（上限）がかかります。  
（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券または円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に関して、申込期間中に発行することができる受益証券の価額の最大総額は、10億米ドルまたは1,000億円です。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領します。申込金額の支払いは、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券の場合は米ドル建てで、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の場合は円建てで支払うものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意しています。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はありません。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

#### 受益証券の買戻し

受益者は、後記「買戻し」の項の要件に従い、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができます。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻されます。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券の場合は0.01米ドル、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の場合は1円未満を切り捨てた金額とします。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保されます。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができます。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想されます。

ファンドの残存する受益証券は、すべてファンドの満期日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われます。ただし、いずれかの取引日においてファンドの純資産価額が15,000,000米ドルを下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その裁量で、その時点で発行されているファンドの（一部ではなく）すべての受益証券を、失効日（以下において定義します。）に算出された買戻価格で買い戻すことができます。ただし、管理会社は、(i) すべての受益者に対して4週間前に書面による買戻しの通知を行い、当該通知の有効期限は通知に記載された日（以下「失効日」といいます。）とし、(ii) 当該失効日の翌日から4週間以内に当該受益証券を買い戻さなければなりません。かかる買戻しについては、受益者に対して書面で通知するものとします。

#### 買戻し

本書に定められる場合を除き、受益者は、各買戻日に自ら保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求する権利を有します。関連する買戻日における買戻締切時間を過ぎてからの買戻請求は受理されません（ただし、この要件が免除されている場合はこの限りではありません。後記「申込要件および買戻要件の免除」の項をご参照ください。）。また、受益者は、管理会社と協議の上、管理会社の単独の裁量により（適用ある法律の遵守を目的とする場合を含みますが、これに限られません。）、管理会社が決定するその他の時点およびその他の条件で受益証券の買戻しを行うことができます。

受益証券の買戻しは、該当する評価日の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で行われます。適用される法令で認められている場合、買戻代金も、関係する受益者の同意を得た上で現物による譲渡により支払うことができます。譲渡される資産は、受託会社の承認を得た上で管理会社の裁量で選択されるものとし、当該買戻しが行われる受益証券の買戻価格を決定する際に用いられた価額（公租公課の適切な引当金に相当すると管理会社がみなす金額の控除後）で計上されるものとします。交換の条件が買戻しを行う受益者または残存する受益者の利益を著しく害することにつながる可能性がないことを受託会社が確認した場合にのみ、かかる分配は行われます。現物による買戻しは、買戻しを行う受益者がファンドの純資産価額の5%以上に相当する口数の受益証券の買戻しを請求した場合に、管理会社の裁量でのみ行うことができます（受益者の請求に応じてまたは受益者の同意を得ることはありません。）。かかる場合、管理会社は、請求を受けた場合、当該受益者のために資産の売却を行います。かかる売却の経費は、関連する受益者に請求されます。各ファンドの関連する英文目論見書補遺において、当該ファンドに関して現物による買戻しが可能かどうか記載されます。

#### 買戻ゲート

買戻日における買戻請求が当該ファンドの純資産価額の10%（以下「ゲート額」といいます。）を超える場合、管理会社は、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額までの部分の買戻しを比例的に行い、かつ、管理会社の単独の裁量により、買戻しの請求が行われた受益証券のうちゲート額を超える部分の全部もしくは一部の買戻しを比例的に行うか、またはゲート額を超える買戻請求をその後の買戻日に繰り延べるものとします。繰り延べられた買戻請求は、前文に記載される制限に引き続き服し、その後の買戻日において、受益

者からその後の買戻日に受領された他の買戻請求に優先することはないものとします（なお、繰り延べられた買戻請求および新たな買戻請求の合計が当該その後の買戻日においてゲート額を超える場合、すべての買戻請求は、本書に記載されるとおりに比例的に減じられ、かつ／または、履行されます。）。管理会社の単独の裁量による場合を除き、かかる繰り延べられた買戻請求は、取り消すことはできません。

#### 買戻手続き

適式に作成された買戻請求書は、買戻締切時間までに管理事務代行会社に対してまたは別段指定されるとおりにその事業所に、ファクシミリまたは管理会社が随時定めるその他の手段で（ただし、アイルランド中央銀行との間で事前に当該手段について合意されていることを条件とします。）、送付されなければなりません。請求が買戻締切時間後に受領された場合、当該請求は、翌買戻日に取り扱われます。ただし、管理会社の単独の裁量で、評価時点より前に当該請求が受領されたことを条件として、買戻締切時間後に受領された請求を当該買戻日の分として受理することができます。

買戻代金は、通常、関連する英文目論見書補遺に定められる期間内に、受益者が投資しているクラス通貨で、受益者の費用負担で、受益者の口座への電信送金により支払われます。適式に作成された買戻請求がファックスにより受領された場合、代金は、申込契約およびマネー・ロンダリング防止のために必要なすべての書類が受領され、すべてのマネー・ロンダリング防止に係る確認が完了している場合であって、かつ、申込契約の原本において指定されている口座に対して支払いを行うことが当該請求において明記されている場合のみ支払われます。受益者の登録詳細の変更は、当該受益者からの指示書（指示書および文書の原本または同等物を含む場合があります。）が受領された場合のみ効力が生じます。トラストまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社は、送金プロセスにおける受益者の銀行の業務遂行についてさらなる責任を負いません。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は、当該仲介機関または銀行に対し直接対処しなければなりません。

受益者は、管理会社の事前の同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできません。ただし、当該ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、かかる場合には、停止期間の終了前に管理会社が書面による通知を受領した場合にのみ、撤回が有効となります。請求が上記のとおり撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の買戻日に実行されます。

信託証書により、管理会社は、ある受益者に対して送付された受益証券の受益証券券面、契約書またはその他所有権確認書につき、6年間受取通知書を受領しなかった場合、当該受益者の保有する受益証券の買戻しを行うことが認められています。当該6年の期間が満了した後、管理会社は、当該受益者に対し、かかる受益証券の買戻しを行う意向を通知しなければなりません。3か月以内に返答が受領されない場合、かかる受益証券の買戻しを行うことができます。トラストは、買戻金を、当該買戻金がトラストの資産の一部を構成することとなった時点からさらに1年間にわたって別個の有利子口座で保有することを義務付けられます。

#### 申込要件および買戻要件の免除

管理会社は、受益者の最善の利益に適うよう行為する義務に従うことを条件として、受益者の申込請求または買戻請求の取扱いに関連する免除（通知期間または最低申込額（該当する場合）に関するものを含みますが、これらに限られません。）を承認することができます。適用ある法律により認められる限りにおいて、かかる免除は、同一の請求をした受益者（特定の受益者の受益証券に対する担保権を有する者を含みますが、これに限られません。）に対して認めることができます。受益者（かかる免除が承認されている期間中に受益証券の売買を行う受益者を含みます。）は、かかる事項について通知を受けることはできません。管理会社取締役は、通常、申込要件および買戻要件の免除に関して類似の権限を有することが見込まれています。

#### 誤謬、誤謬の訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正措置が必要かどうかまたはトラストもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反ならびにファンドの純資産価額の計算または申込みおよび買戻しの取扱いにおける誤謬について検討します。

管理会社は、管理会社取締役の単独の裁量により、受益証券の申込みおよび買戻しの取扱いに影響を及ぼす可能性のある誤謬の訂正を認めることができます。管理会社は、誤謬の解決にあたって重要性に関する方針に

従うことがあり、その場合、訂正措置が行われる時期、またはトラストもしくは受益者への補償金の支払時期が限定され、または制限される可能性があります。また、適用ある法律に沿って管理会社取締役が承認した方針に従ったとしても、すべての誤謬が、補償可能な誤謬となるわけではありません。よって、補償可能な誤謬またはその他の誤謬が発生している期間に受益証券を購入し、または買い戻した受益者は、補償可能な誤謬またはその他の誤謬の解決に関して、補償を受けられないことがあります。

受益者は、いかなる誤謬の発生またはその解決について通知を受けることはできません。ただし、当該誤謬の訂正により、受益者が保有する受益証券口数、もしくはかかる受益証券が発行されたときの純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金の調整が必要となる場合は、この限りではありません。

#### 強制買戻し

管理会社は、管理事務代行会社に対し事前に通知することにより、いつでも、理由の如何を問わず、信託証書に基づき受益証券の購入または保有から除外される受益者が保有している受益証券を買い戻し、またはかかる受益証券の譲渡を請求することができます。かかる買戻しは、かかる受益証券の買戻しが行われる関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格に相当する価格で買戻日に行われます。

買戻注文によりある受益者が保有している受益証券の純資産価額が前記「受益証券の申込み」記載の最低保有額または外国通貨による相当額を下回ることになる場合、トラストは、当該ファンドにおける全部の保有高の買戻しを行う注文として当該買戻注文を扱うことができます。

#### (2) 日本における買戻し手続等

受益証券は、以下に定める手続きに従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができます。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位です。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができます。

原則として、販売会社の日本における営業日の午後3時（日本時間）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の買戻し受付分とします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社が買戻しの注文の成立を確認した日を約定日といい、通常、買戻日の翌国内営業日です。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款より定めるところに従い、原則として、買戻日の後5営業日目の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な国内営業日）（日本における受渡日）に、販売会社を通じて、ファンドの基準通貨で支払われるものとします。したがって、関連する買戻日から7営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定です。

### 3【受益証券の転換】

#### （１）海外における受益証券の転換

いずれかのファンドの特定のクラスの保有に関する制限（もしあれば）および関連する英文目論見書補遺に定められるその他の制限（最低保有期間に関するものを含みます。）に常に従い、受益者は、買戻日において、いずれかのファンドのいずれかのクラス（以下「転換元クラス」といいます。）の自己の受益証券の一部または全部を同一ファンドの異なるクラスまたは異なるファンドの同一クラスもしくは異なるクラス（以下「転換先クラス」といいます。）の受益証券へ転換することを申し込むことができます。書面による申込みは、転換書式の形式で、管理事務代行会社に対してまたは別段指定されるとおりに送付されなければなりません。転換は、通常、当該取引に適用される英文目論見書に概説される規定に従い、転換元クラスからの買戻しおよびこれに続く転換先クラスへの申込みとして行われます。管理会社取締役は、理由の如何を問わず、申込みを拒否することができるものとし、同様に、管理会社取締役は、理由の如何を問わず、転換請求を拒否することができるものとし、転換の申込みは、これに関する問題が管理会社の満足のいくように解決されたときのみ取り扱われます。このことから、自ら保有する受益証券の転換を希望する受益者は、自らが転換が行われることを希望する買戻日に先立って適時に管理事務代行会社に連絡することが推奨されます。

転換指示書は、転換先クラスの買戻日であり、かつ転換元クラスの買戻日である営業日の買戻締切時間までに、管理事務代行会社によりまたは別段指定されるとおりに受領されなければなりません。異なった通貨建てのクラス間での受益証券の転換の場合を除き、買戻締切時間までに受領された転換指示書は、通常、転換先クラスの当該買戻日に取り扱われます。受益証券の転換が異なった通貨建てのクラス間でのものである場合において、買戻締切時間後に受領された転換指示書は、通常、転換先クラスについて翌買戻日に取り扱われます。買戻締切時間後に受領された指示書は、翌買戻日に取り扱われます。ただし、管理事務代行会社の同意を得た上で、管理会社の単独の裁量で、かつ、当該指示書が転換元クラスおよび転換先クラスそれぞれの評価時点より前に受領されたことを条件として、当該時間後に受領された指示書を当該買戻日の分として受理することができます。

あるクラスへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の価額が転換先クラスの最低当初投資額（もしあれば）に相当するか、またはこれを超えることを確保しなければなりません。

#### （２）日本における受益証券の転換

日本の受益者は、ファンドの他のクラスの受益証券との間でスイッチングを行うことができます。スイッチング手数料はかかりません。スイッチング請求に関しては、販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。

#### 4【受益証券の譲渡】

受益証券の譲渡は、管理会社の裁量でのみ許可されます。ただし、かかる譲渡は、通常もしくは一般的な様式または管理会社が随時承認するその他の様式の書面によって行われなければなりません。譲渡の書式はすべて、譲渡人および譲受人それぞれの正式な名称および住所が記載されていなければならない。譲渡人またはその代理人によって署名されなければなりません。管理会社は、譲受人または被譲渡人に対し、申込書、および当該譲渡が違法ではないこと、またはトラストもしくは受益者に対して規制上、課税上もしくは金融上の悪影響もしくは事務負担をもたらさない、もしくはもたらすおそれがないことを管理会社が納得するために必要なその他の申込資料を締結するよう要求することができます。受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとします。譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

## 5【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 純資産価額の計算

管理会社は、健全で、透明性があり、包括的で、かつ、適切に書面化された評価プロセスを確保する書面による方針および手続きを制定しており、トラストのために維持、実施および再検討するものとします。一または複数の外部評価者が任命される場合、評価業務を遂行するために要求されるすべての必要な情報が提供されるようにするため、かかる評価方針および手続きは、管理会社と外部評価者との間の情報交換プロセスを規定するものとします。評価方針および手続きは、評価サービスを履行するために任命された第三者について、管理会社が初期および定期的なデュー・ディリジェンスを行うことを確保するものとします。

各ファンドの純資産価額は、当該ファンドの基準通貨で表示され、各ファンドの資産（完全子会社を通じて間接的に保有する資産を含みます。）から負債（管理会社またはその受任者が必要または適切とみなす引当金を含みます。）を控除した価額を決定し、その金額を小数点第4位以下または管理会社がファンドに関して随時決定するその他の小数位以下を四捨五入することにより各評価日の評価時点に管理会社またはその受任者によって決定されます。実現可能な範囲で、当該クラスの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬、運用実績報酬（もしあれば）およびその他の報酬を含みます。）が毎日、また、管理会社が決定するその他の期間に発生する場合があります。

各ファンドの受益証券の実績はそれぞれ異なると予想され、各ファンド（または場合に応じて各クラス）はそれぞれの報酬または費用を（当該ファンド（またはクラス）に明確に帰属する範囲で）負担します。その結果、各ファンドおよび単一のファンドの異なるクラス（場合に応じます。）の受益証券1口当たり純資産価格は、相互に異なると予想されます。

外国為替ヘッジは、特定のヘッジありクラスのために利用することができ、その費用ならびに関係債務および/または利益は、当該クラスの勘定にのみ計上されます。したがって、ヘッジありクラスにかかる外国為替ヘッジに帰属する費用、所得、損益に起因するファンドの純資産価額の増減は、関係するヘッジありクラスにのみ帰属します。

各ファンドの資産の価値は、各評価日につき以下のとおり決定されるものとします。

- (a) いずれかの市場においてまたはその規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）は、各評価時点における最終買呼値で評価されます。有価証券が通常複数の市場においてまたはそれらの規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される場合、有価証券について最も公正な評価基準を提供すると管理会社が判断する市場を関連する市場とします。関連する市場において値付けされ、上場され、もしくは取引される有価証券の価格が関連する時点で入手できない場合、または価値を表していないと管理会社が考える場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に当該有価証券の予想換金価格であると見積もる価格で評価されます。
- (b) 有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）が通常ある市場においてもしくはその規則に基づき値付けされず、上場されず、もしくは取引されていない場合、または有価証券（債務証券および持分証券を含みます。）に係る上記の最終買呼値が公正市場価格を表すものではないと管理会社が判断した場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定する予想換金価格で評価されます。
- (c) ある市場において取引されているデリバティブ商品（スワップ、金利先物取引その他の金融先物取引を含みます。）は、関連する市場により決定された、評価日における当該市場の営業終了時点の決済価格で評価されます。ただし、関連する市場において決済価格を値付けする慣行がない場合、または何らかの理由により決済価格を入手できない場合、かかる商品は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価されます。
- (d) 市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市場相場を参照した評価済みの仲値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価されます。市場で取引されていないその他のすべてのデリバティブ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により

提供される自由に入手可可能な市場相場を参照した買呼値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価されます。

- ( e ) 集団投資スキームの受益証券は、当該受益証券の直近で公表された純資産価額に基づき評価されます。かかる価格を入手できない場合、受益証券は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価されます。
- ( f ) 関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社がその状況において適切とみなす相場（公式・非公式を問いません。）をもって基準通貨に換算されます。
- ( g ) 預金および類似の資産は、その公正価値を反映するために調整を行うべきであると管理会社が考えない限り、その額面額および未払利息で評価されます。

管理会社は、ファンドに関して、評価時点における資産について、評価日において買戻しが申込みを上回った場合、関連する資産の価値は買呼値を参照して計算され、評価日において申込みが買戻しを上回った場合、関連する資産の価値は売呼値を参照して計算されることを決定することができます。管理会社は、特定のファンドの資産について、最終入札額、最終取引価格、最終中間市場価格または最新中間市場価格に基づき評価することができることを決定することもできます。

特定の資産について上記（ a ）ないし（ g ）に定める評価規則に従って評価を行うことが不可能または非現実的となった場合、管理会社は、当該資産の公正な評価を行うため、一般的に認められた他の評価方法を用いることができます。通貨、市場性、取引費用および/または関連するとみなされるその他の勘案事項を考慮した上で公正価値を反映するために必要とみなされた場合、管理会社は、資産の価値を調整することができます。価値の調整の根拠は、明確に文書化されなければなりません。

#### 債務引当金

トラストは、随時、管理会社の認識の有無を問わず、また、確定または偶発を問わない債務（税金債務を含みます。）を課されます。管理会社が債務を認識している範囲において、管理会社は、適用ある会計基準により当該債務の引当てを要求されることがあり、または自らの裁量により当該債務の引当てを別途決定することがあります。当該引当ては、関連するファンドの純資産価額を減少させます。

本書の他の箇所に記載するところに従い、管理会社は、適用ある会計基準によって要求されない場合であっても、その単独裁量により、予想される未払費用、債務および偶発債務のために準備金を設けることができます。ただし、トラストがかかる準備金または引当てを設定するか否か、またどのような状況下で設定するかについては、不明瞭です。

#### 純資産価額の計算の停止

管理会社は、受託会社に通知することにより、以下のいずれかの期間の全部または一部にわたって、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行、買戻し、買戻代金の支払を一時的に停止することができます。

- ( a ) ファンドの投資対象の大部分が値付けされているか、上場されているか、取引されているか、もしくは売買されている取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または当該取引所での売買が制限されているか、もしくは停止されている期間
- ( b ) 政治的事象、軍事的事象、経済的事象、金融的事象、金融市況または管理会社の支配、責任および権限の及ばないその他の状況により、ファンドの投資対象の処分または評価を通常どおりまたはファンドの受益者の利益を害することなく行い、または完了することができないと管理会社が判断する期間
- ( c ) ファンドの投資対象の価値を決定する際に通常用いられている通信手段に障害が発生している期間、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値を速やかにもしくは正確に確認することができないと管理会社が判断する期間

- ( d ) ファンドが買戻代金の支払を行う目的のために資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の換金もしくはこれに関連する資金の移動もしくは支払を通常の価格で行うことができないと管理会社が判断する期間
- ( e ) 不利な市況により、買戻代金の支払がファンドまたはファンドの残存する受益者に悪影響を及ぼす可能性があるとして管理会社が判断する期間
- ( f ) 金融商品もしくはポジションの大部分に関連する主要な市場もしくは取引所が閉鎖されているか、または当該市場もしくは取引所での取引が制限されているか、もしくは停止されている期間（通常の休日または慣習による週末の閉鎖を除きます。）
- ( g ) 受益証券の売却代金または買戻代金の送金を関連するファンドの口座との間で行うことができない期間
- ( h ) 受益証券の買戻しが適用ある法律の違反につながると管理会社取締役が判断する期間
- ( i ) 当該ファンドがその資産の大部分を投資している集団投資スキームの売買が停止されている期間
- ( j ) 一時的な停止を行うことがファンドの受益者の最善の利益に適うと管理会社が判断した期間
- ( k ) 関連するファンドを償還することが決定された後の期間（後記「（５）その他 ファンドの償還」の項をご参照ください。）。

停止期間中は、受益証券の発行（事前に当該ファンドによりまたは当該ファンドを代理して申込みが受領され、かつ、受理されている場合を除きます。）、買戻しまたは転換を行うことはできません。かかる停止の通知は、当該停止が終結したことを管理会社が宣言した時点で終了し、いかなる場合も当該停止をもたらした状況が消滅し、かつ、停止が認められるその他の状況が存在しない最初の営業日に終了するものとします。かかる停止の通知は、管理会社が決定する方法で公表することができます。いかなる停止も、アイルランド中央銀行に直ちに通知されるものとします。

## （２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

## （３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他、 ファンドの償還」に従い早期に償還されない限り、2033年8月31日に償還されます。

## （４）【計算期間】

ファンドの会計年度末は2023年12月31日を初回とする毎年12月31日です。

## （５）【その他】

### 発行限度額

米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および米ドルクラス受益証券の発行金額は、それぞれ10億米ドルを上限とします。

円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス受益証券の発行金額は、1,000億円を上限とします。

### ファンドの償還

管理会社は、以下の状況において、トラストまたはファンドを償還させることができます。

- ( ) トラストの受益者またはファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して、遅くとも2週間前まで（早くとも6週間前以降）に通知がなされた場合
- ( ) 遅くとも2週間前まで（早くとも6週間前以降）に受益証券の保有者に対して通知がなされた場合（随時）
- ( ) トラストが認可ユニット・トラストでなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を受けて、トラストが認可ユニット・トラストでなくなると管理会社が合理的に考える場合
- ( ) トラストまたはファンドを継続することが違法となり、または管理会社の合理的な見解において、それが非現実的もしくは不適切とする法律が可決された場合
- ( ) 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3か月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合
- ( ) 受託会社が退任の希望を書面で表明した日付から6か月以内に管理会社が新受託会社を任命できなかった場合
- ( ) ファンドの純資産価額が5,000万米ドルを下回った場合

管理会社はまた、以下のいずれかの事象が発生した場合、その絶対的裁量に基づき、関連するファンドのすべての受益者が保有する受益証券の一部を比例按分で買い戻すことにより、または管理会社が関連する状況において適切と判断するその他の基準により、ファンドの資産を減少させることを決定することができます。

- ( ) 当該ファンドの受益者により受益証券の比例按分による一部買い戻しを承認する特別決議が可決され、これに関して2週間以上6週間以下の通知が与えられている場合
- ( ) 2週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合（随時）
- ( ) 当該ファンドを現在の資産規模で継続することを違法にし、または管理会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする事由が発生した場合
- ( ) 当該ファンドの規模を縮小するよう管理会社が勧告した場合
- ( ) ファンドの純資産総額が、英文目論見書において開示される金額を上回った場合

受託会社は、以下の事象が発生した場合、トラストまたはそのいずれかのファンドを書面通知により終了させることができます。

- ( ) 1990年会社法（改正済）に従い、管理会社が清算手続き（受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除きます。）に入る場合、または管理会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して審査官が任命された場合
- ( ) 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合
- ( ) トラストまたはそのいずれかのファンドを継続することを違法にし、または受託会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする法律が可決された場合
- ( ) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日付から6か月以内に管理会社が信託証書の規定に従い新受託会社を任命できなかった場合

かかる受益証券の買い戻しは、トラストが解散するまで、または買い戻しを実行できるようトラストが十分な受益証券の発行を確保するまで繰り延べられる場合があります。トラストは、自らが公正かつ合理的とみなし、かつ、受託会社により承認される方法で、繰延買い戻しの対象となる受益証券を選択する権利を有します。

解散の場合、またはファンドの全受益証券が買い戻される場合、（債権者に対する弁済後の）分配可能な資産は、かかるファンドの保有受益証券の価格に応じ、比例按分で受益証券の保有者へ分配されます。他のファンドのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前の各ファンドの純資産価格に比例してファンドの間で分配され、また受益者の保有するファンド受益証券の価格に比例して各ファンドの受益者の間で分配されます。トラストの受益者の通常決議による承認をもって、ファンドは受益者に対し現物で分配を行うことができます。全受益証券が買い戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による承認をもって、受益者間の分配のた

めに、かかるファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができません。

#### 信託証券の変更

管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得て、トラストの認可ユニット・トラストとしての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考える方法で、またその範囲で、補足証券の形式により信託証券の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対し、その受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証券に定められる重要な事項の変更は公表されるか、または受益者に対し通知されます。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

## 6【受益者の権利等】

### （１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ） 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有します。

（ ） 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

（ ） 残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが償還された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ） 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ） 議決権

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができます（米国外で開催されます。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。別段の明確な規定がない限り、適式に招集され開催された受益者集会において行われるすべての議事は特別決議によるものとします。

いずれの集会についても、14日以上前の通知が受益者に与えられなければなりません。この通知には、集会の場所および日時ならびに提案される決議の条件を明記するものとします。集会が受託会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により受託会社に送付されなければなりません。集会が管理会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により管理会社に送付されなければなりません。偶発的な通知の非実行も、いずれの受益者による通知の非受領も、あらゆる集会における議事を無効にしないものとします。

定足数は、自らまたは委任状により出席する1名の受益者とし、ただし、トラスト管理会社の任命の終了の決議を審議し、適切と考えられた場合は可決するために動議が提出された集会の場合を除きます。この場合、定足数は、当該時点で発行中の受益証券数の少なくとも50%を保有または代表し、自らまたは委任状により出席する受益者とし、議事の開始時に必要な定足数の出席がない限り、いずれの集会においても議事は行われないものとします。

集会に指定された時点から30分以内に定足数の出席がない場合、当該集会は、議長により指定されるその後7日後以降の日時および議長により指定される場所に延期されるものとし、このような延期された集会においては、自らまたは委任状により出席する当該受益者を定足数とします。延期されたいずれの受益者集会の通知も行わないものとします。

いずれの集会においても、（a）挙手の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は一票を有するものとし、（b）票決の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は、自己が受益者である一つ一つの受益証券につき、一票を有するものとします。

受益者集会で決定される事項はすべて、関連する割合の受益者による書面同意により、普通決議または特別決議（場合に応じます。）として承認される場合もあります。

**（２）【為替管理上の取扱い】**

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

**（３）【本邦における代理人】**

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

**（４）【裁判管轄等】**

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるグラントソントンから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されています。本書において原文の財務書類については全文を記載しています。ただし、投資有価証券明細表については関係するサブ・ファンドのみを記載しています。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンド（One-Day・プレミアム）に関連する部分のみを翻訳しています。ただし、「財務書類に対する注記」については、全文を記載しています。
- d．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## （１）【貸借対照表】

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

財政状態計算書  
2025年12月31日現在

	注記	One-Day・プレミアム 2025年12月31日現在	
		米ドル	千円
<b>流動資産</b>			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
	2,6,12		
トータル・リターン・バスケット・スワップ		38,139,058	6,097,673
パフォーマンス・リンク債		-	-
先渡為替契約に係る未実現評価益		217	35
現金預金	3	236,735	37,849
投資有価証券売却未収金		-	-
ファンド受益証券販売未収金		3,298	527
その他の未収金		158	25
		<hr/>	<hr/>
流動資産合計		<u>38,379,466</u>	<u>6,136,109</u>
<b>資本</b>			
受益者に帰属する純資産			
資本合計	16	<u>38,131,219</u>	<u>6,096,419</u>
<b>流動負債</b>			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
	6		
先渡為替契約に係る未実現評価損		7,544	1,206
当座借越	3	-	-
未払販売報酬	5	25,637	4,099
未払償還費用	16	-	-
未払管理報酬	5	25,904	4,142
受益証券買戻未払金	9	140,608	22,480
その他の未払金	4	48,554	7,763
		<hr/>	<hr/>
流動負債合計		<u>248,247</u>	<u>39,690</u>
<b>資本および流動負債合計</b>			
		<u>38,379,466</u>	<u>6,136,109</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## One-Day・プレミアム

2025年12月31日現在

		米ドルクラス受益証券		米ドルクラス (毎月分配型)受益証券	
		米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券数	9	2,582,634口		332,041口	
受益証券クラス 純資産価額	16	28,956,806	4,629,614	3,343,646	534,582
受益証券1口当たり純資産価格		11.212	1,793円	10.070	1,610円
		円ヘッジクラス受益証券		円ヘッジクラス (毎月分配型)受益証券	
		米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券数	9	814,211口		106,301口	
受益証券クラス 純資産価額	16	5,206,175	832,363	624,592	99,860
受益証券1口当たり純資産価格		6.394	1,022円	5.876	939円

ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドを代表して署名。

[署名]

[署名]

日付：2026年6月19日

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 財政状態計算書

2024年12月31日現在

	注記	One-Day・プレミアム 2024年12月31日現在	
		米ドル	千円
<b>流動資産</b>			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,6,12		
トータル・リターン・バスケット・スワップ		46,294,082	7,401,498
パフォーマンス・リンク債		-	-
先渡為替契約に係る未実現評価益		87,351	13,966
現金預金	3	107	17
投資有価証券売却未収金		31,467	5,031
ファンド受益証券販売未収金		360,476	57,633
<b>流動資産合計</b>		<b>46,773,483</b>	<b>7,478,144</b>
<b>資本</b>			
受益者に帰属する純資産		45,684,797	7,304,085
<b>資本合計</b>	16	<b>45,684,797</b>	<b>7,304,085</b>
<b>流動負債</b>			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6		
先渡為替契約に係る未実現評価損		630,218	100,759
当座借越	3	223,437	35,723
未払販売報酬	5	62,813	10,043
未払償還費用	16	-	-
未払管理報酬	5	25,834	4,130
受益証券買戻未払金	9	66,846	10,687
その他の未払金	4	79,538	12,717
<b>流動負債合計</b>		<b>1,088,686</b>	<b>174,059</b>
<b>資本および流動負債合計</b>		<b>46,773,483</b>	<b>7,478,144</b>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## One-Day・プレミアム

2024年12月31日現在

		米ドルクラス受益証券		米ドルクラス (毎月分配型)受益証券	
		米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券数	9	2,732,910口		355,005口	
受益証券クラス 純資産価額	16	29,169,371	4,663,599	3,569,158	570,637
受益証券1口当たり純資産価格		10.673	1,706円	10.054	1,607円
		円ヘッジクラス受益証券		円ヘッジクラス (毎月分配型)受益証券	
		米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券数	9	1,827,705口		233,753口	
受益証券クラス 純資産価額	16	11,537,467	1,844,610	1,408,801	225,239
受益証券1口当たり純資産価格		6.313	1,009円	6.027	964円

添付の注記は当財務書類の一部である。

## （２）【損益計算書】

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 包括利益計算書

2025年12月31日に終了した会計年度

	注記	One-Day・プレミアム	
		2025年12月31日に終了した会計年度 米ドル	千円
収益			
受取利息		12,716	2,033
その他の収益		-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	2	2,612,734	417,724
純収益合計		2,625,450	419,757
費用			
販売報酬	5	(339,921)	(54,347)
管理報酬	5,14	(155,000)	(24,781)
設立費用	5	(11,971)	(1,914)
償還費用引当金	16	-	-
その他の費用	11	(50,565)	(8,084)
運用費用合計		(557,457)	(89,126)
財務費用および税引前純運用利益		2,067,993	330,631
財務費用			
受益者に対する分配金	10	(256,902)	(41,073)
純運用利益		1,811,091	289,557
包括利益合計		1,811,091	289,557

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）を除き、収益および費用は、専ら継続運用から生じた。

包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 包括利益計算書

2024年12月31日に終了した会計年度

## One-Day・プレミアム

	注記	2024年12月31日に終了した会計年度	
		米ドル	千円
<b>収益</b>			
受取利息		16,911	2,704
その他の収益		2,689	430
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益 / (損失)	2	<u>(549,880)</u>	<u>(87,915)</u>
純収益 / (損失) 合計		<u>(530,280)</u>	<u>(84,781)</u>
<b>費用</b>			
販売報酬	5	(442,584)	(70,760)
管理報酬	5, 14	(155,000)	(24,781)
設立費用	5	(16,387)	(2,620)
償還費用引当金	16	-	-
その他の費用	11	<u>(166,632)</u>	<u>(26,641)</u>
運用費用合計		<u>(780,603)</u>	<u>(124,803)</u>
財務費用および税引前純運用利益 / (損失)		(1,310,883)	(209,584)
<b>財務費用</b>			
受益者に対する分配金	10	<u>(345,338)</u>	<u>(55,213)</u>
純運用利益 / (損失)		<u>(1,656,221)</u>	<u>(264,797)</u>
包括利益 / (損失) 合計		<u>(1,656,221)</u>	<u>(264,797)</u>

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）を除き、収益および費用は、専ら継続運用から生じた。

包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 資本変動計算書

2025年12月31日に終了した会計年度

## One-Day・プレミアム

2025年12月31日に終了した会計年度

米ドル

千円

受益者に帰属する期首純資産	45,684,797	7,304,085
受益証券発行受取額	10,113,299	1,616,914
受益証券買戻支払額	(19,477,968)	(3,114,138)
運用による受益者に帰属する純資産の純増加	1,811,091	289,557
受益者に帰属する期末純資産	<u>38,131,219</u>	<u>6,096,419</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 資本変動計算書

2024年12月31日に終了した会計年度

## One-Day・プレミアム

2024年12月31日に終了した会計年度

米ドル

千円

受益者に帰属する期首純資産	60,703,675	9,705,304
受益証券発行受取額	14,657,091	2,343,376
受益証券買戻支払額	(28,019,748)	(4,479,797)
運用による受益者に帰属する純資産の純増加 / (減少)	(1,656,221)	(264,797)
受益者に帰属する期末純資産	<u>45,684,797</u>	<u>7,304,085</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## プリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した会計年度

One-Day・プレミアム

2025年12月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
包括利益 / (損失) 合計の増加	1,811,091	289,557
運用活動による現金純額への純収益の調整：		
金融資産および金融負債に係る実現純為替差（利益） / 損失	-	-
先渡為替契約に係る実現純損失	532,211	85,090
外貨換算に係る実現純損失	17,710	2,831
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る 実現純（利益）	(2,027,029)	(324,081)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る未実現（評価益） / 評価損の純変動	167	27
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る 未実現（評価益） / 評価損の純変動	(600,253)	(95,968)
先渡為替契約に係る未実現（評価益） / 評価損の純変動	(535,540)	(85,622)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債の売却	10,232,218	1,635,927
受益者に対する分配金	256,902	41,073
投資有価証券売却未収金の（増加） / 減少	31,467	5,031
その他の未収金の（増加）	(158)	(25)
未払販売報酬の（減少）	(37,176)	(5,944)
未払管理報酬の（減少） / 増加	70	11
未払償還費用の増加	-	-
その他の未払金の増加 / (減少)	(30,984)	(4,954)
運用活動によるキャッシュ・フロー純額	9,650,696	1,542,953
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益者に対する分配金	(256,902)	(41,073)
受益証券発行受取額	10,470,477	1,674,020
受益証券買戻支払額	(19,404,206)	(3,102,344)
財務活動によるキャッシュ・フロー純額	(9,190,631)	(1,469,398)
現金および現金同等物の純増加 / (減少) 額	460,065	73,555
期首現在現金および現金同等物	(223,330)	(35,706)
期末現在現金および現金同等物	236,735	37,849

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）を除き、キャッシュ・フローは、専ら継続運用から生じた。

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日に終了した会計年度

One-Day・プレミアム

2024年12月31日に終了した会計年度

米ドル 千円

運用活動によるキャッシュ・フロー		
包括利益 / (損失) 合計の増加 / (減少)	(1,656,221)	(264,797)
運用活動による現金純額への純収益の調整：		
金融資産および金融負債に係る実現純為替差損	-	-
先渡為替契約に係る実現純損失	2,678,032	428,164
外貨換算に係る実現純損失	20,098	3,213
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る 実現純（利益）	(1,705,645)	(272,699)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る未実現評価益の純変動	-	-
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る 未実現評価益の純変動	(1,928,101)	(308,265)
先渡為替契約に係る未実現評価損の純変動	1,485,496	237,501
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債の売却	14,277,867	2,282,745
受益者に対する分配金	345,338	55,213
投資有価証券売却未収金の（増加）	(31,467)	(5,031)
その他の未収金の減少	74,275	11,875
未払販売報酬の増加	23,635	3,779
未払管理報酬の（減少）	(20,879)	(3,338)
未払設立費用の（減少）	(13,448)	(2,150)
未払償還費用の増加	-	-
投資有価証券購入未払金の（減少）	(616,805)	(98,615)
その他の未払金の増加	69,885	11,173
運用活動によるキャッシュ・フロー純額	13,002,060	2,078,769
財務活動によるキャッシュ・フロー		
受益者に対する分配金	(345,338)	(55,213)
受益証券発行受取額	15,034,322	2,403,687
受益証券買戻支払額	(27,952,902)	(4,469,110)
財務活動によるキャッシュ・フロー純額	(13,263,918)	(2,120,635)
現金および現金同等物の純増加 / (減少) 額	(261,858)	(41,866)
期首現在現金および現金同等物	38,528	6,160
期末現在現金および現金同等物	(223,330)	(35,706)

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト

## 監査済財務書類に対する注記

2025年12月31日に終了した会計年度

## 1. 一般情報

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）は、1990年ユニットトラスト法（以下「法」という。）に基づき2020年6月3日付で管理会社と受託会社により組織されたアイルランドのアンブレラ型投資信託として設立された。トラストは、法に基づきユニットトラストとしてアイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）により認可されている。

トラストは、各々が1つ以上の受益証券クラスを有する異なるサブ・ファンド（以下それぞれ「ファンド」または総称して「サブ・ファンド」という。）で構成されるアンブレラ・ファンドである。各サブ・ファンドは、流動性が限定されたオープン・エンドのファンドまたはクローズド・エンドのファンドとして設定される。

2025年12月31日現在、トラストは、3本のサブ・ファンドで構成されていた。

	運用開始日
DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）*	2020年7月28日
DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）	2021年3月30日
One-Day・プレミアム	2023年9月12日

\*サブ・ファンドは、満期日到来後の2025年7月25日に償還した。

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、米ドル建て受益証券と豪ドル建て受益証券の2つの受益証券クラスを募集していた。DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、米ドル建て受益証券と豪ドル建て受益証券の2つの受益証券クラスを募集している。One-Day・プレミアムは、米ドルクラス受益証券（以下「米ドルクラス」という。）と米ドルクラス（毎月分配型）受益証券（以下「米ドルクラス（毎月分配型）」という。）および円ヘッジクラス受益証券（以下「円ヘッジクラス」という。）と、円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券（以下「円ヘッジクラス（毎月分配型）」という。）の4つの受益証券クラスを募集している。米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券は、受益者に分配金を支払うことを目指す。サブ・ファンドの機能通貨は米ドルであり、財務書類の注記2に詳述されている。

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、信託期間約5年の単位型投資信託であった。信託期間とは、2020年7月28日の運用開始日からファンドの満期日（以下「満期日」という。）までの期間をいう。満期日は、ファンドの運用期間が満了した償還日である2025年7月25日であった。

DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、信託期間約10年の単位型投資信託である。信託期間とは、2021年3月30日の運用開始日からファンドの満期日までの期間をいう。満期日とは、2031年3月31日または管理会社が決定し、受益者に通知する、ファンドの運用期間が満了し、かつ残存受益証券がすべて買い戻されるその他の日をいう。

One-Day・プレミアムは、信託期間約10年の追加型投資信託である。信託期間とは、2023年9月12日の運用開始日からファンドの満期日（以下「満期日」という。）までの期間をいう。満期日は2033年8月31日、または、管理会社が決定し、受益者に通知される、ファンドが償還され、残存するすべての受益証券が買い戻される日をいう。

## ２．重要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針および見積技法は、以下のとおりである。

### 作成の基準

サブ・ファンドの財務書類は、財務報告基準第102号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（以下「FRS102」という。）、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。

財務書類の形式および一定の用語は、FRS102に記載されているものを採用している。そのため、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）の意見では、それらは投資信託としてのサブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

財務書類は、継続企業を前提として作成されている。ただし、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は2025年7月25日に償還したため、当該ファンドの財務書類は継続企業の前提以外の基準で作成されている。この会計処理の基礎は、資産を実現可能価額まで評価減することを含み、当該決定に伴い生じるすべての負債について引当金が計上されている。該当ファンドの清算に伴い発生が見込まれる償還費用は、当財務書類において計上された。取締役は、継続企業として存続するトラストの能力について評価を行い、トラストが当財務書類の承認日から少なくとも12か月間運用を継続する資質を有していることに満足している。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、財務書類における報告金額および付随する注記に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。AIFMは、財務書類に使用されている見積りが合理的かつ慎重であると確信している。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。公正価値の見積りに関する開示については、注記12（g）を参照のこと。

### 投資方針

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

償還に入るより以前は、その投資目的を達成するため、ファンドは、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにサブ・ファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、ケイマン諸島所在の特別目的会社であるルミニス・リミテッド（以下「発行体」という。）により発行される、パフォーマンス・リンク債（以下「本債券」という。）へ投資した。特別目的会社は、債券の発行等の事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用される。

本債券は、ファンドおよび各受益証券クラスに対して以下のエクスポージャーを提供した。

- 1．ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」という。）が発行する、関連する受益証券クラスの通貨建ての割引債券（以下「ゴールドマン・サックス社債」という。）のポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）に対するエクスポージャー
- 2．特定の参照ファンドのバスケットの騰落率に連動するリターンを提供する合成ポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）に対するエクスポージャー

積極運用部分は、個別戦略を有する複数のファンド（以下「参照ファンド」という。）に、現金等を加え、バスケット化に必要な費用等を控除して構築されており、様々な市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指した。各参照ファンドのウェイトは、ファンドの運用開始後、各参照ファンドのリスク水準が等しくなるように決定された（以下「参照バスケット」という。）。

ファンドは満期日到来後、すべての投資が現金化され、現在投資目的または投資方針を有していない。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

その投資目的を達成するため、ファンドは、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにサブ・ファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、ケイマン諸島所在の特別目的会社であるルミニス・リミテッド（以下「発行体」という。）により発行される、パフォーマンス・リンク債（以下「本債券」という。）へ投資す

る。特別目的会社は、債券の発行等の事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用される。

本債券は、サブ・ファンドおよび各受益証券クラスに対して以下のエクスポージャーを提供する。

1. ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」という。）が発行する、関連する受益証券クラスの通貨建ての割引債券（以下「ゴールドマン・サックス社債」という。）のポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）に対するエクスポージャー
2. 特定の参照ファンドのバスケットの騰落率に連動するリターンを提供する合成ポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）に対するエクスポージャー

積極運用部分は、個別戦略を有する複数のファンド（以下「参照ファンド」という。）に、現金等に加え、バスケット化に必要な費用等を控除して構築されており、様々な市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指す。各参照ファンドのウェイトは、ファンドの運用開始後、各参照ファンドのリスク水準が等しくなるように決定される（以下「参照バスケット」という。）。

### One-Day・プレミアム

ファンドは、その投資目的を達成するため、原則として受益証券の発行手取金（から費用を控除した金額）の全額を、スワップ契約（以下「スワップ契約」という。）に従ってゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンク（以下「スワップ・カウンターパーティー」という。）との間で行われる一または複数のトータル・リターン・スワップ（以下、各々「トータル・リターン・スワップ」という。）へ投資する。

トータル・リターン・スワップは、ファンデッド型であり、ファンドに対して、参照戦略（2023年8月9日付の英文目論見書補遺に記載されている。）のエクスポージャーを提供する。ファンドのトータル・リターン・スワップに対するエクスポージャーは、申込日/買戻日において、（ ）ファンドが申込請求を受領した場合には増加し、（ ）ファンドが買戻請求を受領した場合には減少する。ファンドのパフォーマンスは、参照戦略のパフォーマンスに連動する。

トータル・リターン・スワップの締結に加え、ファンドは、留保中の投資、投資家への金銭の返還またはファンドの運用過程で発生する可能性のある特定の継続的な報酬もしくは費用の支払に充てるために、現金を保有することがある。

ファンドはトータル・リターン・バスケット・スワップに関して担保を受け入れる場合がある。そのような担保は、所定の取引および特定のカウンターパーティーにとって適切な種類のものであり、現金または債券の形態とすることができる。2025年12月31日現在、ファンドが受け取った非現金担保の詳細については、アニュアル・レポートの別紙 IIIを参照のこと。

投資運用会社は、円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスの投資者がファンドの機能通貨で達成されるリターンと実質的に同等のリターンを受け取ることができるように、円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスの為替エクスポージャーをヘッジすることを意図する。このような戦略を実行するために使用される金融商品は、ファンド全体の資産/負債となる。ただし、このような取引は、関連する円ヘッジクラス（毎月分配型）および円ヘッジクラスに明確に帰属し、関連する金融商品の損益およびコストはこれらのクラスのみが発生する。

### 投資有価証券の会計処理

投資取引は取引日ベースで記帳される。投資有価証券売却に係る実現損益は、先入先出法（以下「FIFO」という。）で計算される。金融資産の購入日から売却日までの関連する外国為替の変動は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益」に計上される。

### 投資有価証券の評価

FRS102の初回適用時にその金融商品を計上する際に、報告事業体は、a) 基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の全要件、b) IAS39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の開示要件のみ、またはc) 国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第9号「金融商品」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金

融商品に関連するFRS102の開示要件のみ、のいずれかを適用することを求められる。サブ・ファンドは、  
b) IAS39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に  
関連するFRS102の開示要件のみの実施を選択している。

FRS102に従い、サブ・ファンドは、そのすべての投資有価証券を、損益を通じて公正価値で指定された金  
融資産または金融負債として分類した。投資有価証券は、当初、所定の対価の公正価値で認識され、当該商  
品の取引費用は、直接、包括利益計算書で認識される。投資有価証券は、その後、期末に公正価値で再評価  
される。投資有価証券の売買は、取引日（サブ・ファンドが資産の売買を約束する日）に認識される。

外国為替ヘッジは、特定のヘッジありクラスのために利用することができ、その費用ならびに関係債務お  
よび/または利益は、当該クラスの勘定にのみ計上される。したがって、ヘッジありクラスにかかる外国為  
替ヘッジに帰属する費用、所得、損益に起因するサブ・ファンドの純資産価額の増減は、関係するヘッジあ  
りクラスにのみ帰属する。

各サブ・ファンドの資産の価値は、各評価日につき以下のとおり決定されるものとする。

- (a) いずれかの市場においてまたはその規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される有価証券  
（債務証券および持分証券を含む。）は、各評価時点における最終買呼値で評価される。有価証券が  
通常複数の市場においてまたはそれらの規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される場  
合、有価証券について最も公正な評価基準を提供するとウェイストーン・マネジメント・カンパニー  
（IE）リミテッド（以下「管理会社」という。）が判断する市場を関連する市場とする。関連する市  
場において値付けされ、上場され、もしくは取引される有価証券の価格が関連する時点で入手できな  
い場合、または価値を表していないと管理会社が考える場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重か  
つ誠実に当該有価証券の予想換金価格であると見積もる価格で評価される。
- (b) 有価証券（債務証券および持分証券を含む。）が通常ある市場においてもしくはその規則に基づき値  
付けされず、上場されず、もしくは取引されていない場合、または有価証券（債務証券および持分証  
券を含む。）に係る上記の最終買呼値が公正市場価格を表すものではないと管理会社が判断した場  
合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定する予想換金価格で評価される。保有される  
パフォーマンスリンク債は、ゴールドマン・サックスから受領される価格で日々値付けされる。
- (c) ある市場において取引されているデリバティブ商品（スワップ、金利先物取引その他の金融先物取引  
を含む。）は、関連する市場により決定された、評価日における当該市場の営業終了時点の決済価格  
で評価される。ただし、関連する市場において決済価格を値付けする慣行がない場合、または何らか  
の理由により決済価格を入手できない場合、かかる商品は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想  
換金価格で評価される。トータル・リターン・バスケット・スワップは、スワップ・カウンターパー  
ティーにより日々提供される無調整の価格を使用して評価される。
- (d) 市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品は、各評価日に、独立した価格決定  
代理人により提供される自由に入手可可能な市場相場を参照した評価済みの仲値により、または管理会  
社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価される。市場で取引  
されていないその他のすべてのデリバティブ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提  
供される自由に入手可可能な市場相場を参照した買呼値により、または管理会社が任命するカウンタ  
ーパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価される。
- (e) 集団投資スキームの受益証券は、当該受益証券の直近で公表された純資産価額に基づき評価される。  
かかる価格を入手できない場合、受益証券は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評  
価される。
- (f) 関連するサブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社がその状況において適切とみ  
なす相場（公式・非公式を問わない。）をもって機能通貨に換算される。
- (g) 預金および類似の資産は、その公正価値を反映するために調整を行うべきであると管理会社が考えな  
い限り、その額面額および未払利息で評価される。
- (h) 投資有価証券に係る実現および未実現損益は、売却手取額または評価額と取得原価との差額を表す。  
当期中に生じた投資有価証券に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

One-Day・プレミアムは、ファンドの一部またはすべての有価証券に関連する通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来の日付に設定された価格で通貨を売買する２者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、外国為替レートの変動により変動する。先渡為替契約は日々値洗いされ、価値の変動は未実現損益としてファンドに計上される。先渡為替契約の開始時の評価額と決済時の評価額との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時、または先渡為替契約が同じブローカーと別の先渡為替契約を締結することにより相殺される場合は、純損益の決済時に計上される。

#### 相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ純額で決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合には、相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

2025年7月25日、2025年12月31日および2024年12月31日現在、財政状態計算書において相殺される金融資産および負債はない。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益 / （損失）

	2025年7月25日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
投資有価証券および為替に係る実現利益	2,099,853	3,008
投資有価証券および為替に係る実現（損失）	(6,447)	(260,547)
実現純利益 / （損失）合計	2,093,406	(257,539)
投資有価証券および為替に係る未実現評価益の（減少）	-	(903)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損の増加	2,005,060	3,270,363
未実現評価益 / （評価損）の純増加合計	2,005,060	3,269,460
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	4,098,466	3,011,921

**DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）**

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益 / （損失）

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
投資有価証券および為替に係る実現利益	868	4,766
投資有価証券および為替に係る実現（損失）	(1,125,614)	(3,274,501)
実現純（損失）合計	(1,124,746)	(3,269,735)
投資有価証券および為替に係る未実現評価益の増加 / （減少）	109	(250)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損の増加	7,846,329	4,630,903
未実現評価益 / （評価損）の純増加合計	7,846,438	4,630,653
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	6,721,692	1,360,918

**One-Day・プレミアム**

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益 / （損失）

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
先渡為替契約に係る実現利益	30,157	64,045
先渡為替契約に係る実現（損失）	(562,368)	(2,742,077)
外国為替換算に係る実現利益	67,882	154,660
外国為替換算に係る実現（損失）	(85,592)	(174,758)
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る実現利益	2,027,029	1,705,645
実現純利益 / （損失）合計	1,477,108	(992,485)
為替に係る未実現評価益の増加	106	-
為替に係る未実現評価損の（減少）	(273)	-
先渡為替契約に係る未実現評価益の（減少）	(87,134)	(856,509)
先渡為替契約に係る未実現評価損の増加 / （減少）	622,674	(628,987)
トータル・リターン・バスケット・スワップに係る未実現評価益の増加	600,253	1,928,101
未実現評価益 / （評価損）の純増加合計	1,135,626	442,605
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益 / （損失）	2,612,734	(549,880)

**外国為替換算****機能通貨および表示通貨**

各サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルである。米ドルは、各サブ・ファンドの主要な経済環境の通貨であるとみなされている。

**取引および収支**

サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨で表示される資産および負債は、期末日の実勢為替レートで機能通貨に換算される。サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨での取引は、取引日に実勢為替レートで機能通貨に換算される。外国為替取引の損益は、当期の実績を判断する際に包括利益計算書で認識される。発行による収入および受益証券の買戻し時の支払額は、取引日の実勢レートで換算される。

## 取引費用

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書において費用化される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利益および損失は、それらが生じた会計年度の包括利益計算書において表示される。

## 投資有価証券売却未収金 / 投資有価証券購入未払金

投資有価証券売却未収金 / 投資有価証券購入未払金は、財政状態計算書の日付現在、約定済であるがまだ受け渡されていない購入有価証券に対する未払金および売却有価証券に対する未収金を表す。

## 費用

費用は、発生主義で計上される。

## 受益証券 1 口当たり純資産価格

受益証券 1 口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの純資産総額を発行済受益証券数で除して算出される。受益証券はすべて、この価格で発行され買戻される。

受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の一部に相当する現金としていつでもサブ・ファンドに入れ戻されることができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利を行使した場合、受益証券は、期末日の買戻金額で計上される。

## 税制

現行法および慣行に従って、サブ・ファンドは、1997年租税統合法（改訂済）の第739条 B に定義される投資信託として適格性を有している。サブ・ファンドは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。ただし、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課される。課税事由には、受益者への分配金支払い、または受益証券の換金、買戻し、償還、譲渡またはサブ・ファンドが受益証券を 8 年間以上保有した結果生じる、アイルランド税目的において処分するとみられる受益証券の消却が含まれる。

以下の受益者に関しては、課税事由のために税金は生じない。

- ( ) (1997年租税統合法（改訂済）の第739条 D に定義される) アイルランド居住の免税投資家に関しては、必要な署名入り法定申告書がサブ・ファンドに提供されていないなければならない。または、
- ( ) アイルランド非居住者および課税事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改訂済）の 2 B 表に従って必要な署名入り法定申告書がサブ・ファンドによって保持されなければならない。

サブ・ファンドが受領するキャピタル・ゲインおよび利息には、投資国において還付不能の源泉税が課せられることがある。

## 3 . 現金預金および当座借越

現金預金は、銀行への当座預金からなる。現金同等物は、容易に換金可能である流動性の高い短期投資であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わず、投資またはその他の目的ではなく短期のキャッシュ・コミットメントを果たすことを目的として保有されている。

## DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年7月25日
保有先：	米ドル
ソシエテ・ジェネラル・エス・エー、パリ	3,941,160
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	6,029,779
オーストラリア・ニュージーランド銀行、香港	8,205,041
DBS銀行、シンガポール	14,241,075
ディーエヌビー、オスロ	14,241,075
三井住友信託銀行、ロンドン	14,241,075
三井住友銀行、東京	14,241,075
	<u>75,140,280</u>

	2024年12月31日
保有先：	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン	210
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	19,707
三井住友信託銀行、ロンドン	82,667
	<u>102,584</u>

## DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年12月31日
保有先：	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン	(7,303)
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	8,358
	<u>1,055</u>

	2024年12月31日
保有先：	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン	412
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	9,781
三井住友銀行、東京	94,205
	<u>104,398</u>

## One-Day・プレミアム

	2025年12月31日
保有先：	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン	647
三井住友信託銀行、ロンドン	1,551
スカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB、ストックホルム	6,532
DBS銀行、シンガポール	228,005
	<u>236,735</u>

2024年12月31日

保有先：	米ドル
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン	(223,437)
三井住友信託銀行、ロンドン	107
	<u>(223,330)</u>

## 4．その他の未払金

## DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年7月25日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
専門家報酬	48,383	44,497
サービス費用	1,157	1,206
雑費	9,357	12,765
	<u>58,897</u>	<u>58,468</u>

## DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
固定運営費用	729,224	854,167
サービス費用	1,031	1,680
雑費	19,541	17,924
	<u>749,796</u>	<u>873,771</u>

## One-Day・プレミアム

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
弁護士費用	11,032	42,798
登録費用	22,624	29,431
サービス費用	-	307
雑費	14,898	7,002
	<u>48,554</u>	<u>79,538</u>

## 5．報酬

各サブ・ファンドまたは各サブ・ファンドの異なる受益証券クラスに適用される管理会社および投資運用会社に支払われる報酬および費用は、関連する英文目論見書補遺で指定されている。

## 管理会社報酬および投資運用会社報酬

サブ・ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、スライド制で、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という。）を受領する。DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）には年額125,000米ドルの最低管理報酬額が設けられた。DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）には年額125,000米ドルの最低管理報酬額が設けられ、One-Day・プレミアムには年額155,000米ドルの最低管理報酬額が設けられている。管理報酬は、各評価時点で発生し、管理報酬で賄えない管理会社の職務遂行に伴い発生した合理的かつ記載された立替費用とともに、毎月後払いされる。

管理会社は、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社および監査人（年次監査のみ）の報酬および費用を支払う責任を負う。2025年1月1日から2025年7月25日までの会計期間において、管理会社は、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）について71,233米ドル（2024年12月31日：129,290米ドル）の報酬を獲得し、内30,106米ドル（2024年12月31日：30,446米ドル）が会計期間末現在未払であった。2025年12月31日に終了した会計年度において、管理会社は、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について0米ドル（2024年12月31日：75,213米ドル）の報酬を獲得し、内11,988米ドル（2024年12月31日：11,988米ドル）が期末現在未払い、そしてOne-Day・プレミアムについて155,000米ドル（2024年12月31日：155,000米ドル）の報酬を獲得し、内25,904米ドル（2024年12月31日：25,834米ドル）が期末現在未払いであった。2025年12月31日に終了した会計年度において、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）の管理報酬は、報酬支払メカニズムの変更により、125,002米ドルの管理報酬が前払費用勘定を通じて決済されたことから、0米ドルとなった。したがって、同額の管理報酬の放棄額125,002米ドルが計上され、当期の純額ベースの管理報酬は0米ドルとなった。

#### 販売報酬

管理会社は、日本の法律に従い、管理会社から受益証券を購入し、日本の投資家（のみ）からの申込注文を完了する責任を負う、日本における販売会社として株式会社S M B C信託銀行（以下「販売会社」という。）を任命した。DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）には純資産価額の年率0.53%の販売報酬が、受益証券1口当たりベースで販売会社に支払われた。DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）には純資産価額の年率0.53%の販売報酬、One-Day・プレミアムには純資産価額の年率0.80%の販売報酬が、受益証券1口当たりベースで販売会社に支払われた。2025年1月1日から2025年7月25日までの会計期間において、発生した販売報酬は、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）について223,388米ドル（2024年12月31日：391,147米ドル）であり、内61,339米ドル（2024年12月31日：63,925米ドル）が会計期間末現在未払いであった。2025年12月31日に終了した会計年度において、発生した販売報酬は、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について394,959米ドル（2024年12月31日：415,968米ドル）であり、内29,276米ドル（2024年12月31日：63,681米ドル）が期末現在未払い、そしてOne-Day・プレミアムについて339,921米ドル（2024年12月31日：442,584米ドル）であり、内25,637米ドル（2024年12月31日：62,813米ドル）が期末現在未払いであった。

#### 管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務および受託業務の提供に対して各サブ・ファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有する。管理事務代行会社および受託会社の報酬は、管理会社が受領した管理報酬または関連する英文目論見書補遺で指定されている関連サブ・ファンドの資産から支払われる。管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われ、トラストのサブ・ファンドの純資産価額の最初の10億米ドルの部分については0.04%、次の15億米ドルについては0.035%および25億米ドル超については0.03%で計算される。管理事務代行会社および受託会社は、サブ・ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有する。

#### 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する代行協会員報酬を支払われる。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされる。代行協会員は、サブ・ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有する。2025年1月1日から2025年7月25日までの会計期間において、発生した代行協会員報酬は、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）について4,215米ドル（2024年12月31日：7,380米ドル）であり、内1,157米ドル（2024年12月31日：1,206米ドル）が会計期間末現在未払いであった。12月31日に終了した会計年度において、発生した代行協会員報酬は、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について7,452米ドル（2024年12月31日：7,849米ドル）であり、内1,031米ドル（2024年12月31日：1,680米ドル）が

期末現在未払い、そしてOne-Day・プレミアムについて4,249米ドル（2024年12月31日：5,532米ドル）であり、内0米ドル（2024年12月31日：307米ドル）が期末現在未払いであった。

#### 監査人報酬

サブ・ファンドに代わって管理会社が支払う当期の法定監査報酬（監査人の監査業務に関連して監査人が負担した付加価値税および立替費用を除く。）は、43,051米ドル（2024年12月31日：36,524米ドル）であった。2025年12月31日に終了した会計年度または2024年12月31日に終了した会計年度において、法定監査人に支払われたその他の保証業務、税務アドバイザリー業務またはその他の非監査業務はなかった。

#### 設立および組成費用

サブ・ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立および組成費用（英文目論見書の起草、重要な契約の交渉および作成、英文目論見書および関係する販売用資料の印刷に関する費用ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含む。）は、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）について25,000ユーロ、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について125,000米ドル、One-Day・プレミアムについて165,000米ドルを超えないと予想される。

財務書類上の受益証券1口当たり純資産価格は、設立費用を包括利益計算書に費用計上して計算されており、One-Day・プレミアムについて合計11,971米ドル（2024年12月31日：16,387米ドル）である。受益証券保有者による取引のための受益証券1口当たり純資産価格を計算する目的上、設立費用は、ファンドの存続期間の最初の3年間で償却される。2025年12月31日に終了した会計年度において、One-Day・プレミアムについて60,139米ドル（2024年12月31日：98,413米ドル）が受益証券保有者の計算上償却されている。2025年7月25日に終了した会計期間および2025年12月31日に終了した会計年度において、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）およびDMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）の設立費用は、すべて償却されている。

#### 固定運営費用

DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）のファンドでは、その満期日までの存続期間中、最低限の運営費用（管理会社報酬の最低報酬をいう。）が発生する（以下「固定運営費用」という。）。受益者が固定運営費用に関して可能な限り公平に扱われることを確保するため（また、ファンドの満期日より前に受益者による買戻請求があった場合に、残存する受益者が固定運営費用についてより高い割合を負担しないことを確保するため）、ファンドは固定運営費用を計算し、固定運営費用はファンドの最初の3年間にわたって償却される。

2025年12月31日に終了した会計年度において、発生した固定運営費用は、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について0米ドル（2024年12月31日：29,976米ドル）であり、内729,224米ドル（2024年12月31日：854,167米ドル）が期末現在未払いであった。

## 6．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

以下の表は、サブ・ファンドが保有する金融資産および金融負債のカテゴリーの詳細である。

	DMS償還時目標設定型ファ ンド2020 - 07（ゴールドマ ン・サックス社債投資型）	DMS償還時目標設定型ファ ンド2103（ゴールドマン・ サックス社債投資型）	One-Day ・プレミアム
	2025年7月25日現在	2025年12月31日現在	2025年12月31日現在
	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産			
トータル・リターン・バスケット・ スワップ	-	-	38,139,058
パフォーマンス・リンク債	-	76,385,989	-
先渡為替契約に係る未実現評価益	-	-	217
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産合計	-	76,385,989	38,139,275
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債			
先渡為替契約に係る未実現評価損	-	-	7,544
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債合計	-	-	7,544

	DMS償還時目標設定型ファ ンド2020 - 07（ゴールドマ ン・サックス社債投資型）	DMS償還時目標設定型ファ ンド2103（ゴールドマン・ サックス社債投資型）	One-Day ・プレミアム
	2024年12月31日現在	2024年12月31日現在	2024年12月31日現在
	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産			
トータル・リターン・バスケット・ スワップ	-	-	46,294,082
パフォーマンス・リンク債	73,313,987	74,537,110	-
先渡為替契約に係る未実現評価益	-	-	87,351
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産合計	73,313,987	74,537,110	46,381,433
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債			
先渡為替契約に係る未実現評価損	-	-	630,218
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債合計	-	-	630,218

## 7．金融商品の相殺

サブ・ファンドは、財務書類の利用者が認識済の資産および負債について、ネットィング契約が財政状態に及ぼす影響または潜在的な影響を評価できるように、財政状態計算書に表示された資産および負債の相殺の影響を開示することが求められている。これらの認識済の資産および負債は、強制力のあるマスター・

ネットティング契約または類似の契約の対象となるデリバティブ商品であるか、または相殺基準を満たすデリバティブ商品である。

財務報告上、サブ・ファンドは財政状態計算書のデリバティブ資産とデリバティブ負債を相殺しない。相殺できないが、特定の条件が発生した場合にマスター・ネットティング契約の条項により純額で決済される可能性のある金額および受入担保または差入担保は、以下の表に示されている。

### One-Day・プレミアム

2025年12月31日

デリバティブ資産	マスター・ ネットティング 契約対象資産 米ドル	相殺 可能額 米ドル	差入 現金担保 米ドル	差入 証券担保 米ドル	資産 純額 米ドル
先渡為替契約	217	(217)	-	-	-
トータル・リターン・バスケット・ スワップ	38,139,058	-	-	-	38,139,058
	38,139,275	(217)	-	-	38,139,058

デリバティブ負債	マスター・ ネットティング 契約対象負債 米ドル	相殺 可能額 米ドル	受入 現金担保 米ドル	受入 証券担保 米ドル	負債 純額 米ドル
先渡為替契約	7,544	(217)	-	-	7,327
	7,544	(217)	-	-	7,327

2024年12月31日

デリバティブ資産	マスター・ ネットティング 契約対象資産 米ドル	相殺 可能額 米ドル	差入 現金担保 米ドル	差入 証券担保 米ドル	資産 純額 米ドル
先渡為替契約	87,351	(87,351)	-	-	-
トータル・リターン・バスケット・ スワップ	46,294,082	-	-	-	46,294,082
	46,381,433	(87,351)	-	-	46,294,082

デリバティブ負債	マスター・ ネットティング 契約対象負債 米ドル	相殺 可能額 米ドル	受入 現金担保 米ドル	受入 証券担保 米ドル	負債 純額 米ドル
先渡為替契約	630,218	(87,351)	-	-	542,867
	630,218	(87,351)	-	-	542,867

### ８．ソフト・コミッション協定

2025年12月31日に終了した会計年度中に、ソフト・コミッション協定は締結されなかった（2024年12月31日：なし）。

### ９．会計年度中の発行および買戻しの受益証券数

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）およびDMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）の当初申込期間において、以下の受益証券クラスが申込可能であった。

クラス	表示通貨	受益証券 1口当たり 当初発行価格	最低当初 申込額	最低継続申込額/ 最低保有額	最低 買戻単位
米ドル建て 受益証券	米ドル	10米ドル	150,000米ドル	該当事項はない。	1口
豪ドル建て 受益証券	豪ドル	10豪ドル	200,000豪ドル	該当事項はない。	1口

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければならない。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われる。

当初申込期間の終了後、サブ・ファンドへの追加の申込みが受け入れられる予定はない。ただし、管理会社取締役は、その単独裁量により、いずれかの営業日に申込日の宣言を決定することができる。かかる状況において、サブ・ファンドの受益証券は、関連する申込日における受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能であり、管理会社取締役は、該当する申込みの申込締切時間およびかかる申込みに関して決済が行われるべき日の詳細を確認する。

受益者は、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができる。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドル建て受益証券の場合は0.01米ドル、豪ドル建て受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とする。かかる端数処理による利益は、サブ・ファンドの勘定で留保される。

受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にサブ・ファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができる。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想される。

サブ・ファンドに留保された受益証券は、ファンドの満期日に強制的に買戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われる。

One-Day・プレミアムの当初申込期間において、以下の受益証券クラスが申込可能であった。

クラス	表示通貨	受益証券 1口当たり 当初発行価格	最低当初 申込額	最低継続申込額/ 最低保有額	最低 買戻単位
米ドルクラス 受益証券	米ドル	10米ドル	150,000米ドル	該当事項はない。	1口
米ドルクラス （毎月分配型） 受益証券	米ドル	10米ドル	150,000米ドル	該当事項はない。	1口
円ヘッジクラス 受益証券	日本円	1,000円	150,000,000円	該当事項はない。	1口
円ヘッジクラス （毎月分配型） 受益証券	日本円	1,000円	150,000,000円	該当事項はない。	1口

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければならない。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われる。

当初申込期間の終了後、ファンドの受益証券は、関連する申込日現在の受益証券1口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能である。購入申込みは、英文目論見書に記載の要件に従い

申込締切時間までに提出されなければならない。決済資金は、関連する申込日から3営業日後の日までに送金されなければならない。

受益者は、要件に従い関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができる。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券の場合は0.01米ドル、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券の場合は1円未満を切り捨てた金額とする。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保される。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および/または管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができる。

買戻代金は、関連する買戻日から5営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想される。

サブ・ファンドの残存する受益証券は、すべてファンドの満期日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後5営業日以内に受益者に支払われる。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年7月25日		2024年12月31日	
	米ドル建て 受益証券	豪ドル建て 受益証券	米ドル建て 受益証券	豪ドル建て 受益証券
期首現在発行済受益証券数	6,873,801	1,263,481	7,327,416	1,334,915
受益証券の発行数	-	-	-	-
受益証券の買戻数	(6,873,801)	(1,263,481)	(453,615)	(71,434)
期末現在発行済受益証券数	-	-	6,873,801	1,263,481

#### DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年12月31日		2024年12月31日	
	米ドル建て 受益証券	豪ドル建て 受益証券	米ドル建て 受益証券	豪ドル建て 受益証券
期首現在発行済受益証券数	9,087,799	1,122,963	10,370,514	1,229,436
受益証券の発行数	-	-	-	-
受益証券の買戻数	(534,399)	(34,890)	(1,282,715)	(106,473)
期末現在発行済受益証券数	8,553,400	1,088,073	9,087,799	1,122,963

## One-Day・プレミアム

	2025年12月31日			
	米ドルクラス 受益証券	米ドルクラス (毎月分配型) 受益証券	円ヘッジクラス 受益証券	円ヘッジクラス (毎月分配型) 受益証券
期首現在発行済受益証券数	2,732,910	355,005	1,827,705	233,753
受益証券の発行数	747,160	191,484	-	1,922
受益証券の買戻数	(897,436)	(214,448)	(1,013,494)	(129,374)
期末現在発行済受益証券数	2,582,634	332,041	814,211	106,301

	2024年12月31日			
	米ドルクラス 受益証券	米ドルクラス (毎月分配型) 受益証券	円ヘッジクラス 受益証券	円ヘッジクラス (毎月分配型) 受益証券
期首現在発行済受益証券数	2,329,167	227,292	3,791,430	1,135,470
受益証券の発行数	1,052,879	219,090	212,751	2,571
受益証券の買戻数	(649,136)	(91,377)	(2,176,476)	(904,288)
期末現在発行済受益証券数	2,732,910	355,005	1,827,705	233,753

ファンドの受益証券買戻未払金は、財政状態計算書に表示されている。2025年7月25日現在、残高は、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）について75,613,732米ドル（2024年12月31日：28,710米ドル）であった。2025年12月31日現在、残高は、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）について58,461米ドル（2024年12月31日：7,520米ドル）、そしてOne-Day・プレミアムについては140,608米ドル（2024年12月31日：66,846米ドル）であった。

## 10. 分配方針

サブ・ファンドの分配方針は、管理会社によって随時決定され、関連する英文目論見書補遺に規定される。

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）およびDMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）の分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資者には適合していないことがある。

宣言から6年以内に請求されなかったサブ・ファンドの受益証券について支払われた分配金は、没収され、サブ・ファンドの利益のために支払われる。いかなる分配金についても利子は支払われない。

One-Day・プレミアムは、米ドルクラス受益証券または円ヘッジクラス受益証券に関して、分配を宣言する意図はない。これらの受益証券クラスに関する分配可能利益は、ファンドの資産に留保され、当該受益証券の純資産価格に反映される。

ファンドは、米ドルクラス（毎月分配型）受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券に関して、毎月、取締役が決定した金額の分配金を支払う予定である。これらの受益証券に関する分配は、毎月5暦日（ただし、当該月の5暦日が営業日でない場合、5暦日の翌営業日）（以下「分配金宣言日」という。）に宣言され、支払われる。

2025年1月1日から2025年7月25日までの会計期間中、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）には宣言された分配金はなかった（2024年12月31日：なし）。2025年12月31日に終了した会計年度中、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）に宣言された分配金はなく、One-Day・プレミアムの宣言された分配金は256,902米ドル（2024年12月31日：345,338米ドル）であった。

## 11. その他の費用

## DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年7月25日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
専門家報酬	12,060	12,238
サービス費	4,215	7,380
雑費	653	16,630
	<u>16,928</u>	<u>36,248</u>

## DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
固定運営費用	-	29,976
弁護士費用	725	-
サービス費	7,452	7,849
雑費	26,383	25,256
	<u>34,560</u>	<u>63,081</u>

## One-Day・プレミアム

	2025年12月31日	2024年12月31日
	米ドル	米ドル
弁護士費用	26,200	122,340
登録費用	-	22,801
当座借越費用	322	5,485
サービス費	4,249	5,532
雑費	19,794	10,474
	<u>50,565</u>	<u>166,632</u>

## 12. 金融リスク

サブ・ファンドの投資活動によりサブ・ファンドは、投資対象となる金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされている。トラストのリスク管理方針は、サブ・ファンドの投資目的を達成するために、これらのリスクが各サブ・ファンドの財務パフォーマンスに及ぼす潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目指している。

サブ・ファンドの投資目的が、一定期間のうちに達成される保証はない。投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば下落する可能性もあることを認識すべきである。特に、サブ・ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服する。サブ・ファンドが投資する有価証券の資本価値が変動する可能性があるため、受益証券の価値は上下する可能性がある。サブ・ファンドの投資収益は、保有する有価証券から得られる収益から発生する費用を控除した額に基づいている。したがって、サブ・ファンドの投資収益は、そのような費用または収益の変動に応じて変動することが予想される場合がある。

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場リスク（価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクである。

## (a) 市場リスク

市場リスクは、主に保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性、特にその他の価格変動から生じる。市場リスクは、サブ・ファンドが不利な価格変動に直面して所有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表している。

2025年7月25日に償還したDMS償還時目標設定型ファンド2020-07（ゴールドマン・サックス社債投資型）を除き、サブ・ファンドは市場価格リスクにさらされている。サブ・ファンドの投資の価値は、金融商品の価格が変動するにつれて上下する。

サブ・ファンドの金融商品は、金融商品の将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けやすい。サブ・ファンドが投資するすべての有価証券は、資本の損失のリスクをもたらす。市場価格リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。サブ・ファンドは、様々な投資戦略を利用することにより、価格リスクを管理している。

報告日現在の金融資産の評価見積の変動により公正価値が10%増加した場合、サブ・ファンドに帰属する純資産および当期利益はDMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）は7,644,448米ドル（2024年12月31日：7,453,711米ドル）、そしてOne-Day・プレミアムは3,813,906米ドル（2024年12月31日：4,632,555米ドル）増加したであろう。10%の減少は、同等かつ反対の影響をもたらしたであろう。

#### (b) 金利リスク

金利リスクは、金利が変動する可能性から生じる。金利リスクは、将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼす。2025年7月25日、2025年12月31日および2024年12月31日現在、サブ・ファンドは、金利リスクに対する重大なエクスポージャーを有していない。

#### (c) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが適時にもしくは合理的な価格で決済できない、または義務を果たすことができない可能性があるリスクである。

AIFMは、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）の要件に従い、適切かつ文書化された流動性管理方針を維持する。AIFMの流動性管理方針には、サブ・ファンドおよびトラストがさらされている、またはさらされる可能性がある流動性リスクを評価および監視（通常および例外的な流動性条件の下での定期的なストレステストの実施を含む。）、ならびにサブ・ファンドの投資の流動性特性がトラストの基本的な義務を遵守しているかどうかの確認をAIFMが行うことができるよう必要な手続きが含まれる。

トラストの流動性管理方針は、通常の条件およびストレス下にある条件の下で、過度の損失や危険を被ることなく、支払期限が到来した負債を返済するだけの十分な流動性をサブ・ファンドに保有することである。

トラストは、運用開始時を含むサブ・ファンドの運用期間中に、その基礎となる義務および買戻し方針に従って、各サブ・ファンドの流動性特性を評価する。トラストは、サブ・ファンドの買戻し義務および負債に応じた流動性の閾値を確実に設定する。

資産サイドと負債サイドの両方を評価する流動性測定方法が導入されている。資産サイドでは、この方法は、買戻しまでの時点の尺度と、異なる資産クラスの一連の定量変数に基づくモデル化された市場価格の調整に基づいている。このモデルは、サブ・ファンドの予想される買戻し特性を考慮し、関連する見積りを提供する。したがって、この方法は、ポートフォリオが（全額または部分的に）清算された場合の予測キャッシュ・フローについて、ポートフォリオ・マネジャーに明確なルートを提供する。

サブ・ファンドの負債の決済の信用期間は、通常3ヶ月以内である。

#### (d) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方がトラストと締結した義務または契約を履行することができなくなるリスクである。投資運用会社は、各投資対象のメリットに関するリスクを評価・測定し、信用方針を策定し、それに応じたモニタリングを定期的に行う。

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、報告日における各金融資産の帳簿価額で表される。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、トラストの受託会社および預託会社として行為する。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（以下「BBH」という。）の帳簿に開設された口座を通じて保有される現金は、BBHの義務である。したがって、BBHが代理人を任命した場合（すなわち、現金コルレス銀行および副保管会社の場合。）、BBHは当該代理人の預金口座の管理に合理的な注意を払う責任を負う一方で、代理人が破産、支払不能またはその他の理由で返済できない場合、その返済に対する責任を負わない。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、フィッチ社が発行するA+（2024年12月31日：A+）の長期信用格付けを取得している。

発行体が適時に元利金の支払いを行うことができない（または行うことができないと認識される）場合、有価証券の価値は、当該有価証券の評価額にのみ近似するおそれがある。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないおそれがある。

本債券の発行体は、本債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的会社である。サブ・ファンドに対して支払われるべき金額は、いずれかの担保契約に基づき本債券の発行体に対して支払われる資金およびいずれかの担保資産をもってのみ支払われる。したがって、サブ・ファンドは、本債券の発行体、いずれかのカウンターパーティーおよびいずれかの担保資産の債務者の信用リスクの全部を引き受ける。

本債券は、サブ・ファンドおよび各受益証券クラスに対して、ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」という。）が発行する割引債券（以下「ゴールドマン・サックス社債」という。）のポートフォリオに対するエクスポージャーを提供する。ゴールドマン・サックス社債発行体は、フィッチ社によるA（2024年12月31日：A）の長期信用格付けを取得している。

2025年12月31日現在、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）が保有するパフォーマンス・リンク債の発行体および取引相手方はルミニス・リミテッド（以下「発行体」という。）である。2025年7月25日現在、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）が保有するパフォーマンス・リンク債はなかった。2024年12月31日現在、サブ・ファンドが保有するパフォーマンス・リンク債の発行体および取引相手方はルミニス・リミテッドであった。

メイプルズ・エフエス・リミテッド（以下「MFS」という。）が発行体の普通株式の登録所有者である一方、普通株式はトラストの信託宣言（以下「DOT」という。）に基づき保有される。DOTに基づき、MFSは発行体が正式に清算された後、株式または株式の経済的価値のみからなる信託財産の法的な最終的な受益権者（以下「UBO」という。）である「適格慈善団体」（DOTに定義される。）の利益のために、発行体の信託株式を保有する。通常、これらの信託財産の名目価値は1,000米ドル未満である法的構造において、無記名株式は存在しない。

サブ・ファンドの現金は、事前に承認された金融機関に対して毎晩スウィープされる。2025年7月25日現在、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）の現金が保有されている金融機関と各信用格付けは以下のとおりである。

金融機関	短期信用指標
オーストラリア・ニュージーランド銀行、香港	ハイ・グレード
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	ハイ・グレード
DBS銀行、シンガポール	ハイ・グレード
ディーエヌビー、オスロ	ハイ・グレード
ソシエテ・ジェネラル・エス・エー、パリ	アッパー・ミディアム・グレード
三井住友銀行、東京	アッパー・ミディアム・グレード
三井住友信託銀行、ロンドン	アッパー・ミディアム・グレード

2025年12月31日現在、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）およびOne-Day・プレミアムの現金が保有されている金融機関と各信用格付けは以下のとおりである。

金融機関	短期信用指標
オーストラリア・ニュージーランド銀行、ロンドン	ハイ・グレード
DBS銀行、シンガポール	ハイ・グレード
スカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB、ストックホルム	ハイ・グレード
三井住友信託銀行、ロンドン	アッパー・ミディアム・グレード

#### (e) カウンターパーティー・リスク

信用リスクと同様に、サブ・ファンドはカウンターパーティー・リスクまたはサブ・ファンドが未決済または未決済の取引を行っている機関またはその他の事業体が債務不履行に陥るリスクにさらされる可能性がある。

One-Day・プレミアムは、スワップ・カウンターパーティーに対して大きなエクスポージャーを取るため、スワップ・カウンターパーティーの債務不履行または経営・財務状況の悪化等が生じた場合、ファンドが大きな損失を被る可能性がある。

管理会社は、単独の裁量で、ファンドが取引を行うことができるスワップ・カウンターパーティーを随時追加承認することができる。そのような追加のカウンターパーティーはファンドの財務書類に開示される。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、One-Day・プレミアムのスワップ・カウンターパーティーとして行為する。スワップ・カウンターパーティーは、欧州国債のプライマリー・ディーラーとして行為し、欧州国債のマーケット・メイキング、レンディングおよび証拠金受入行為ならびに証券貸付に関与する。例外的な状況下において、スワップ・カウンターパーティーは、規制上の理由、スワップ・カウンターパーティーに関連する税法もしくは会計法の変更、またはその他の理由により、スワップ契約に基づく義務を履行できない可能性がある。このような場合、ファンドの投資戦略が中断または中止されるリスクがある。このような状況下において、ファンドの投資目的および投資方針が達成されない可能性があり、ファンドにおいて発生した損失を回復できない可能性がある。

ファンドが受益者に対する義務を履行できるかどうかは、スワップ契約の下でスワップ・カウンターパーティーがファンドに対して義務を負う支払いをファンドが受領することができるかどうかによって決まる。その結果、ファンドはスワップ・カウンターパーティーの信用力にさらされることになる。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、参照戦略計算代理人として行為することができる。ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは高度に専門化されている可能性があり、ゴールドマン・サックス以外にそのような店頭デリバティブ商品を提供するカウンターパーティーが存在しない可能性がある。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、フィッチによる長期信用格付けA+（2024年12月31日：A+）を有する。

#### (f) 為替リスク

為替リスクとは、サブ・ファンドの投資の将来キャッシュ・フローの公正価値が為替レートの変動の結果変動するリスクである。サブ・ファンドの資産、負債、収益および費用の一部は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである。その結果、為替相場の変動がこれらの項目の価値に影響を与える可能性がある。投資運用会社は、このリスクを継続的に監視している。

以下の表は、各通貨における金融商品の帳簿価額を示している。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

2025年7月25日現在

	豪ドル残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	8,205,041	67,616,133	75,821,174
金融負債	-	(75,821,174)	(75,821,174)
	<u>8,205,041</u>	<u>(8,205,041)</u>	<u>-</u>

2024年12月31日現在

	豪ドル残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	7,657,072	65,759,499	73,416,571
金融負債	-	(231,549)	(231,549)
	<u>7,657,072</u>	<u>65,527,950</u>	<u>73,185,022</u>

#### DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

2025年12月31日現在

	豪ドル残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	5,831,854	70,620,988	76,452,842
金融負債	-	(856,824)	(856,824)
	<u>5,831,854</u>	<u>69,764,164</u>	<u>75,596,018</u>

2024年12月31日現在

	豪ドル残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	5,375,535	69,265,973	74,641,508
金融負債	-	(956,960)	(956,960)
	<u>5,375,535</u>	<u>68,309,013</u>	<u>73,684,548</u>

## One-Day・プレミアム

2025年12月31日現在

	日本円残高 (米ドル)	ユーロ残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	4,969	6,545	38,367,952	38,379,466
金融負債	(7,544)	-	(240,703)	(248,247)
	(2,575)	6,545	38,127,249	38,131,219

2024年12月31日現在

	日本円残高 (米ドル)	米ドル残高 (米ドル)	残高合計 (米ドル)
金融資産	87,458	46,686,025	46,773,483
金融負債	(630,218)	(458,468)	(1,088,686)
	(542,760)	46,227,557	45,684,797

他のすべての変数を一定にして、豪ドルが米ドルに対して5%増加または減少したとすると、ファンドの包括利益計算書におおよそ、2025年7月25日現在、償還時目標設定型ファンド2020-07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は410,252米ドル（2024年12月31日：382,854米ドル）、2025年12月31日現在、DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）は291,593米ドル（2024年12月31日：268,777米ドル）の影響を与えることになる。

2025年12月31日現在、他のすべての変数を一定にして、日本円およびユーロが米ドルに対して5%増加または減少したとすると、ファンドの包括利益計算書におおよそOne-Day・プレミアムは199米ドル（2024年12月31日：27,138米ドル）の影響を与えることになる。

## (g) 公正価値の見積り

サブ・ファンドは、公正価値の測定に使用したインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値の測定を分類している。

FRS102のセクション2A.1「公正価値の開示」は、資産および負債に対する公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーに関連する開示を求めている。かかる開示は、公正価値測定の評価技法に用いられるインプットに対する3つのレベルの公正価値ヒエラルキーに基づく。2016年3月、当該FRSのパラグラフ34.22に対し改訂が行われ、IFRS第13号「公正価値測定」の開示要件とアイルランドGAAPの開示要件の過去の慣行とを一層密接に整合させるため、金融機関に対する開示要件が修正された。

金融資産および負債は、財政状態計算書において公正価値で測定される。公正価値測定は、3つのレベルのヒエラルキーに分類される。評価ヒエラルキーは、サブ・ファンドの各投資対象の評価に対するインプットの観察可能性および信頼性に基づく。有価証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしも当該有価証券への投資に不随するリスクを示すものではない。3つのレベルは、以下のとおりである。

レベル1 - 測定日においてサブ・ファンドがアクセス可能な、同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の公表価格

レベル1に分類される資産および負債のタイプは、一般的に、活発に取引される国内および特定の外国株式、特定の米国政府証券、国内の証券取引所で活発に取引される（いくつかの先物およびオプション等の）デリバティブおよび上場投資信託の受益証券（それらの投資が、レベル2またはレベル3のインプットを用いて評価される場合でも）を含む。

レベル2 - レベル1に含まれる公表価格以外の、直接または間接的に観察可能な（例えば、市場価格を用いて算出された）、資産または負債に対するインプット

これらには、投資適格社債および一部の米国以外のソブリン債、上場株式、ミューチュアル・ファンド、株式連動債ならびに店頭デリバティブなどが含まれる。レベル2の投資対象には、活発な市場で取

引されていない、および／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、一般的に入手可能な市場情報に基づき、非流動性および／または譲渡不能性を反映して評価を調整することがある。

レベル3 - 資産または負債に対する観察不能な（例えば、市場価格が入手不能であるため）インプット

レベル3に分類される資産および負債のタイプは、一般的に、（アセットバック、モーゲージバック、ローンおよびソブリン債務等の）特定の債務証券、デリバティブ（ブローカーの公表価格を用いて評価された場合でも）、流動性またはその他の考慮事項による特定のディスカウントにより調整された特定の債務証券およびデリバティブ、特定のスプレッドによる調整がなされたソブリンにより発行された比較可能な有価証券を用いて評価された特定のソブリン債務証券、取引が停止されたか、または現在の主要な取引所において上場停止となり最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された有価証券、債務不履行または破産手続き中のため最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された現在の市場公表価格がない有価証券、破産手続きに関連した潜在的な訴訟による回収可能金額および利益、評価がファンドスポンサーより提供され、流動性ならびに情報入手のタイミングを考慮して調整される第三者投資信託および同一の発行体が関連する比較可能な有価証券の価格を用いて評価される特定の有価証券を含むが、それらに限定されない。

公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に重要である最下位レベルのインプットに基づいて全体として決定される。このために、インプットの重要性は、全体として公正価値測定に対して査定される。

公正価値測定が、観測できないインプットに基づく重要な調整を要求する観測可能なインプットを用いる場合、その測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれると考えられる。全体として公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を査定しながら、資産または負債に特有な要因を考える判断が求められる。

何が「観測可能」の構成要素となるかの重要な決定は、投資運用会社による判断を要求する。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に分配され更新され、信頼性があり検証可能であり、私有でなく、関連市場に積極的に関わる独立した情報源によって提供される市場データを観測可能なデータと考える。

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日現在の公正価値で測定された、サブ・ファンドの金融資産の公正価値ヒエラルキーの分析を提供している。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

以下の表は、2024年12月31日現在の公正価値で測定された、DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）の金融資産の公正価値ヒエラルキーの分析を提供している。2025年12月31日現在、ファンドは投資対象を保有していなかった。

2024年12月31日 資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
パフォーマンス・リンク債	-	-	73,313,987	73,313,987
合計	-	-	73,313,987	73,313,987

#### DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

2025年12月31日 資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
パフォーマンス・リンク債	-	-	76,385,989	76,385,989
合計	-	-	76,385,989	76,385,989

2024年12月31日 資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
-------------------	-------------	-------------	-------------	-----------

パフォーマンス・リンク債	-	-	74,537,110	74,537,110
合計	-	-	74,537,110	74,537,110

**One-Day・プレミアム**

2025年12月31日 資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
トータル・リターン・バスケット・スワップ	-	38,139,058	-	38,139,058
先渡為替契約	-	217	-	217
合計	-	38,139,275	-	38,139,275

**負債**

先渡為替契約	-	7,544	-	7,544
合計	-	7,544	-	7,544

2024年12月31日 資産	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
トータル・リターン・バスケット・スワップ	-	46,294,082	-	46,294,082
先渡為替契約	-	87,351	-	87,351
合計	-	46,381,433	-	46,381,433

**負債**

先渡為替契約	-	630,218	-	630,218
合計	-	630,218	-	630,218

公正価値で測定されないサブ・ファンドの資産および負債には、現金、短期債権債務が含まれる。それぞれの残高は、その公正価値の合理的な近似値を反映した価値で計上される。FRS102の要件に従い、現金残高はレベル1に、その他のすべての資産および負債はレベル2に分類される。

レベルの転換は、報告期間/年度末日に認識される。2025年7月25日に終了した会計期間および2025年12月31日または2024年12月31日に終了した会計年度において、レベル3への転換はなかった。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整を示している。

## DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	レベル3 2025年7月25日 米ドル	レベル3 2024年12月31日 米ドル
期首残高	73,313,987	75,487,222
当期中の売却	(76,765,200)	(5,185,719)
投資有価証券に係る実現利益 / (損失)	1,412,835	(258,338)
損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券に係る 未実現評価益の純変動	2,038,378	3,270,822
期末残高	-	73,313,987

2024年12月31日現在、評価見積の変動により公正価値が5%増減した場合、ファンドに帰属する純資産におおよそ3,665,699米ドルの影響を与えることになる。

## DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	レベル3 2025年12月31日 米ドル	レベル3 2024年12月31日 米ドル
期首残高	74,537,110	83,860,833
当期中の売却	(4,872,070)	(10,684,130)
投資有価証券に係る実現（損失）	(1,125,166)	(3,270,710)
損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券に係る 未実現評価益の純変動	7,846,115	4,631,117
期末残高	76,385,989	74,537,110

2025年12月31日現在、評価見積の変動により公正価値が5%増減した場合、ファンドに帰属する純資産におおよそ3,819,299米ドル（2024年12月31日：3,726,856米ドル）の影響を与えることになる。

## 評価技法

サブ・ファンドのうち2本はパフォーマンス・リンク債に投資しており、その公正価値は評価モデルを用いてゴールドマン・サックスにより決定される。この評価モデルの主要な観察可能なインプットおよび観察不能なインプットは以下のとおりである。

- ・主要な観察可能なインプット
  - 金利
  - GSクレジットスプレッド
  - 戦略およびその構成要素のレベル
- ・主要な観察不能なインプット
  - インプライド・ボラティリティ
  - 割引率および利回り

観察不能なインプットは、その状況下で入手可能な最善の情報に基づいて作成されている。公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるサブ・ファンドが保有する金融資産に使用されている評価方法は、ゴールドマン・サックスによる代理価格決定手法の使用である。代理価格決定で使用される利回りは、パフォーマンス・リンク債の価格および関連する公正価値に影響を与える最も重要な観察不能なインプットであるとみなされている。

## 13. 為替レート

以下の為替レートは、期末の米ドル以外の通貨建て資産および負債を換算するために使用されている。

2025年12月31日現在    2025年7月25日現在    2024年12月31日現在

豪ドル	1.4924	1.5245	1.6086
ユーロ	0.8504	0.8517	0.9621
日本円	156.3350	147.7450	157.2000

#### 14. 利害関係者間取引

管理会社の取締役は、当財務書類上で開示されている以外に、2025年7月25日に終了した会計期間、2025年12月31日に終了した会計年度および2024年12月31日に終了した会計年度に利害関係者とのいかなる取引も認識していない。AIFM（ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド）、投資運用会社（ウェイトーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッド）および代行協会員（ゴールドマン・サックス証券株式会社）は、FRS102「利害関係者の開示」に従ってサブ・ファンドの利害関係者とみなされる。

キース・ヘイズリー氏およびアンドリュー・キーオ氏は、管理会社の取締役であり、ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドの従業員でもある。

サラ・ウォレス氏、アンドレア・オマーン氏およびジェームズ・アリス氏は、管理会社の取締役であり、ウェイトーン・グループの従業員でもある。アンドレア・オマーン氏は、2025年3月31日付で管理会社の取締役会に任命された。

レイチェル・ウィーラー氏は、管理会社の取締役であり、ウェイトーン・ガバナンス（UK）リミテッドの従業員でもあった。レイチェル・ウィーラー氏は、2025年3月31日付で管理会社の取締役会を辞任した。

すべての関連当事者は、独立した立場で取引を行っている。

当期中に利害関係者に生じた報酬は、包括利益計算書において開示されている。当期の利害関係者への未払金額は、注記5において開示されている。

#### 15. ポートフォリオ持高の変動明細表

当期中のポートフォリオ持高の変動明細表は本書に記載されていないが、詳細はウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドから無料で入手できる。

#### 16. 純資産価額

買戻可能参加型受益証券の1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの純資産総額（価格決定目的で計算される。）を発行済買戻可能参加型受益証券数で除すことにより計算される。財政状態計算書で報告される買戻可能参加型受益証券の1口当たり純資産価格は、財務書類目的で使用される。

財務書類の目的上、サブ・ファンドの専門的アドバイザーに支払われる報酬を含むすべての設立費用は、FRS102に従って当該費用が発生した会計年度に費用計上される。設立費用は、包括利益計算書に費用計上された。

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、2025年7月25日に償還した。該当ファンドの償還費用は、当財務書類において計上されている。

以下の表は、財務書類上および受益者の取引上の純資産価額の調整を表している。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年7月25日現在 米ドル	2024年12月31日現在 米ドル
財務書類上の純資産価額	-	73,185,022
加算：償却された追加の設立費用累積額	-	-
加算：未払償還費用	-*	50,000
受益者の取引上の純資産価額	-	73,235,022

\* 2025年7月25日現在、償還費用は57,100米ドルである。

#### DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）

	2025年12月31日現在 米ドル	2024年12月31日現在 米ドル
財務書類上の純資産価額	75,596,018	73,684,548
加算：償却された追加の設立費用累積額	-	-
受益者の取引上の純資産価額	75,596,018	73,684,548

#### One-Day・プレミアム

	2025年12月31日現在 米ドル	2024年12月31日現在 米ドル
財務書類上の純資産価額	38,131,219	45,684,797
加算：償却された追加の設立費用累積額	60,139	98,413
受益者の取引上の純資産価額	38,191,358	45,783,210

#### 17. 期中の重要な事象

レイチェル・ウィーラー氏は、2025年3月31日付で管理会社の取締役会を辞任した。

アンドレア・オマーン氏は、2025年3月31日付で管理会社の取締役会に非業務執行取締役として任命された。

ティム・マディガン氏は、2025年11月24日付で管理会社の取締役会を辞任した。

グレイン・ドゥーリー氏は、2025年11月24日付で、管理会社の取締役会に独立社外取締役として任命された。

DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、2025年7月25日に償還した。

2025年12月31日に終了した会計年度中、その他の重要な事象は発生しなかった。

#### 18. 期末後の重要な事象

中東地域を含む地政学的緊張は、主としてエネルギー価格、インフレおよび金利への影響を通じて、市場の変動性を高める要因となっている。現在、敵対行為の停止について合意がなされている。報告日現在、これらの状況はシステミック・リスクを生じさせるものではなく、サブ・ファンドの財政状態に重要な影響を与えていないと判断しているが、経営陣は引き続き関連動向を監視している。

2025年12月31日以降、財務書類の開示を要求するその他の重要な事象は発生しなかった。

#### 19. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2026年6月19日に当財務書類を承認した。

## （3）【投資有価証券明細表等】

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト  
投資有価証券明細表  
2025年12月31日現在

## One-Day・プレミアム

数量	証券銘柄	公正価値 米ドル	純資産に 占める割合%
	トータル・リターン・バスケット・スワップ (2024年12月31日：101.33%)		
319,316	ゴールドマン・サックス・バスケット・シリーズ 307トータル・リターン戦略	38,139,058	100.02
	合計	38,139,058	100.02

## 先渡為替契約（2024年12月31日：0.19%）

未収金額	未払金額	満期日	カウンターパーティー	契約	未実現 利益 米ドル	純資産に 占める 割合%	
日本円 10,520,143	米ドル 67,103	06/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	217	0.00	
先渡為替契約未実現利益合計						217	0.00
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計						38,139,275	100.02

## 損益を通じて公正価値で測定する金融負債（2024年12月31日：（1.38）%）

## 先渡為替契約

未収金額	未払金額	満期日	カウンターパーティー	契約	未実現 損失 米ドル	純資産に 占める 割合%	
日本円 923,782,701	米ドル 5,923,921	16/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	(7,323)	(0.02)	
米ドル 67,193	日本円 10,526,076	07/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	(221)	(0.00)	
先渡為替契約未実現損失合計						(7,544)	(0.02)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計						(7,544)	(0.02)

その他の資産および負債  
受益者に帰属する純資産

公正価値 米ドル	純資産に 占める割合%
(512)	(0.00)
38,131,219	100.00

[次へ](#)

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Financial Position**  
As at 31 December 2025

		DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 25 July 2025 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2025 USD	One-Day Premium Fund As at 31 December 2025 USD
<b>Current Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss	2,6,12			
Total Return Basket Swaps		-	-	38,139,058
Performance-linked Notes		-	76,385,989	-
Unrealised appreciation on Forward Foreign Currency Contracts		-	-	217
Cash	3	75,140,280	8,358	236,735
Receivable for investments sold		-	58,495	-
Receivable for Fund Units sold		-	-	3,298
Other receivable		680,894 <sup>^</sup>	-	158
<b>Total Current Assets</b>		<b>75,821,174</b>	<b>76,452,842</b>	<b>38,379,466</b>
<b>Equity</b>				
Net assets attributable to Unitholders		-	75,596,018	38,131,219
<b>Total Equity</b>	16	-	<b>75,596,018</b>	<b>38,131,219</b>
<b>Current Liabilities</b>				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	6			
Unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts		-	-	7,544
Bank overdraft	3	-	7,303	-
Distribution fees payable	5	61,339	29,276	25,637
Termination costs payable	16	57,100 <sup>*</sup>	-	-
AIFM fees payable	5	30,106	11,988	25,904
Payable for Units repurchased	9	75,613,732	58,461	140,608
Other payable	4	58,897	749,796	48,554
<b>Total Current Liabilities</b>		<b>75,821,174</b>	<b>856,824</b>	<b>248,247</b>
<b>Total Equity and Current Liabilities</b>		<b>75,821,174</b>	<b>76,452,842</b>	<b>38,379,466</b>

<sup>^</sup>Represents a goodwill gesture received from Goldman Sachs, due to not meeting investment objective by the sub-fund and presenting final NAV per share lower than the initial offer price.

<sup>\*</sup>Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Financial Position (Continued)**  
As at 31 December 2025

		DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 25 July 2025		DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2025	
		USD Unit Class	AUD Unit Class	USD Unit Class	AUD Unit Class
Number of Units in Issue	9	-	-	8,553,400	1,088,073
Net Asset Value per Unit Class (USD)	16	-	-	69,951,270	5,644,748
Net Asset Value per Unit (USD)		-	-	8.178	5.188

		One-Day Premium Fund As at 31 December 2025			
		USD Accumulating Unit Class	USD Monthly Distribution Unit Class	JPY Accumulating Unit Class	JPY Monthly Distribution Unit Class
Number of Units in Issue	9	2,582,634	332,041	814,211	106,301
Net Asset Value per Unit Class (USD)	16	28,956,806	3,343,646	5,206,175	624,592
Net Asset Value per Unit (USD)		11.212	10.070	6.394	5.876

Signed on behalf of Waystone Management Company (IE) Limited

Signed by:  
  
\_\_\_\_\_  
Date: 19 June 2026  
Andrew Kehoe

DocuSigned by:  
  
\_\_\_\_\_  
James Allis

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Financial Position (Continued)**  
As at 31 December 2024

	Notes	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)	One-Day Premium Fund
		As at 31 December 2024 USD	As at 31 December 2024 USD	As at 31 December 2024 USD
<b>Current Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss	2,6,12			
Total Return Basket Swaps		-	-	46,294,082
Performance-linked Notes		73,313,987	74,537,110	-
Unrealised appreciation on Forward Foreign Currency Contracts		-	-	87,351
Cash	3	102,584	104,398	107
Receivable for investments sold		-	-	31,467
Receivable for Fund Units sold		-	-	360,476
<b>Total Current Assets</b>		<b>73,416,571</b>	<b>74,641,508</b>	<b>46,773,483</b>
<b>Equity</b>				
Net assets attributable to Unitholders		73,185,022	73,684,548	45,684,797
<b>Total Equity</b>	16	<b>73,185,022</b>	<b>73,684,548</b>	<b>45,684,797</b>
<b>Current Liabilities</b>				
Financial liabilities at fair value through profit or loss	6			
Unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts		-	-	630,218
Bank overdraft	3	-	-	223,437
Distribution fees payable	5	63,925	63,681	62,813
Termination costs payable	16	50,000*	-	-
AIFM fees payable	5	30,446	11,988	25,834
Payable for Units repurchased	9	28,710	7,520	66,846
Other payable	4	58,468	873,771	79,538
<b>Total Current Liabilities</b>		<b>231,549</b>	<b>956,960</b>	<b>1,088,686</b>
<b>Total Equity and Current Liabilities</b>		<b>73,416,571</b>	<b>74,641,508</b>	<b>46,773,483</b>

\*Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Statement of Financial Position (Continued)**  
As at 31 December 2024

		DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2024		DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2024	
		USD Unit Class	AUD Unit Class	USD Unit Class	AUD Unit Class
Number of Units in Issue	9	6,873,801	1,263,481	9,087,799	1,122,963
Net Asset Value per Unit Class (USD)	16	65,774,550*	7,460,472*	68,488,343	5,196,205
Net Asset Value per Unit (USD)		9.569^	5.905^	7.536	4.627
				One-Day Premium Fund As at 31 December 2024	
		USD Accumulating Unit Class	USD Monthly Distribution Unit Class	JPY Accumulating Unit Class	JPY Monthly Distribution Unit Class
Number of Units in Issue	9	2,732,910	355,005	1,827,705	233,753
Net Asset Value per Unit Class (USD)	16	29,169,371	3,569,158	11,537,467	1,408,801
Net Asset Value per Unit (USD)		10.673	10.054	6.313	6.027

\*Represents Net Asset Value per Unit Class for Unitholder dealing purposes.

^ Represents Net Asset Value per Unit for Unitholder dealing purposes.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Statement of Comprehensive Income**  
For the financial year ended 31 December 2025

	Notes	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2025 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2025 USD
<b>Income</b>				
Interest income		1,346	2,074	12,716
Other income		3,410	-	-
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss	2	4,098,466	6,721,692	2,612,734
<b>Total Net Income</b>		<b>4,103,222</b>	<b>6,723,766</b>	<b>2,625,450</b>
<b>Expenses</b>				
Distribution fees	5	(223,388)	(394,959)	(339,921)
AIFM fees	5, 14	(71,233)	-	(155,000)
Organisational expenses	5	-	-	(11,971)
Termination costs provision	16	(7,100)*	-	-
Other expenses	11	(16,928)	(34,560)	(50,565)
<b>Total Operating Expenses</b>		<b>(318,649)</b>	<b>(429,519)</b>	<b>(557,457)</b>
<b>Net Operating Profit before Finance Cost and Tax</b>		<b>3,784,573</b>	<b>6,294,247</b>	<b>2,067,993</b>
<b>Finance Costs</b>				
Distributions to Unitholders	10	-	-	(256,902)
<b>Net Operating Profit</b>		<b>3,784,573</b>	<b>6,294,247</b>	<b>1,811,091</b>
<b>Total Comprehensive Profit</b>		<b>3,784,573</b>	<b>6,294,247</b>	<b>1,811,091</b>

\*Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

Income and expenses arose solely from continuing operations except for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds).

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Statement of Comprehensive Income (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2024

		DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2024 USD
	Notes			
<b>Income</b>				
Interest income		4,007	5,632	16,911
Other income		-	-	2,689
Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss	2	3,011,921	1,360,918	(549,880)
<b>Total Net Income/(Loss)</b>		<b>3,015,928</b>	<b>1,366,550</b>	<b>(530,280)</b>
<b>Expenses</b>				
Distribution fees	5	(391,147)	(415,968)	(442,584)
AIFM fees	5, 14	(129,290)	(75,213)	(155,000)
Organisational expenses	5	-	-	(16,387)
Termination costs provision	16	(50,000)*	-	-
Other expenses	11	(36,248)	(63,081)	(166,632)
<b>Total Operating Expenses</b>		<b>(606,685)</b>	<b>(554,262)</b>	<b>(780,603)</b>
<b>Net Operating Profit/(Loss) before Finance Cost and Tax</b>		<b>2,409,243</b>	<b>812,288</b>	<b>(1,310,883)</b>
<b>Finance Costs</b>				
Distributions to Unitholders	10	-	-	<b>(345,338)</b>
<b>Net Operating Profit/(Loss)</b>		<b>2,409,243</b>	<b>812,288</b>	<b>(1,656,221)</b>
<b>Total Comprehensive Profit/(Loss)</b>		<b>2,409,243</b>	<b>812,288</b>	<b>(1,656,221)</b>

\*Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

Income and expenses arose solely from continuing operations except for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds).

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Statement of Changes in Equity**  
 For the financial year ended 31 December 2025

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2025 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2025 USD
Opening Net Assets attributable to Unitholders	73,185,022	73,684,548	45,684,797
Proceeds of Units issued	-	-	10,113,299
Payment for Units redeemed	(76,969,595)	(4,382,777)	(19,477,968)
Net increase in Net Assets attributable to Unitholders from operations	3,784,573	6,294,247	1,811,091
Closing Net Assets attributable to Unitholders	-	75,596,018	38,131,219

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Changes in Equity (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2024

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2024 USD
Opening Net Assets attributable to Unitholders	75,441,733	82,959,766	60,703,675
Proceeds of Units issued	-	-	14,657,091
Payment for Units redeemed	(4,665,954)	(10,087,506)	(28,019,748)
Net increase/(decrease) in Net Assets attributable to Unitholders from operations	2,409,243	812,288	(1,656,221)
Closing Net Assets attributable to Unitholders	73,185,022	73,684,548	45,684,797

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Cash Flows**  
For the financial year ended 31 December 2025

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2025 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2025 USD
<b>Cash Flows from Operating Activities</b>			
Increase in Total Comprehensive Profit/(Loss)	3,784,573	6,294,247	1,811,091
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Net realised foreign exchange (gain)/loss on financial assets and financial liabilities	(2,093,406)	1,124,746	-
Net realised loss on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	532,211
Net realised loss on Foreign Currency Translations	-	-	17,710
Net realised (gain) on Total Return Basket Swaps	-	-	(2,027,029)
Net change in unrealised (appreciation)/depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(2,005,060)	(7,846,438)	167
Net change in unrealised (appreciation)/depreciation on Total Return Basket Swaps	-	-	(600,253)
Net change in unrealised (appreciation)/depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	(535,540)
Sale of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	77,412,453	4,872,813	10,232,218
Distributions to Unitholders	-	-	256,902
(Increase)/Decrease in receivable for investments sold	-	(58,495)	31,467
(Increase) in other receivable	(680,894)	-	(158)
(Decrease) in distribution fee payable	(2,586)	(34,405)	(37,176)
(Decrease)/Increase in AIFM fee payable	(340)	-	70
Increase in termination costs payable	7,100*	-	-
Increase/(Decrease) in other payable	429	(123,975)	(30,984)
<b>Net Cash Flow from Operating Activities</b>	<b>76,422,269</b>	<b>4,228,493</b>	<b>9,650,696</b>
<b>Cash Flows from Financing Activities</b>			
Distributions to Unitholders	-	-	(256,902)
Proceeds of Units issued	-	-	10,470,477
Payment for Units redeemed	(1,384,573)	(4,331,836)	(19,404,206)
<b>Net Cash Flow out of Financing Activities</b>	<b>(1,384,573)</b>	<b>(4,331,836)</b>	<b>(9,190,631)</b>
<b>Net Increase/(Decrease) in Cash and Cash Equivalents</b>	<b>75,037,696</b>	<b>(103,343)</b>	<b>460,065</b>
Cash and Cash Equivalents at the beginning of the financial period/year	102,584	104,398	(223,330)
<b>Cash and Cash Equivalents at the end of the financial period/year</b>	<b>75,140,280</b>	<b>1,055</b>	<b>236,735</b>

\*Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

The cash flows arose solely from continuing operations except for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds).

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Statement of Cash Flows (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2024

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) For the financial year ended 31 December 2024 USD	One-Day Premium Fund For the financial year ended 31 December 2024 USD
<b>Cash Flows from Operating Activities</b>			
Increase/(Decrease) in Total Comprehensive Profit/(Loss)	2,409,243	812,288	(1,656,221)
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Net realised foreign exchange loss on financial assets and financial liabilities	257,539	3,269,735	-
Net realised loss on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	2,678,032
Net realised loss on Foreign Currency Translations	-	-	20,098
Net realised (gain) on Total Return Basket Swaps	-	-	(1,705,645)
Net change in unrealised appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(3,269,460)	(4,630,653)	-
Net change in unrealised appreciation on Total Return Basket Swaps	-	-	(1,928,101)
Net change in unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	1,485,496
Sale of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	5,185,156	10,684,641	14,277,867
Distributions to Unitholders	-	-	345,338
(Increase) in receivable for investments sold	-	-	(31,467)
Decrease in other receivable	-	-	74,275
Increase in distribution fee payable	30,170	29,485	23,635
(Decrease) in AIFM fee payable	(16,658)	(62,987)	(20,879)
(Decrease) in organisational fee payable	-	-	(13,448)
Increase in termination costs payable	50,000*	-	-
(Decrease) in payable for investments purchased	-	-	(616,805)
Increase in other payable	17,147	23,596	69,885
<b>Net Cash Flow from Operating Activities</b>	<b>4,663,137</b>	<b>10,126,105</b>	<b>13,002,060</b>
<b>Cash Flows from Financing Activities</b>			
Distributions to Unitholders	-	-	(345,338)
Proceeds of Units issued	-	-	15,034,322
Payment for Units redeemed	(4,637,244)	(10,087,416)	(27,952,902)
<b>Net Cash Flow out of Financing Activities</b>	<b>(4,637,244)</b>	<b>(10,087,416)</b>	<b>(13,263,918)</b>
<b>Net Increase/(Decrease) in Cash and Cash Equivalents</b>	<b>25,893</b>	<b>38,689</b>	<b>(261,858)</b>
Cash and Cash Equivalents at the beginning of the financial year	76,691	65,709	38,528
<b>Cash and Cash Equivalents at the end of the financial year</b>	<b>102,584</b>	<b>104,398</b>	<b>(223,330)</b>

\*Represents a provision for estimated costs to be incurred in the termination of the sub-fund. Refer to Note 16.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**1. GENERAL INFORMATION**

Brionglroid Bridge Unit Trust (the “Trust”) was constituted as an Irish umbrella Unit Trust organised by the Manager and the Trustee under the Unit Trusts Act 1990 (the “Act”) on 3 June 2020. The Trust is authorised by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as a Unit Trust pursuant to the Act.

The Trust is an umbrella fund which may comprise different sub-funds, respectively (the “sub-fund” or together, the “sub-funds”) each with one or more Classes of Units. Each sub-fund may be constituted as an open-ended fund, an open-ended fund with limited liquidity or a closed-ended fund.

As at 31 December 2025, the Trust had three sub-funds in existence:

	Commenced Operations
DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)*	28 July 2020
DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)	30 March 2021
One-Day Premium Fund	12 September 2023

\* The sub-fund terminated on 25 July 2025, after reaching its Maturity Date.

DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) offered two Unit Classes, the USD Unit Class and the AUD Unit Class. DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) offers two Unit Classes, the USD Unit Class and the AUD Unit Class. One-Day Premium Fund offers four Unit Classes, the USD Accumulating Unit Class, the USD Monthly Distribution Unit Class (together the “USD Unit Classes”), the JPY Accumulating Unit Class and the JPY Monthly Distribution Unit Class (together the “JPY Unit Classes”). The USD Monthly Distribution Unit Class and the JPY Monthly Distribution Unit Class (the “Monthly Distribution Unit Classes”) aims to pay dividends to Unitholders. The Functional Currency of the sub-funds are United States Dollar (“USD”), as detailed in Note 2 of the financial statements on page 30.

DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) was a Unit Trust with a trust term of approximately five years. The trust term refers to the period from the commencement of operation on 28 July 2020 to Fund Maturity Date (“Maturity Date”). The Maturity Date was 25 July 2025, being the termination date on which the term of the sub-fund expired.

DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) is a Unit Trust with a trust term of approximately ten years. The trust term refers to the period from the commencement of operation on 30 March 2021 to Fund Maturity Date. The Maturity Date is 31 March 2031 or such other date as may be determined by the Manager and notified to Unitholders, being the date on which the term of the sub-fund expires and all remaining Units are redeemed.

One-Day Premium Fund is a Unit Trust with a trust term of approximately ten years. The trust term refers to the period from the commencement of operation on 12 September 2023 to Fund Maturity Date (“Maturity Date”). The Maturity Date is 31 August 2033 or such other date as may be determined by the Manager and notified to Unitholders, being the date on which the term of the sub-fund expires and all remaining Units are redeemed.

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

## 2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies and estimation techniques adopted by the sub-funds are as follows:

### **Basis of preparation**

The financial statements of the sub-funds have been prepared in compliance with Financial Reporting Standard 102: *“The Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and Republic of Ireland”* (“FRS 102”), accounting standards generally accepted in Ireland and Irish statute comprising the Unit Trust Act, 1990.

The format and certain wording of the financial statements have been adapted from those contained in FRS 102 so that, in the opinion of the Alternative Investment Fund Manager (the “AIFM”), they more appropriately reflect the nature of the sub-funds’ business as investment funds.

The financial statements have been prepared on a going concern basis, except for the financial statements of DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) which has been prepared on a basis other than the going concern as the sub-fund terminated on the 25 July 2025. This basis of accounting involves writing down assets to their realisable values and provisions have been made for all liabilities arising from the decision. Termination cost expenses expected to be incurred upon closure of the sub-fund were accrued in these financial statements. The Directors have made an assessment of the Trust’s ability to continue as a going concern and are satisfied that the Trust has the resources to continue in operation for a period of at least 12 months from the date of approval of these financial statements.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires the use of estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. The AIFM believes that the estimates utilised in financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates. Please refer to Note 12 (g) for Fair Value Estimation disclosures.

### **Investment policy**

#### *DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)*

Prior to entering termination stage, to achieve its investment objective, the sub-fund invested all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the sub-fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the sub-funds) in certain performance-linked notes (the “Notes”) to be issued by Luminis II Limited, special purpose vehicle domiciled in the Cayman Islands (the “Notes Issuer”). Special purpose vehicles are companies whose purpose is to conduct business such as the issuance of bonds, and are generally used in the securitisation of assets and the issuance of structured notes.

The Notes provided the sub-fund and each Unit Class with the following exposures:

1. Exposure to a portfolio of fixed income instruments (the “GS Bonds”) issued by The Goldman Sachs Group, Inc (the “GS Bonds Issuer”) and denominated in the currency of the relevant Class of Units (the “Fixed Portion”); and
2. Exposure to a synthetic portfolio which provides a return which is linked to the performance of a basket of certain investment funds (the “Active Portion” or the “Strategy”).

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**Investment policy (Continued)**

*DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) (Continued)*

The Strategy consisted of a number of investment funds (the "Underlying Funds") having individual strategies and cash minus necessary costs to compose a basket, and aimed for stable excess returns in various environments. The weightings to be allocated to each Underlying Fund were determined upon launch in order to ensure that the risk level is equally distributed between the Underlying Funds (the "Underlying Basket").

After reaching Maturity Date by the sub-fund, all investments have been realised and therefore the sub-fund no longer pursues an investment objective or policy.

*DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)*

In order to achieve its investment objective, the sub-fund will invest all of the proceeds from the issue of Units (after deducting therefrom the costs and expenses in connection with the establishment of the sub-fund and the offering of Units and a reserve for other charges and expenses payable out of the assets of the sub-funds) in certain performance-linked notes (the "Notes") to be issued by Luminis II Limited, special purpose vehicle domiciled in the Cayman Islands (the "Notes Issuer"). Special purpose vehicles are companies whose purpose is to conduct business such as the issuance of bonds, and are generally used in the securitisation of assets and the issuance of structured notes.

The Notes will provide the sub-funds and each Unit Class with the following exposures:

1. Exposure to a portfolio of fixed income instruments (the "GS Bonds") issued by The Goldman Sachs Group, Inc (the "GS Bonds Issuer") and denominated in the currency of the relevant Class of Units (the "Fixed Portion"); and
2. Exposure to a synthetic portfolio which provides a return which is linked to the performance of a basket of certain investment funds (the "Active Portion" or the "Strategy").

The Strategy consists of a number of investment funds (the "Underlying Funds") having individual strategies and cash minus necessary costs to compose a basket, and aims for stable excess returns in various environments. The weightings to be allocated to each Underlying Fund will be determined upon launch in order to ensure that the risk level is equally distributed between the Underlying Funds (the "Underlying Basket").

*One-Day Premium Fund*

In order to achieve its investment objective, the sub-fund will generally invest all of the proceeds from the issue of Units (after deduction of costs and expenses) in one or more total return swaps (each a "Total Return Swap") to be traded with Goldman Sachs International Bank (the "Swap Counterparty") pursuant to a swap agreement (the "Swap Agreement").

The Total Return Swap will be a fully-funded swap and will provide the sub-fund with exposure to the Strategy, as described in the Supplement to the Prospectus dated 9 August 2023. The sub-fund's exposure to the Total Return Swap will be (i) increased in the event that the sub-fund receives net subscriptions and (ii) decreased in the event that the sub-fund receives net redemptions, on a particular Subscription Day / Redemption Day. The performance of the sub-fund will be determined by the performance of the Strategy.

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**Investment policy (Continued)**

*One-Day Premium Fund (Continued)*

In addition to entering into the Total Return Swap, the sub-fund may hold cash pending investment, the return of monies to investors or to allow the sub-fund to meet certain ongoing charges and expenses which may arise in the course of operations of the sub-fund.

The sub-fund may accept collateral in the context of the Total Return Basket Swap. Such collateral will be of an appropriate type for the given transaction and the particular counterparty and may be in the form of cash or debt. For details of the non-cash collateral received by the sub-fund at the 31 December 2025, refer to Appendix III to these financial statements.

The Investment Manager intends to hedge the foreign currency exposure of the JPY Unit Classes in order that investors in such classes receive returns substantially in line with that which would be achieved in the Functional Currency. The financial instruments used to implement such strategies will be assets / liabilities of the sub-fund as a whole. However, such transactions will be clearly attributable to the relevant JPY Unit Class and the gains / losses on and the costs of the relevant financial instruments will accrue solely to the relevant JPY Unit Class.

**Accounting for Investments**

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realised gains and losses on sales of investments are calculated on a “first in - first out” (“FIFO”) basis. The associated foreign exchange movements between the date of the purchase and the date of the sale of financial assets are included in net gain on financial assets at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

**Valuation of Investments**

On initial application of FRS 102, in accounting for its financial instruments a reporting entity is required to apply either a) the full requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, b) the recognition and measurement provisions of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, or c) the recognition and measurement provisions of International Financial Reporting Standard (“IFRS”) 9 Financial Instruments and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments. The sub-funds have chosen to implement b) the recognition and measurement provision of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

In accordance with FRS 102 the sub-funds have classified all of its investments as financial assets or liabilities designated at fair value through profit or loss. Investments are initially recognised at the fair value of the consideration given, with transaction costs for such instruments being recognised directly in the Statement of Comprehensive Income. Investments are subsequently remeasured at fair value at the financial year end. Purchases and sales of investments are recognised on trade date – the date on which the sub-funds commit to purchase or sell the asset.

Foreign exchange hedging may be utilised for the benefit of a particular Hedged Class and its cost and related liabilities and/or benefits shall be for the account of such Class only. Accordingly, any appreciation or depreciation of the Net Asset Value of the sub-funds resulting from expenses, income, gains and losses that are attributable to any foreign exchange hedging in respect of a Hedged Class shall be attributable solely to the Hedged Class to which it relates.

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**Valuation of Investments (Continued)**

The value of the assets of each sub-funds shall be determined in respect of each Valuation Date as follows:

- (a) securities, including debt and equity securities, which are quoted, listed or traded on or under the rules of any market will be valued at the closing bid price as at each Valuation Point. If the security is normally quoted, listed or traded on or under the rules of more than one market, the relevant market will be that which Waystone Management Company (IE) Limited (the “Manager”) determine provides the fairest criterion of value for the security. If prices for a security quoted, listed or traded on the relevant market are not available at the relevant time or are unrepresentative in the opinion of the Manager such security will be valued at such value as will be estimated with care and good faith as the probable realisation value of such security by the Manager;
- (b) any security, including debt and equity securities, which is not normally quoted, listed or traded on or under the rules of a market or in respect of which the Manager determines that the closing bid price as set out above is not representative of its fair market value, will be valued at its probable realisation value as determined with care and in good faith by the Manager. The performance linked notes held are priced on a daily basis by a price received from Goldman Sachs;
- (c) derivative instruments including swaps, interest rate futures contracts and other financial futures contracts which are traded on a market will be valued at the settlement price as determined by the relevant market at the close of business on that market on the Valuation Date, provided that where it is not the practice of the relevant market to quote a settlement price, or if a settlement price is not available for any reason, such instruments will be valued at their probable realisation value estimated with care and good faith by the Manager. The Total Return Basket Swaps are valued using prices provided daily by the Swap Counterparty, without adjustment.
- (d) credit default swap instruments which are not dealt on a market will be valued on each Valuation Date at the evaluated mean by reference to freely available market quotations supplied by an independent pricing agent or at the price obtained from the counterparty or a party appointed by the Manager. All other derivative instruments which are not dealt on a market will be valued on each Valuation Date at the bid price by reference to freely available market quotations supplied by an independent pricing agent or at the price obtained from the counterparty or a party appointed by the Manager;
- (e) Units in collective investment schemes will be valued on the basis of the latest published Net Asset Value of such Units. If such prices are unavailable, the Units will be valued at their probable realisation value estimated with care and good faith by the Manager;
- (f) assets denominated in a currency other than in the Functional Currency of the relevant sub-fund shall be converted into the Functional Currency at the rate (whether official or otherwise) which the Manager deems appropriate in the circumstances;
- (g) cash deposits and similar assets will be valued at their face value together with accrued interest unless in the opinion of the Manager any adjustment should be made to reflect the fair value thereof; and

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**Valuation of Investments (Continued)**

- (h) realised and unrealised gains and losses on investments represent the difference between disposal proceeds or valuation and historic cost. Realised and unrealised gains and losses on investments arising during the financial year are dealt within the Statement of Comprehensive Income.

**Forward Foreign Currency Contracts**

The One-Day Premium Fund may enter into Forward Foreign Currency Contract in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a sub-fund's securities or as a part of an investment strategy. A Forward Foreign Currency Contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a Forward Foreign Currency Contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward Foreign Currency Contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the sub-fund as an unrealised gain or loss. Realised gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency or, if a Forward Foreign Currency Contract is offset by entering into another Forward Foreign Currency Contract with the same broker, upon settlement of the net gain or loss.

**Offsetting**

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when there was a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis or realise the asset and settle the liability simultaneously.

As of 25 July 2025, 31 December 2025 and 31 December 2024, none of the financial assets and liabilities are offset in the Statement of Financial Position.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

**Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss**

	<b>25 July 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Realised gain on investments and foreign exchange	2,099,853	3,008
Realised (loss) on investments and foreign exchange	(6,447)	(260,547)
<b>Total net realised gain/(loss)</b>	<b>2,093,406</b>	<b>(257,539)</b>

DocuSign Envelope ID: D38C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**  
**(Continued)**

**Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss (Continued)**

	25 July 2025 USD	31 December 2024 USD
(Decrease) in unrealised appreciation on investments and foreign exchange	-	(903)
Increase in unrealised depreciation on investments and foreign exchange	2,005,060	3,270,363
<b>Total net increase in unrealised appreciation/(depreciation)</b>	<b>2,005,060</b>	<b>3,269,460</b>
<b>Net gain on financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>4,098,466</b>	<b>3,011,921</b>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

**Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss**

	31 December 2025 USD	31 December 2024 USD
Realised gain on investments and foreign exchange	868	4,766
Realised (loss) on investments and foreign exchange	(1,125,614)	(3,274,501)
<b>Total net realised (loss)</b>	<b>(1,124,746)</b>	<b>(3,269,735)</b>
Increase/(Decrease) in unrealised appreciation on investments and foreign exchange	109	(250)
Increase in unrealised depreciation on investments and foreign exchange	7,846,329	4,630,903
<b>Total net increase in unrealised appreciation/(depreciation)</b>	<b>7,846,438</b>	<b>4,630,653</b>
<b>Net gain on financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>6,721,692</b>	<b>1,360,918</b>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**One-Day Premium Fund**

**Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss**

	31 December 2025 USD	31 December 2024 USD
Realised gain on Forward Foreign Currency Contracts	30,157	64,045
Realised (loss) on Forward Foreign Currency Contracts	(562,368)	(2,742,077)
Realised gain on Foreign Currency Translations	67,882	154,660
Realised (loss) on Foreign Currency Translations	(85,592)	(174,758)
Realised gain on Total Return Basket Swaps	2,027,029	1,705,645
<b>Total net realised gain/(loss)</b>	<b>1,477,108</b>	<b>(992,485)</b>
Increase in unrealised appreciation on foreign exchange	106	-
(Decrease) in unrealised depreciation on foreign exchange	(273)	-
(Decrease) in unrealised appreciation on Forward Foreign Currency Contracts	(87,134)	(856,509)
Increase/(Decrease) in unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	622,674	(628,987)
Increase in unrealised appreciation on Total Return Basket Swaps	600,253	1,928,101
<b>Total net increase in unrealised appreciation/(depreciation)</b>	<b>1,135,626</b>	<b>442,605</b>
<b>Net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>2,612,734</b>	<b>(549,880)</b>

**Foreign Exchange Translation**

*Functional and Presentation Currency*

The functional and presentational currency of each sub-fund is US Dollar ("USD"). This is considered to be the currency of the primary economic environment of each sub-fund.

*Transactions and Balances*

Assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the sub-funds are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the financial year end date. Transactions in currencies other than the functional currency of the sub-funds are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the dates of the transactions. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the Statement of Comprehensive Income in determining the result for the financial year. Proceeds from issuance and amounts paid on repurchase of Units are translated at the rates prevailing at the dates of the transactions.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (Continued)**

**Transaction costs**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recognised at fair value. Transaction costs are expensed in the Statement of Comprehensive Income. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the financial year in which they arise.

**Receivable for investments sold/Payable for investments purchased**

Receivable for investments sold/Payable for investments purchased represent payables for securities purchased and receivables for securities sold that have been contracted for but not yet delivered on the Statement of Financial Position date.

**Expenses**

Expenses are recognised on the accrual basis.

**Net Asset Value Per Unit**

The Net Asset Value per Unit is calculated by dividing the Total Net Assets of the sub-funds by the number of Units in issue. All Units are issued and repurchased at this price.

The Units can be put back into the sub-funds at any time for cash equal to a proportional share of the sub-funds' Net Asset Value. The Unit is carried at the repurchase amount which is payable at the financial year end date if the Unitholder exercised the right to put the Unit back in the sub-funds.

**Taxation**

Under current law and practice, the sub-funds qualify as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The sub-funds are not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a "chargeable event". A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, repurchase, redemption, transfer or cancellation of shares and any deemed disposal of Units for Irish tax purposes arising as a result of holding Units in the sub-funds for a period of eight years or more.

No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a Unitholder who:

- (i) is an Exempt Irish Investor (as defined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) who has provided the sub-funds with the necessary signed statutory declarations; or
- (ii) is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that the necessary signed statutory declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended is held by the sub-funds.

Capital gains and interest received by the sub-funds may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Briongloid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**3. CASH AND BANK OVERDRAFT**

Cash comprises current deposits with banks. Cash equivalents are short-term highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash, are subject to an insignificant risk of changes in value, and are held for the purpose of meeting short-term cash commitments rather than of investment or other purposes.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>25 July 2025</b>
	<b>USD</b>
<b>Held by:</b>	
Societe Generale S.A., Paris	3,941,160
ANZ, London	6,029,779
ANZ, Hong Kong	8,205,041
DBS Bank Ltd., Singapore	14,241,075
DNB, Oslo	14,241,075
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	14,241,075
Sumitomo Mitsui Bank Corporation, Tokyo	14,241,075
	<u>75,140,280</u>

	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>
<b>Held by:</b>	
BBH	210
ANZ, London	19,707
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	82,667
	<u>102,584</u>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>31 December 2025</b>
	<b>USD</b>
<b>Held by:</b>	
BBH	(7,303)
ANZ, London	8,358
	<u>1,055</u>

	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>
<b>Held by:</b>	
BBH	412
ANZ, London	9,781
Sumitomo Mitsui Bank Corporation, Tokyo	94,205
	<u>104,398</u>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**3. CASH AND BANK OVERDRAFT (Continued)**

**One-Day Premium Fund**

	<b>31 December 2025</b>
<b>Held by:</b>	<b>USD</b>
BBH	647
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	1,551
Skandinaviska Enskilda Banken AB, Stockholm	6,532
DBS Bank Ltd., Singapore	228,005
	<u>236,735</u>

	<b>31 December 2024</b>
<b>Held by:</b>	<b>USD</b>
BBH	(223,437)
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	107
	<u>(223,330)</u>

**4. OTHER PAYABLE**

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>25 July 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Professional fees	48,383	44,497
Service expenses	1,157	1,206
Miscellaneous expenses	9,357	12,765
	<u>58,897</u>	<u>58,468</u>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>31 December 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Fixed operating expenses	729,224	854,167
Service expenses	1,031	1,680
Miscellaneous expenses	19,541	17,924
	<u>749,796</u>	<u>873,771</u>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**4. OTHER PAYABLE (Continued)**

**One-Day Premium Fund**

	<b>31 December 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Legal expenses	11,032	42,798
Registration expenses	22,624	29,431
Service expenses	-	307
Miscellaneous expenses	14,898	7,002
	<b>48,554</b>	<b>79,538</b>

**5. FEES**

The fees and charges payable to the Manager and the Investment Manager, which will apply to each sub-fund or to different Classes of Unit for each sub-fund, are specified in the relevant Supplement.

**Management and Investment Management Fees**

In respect of its provision of management services to the sub-funds, the Manager receives a management fee (the "Management Fee") on a sliding scale at a maximum rate of 0.15% per annum of the Net Asset Value of the sub-funds. The Management Fee was subject to an annual minimum fee of USD 125,000 per annum for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and is subject to an annual minimum fee of USD 125,000 per annum for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and USD 155,000 for One-Day Premium Fund. The Management Fee accrues at each Valuation Point and is paid monthly in arrears together with any reasonable and documented out of pocket expenses incurred by the Manager in the performance of its duties that are not covered by the Management Fee.

The Manager is responsible for paying the fees and expenses of the Investment Manager, the Administrator, the Trustee and the Auditor (for the annual audit only). For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025, the Manager earned a fee of USD 71,233 (31 December 2024: USD 129,290) of which USD 30,106 (31 December 2024: USD 30,446) was outstanding at financial period end for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds). For the financial year ended 31 December 2025, the Manager earned a fee of USD nil (31 December 2024: USD 75,213) of which USD 11,988 (31 December 2024: USD 11,988) was outstanding at financial year end for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and USD 155,000 (31 December 2024: USD 155,000) of which USD 25,904 (31 December 2024: USD 25,834) was outstanding at financial year end One-Day Premium Fund. For the financial year ended 31 December 2025, Management Fee of DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) amounted to USD nil due to the change in fee payment mechanism, under which Management Fee of USD 125,002 is settled through prepaid expense account. Therefore, corresponding Management Fee waiver of USD 125,002 was recorded, resulting in net Management fee of USD nil for the financial year.

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**5. FEES (Continued)**

**Distribution Fees**

The Manager has appointed SMBC Trust Bank Ltd (the “Distributor”) as the distributor in Japan, responsible for purchasing the Units from the Manager and completing subscription orders placed by investors in Japan (only) in accordance with Japanese law. Distribution fees of 0.53% per annum of Net Asset Value were payable to the Distributors on a per Unit basis for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds). Distribution fees of 0.53% per annum of Net Asset Value were payable to the Distributors on a per Unit basis for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and 0.80% per annum for One-Day Premium Fund. For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025, the Distribution fee incurred was USD 223,388 (31 December 2024: USD 391,147) for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), out of which USD 61,339 was payable at financial period end (31 December 2024: USD 63,925). For the financial year ended 31 December 2025, the Distribution fee incurred was USD 394,959 (31 December 2024: USD 415,968) for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), out of which USD 29,276 was payable at financial year end (31 December 2024: USD 63,681) and USD 339,921 (31 December 2024: USD 442,584) for One-Day Premium Fund, out of which USD 25,637 (31 December 2024: USD 62,813) was payable at financial year end.

**Administrator and Trustee Fees**

The Administrator and Trustee is entitled to receive fees calculated as a percentage of the Net Asset Value of each sub-fund for the provision of administration and trustee services respectively. The fees of the Administrator and the Trustee are charged out of the Management Fee received by the Manager or out of the assets of the relevant sub-fund as may be specified in the relevant Supplement. The fees and the expenses of the Administrator and Trustee are payable monthly in arrears, and are calculated at a rate of 0.04% for the first USD 1 billion of the aggregate Net Asset Value of the sub-funds of the Trust, 0.035% on the next USD 1.5 billion and 0.03% above USD 2.5 billion. The Administrator and Trustee are also entitled to receive additional fees from the sub-funds to cover any reasonable and documented out-of-pocket expenses.

**Agent Securities Company fees**

The Agent Securities Company in Japan is entitled to an annual fee rate of 0.01% of the Net Assets of the sub-funds. This fee is payable monthly in arrears and is accrued on a daily basis. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company for client services carried out on behalf of the sub-funds are borne by the sub-funds. For the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025, the Agent Securities Company fee incurred was USD 4,215 (31 December 2024: USD 7,380) for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), out of which USD 1,157 was payable at financial period end (31 December 2024: USD 1,206). For financial year ended 31 December, the Agent Securities Company fee incurred was USD 7,452 (31 December 2024: USD 7,849) for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), out of which USD 1,031 was payable at financial year end (31 December 2024: USD 1,680) and USD 4,249 (31 December 2024: USD 5,532) for One-Day Premium Fund, out of which USD nil (31 December 2024: USD 307) was payable at financial year end.

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**5. FEES (Continued)**

**Auditor's Remuneration**

The statutory audit fee (excluding value-added tax and out-of-pocket expenses incurred by the auditor in connection with their audit work), which is paid by the Manager on behalf of the sub-fund, for the financial year amounted to USD 43,051 (31 December 2024: USD 36,524). There were no other assurance services, tax advisory services or other non-audit services paid to the Statutory Auditors during the financial year ended 31 December 2025 or during the financial year ended 31 December 2024.

**Establishment and Organisational Expenses**

The establishment and organisational expenses (including expenses relating to the drafting of the Prospectus, the negotiation and preparation of the material contracts, the printing of the Prospectus and the related marketing material, and the fees and expenses of its professional advisers) incurred connected with the initial offering of Units in respect of the sub-funds are not expected to exceed EUR 25,000 for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), USD 125,000 for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and USD 165,000 for One-Day Premium Fund.

The financial statement Net Asset Value per Unit is calculated with organisational expenses being expensed to the Statement of Comprehensive Income, which totaled USD 11,971 (31 December 2024: USD 16,387) for One-Day Premium Fund. For the purpose of calculating the Net Asset Value per Unit for Unitholder dealing, organisational expenses are being amortised over the first three financial years of the lifetime of the Funds. USD 60,139 (31 December 2024: USD 98,413) for One-Day Premium Fund was amortised in the Unitholders calculation for the financial year ended 31 December 2025. Organisational expenses for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) were fully amortised for the financial period ended 25 July 2025 and for the financial year ended 31 December 2025, respectively.

**Fixed Operating Expenses**

The 2103 Fund incurs certain minimum operating expenses (being the minimum Management Fees) during the life of the Fund to the Fund Maturity Date (the "Fixed Operating Expenses"). In order to ensure that Unitholders are treated as fairly as possible with respect to such Fixed Operating Expenses (and to ensure that in the event of redemptions by Unitholders prior to the Fund Maturity Date, remaining Unitholders do not bear a higher proportion of the Fixed Operating Expenses), the Fund has calculated the Fixed Operating Expenses and such Fixed Operating Expenses shall be amortised over the first 3 years of the Fund.

For the financial year ended 31 December 2025, the Fixed Operating Expenses incurred was USD nil (31 December 2024: USD 29,976) for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), out of which USD 729,224 was payable at financial year end (31 December 2024: USD 854,167).

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

**6. FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS**

The following tables detail the categories of financial assets and financial liabilities held by the sub-funds.

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 25 July 2025 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2025 USD	One-Day Premium Fund As at 31 December 2025 USD
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>			
Total Return Basket Swaps	-	-	38,139,058
Performance-linked Notes	-	76,385,989	-
Unrealised appreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	217
<b>Total Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>-</b>	<b>76,385,989</b>	<b>38,139,275</b>

<b>Financial liabilities at fair value through profit or loss</b>			
Unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	7,544
<b>Total Financial liabilities at fair value through profit or loss</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>7,544</b>

	DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2024 USD	DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) As at 31 December 2024 USD	One-Day Premium Fund As at 31 December 2024 USD
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>			
Total Return Basket Swaps	-	-	46,294,082
Performance-linked Notes	73,313,987	74,537,110	-
Unrealised appreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	87,351
<b>Total Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>73,313,987</b>	<b>74,537,110</b>	<b>46,381,433</b>

<b>Financial liabilities at fair value through profit or loss</b>			
Unrealised depreciation on Forward Foreign Currency Contracts	-	-	630,218
<b>Total Financial liabilities at fair value through profit or loss</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>630,218</b>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

**7. OFFSETTING FINANCIAL INSTRUMENTS**

The sub-funds are required to disclose the impact of offsetting assets and liabilities represented in the Statement of Financial Position to enable users of the financial statements to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on its financial position for recognised assets and liabilities. These recognised assets and liabilities are derivative instruments that are either subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement or meet set-off criteria.

For financial reporting purpose, the sub-funds do not offset derivative assets and derivative liabilities in the Statement of Financial Position. Amounts which cannot be offset, but which could be settled net under the terms of master netting agreements if certain conditions arise, and collateral received or pledged, are presented in the tables below:

**One-Day Premium Fund**

**31 December 2025**

	Assets subject to master netting agreement	Amounts available for offset	Cash collateral pledged	Security collateral pledged	Net Amount of assets
Derivative Assets	USD	USD	USD	USD	USD
Forward Foreign Currency Contracts	217	(217)	-	-	-
Total Return Basket Swaps	38,139,058	-	-	-	38,139,058
	<b>38,139,275</b>	<b>(217)</b>	-	-	<b>38,139,058</b>

	Liabilities subject to master netting agreement	Amounts available for offset	Cash collateral received	Security collateral received	Net Amount of liabilities
Derivative Liabilities	USD	USD	USD	USD	USD
Forward Foreign Currency Contracts	7,544	(217)	-	-	7,327
	<b>7,544</b>	<b>(217)</b>	-	-	<b>7,327</b>

**31 December 2024**

	Assets subject to master netting agreement	Amounts available for offset	Cash collateral pledged	Security collateral pledged	Net Amount of assets
Derivative Assets	USD	USD	USD	USD	USD
Forward Foreign Currency Contracts	87,351	(87,351)	-	-	-
Total Return Basket Swaps	46,294,082	-	-	-	46,294,082
	<b>46,381,433</b>	<b>(87,351)</b>	-	-	<b>46,294,082</b>

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**7. OFFSETTING FINANCIAL INSTRUMENTS (Continued)**

**One-Day Premium Fund (Continued)**

**31 December 2024 (Continued)**

Derivative Liabilities	Liabilities subject to master netting agreement USD	Amounts available for offset USD	Cash collateral received USD	Security collateral received USD	Net Amount of liabilities USD
Forward Foreign Currency Contracts	630,218	(87,351)	-	-	542,867
	<b>630,218</b>	<b>(87,351)</b>	-	-	<b>542,867</b>

**8. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS**

There were no soft commission arrangements entered into during the financial year ended 31 December 2025 (31 December 2024: nil).

**9. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE FINANCIAL YEAR**

The following Unit Classes were available for subscription during the Initial Offer Period for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds):

Class	Currency Denomination	Initial Offer Price per Unit	Minimum Initial Subscription	Minimum Subsequent Subscription /Minimum Holding	Minimum Redemption Amount
USD Unit Class	USD	USD 10	USD 150,000	N/A	1 Unit
AUD Unit Class	AUD	AUD 10	AUD 200,000	N/A	1 Unit

Investors must subscribe into a Class in the currency in which that Class is denominated. Repurchase payments are also made in the currency in which the relevant Class is denominated.

Following the end of the Initial Offer Period, it is not anticipated that further subscriptions into the sub-funds will be accepted, save that the Directors may, in their sole discretion, decide to declare a Subscription Day on any Business Day. In such circumstances, Units in the sub-funds will be available for subscription at the Net Asset Value per Unit (less any duties and charges) on the relevant Subscription Day and the Directors will confirm details of the relevant Subscription Cut-Off Time and date by which settlement should be made in respect of any such subscription.

A Unitholder may submit a redemption request, in accordance with the requirements in respect of any Redemption Day, by submitting a redemption request in advance of the relevant Redemption Cut-Off Time. Units will be redeemed at the Net Asset Value per Unit of the relevant Unit Class on the relevant Redemption Day. The aggregate redemption proceeds payable to a Unitholder will be rounded down to the nearest whole USD 0.01, in the case of the USD Unit Class and AUD 0.01, in the case of the AUD Unit Class. The benefit of any such rounding will be retained for the account of the sub-funds.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**9. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE FINANCIAL YEAR (Continued)**

For the purposes of calculating the redemption price of a Unit, the Trustee and/or the Manager may deduct from the Net Asset Value per Unit an amount which it/they consider(s) to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges which would be incurred for the account of the sub-funds in realising assets or closing out positions to provide sub-funds to meet redemption requests on a particular Redemption Day.

It is generally expected that redemption proceeds will be circulated to Unitholders within 5 Business Days of the relevant Redemption Day.

All remaining Units in the sub-funds will be compulsorily repurchased on the Funds Maturity Dates and the proceeds of repurchase will be sent to Unitholders within 5 Business Days of redemption.

The following Unit Classes were available for subscription during the Initial Offer Period for One-Day Premium Fund:

<b>Class</b>	<b>Currency Denomination</b>	<b>Initial Offer Price per Unit</b>	<b>Minimum Initial Subscription</b>	<b>Minimum Subsequent Subscription /Minimum Holding</b>	<b>Minimum Redemption Amount</b>
<b>USD Accumulating Unit Class</b>	USD	USD 10	USD 150,000	N/A	1 Unit
<b>USD Monthly Distribution Unit Class</b>	USD	USD 10	USD 150,000	N/A	1 Unit
<b>JPY Accumulating Unit Class</b>	JPY	JPY 1,000	JPY 150,000,000	N/A	1 Unit
<b>JPY Monthly Distribution Unit Class</b>	JPY	JPY 1,000	JPY 150,000,000	N/A	1 Unit

Investors must subscribe into a Class in the currency in which that Class is denominated. Repurchase payments are also made in the currency in which the relevant Class is denominated.

Following the end of the Initial Offer Period, Units in the sub-fund will be available for subscription at the Net Asset Value per Unit (less any duties and charges) on the relevant Subscription Day. Completed subscription applications should be submitted by the Subscription Cut-Off Time in accordance with the requirements of the Prospectus. Cleared settlement monies are required to be forwarded on the third Business Day falling after the relevant Subscription Day.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**9. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE FINANCIAL YEAR (Continued)**

A Unitholder may submit a redemption request, in accordance with the requirements in respect of any Redemption Day, by submitting a redemption request in advance of the relevant Redemption Cut-Off Time. Units will be redeemed at the Net Asset Value per Unit of the relevant Unit Class on the relevant Redemption Day. The aggregate redemption proceeds payable to a Unitholder will be rounded down to the nearest whole USD 0.01, in the case of the USD Unit Classes and JPY 1, in the case of the JPY Unit Classes. The benefit of any such rounding will be retained for the account of the Fund. For the purposes of calculating the redemption price of a Unit, the Trustee and/or the Manager may deduct from the Net Asset Value per Unit an amount which it/they consider(s) to be an appropriate allowance to reflect fiscal and sale charges which would be incurred for the account of the Fund in realising assets or closing out positions to provide funds to meet redemption requests on a particular Redemption Day.

It is generally expected that redemption proceeds will be circulated to Unitholders within 5 Business Days of the relevant Redemption Day.

All remaining Units in the sub-funds will be compulsorily repurchased on the Funds Maturity Dates and the proceeds of repurchase will be sent to Unitholders within 5 Business Days of redemption.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	25 July 2025		31 December 2024	
	USD Unit Class	AUD Unit Class	USD Unit Class	AUD Unit Class
Numbers of Units outstanding at the beginning of financial period/year	6,873,801	1,263,481	7,327,416	1,334,915
Number of Units issued	-	-	-	-
Number of Units redeemed	(6,873,801)	(1,263,481)	(453,615)	(71,434)
<b>Numbers of Units outstanding at the end of financial period/year</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6,873,801</b>	<b>1,263,481</b>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	31 December 2025		31 December 2024	
	USD Unit Class	AUD Unit Class	USD Unit Class	AUD Unit Class
Numbers of Units outstanding at the beginning of financial year	9,087,799	1,122,963	10,370,514	1,229,436
Number of Units issued	-	-	-	-
Number of Units redeemed	(534,399)	(34,890)	(1,282,715)	(106,473)
<b>Numbers of Units outstanding at the end of financial year</b>	<b>8,553,400</b>	<b>1,088,073</b>	<b>9,087,799</b>	<b>1,122,963</b>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**9. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE FINANCIAL YEAR (Continued)**

**One-Day Premium Fund**

	<b>31 December 2025</b>			
	<b>USD</b> <b>Accumulating</b> <b>Unit Class</b>	<b>USD</b> <b>Monthly</b> <b>Distribution</b> <b>Unit Class</b>	<b>JPY</b> <b>Accumulating</b> <b>Unit Class</b>	<b>JPY</b> <b>Monthly</b> <b>Distribution</b> <b>Unit Class</b>
Numbers of Units outstanding at the beginning of financial year	2,732,910	355,005	1,827,705	233,753
Number of Units issued	747,160	191,484	-	1,922
Number of Units redeemed	(897,436)	(214,448)	(1,013,494)	(129,374)
<b>Numbers of Units outstanding at the end of financial year</b>	<b>2,582,634</b>	<b>332,041</b>	<b>814,211</b>	<b>106,301</b>

	<b>31 December 2024</b>			
	<b>USD</b> <b>Accumulating</b> <b>Unit Class</b>	<b>USD</b> <b>Monthly</b> <b>Distribution</b> <b>Unit Class</b>	<b>JPY</b> <b>Accumulating</b> <b>Unit Class</b>	<b>JPY</b> <b>Monthly</b> <b>Distribution</b> <b>Unit Class</b>
Numbers of Units outstanding at the beginning of financial year	2,329,167	227,292	3,791,430	1,135,470
Number of Units issued	1,052,879	219,090	212,751	2,571
Number of Units redeemed	(649,136)	(91,377)	(2,176,476)	(904,288)
<b>Numbers of Units outstanding at the end of financial year</b>	<b>2,732,910</b>	<b>355,005</b>	<b>1,827,705</b>	<b>233,753</b>

Payable for sub-fund Units repurchased is presented in the Statement of Financial Position. As at 25 July 2025 balance amounted to USD 75,613,732 (31 December 2024: USD 28,710) for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds). As at 31 December 2025 balance amounted to USD 58,461 (31 December 2024: USD 7,520) for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and USD 140,608 (31 December 2024: USD 66,846) for One-Day Premium Fund.

**10. DISTRIBUTION POLICY**

The distribution policy for the sub-funds will be determined by the Manager from time to time and set out in the relevant Supplement.

The distribution policy of DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) is not to make distributions to Unitholders but instead to reinvest all the sub-fund's net income and realised capital gains. Accordingly, an investment in the sub-fund may not be suitable for investors seeking current returns.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**10. DISTRIBUTION POLICY (Continued)**

Any dividend paid on a Unit of the sub-funds that has not been claimed within six years of its declaration will be forfeited and will be paid for the benefit of the sub-funds. No interest will be paid on any dividend.

One-Day Premium Fund do not intend to declare dividends in respect of the USD Accumulating Unit Class or the JPY Accumulating Unit Class. Any distributable profits relating to such Unit Classes will remain in the sub-fund's assets and be reflected in the Net Asset Value of such Unit Classes.

The sub-fund intends to declare dividends, in an amount to be determined by the Directors, in respect of the USD Monthly Distribution Unit Class and the JPY Monthly Distribution Unit Class on a monthly basis. The dividends in respect of such Unit Classes will be declared and paid on the fifth calendar day of each month, provided that if the fifth calendar day of a relevant month is not a Business Day, the dividends shall be declared and paid on the next Business Day following the fifth calendar day of the month (the "Dividend Declaration Date").

During the financial period from 1 January 2025 to 25 July 2025 there were no distributions declared for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) (31 December 2024: USD nil). During the financial year ended 31 December 2025 there were no distributions declared for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and for the One-Day Premium Fund amounted to USD 256,902 (31 December 2024: USD 345,338).

**11. OTHER EXPENSES**

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>25 July 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Professional fees	12,060	12,238
Service expenses	4,215	7,380
Miscellaneous expenses	653	16,630
	<b>16,928</b>	<b>36,248</b>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>31 December 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Fixed operating expenses	-	29,976
Legal expenses	725	-
Service expenses	7,452	7,849
Miscellaneous expenses	26,383	25,256
	<b>34,560</b>	<b>63,081</b>

**One-Day Premium Fund**

	<b>31 December 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Legal expenses	26,200	122,340
Registration expenses	-	22,801
Overdraft expenses	322	5,485
Service expenses	4,249	5,532
Miscellaneous expenses	19,794	10,474
	<b>50,565</b>	<b>166,632</b>

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

## 12. FINANCIAL RISKS

The sub-funds' investment activities expose them to the various types of risks which are associated with the financial instruments and markets in which they invest. The Trust's risk management policies seek to minimise the potential adverse effects of these risks on each sub-fund financial performance in order to satisfy the investment objectives of the sub-funds.

There is no guarantee that in any time period the sub-funds' investment objective will be successful. Investors should be aware that the value of Units may fall as well as rise. In particular, an investment in the sub-funds is subject to investment risk, including the possible loss of the entire principal amount that an investor may invest. The value of Units may rise or fall, as the capital value of the securities in which the sub-funds invests may fluctuate. The investment income of the sub-funds is based on the income earned on the securities it holds, less expenses incurred. Therefore, the sub-funds' investment income may be expected to fluctuate in response to changes in such expenses or income.

The main risks arising from the sub-funds' financial instruments are market risk (including price risk, foreign currency risk and interest rate risk), liquidity risk and credit risk.

### (a) Market Risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held, specifically from other price movements. It represents the potential loss the sub-funds may suffer through holding market positions in the face of adverse price movements.

The sub-funds are subjects to market price risk, except for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds), which terminated on 25 July 2025. The value of the sub-funds' investments will go up and down as prices of the financial instruments fluctuate.

The sub-funds' financial instruments are susceptible to market price risk from uncertainty about future prices of financial instruments. All securities in which the sub-funds invest present a risk of loss of capital. See Statement of Investments on pages 10-12 for details of the sub-funds exposure to market price risk. The sub-funds manage price risk by using various investment strategies.

An increase of 10% in fair value due to changes in valuation assumptions of financial assets as at the reporting date would have increased the net assets attributable to the sub-fund and profit for the financial period by USD 7,644,448 (31 December 2024: USD 7,453,711) for DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and USD 3,813,906 (31 December 2024: USD 4,632,555) for One-Day Premium Fund. A decrease of 10% would have had an equal and opposite impact.

### (b) Interest Rate Risk

Interest rate risk arises from the possibility of changes in interest rates. It will affect future cash flows or the fair values of financial instruments. At the 25 July 2025, 31 December 2025 and at 31 December 2024, the sub-funds do not have a material exposure to interest rate risk.

### (c) Liquidity Risk

Liquidity risk is defined as the risk that the sub-funds may not be able to settle or meet its obligations on time or at a reasonable price.

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(c) Liquidity Risk (Continued)

The AIFM maintains an adequate and documented liquidity management policy in accordance with the requirements of Alternative Investment Fund Managers Directive (the “AIFMD”). The AIFM’s liquidity management policy includes such procedures as are necessary to enable the AIFM to assess and monitor the liquidity risk to which the sub-funds and Trust are or may be exposed (including conducting regular stress tests under normal and exceptional liquidity conditions) and to ensure that the liquidity profile of the investments of the sub-funds comply with the Trust’s underlying obligations.

The Trust’s policy to manage liquidity is to have sufficient liquidity in the sub-funds to meet its liabilities as and when they fall due, under both normal and stressed conditions without incurring undue losses or risking damage.

The Trust assesses the liquidity profile of each sub-fund consistent with its underlying obligations and redemption policy during the lifecycle of the sub-fund including at their launch. The Trust ensures that liquidity thresholds which are proportionate to the redemption obligations and liabilities of the sub-fund are set.

A liquidity measurement methodology is in place to assess both the asset side and the liability side. On the asset side, the methodology is based on a time-to-liquidate measure and a modelled market value adjustment, based on a series of quantitative variables for different asset classes. The model takes into account the expected redemption profile of the sub-fund and provides relevant estimates. Thus, the methodology provides a clear route to portfolio managers on projected cash flows in the event of portfolio (full or partial) liquidation.

The credit terms for settlement of the liabilities of the sub-funds are generally within three months or less.

(d) Credit Risk

Credit risk is the risk that the counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Trust. The Investment Manager assesses and measures the risk of each investment on its merits and tailors its credit policy and monitoring accordingly on a regular basis.

The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset at the reporting date.

Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited acts as Trustee and Depositary to the Trust. Cash held via accounts opened on the books of Brown Brothers Harriman & Co. (“BBH”) are obligations of BBH. Accordingly, while BBH is responsible for exercising reasonable care in the administration of such agency cash accounts where it has appointed the agent (i.e. in the case of cash correspondent banks and sub-custodians), it is not liable for their repayment in the event that the agent, by reason of its bankruptcy, insolvency or otherwise, fails to make repayment. Brown Brothers Harriman & Co. has a long-term credit rating of A+ (31 December 2024: A+) as issued by Fitch.

The inability (or perceived inability) of issuers to make timely payments of interest and principal may make the values of securities approximate only to the values placed on such securities. In the absence of a liquid trading market for certain securities it may not be possible to establish the fair value of such securities.

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(d) Credit Risk (Continued)

The Notes Issuer is a special purpose company which does not have substantial assets of its own to support its obligations under the Notes. Amounts due to the sub-funds will only be paid with funds paid to the Notes Issuer under any charged agreement(s) and any charged assets. Therefore, the sub-funds assume full credit risk of the Notes Issuer, any counterparty and the obligor(s) of any charged assets.

The Notes will provide the sub-funds and each Unit Class with the exposure to a portfolio of fixed income instruments (the “GS Bonds”) issued by The Goldman Sachs Group, Inc (the “GS Bonds Issuer”) with a long term credit rating of A (31 December 2024: A) as issued by Fitch.

As at 31 December 2025, the issuer and counterparty for performance-linked notes held by the DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) are Luminis II Limited (“the Notes Issuer”). As at 25 July 2025, there were no performance linked notes for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds). As at 31 December 2024, the issuer and counterparty for performance-linked notes held by the sub-funds were Luminis II Limited.

While MaplesFS Limited (“MFS”) is the registered owner of the Notes Issuer’s ordinary shares, these are held subject to a Declaration of Trust (“DOT”). Under the DOT, MFS holds the Notes Issuer’s shares on trust for the benefit of a “Qualified Charity” (as defined in the DOT) which is legally the ultimate beneficial owner (“UBO”) of the trust assets which comprises solely the shares or the economic value of the shares once the Notes Issuer is formally liquidated. Typically, the nominal value of these trust assets would be less than USD 1,000. There are no bearer shares in the legal structure.

The sub-funds’ cash is swept on a nightly basis to pre-approved financial institutions.

As at 25 July 2025, the institutions where cash of DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) was held and their respective credit ratings are listed below:

<b>Institution</b>	<b>Short Term Credit Indicator</b>
ANZ, Hong Kong	High Grade
ANZ, London	High Grade
DBS Bank Ltd., Singapore	High Grade
DNB, Oslo	High Grade
Societe Generale S.A., Paris	Upper Medium Grade
Sumitomo Mitsui Bank Corporation, Tokyo	Upper Medium Grade
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	Upper Medium Grade

As at 31 December 2025, the institutions where cash of DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and One-Day Premium Fund was held and their respective credit ratings are listed below:

<b>Institution</b>	<b>Short Term Credit Indicator</b>
ANZ, London	High Grade
DBS Bank Ltd., Singapore	High Grade
Skandinaviska Enskilda Banken AB, Stockholm	High Grade
Sumitomo Mitsui Trust Bank, London	Upper Medium Grade

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(e) Counterparty Risk

Similar to credit risk, the sub-funds may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which the sub-funds has unsettled or open transactions will default.

As the One-Day Premium Fund is materially exposed to the Swap Counterparty, the sub-fund may suffer significant losses in the event such as default or decline of management or financial situation of the Swap Counterparty.

The Manager may from time to time, in its sole discretion, approve additional swap counterparties with which the sub-fund may transact. Any such additional counterparties will be disclosed in the financial statement of the sub-fund.

Goldman Sachs International Bank acts as the Swap Counterparty to the One-Day Premium Fund. The Swap Counterparty acts as a primary dealer for European government bonds and is involved in market making in European government bonds, lending and deposit taking activities, and securities lending. In exceptional circumstances, the Swap Counterparty may be unable to fulfil its obligations under the Swap Agreement due to regulatory reasons, change in the tax or accounting laws relevant to the Swap Counterparty, or otherwise. In such circumstances, there is a risk that the sub-fund's investment strategy could be interrupted or terminated. In such circumstances, the investment objective and policy of the sub-fund may not be achieved and the sub-fund may be unable to recover any losses incurred.

The ability of the sub-fund to meet its obligations to Unitholders will depend on the receipt by it of payments owed to the sub-fund by the Swap Counterparty under the Swap Agreement. As a result, the sub-fund will be exposed to the creditworthiness of the Swap Counterparty.

Goldman Sachs International Bank may act as the Strategy Calculation Agent. The Total Return Basket Swap to be entered into by the sub-fund may be highly specialised and there may be no counterparty other than Goldman Sachs which provides such an OTC derivative instrument.

Goldman Sachs International Bank has a long term credit rating of A+ (31 December 2024: A+) as issued by Fitch.

(f) Foreign Currency Risk

Foreign currency risk is the risk that the fair value of future cash flows of the sub-funds' investments will fluctuate as a result of changes in foreign currency exchange rates. Certain of the sub-funds' assets, liabilities, income and expenses are denominated in currencies other than its functional currency. As a result, movement in exchange rates may affect the value of those items. The Investment Manager monitors this risk on an ongoing basis.

The tables below set out the carrying amount of financial instruments in each currency:

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

As at 25 July 2025

	AUD Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
<b>Financial Assets</b>	8,205,041	67,616,133	75,821,174
<b>Financial Liabilities</b>	-	(75,821,174)	(75,821,174)
	<b>8,205,041</b>	<b>(8,205,041)</b>	<b>-</b>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(f) Foreign Currency Risk (Continued)

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**  
**(Continued)**

**As at 31 December 2024**

	AUD Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
Financial Assets	7,657,072	65,759,499	73,416,571
Financial Liabilities	-	(231,549)	(231,549)
	<b>7,657,072</b>	<b>65,527,950</b>	<b>73,185,022</b>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

**As at 31 December 2025**

	AUD Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
Financial Assets	5,831,854	70,620,988	76,452,842
Financial Liabilities	-	(856,824)	(856,824)
	<b>5,831,854</b>	<b>69,764,164</b>	<b>75,596,018</b>

**As at 31 December 2024**

	AUD Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
Financial Assets	5,375,535	69,265,973	74,641,508
Financial Liabilities	-	(956,960)	(956,960)
	<b>5,375,535</b>	<b>68,309,013</b>	<b>73,684,548</b>

**One-Day Premium Fund**

**As at 31 December 2025**

	JPY Balances (USD)	EUR Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
Financial Assets	4,969	6,545	38,367,952	38,379,466
Financial Liabilities	(7,544)	-	(240,703)	(248,247)
	<b>(2,575)</b>	<b>6,545</b>	<b>38,127,249</b>	<b>38,131,219</b>

**As at 31 December 2024**

	JPY Balances (USD)	USD Balances (USD)	Total Balances (USD)
Financial Assets	87,458	46,686,025	46,773,483
Financial Liabilities	(630,218)	(458,468)	(1,088,686)
	<b>(542,760)</b>	<b>46,227,557</b>	<b>45,684,797</b>

As at 25 July 2025, had the AUD strengthened or weakened by 5% against USD, with all other variables held constant, this would have an approximate effect of USD 410,252 (31 December 2024: USD 382,854) for DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) and as at 31 December 2025, USD 291,593 (31 December 2024: USD 268,777) for DMS Target Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) on the Statement of Comprehensive Income of the sub-fund.

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

---

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(f) Foreign Currency Risk (Continued)

As at 31 December 2025, had the JPY and EUR strengthened or weakened by 5% against USD, with all other variables held constant, this would have an approximate effect of USD 199 (31 December 2024: USD 27,138) for One-Day Premium Fund on the Statement of Comprehensive Income of the sub-fund.

(g) Fair Value Estimation

The sub-fund has classified fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

FRS 102 Section 2A.1 on “Fair Value Disclosure” requires disclosure relating to the fair value hierarchy in which fair value measurements are categorised for assets and liabilities. The disclosures are based on a three-level fair value hierarchy for the inputs used in valuation techniques to measure fair value. In March 2016 amendments were made to paragraph 34.22 of this FRS, revising the disclosure requirements for financial institutions to more closely align the disclosure requirements with those in IFRS 13 Fair Value Measurement and historical practice with those in Irish GAAP.

Financial assets and liabilities are measured in the Statement of Financial Position at fair value. The fair value measurements are categorised within a three-level hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the relative observability and reliability of inputs to the valuation of each of the sub-funds' investments. The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. The three levels are defined as follows:

Level 1 – The unadjusted quoted price in an active market for identical assets or liabilities that the sub-fund can access at the measurement date.

The types of assets and liabilities categorised in Level 1 generally include actively traded domestic and certain foreign equity securities, certain U.S. government obligations, derivatives actively traded on a national securities exchange (such as some futures and options), shares of exchange traded funds (even if their investments are valued using Level 2 or Level 3 inputs).

Level 2 – Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable (i.e. developed using market data) for the asset or liability, either directly or indirectly.

These include investment-grade corporate bonds and certain non-U.S. sovereign obligations, listed equities, mutual funds, equity-linked notes and over the counter derivatives. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Level 3 – Inputs are unobservable (i.e. for which market data is unavailable) for the asset or liability.

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

**(g) Fair Value Estimation (Continued)**

The types of assets and liabilities categorised in Level 3 generally include, but are not limited to, certain debt securities (such as asset-backed, mortgage-backed, loans and sovereign debt) and derivatives even though they are valued using broker quotes; certain debt securities and derivatives adjusted by a specified discount for liquidity or other considerations; certain sovereign debt securities valued using comparable securities issued by the sovereign adjusted by a specified spread; securities whose trading has been suspended or that have been de-listed from their current primary trading exchange valued at the most recent available market or quoted price; securities in default or bankruptcy proceedings for which there is no current market quotation valued at the most recent available market or quoted price; potential litigation recoveries and interests related to bankruptcy proceedings; third-party investment funds where valuations are provided by fund sponsors and which are adjusted for liquidity considerations as well as the timing of the receipt of information and certain securities that are valued using a price from a comparable security related to the same issuer.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. The significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety.

If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, this may be deemed to fall within Level 3 of the fair value hierarchy. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes “observable” requires significant judgement by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following tables provide an analysis of the fair value hierarchy of the sub-funds’ financial assets, measured at fair value at 31 December 2025 and 31 December 2024.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

The following table provides an analysis of the fair value hierarchy of the DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) financial assets, measured at fair value at 31 December 2024. As at 31 December 2025, the sub-fund did not hold any investments.

<b>31 December 2024</b>	<b>Level 1</b>	<b>Level 2</b>	<b>Level 3</b>	<b>Total</b>
<b>Assets</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Performance-linked notes	-	-	73,313,987	73,313,987
<b>Total</b>	-	-	<b>73,313,987</b>	<b>73,313,987</b>

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

<b>31 December 2025</b>	<b>Level 1</b>	<b>Level 2</b>	<b>Level 3</b>	<b>Total</b>
<b>Assets</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Performance-linked notes	-	-	76,385,989	76,385,989
<b>Total</b>	-	-	<b>76,385,989</b>	<b>76,385,989</b>

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(g) Fair Value Estimation (Continued)

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**  
**(Continued)**

<b>31 December 2024</b>	<b>Level 1</b>	<b>Level 2</b>	<b>Level 3</b>	<b>Total</b>
<b>Assets</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Performance-linked notes	-	-	74,537,110	74,537,110
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>74,537,110</b>	<b>74,537,110</b>

**One-Day Premium Fund**

<b>31 December 2025</b>	<b>Level 1</b>	<b>Level 2</b>	<b>Level 3</b>	<b>Total</b>
<b>Assets</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Total Return Basket Swaps	-	38,139,058	-	38,139,058
Forward Foreign Currency Contracts	-	217	-	217
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>38,139,275</b>	<b>-</b>	<b>38,139,275</b>

**Liabilities**

Forward Foreign Currency Contracts	-	7,544	-	7,544
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>7,544</b>	<b>-</b>	<b>7,544</b>

<b>31 December 2024</b>	<b>Level 1</b>	<b>Level 2</b>	<b>Level 3</b>	<b>Total</b>
<b>Assets</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Total Return Basket Swaps	-	46,294,082	-	46,294,082
Forward Foreign Currency Contracts	-	87,351	-	87,351
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>46,381,433</b>	<b>-</b>	<b>46,381,433</b>

**Liabilities**

Forward Foreign Currency Contracts	-	630,218	-	630,218
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>630,218</b>	<b>-</b>	<b>630,218</b>

The sub-fund's assets and liabilities not measured at fair value include cash, short-term receivables and payables. The respective balances are carried at values that reflect a reasonable approximation of their fair value. In accordance with the requirements of FRS 102, cash balances are classified as Level 1 and all other assets and liabilities are classified as Level 2.

Transfers into and out of levels are recognised at the end of the reporting period/year. There were no transfers into or out of Level 3 during the financial period ended 25 July 2025 and during the financial year ended 31 December 2025 or 31 December 2024.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglroid Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(g) Fair Value Estimation (Continued)

The tables below show a reconciliation from the beginning balances to the ending balances for fair value measurements of Level 3 financial assets of the fair value hierarchy.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>Level 3</b>	<b>Level 3</b>
	<b>25 July 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Opening balance	73,313,987	75,487,222
Sales during the financial period/year	(76,765,200)	(5,185,719)
Realised gains/(losses) on investments	1,412,835	(258,338)
Net change in unrealised appreciation on investments at fair value through profit or loss	2,038,378	3,270,822
<b>Closing balance</b>	<b>-</b>	<b>73,313,987</b>

As at 31 December 2024, an increase or decrease of 5% in fair value due to changes in valuation assumptions would have an approximate effect of USD 3,665,699 on the net assets attributable to the sub-fund.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	<b>Level 3</b>	<b>Level 3</b>
	<b>31 December 2025</b>	<b>31 December 2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Opening balance	74,537,110	83,860,833
Sales during the financial year	(4,872,070)	(10,684,130)
Realised (losses) on investments	(1,125,166)	(3,270,710)
Net change in unrealised appreciation on investments at fair value through profit or loss	7,846,115	4,631,117
<b>Closing balance</b>	<b>76,385,989</b>	<b>74,537,110</b>

As at 31 December 2025, an increase or decrease of 5% in fair value due to changes in valuation assumptions would have an approximate effect of USD 3,819,299 (31 December 2024: 3,726,856) on the net assets attributable to the sub-fund.

**Valuation methodology**

Two of the sub-funds invest into performance-linked Notes, the fair value of which is determined by Goldman Sachs, using a valuation model. The key observable inputs and unobservable inputs to this valuation model are as follows:

- Key observable inputs
  - Interest rates
  - GS credit spread
  - Level of the strategy as well as its components
- Key unobservable input
  - Implied volatility
  - Discount rates and yields

DocuSign Envelope ID: D38C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**12. FINANCIAL RISKS (Continued)**

(g) Fair Value Estimation (Continued)

**Valuation methodology (Continued)**

Unobservable inputs are developed based on the best information available in the circumstances. The valuation method being used for financial assets held by the sub-funds that are classified as Level 3 in the fair value hierarchy is the use of proxy pricing techniques by Goldman Sachs. The yield being used in the proxy pricing is considered the most significant unobservable input used which impacts the price and related fair value of the performance linked notes.

**13. EXCHANGE RATES**

The following exchange rates have been used to translate assets and liabilities in currencies other than USD at financial period/year end:

	<b>As at 31 December 2025</b>	<b>As at 25 July 2025</b>	<b>As at 31 December 2024</b>
<b>AUD</b>	1.4924	1.5245	1.6086
<b>EUR</b>	0.8504	0.8517	0.9621
<b>JPY</b>	156.3350	147.7450	157.2000

**14. RELATED PARTY TRANSACTIONS**

The Directors of the Manager are not aware of any transactions with related persons during the financial period ended 25 July 2025 and financial year ended 31 December 2025 and 2024, other than those disclosed in these financial statements. The AIFM, Waystone Management Company (IE) Limited, the Investment Manager, Waystone Investment Management (IE) Limited, the Agent Securities Company in Goldman Sachs Japan Co., Ltd are regarded as related parties of the sub-funds under FRS 102 "Related Party Disclosures".

Mr. Keith Hazley and Mr. Andrew Kehoe are Directors of the Manager and also employees of Waystone Management Company (IE) Limited.

Ms. Sarah Wallace, Ms. Andrea Oman and Mr. James Allis are Directors of the Manager and also employees of Waystone Group. Ms. Andrea Oman was appointed to the Board of Directors of the Manager on 31 March 2025.

Ms. Rachel Wheeler was a Director of the Manager and also an employee of Waystone Governance (UK) Limited. Ms. Rachel Wheeler resigned from the Board of Directors of the Manager on 31 March 2025.

All related parties are transacted at arm's length.

Fees incurred with related parties during the financial year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the financial year are disclosed in Note 5.

**15. STATEMENT OF CHANGES IN PORTFOLIO POSITIONS**

The statement of changes in portfolio positions for the financial year has not been presented though the details may be obtained free of charge from Waystone Management Company (IE) Limited.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**16. NET ASSET VALUE**

The Net Asset Value per redeemable participating unit is calculated by dividing the total net assets (as calculated for pricing purposes) of the sub-funds by the number of redeemable participating Units in issue. The Net Asset Value per redeemable participating unit reported in the Statement of Financial Position is that used for financial statement purposes.

For the purposes of the financial statements, all organisational expenses, including fees paid to the professional advisors of the sub-funds, are expensed in the financial year they are incurred in accordance with FRS 102. Organisational expenses were charged to the Statement of Comprehensive Income.

DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) terminated on 25 July 2025. Termination cost expenses of the sub-fund have been accrued for in these financial statements.

The tables below illustrate the reconciliation between the Net Asset Value for financial statement purposes and for Unitholder dealing purposes.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	As at 25 July 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Net Asset Value for financial statement purposes	-	73,185,022
Add: Cumulative additional organisational expenses written off	-	-
Add: Accrued termination costs	-*	50,000
Net Asset Value for Unitholder dealing purposes	-	73,235,022

\*As at 25 July 2025, the termination costs are USD 57,100.

**DMS Target Maturity Setting Fund 2103 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds)**

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Net Asset Value for financial statement purposes	75,596,018	73,684,548
Add: Cumulative additional organisational expenses written off	-	-
Net Asset Value for Unitholder dealing purposes	75,596,018	73,684,548

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglord Bridge Unit Trust**  
**Notes to the Audited Financial Statements (Continued)**  
 For the financial year ended 31 December 2025

**16. NET ASSET VALUE (Continued)**

**One-Day Premium Fund**

	As at 31 December 2025 USD	As at 31 December 2024 USD
Net Asset Value for financial statement purposes	38,131,219	45,684,797
Add: Cumulative additional organisational expenses written off	60,139	98,413
Net Asset Value for Unitholder dealing purposes	38,191,358	45,783,210

**17. SIGNIFICANT EVENTS DURING THE FINANCIAL YEAR**

Ms. Rachel Wheeler resigned from the Board of Directors of the Manager on 31 March 2025.

Ms. Andrea Oman was appointed as Non-Executive Director to the Board of Directors of the Manager on 31 March 2025.

Mr. Tim Madigan resigned from the Board of Directors of the Manager on 24 November 2025.

Ms. Grainne Dooley was appointed as an Independent Non-Executive Director to the Board of Directors of the Manager on 24 November 2025.

DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) terminated on 25 July 2025.

There were no other significant events occurring during the financial year ended 31 December 2025.

**18. SIGNIFICANT EVENTS SINCE THE FINANCIAL YEAR END**

Geopolitical tensions, including those in the Middle East, have contributed to market volatility, mainly through impacts on energy prices, inflation, and interest rates. To date there has been an agreement to have a cessation of hostilities. As of the reporting date, these developments are not considered to pose a systemic risk or to have materially affected the sub-funds' financial position, although they continue to be monitored by management.

There were no other significant events occurring after 31 December 2025 requiring financial statement disclosure.

**19. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS**

The financial statements were approved by the Directors of the Manager on 19 June 2026.

DocuSign Envelope ID: D36C71AD-BA80-85A0-82D8-A2CF2415DEC1

**Brionglold Bridge Unit Trust**  
**Statement of Investments (Continued)**  
As at 31 December 2025

**One-Day Premium Fund**

Number of Shares	Security Description	Fair Value USD	% of Net Assets
	<b>Total Return Basket Swaps (31 December 2024: 101.33%)</b>		
319,316	Goldman Sachs Basket Series 307 Total Return Strategy	38,139,058	100.02
	<b>Total</b>	<b>38,139,058</b>	<b>100.02</b>

**Forward Foreign Currency Contracts (31 December 2024: 0.19%)**

Amount receivable	Amount payable	Maturity date	Counterparty	Contracts	Unrealised gain USD	% of Net Assets
JPY 10,520,143	USD 67,103	06/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	217	0.00
<b>Total unrealised gain on Forward Foreign Currency Contracts</b>					<b>217</b>	<b>0.00</b>
<b>Total financial assets at fair value through profit or loss</b>					<b>38,139,275</b>	<b>100.02</b>

**Financial liabilities at fair value through profit or loss (31 December 2024: (1.38)%)**

**Forward Foreign Currency Contracts**

Amount receivable	Amount payable	Maturity date	Counterparty	Contracts	Unrealised loss USD	% of Net Assets
JPY 923,782,701	USD 5,923,921	16/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	(7,323)	(0.02)
USD 67,193	JPY 10,526,076	07/01/2026	Brown Brothers Harriman & Co.	2	(221)	(0.00)
<b>Total unrealised loss on Forward Foreign Currency Contracts</b>					<b>(7,544)</b>	<b>(0.02)</b>
<b>Total financial liabilities at fair value through profit or loss</b>					<b>(7,544)</b>	<b>(0.02)</b>

	Fair Value USD	% of Net Assets
Other assets and liabilities	(512)	(0.00)
<b>Net Assets attributable to Unitholders</b>	<b>38,131,219</b>	<b>100.00</b>

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2026年3月末日現在)

		千円 (、を除く。)
資産総額	38,884,193米ドル	6,216,805
負債総額	98,508米ドル	15,749
純資産価額	38,785,685米ドル	6,201,055
発行済口数	米ドルクラス受益証券	2,681,472口
	米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	264,601口
	円ヘッジクラス受益証券	765,752口
	円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	105,801口
1口当たり純資産価格	米ドルクラス受益証券	11.42米ドル 1,826円
	米ドルクラス（毎月分配型）受益証券	10.14米ドル 1,621円
	円ヘッジクラス受益証券	1,011円 -
	円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券	921円 -

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換は、以下の管理事務代行会社が行っています。

管理事務代行会社 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーバート・ストリート 30

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

### 2 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

### 3 譲渡制限

受益証券は、米国人に対して譲渡することはできません。譲渡人が譲渡する権利を証するために管理会社が合理的に要求する他の証拠とともに、譲渡書が管理事務代行会社の登録事務所または管理会社が合理的に要求するその他の場所において預託されない限り、管理会社取締役は、受益証券の譲渡の登録を拒否します。譲渡人は、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、引き続き当該受益証券の保有者とみなされるものとし、譲受人が既存の受益者ではない場合、管理会社が満足する形で譲受人が英文目論見書添付の申込書を記入しない限り、受益証券の譲渡は登録されません。

管理会社は、その絶対的裁量により受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

### 4 その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第 1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### （1）資本金の額（2026年3月末日現在）

資本金の額 4,490,006ユーロ（約8億2,351万円）

発行済株式総数 普通株式4,490,006株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がありません。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主の決議を要します。

過去5年間（2021年3月31日から2026年3月31日まで）において、管理会社の資本金は、以下のとおり、2回の増資を行いました。

日付	株式増減数
2022年10月22日	2
2023年12月31日	4

##### （2）会社の機構

定款に基づき、2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はありません。管理会社取締役は年次株主総会において株主によって選任されるものとし、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭されます。

管理会社の取締役会は、管理会社取締役が定めた一定の期間または無期限で、管理会社の事業運営上の執行役員（会長、副会長、常務、共同常務、副専務または常務補佐を含みます。）を1名以上選任することができます。さらに取締役会は、秘書役1名を選出することができ、また管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができます。

各管理会社取締役は、秘書役に預託された通知書により代替の管理会社取締役として行為する、一または複数の者を任命することができます。任命された者は、同人を代替の取締役に任命した管理会社取締役のすべての権利および権限を有します。ただし、同人は、管理会社の取締役会において業務執行についての定足数の決定に際して、一度しかカウントされません。

管理会社取締役は、いつでも、管理会社の取締役会を招集することができ、また管理会社取締役の要求に応じて秘書役は、招集しなければなりません。管理会社の取締役会の招集通知は、個々に口頭で通知された場合、または、電話もしくは郵便、ケーブル、テレックス、テレコピー、ファクシミリその他の方法で連絡されもしくは送付された場合、管理会社取締役または代替の管理会社取締役に適法に送付されたものとみなされます。

管理会社の取締役会において業務執行に必要な定足数は、管理会社取締役2名です。

管理会社の取締役会における投票による決議は、過半数であり、賛否同数の場合は決議は不成立となります。

全管理会社取締役の署名（複数通の副本によることができます。）した決議は、適正に招集されまた構成されている管理会社の取締役会で決議された場合、最後の管理会社取締役が署名した日に有効に成立します。代替の管理会社取締役は、書面による決議に署名することは認められません。

管理会社の取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

ウェイトストーンは、金融機関および資産運用会社に、自信を持ってグローバルに投資目標を追求するために必要なガイダンスとツールを提供しています。ウェイトストーンは、ヨーロッパ、アジア、中東、米国、カナダ、ケイマン諸島、およびバミューダに広がる世界的なオフィスネットワークから業務を提供しています。顧客層には、グローバルな金融機関、主要な地域金融機関、および主要な国際的な投資運用会社のほか、保険会社も含まれます。ウェイトストーンのクライアントは、複数の法域にわたって、ロングオンリー・ファンド、流動性代替資産、プライベート・マーケット、不動産ファンドなど多様な流動性を有した事業を展開しています。クライアントの大多数は、確立された実績を有する大手企業であり、以下に概要を示すウェイトストーンのグローバルな製品ポートフォリオから多様なソリューションを活用しています。

**欧州ファンド・ソリューション** - オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）のすべての業務、UCITSの管理会社業務、および公認取締役（ACD）の業務、さらに販売、コーポレート・サービス、取引執行、およびファンド管理事務業務を提供しています。

**ケイマン・ソリューション** - 経験豊富で資格を有する独立したファンド取締役、取締役会支援およびコーポレート・サービス、ならびに自動情報交換（AEOI）およびケイマンのAMLコンプライアンス・サービスを提供しています。

**コーポレート・サービス** - コーポレート・サービス・チームは、ストラクチャード・ファイナンスおよび資本市場サービス、航空取引サービスおよびローン管理サービスなど、世界中の特別目的事業体（SPV）に最高水準の運営および管理ソリューションを提供しています。

**コンプライアンス・ソリューション** - 100人以上のコンプライアンス専門家が、登録およびライセンス取得、サイバーおよびデータ保護に関するアドバイス、コンプライアンス・プログラム、ならびにコンプライアンスの外部委託およびトレーニングを顧客に提供しています。

**ファンド管理事務ソリューション** - ウェイトストーン・グループ企業であるセントール・ファンド・サービスは、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、プライベートエクイティ・ファンド、不動産ファンド、ファミリーオフィス、および世界中の機関投資家向けに、独立したファンド管理事務および受託者サービスを提供しています。経験豊富なチーム、契約条件、および業務上の卓越性がその成功の基盤であり、セントールはこれまで顧客を失っていません。

**ETFソリューション** - ETFホスティング、資本市場、販売、商品設定、投資運用に加え、オペレーションおよびコンプライアンス・サービスも提供しています。

2026年3月末日現在で、管理会社が管理および運用するファンドは以下のとおりです。

国別（設立国）	純資産の合計
ヨーロッパ（EU）	194,453,795,281ユーロ
EU非加盟国	7,840,764,297ユーロ
合計	202,294,559,578ユーロ

種類別（基本的性格）	サブ・ファンドの本数
AIF	331
UCITS	444
合計	775

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるデロイト・アイルランド・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年 3 月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 183.41円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## （１）【貸借対照表】

## ウェイトン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド

## 財政状態計算書

2025年12月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
現金および現金同等物	8	39,570,385	7,257,604	33,283,581	6,104,542
売掛金およびその他の債権	9	26,466,254	4,854,176	29,729,991	5,452,778
貸付金	10	30,392,899	5,574,362	9,000,000	1,650,690
流動資産合計		<u>96,429,538</u>	<u>17,686,142</u>	<u>72,013,572</u>	<u>13,208,009</u>
<b>非流動資産</b>					
有形固定資産	11	30,403	5,576	52,164	9,567
無形資産	12	300,154	55,051	525,272	96,340
投資	13	2,825,153	518,161	2,825,153	518,161
非流動資産合計		<u>3,155,710</u>	<u>578,789</u>	<u>3,402,589</u>	<u>624,069</u>
資産合計		<u>99,585,248</u>	<u>18,264,930</u>	<u>75,416,161</u>	<u>13,832,078</u>
<b>資本および負債</b>					
<b>資本</b>					
株式資本	14	4,490,006	823,512	4,490,006	823,512
資本剰余金	14.1	17,918,369	3,286,408	17,918,369	3,286,408
出資金	14.2	3,600,000	660,276	3,600,000	660,276
利益剰余金	15	47,802,513	8,767,459	31,816,968	5,835,550
資本合計		<u>73,810,888</u>	<u>13,537,655</u>	<u>57,825,343</u>	<u>10,605,746</u>
<b>流動負債</b>					
買掛金およびその他の債務	16	25,774,360	4,727,275	17,590,818	3,226,332
流動負債合計		<u>25,774,360</u>	<u>4,727,275</u>	<u>17,590,818</u>	<u>3,226,332</u>
負債合計		<u>25,774,360</u>	<u>4,727,275</u>	<u>17,590,818</u>	<u>3,226,332</u>
資本および負債合計		<u>99,585,248</u>	<u>18,264,930</u>	<u>75,416,161</u>	<u>13,832,078</u>

取締役会により承認され、代表して署名：

[署名]

ジェームズ・アリス

取締役

日付：2026年4月27日

[署名]

アンドリュー・ベイツ

取締役

日付：2026年4月27日

注記は財務書類の一部を構成している。

## （２）【損益計算書】

ウェイトン・マネジメント・カンパニー（ＩＥ）リミテッド  
損益およびその他の包括利益計算書  
2025年12月31日に終了した会計年度

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
継続事業					
収益	3	85,864,857	15,748,473	88,636,558	16,256,831
売上原価	5	(28,047,530)	(5,144,197)	(26,514,745)	(4,863,069)
売上総利益		57,817,327	10,604,276	62,121,813	11,393,762
一般管理費	5	(43,417,786)	(7,963,256)	(39,300,699)	(7,208,141)
営業利益		14,399,541	2,641,020	22,821,114	4,185,621
金融収益	6	872,165	159,964	664,135	121,809
その他の収益	5	2,057,793	377,420	977,329	179,252
法人税引前利益		17,329,499	3,178,403	24,462,578	4,486,681
法人税	7	(1,343,954)	(246,495)	(1,173,690)	(215,266)
当期利益		15,985,545	2,931,909	23,288,888	4,271,415
当期包括利益合計		15,985,545	2,931,909	23,288,888	4,271,415
親会社の株主に帰属する包括利益 合計		15,985,545	2,931,909	23,288,888	4,271,415

すべての損益は継続事業から生じている。

注記は財務書類の一部を構成している。

[次へ](#)

## ウェイトン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド

## 資本変動計算書

2025年12月31日に終了した会計年度

	株式資本		資本剰余金		出資金		利益剰余金		その他の準備金		合計	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
2024年1月1日現在	4,490,006	823,512	17,918,369	3,286,408	3,600,000	660,276	23,528,080	4,315,285	186,650	34,233	49,723,105	9,119,715
当期利益	-	-	-	-	-	-	23,288,888	4,271,415	-	-	23,288,888	4,271,415
支払配当金	-	-	-	-	-	-	(15,000,000)	(2,751,150)	-	-	(15,000,000)	(2,751,150)
未実現為替差損	-	-	-	-	-	-	-	-	(186,650)	(34,233)	(186,650)	(34,233)
2024年12月31日現在	4,490,006	823,512	17,918,369	3,286,408	3,600,000	660,276	31,816,968	5,835,550	-	-	57,825,343	10,605,746
当期利益	-	-	-	-	-	-	15,985,545	2,931,909	-	-	15,985,545	2,931,909
2025年12月31日現在	4,490,006	823,512	17,918,369	3,286,408	3,600,000	660,276	47,802,513	8,767,459	-	-	73,810,888	13,537,655

注記は財務書類の一部を構成している。

[次へ](#)

ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（ＩＥ）リミテッド  
キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日に終了した会計年度

	注記	2025年		2024年	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
法人税引前利益		17,329,499	3,178,403	24,462,578	4,486,681
調整：					
償却		274,966	50,432	90,912	16,674
減価償却		21,761	3,991	245,988	45,117
金融収益		(872,165)	(159,964)	(664,135)	(121,809)
未実現為替差損		-	-	(186,650)	(34,233)
営業活動から生じたキャッシュ・フロー純額		16,754,061	3,072,862	23,948,693	4,392,430
営業資産および負債の変動：					
売掛金およびその他の債権の増減		3,896,914	714,733	(7,368,038)	(1,351,372)
買掛金およびその他の債務の増減		8,183,547	1,500,944	(2,570,645)	(471,482)
営業活動から生じた現金純額		28,834,522	5,288,540	14,010,010	2,569,576
支払法人税額		(1,977,137)	(362,627)	(1,514,001)	(277,683)
営業活動から生じた現金純額		26,857,385	4,925,913	12,496,009	2,291,893
投資取引によるキャッシュ・フロー					
新規契約に対する増加費用の増減		(49,848)	(9,143)	49,848	9,143
受取利息		479,267	87,902	664,135	121,809
有形固定資産の購入		-	-	(12,597)	(2,310)
貸付金の増減		(21,000,000)	(3,851,610)	(9,000,000)	(1,650,690)
投資取引に使用された現金純額		(20,570,581)	(3,772,850)	(8,298,614)	(1,522,049)
財務活動によるキャッシュ・フロー					
支払配当金		-	-	(15,000,000)	(2,751,150)
財務活動に使用された現金純額		-	-	(15,000,000)	(2,751,150)
現金および現金同等物の純増加／（減少）額		6,286,804	1,153,063	(10,802,605)	(1,981,306)
期首現在の現金および現金同等物		33,283,581	6,104,542	44,086,186	8,085,847
期末現在の現金および現金同等物	8	39,570,385	7,257,604	33,283,581	6,104,542

注記は財務書類の一部を構成している。

[次へ](#)

## ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド

## 財務書類に対する注記

2025年12月31日に終了した会計年度

**1. 法定情報**

ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド（以下「当社」という。）は、アイルランド共和国に設立され本拠を置く有限責任会社である。当社は、アイルランドにおける納税者であり、登録番号および登録事務所の住所は、会社情報にて確認できる。

当社の事業の内容および主要な事業活動については、取締役報告書に記載されている。

**2. 会計方針****2.1 コンプライアンスに関する記述**

2025年12月31日に終了した会計年度の当社の財務書類は、国際財務報告基準（または以下「IFRS」という。）に従い継続企業の前提に基づき作成されている。

**2.2 作成の基礎**

財務書類の作成にあたり採用した主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載がない限り、表示された会計年度および過年度に一貫して適用されている。

本財務書類は、欧州連合が採用している国際会計基準審議会（IASB）が発行した国際会計基準である、国際財務報告基準（IFRS）、およびIFRSに基づき報告する会社に適用される2014年会社法の一部に従って作成されている。財務書類は、以下の会計方針で説明されているように、各報告期間末の公正価値を再評価した金額で測定される一部の金融商品を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

財務書類はユーロで表示され、当該通貨は当社の機能通貨であり、当社が事業を展開する主要な経済環境の通貨である。

本財務書類の金額は、ユーロ未満を四捨五入している。

**2.3 会計方針の変更****a 2025年1月1日より適用される新基準、解釈指針および改訂**

当会計年度において、当社は2025年1月1日以降に開始する年次期間から適用されるIFRS基準および解釈指針の以下の改訂を適用した。これらの適用が、開示や本財務書類の報告金額に与える重要な影響はなかった。

以下の改訂が当社の財務書類に与える重要な影響はなかった。

- ・ IAS第21号「交換可能性の欠如」（2025年1月1日以降開始する年次期間から適用）。

**b 未発効の新基準、解釈指針および改訂**

本財務書類の承認日において、国際会計基準審議会（IASB）により公表されている、いくつかの未発効の新基準および既存の基準の改訂、ならびに解釈指針が公表されている。これらの基準または既存の基準の改訂のうち、当社が早期適用したものはない。

取締役は、関連するすべての公布が、その公布の発効日以降に開始する最初の期間に適用されることを予想している。

基準	基準または解釈指針の表題	効力発生日
改訂：IFRS第9号およびIFRS第7号	金融商品の分類と測定	2026年1月1日
新基準：IFRS第18号	財務書類の表示と開示	2027年1月1日

上記のすべての基準および改訂について、取締役は重大な影響はないと考えている。

## 2.4 重要な判断および見積り

財務書類の作成には、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果は、これらの判断、見積りおよび仮定と異なる場合がある。

見積りおよび判断は、継続的に評価され、過去の経験および当期の見積りに対する合理的な予想を含むその他の要因に基づいている。この注記は、より高度な判断や複雑さを伴う分野の要約を提供するものである。各見積りおよび判断に関する詳細情報は、その他の注記に記載されている。

取締役は、重要な判断および主要な見積りが財務書類に含まれる場合を検討し、これには以下が含まれる：

- ・ 新規契約に対する増加費用 - 繰延契約費用は、スタッフに支払われた資産化された手数料に関連しており、当社は資産の耐用年数にわたって回収することを見込んでいる。取締役は、5年間で適切な償却期間であると見積もっている。特定の契約に明確な耐用年数がある場合、増加費用はその契約の適切な耐用年数にわたって償却されている。

## 2.5 のれん

のれんは、企業買収で取得した正味の有形・無形資産および関連する取得費用の公正価値に対する支払対価の超過分を表す。のれんは毎年減損テストを受ける。

のれんは、買収により将来生み出されると推定される将来の経済的便益として測定される。のれんは償却されないが、年1回、または減損の可能性を示す事象や状況の変化があった場合には、より頻繁に減損テストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上される。企業の処分損益は、売却した企業に関連するのれんの帳簿価額を含む。

## 2.6 収益の認識

収益は、当社がAIFMおよびUCITSの管理会社として投資ファンドの管理を行なうことで得られる管理報酬および付帯手数料、銀行利息ならびに特定の雑収入で構成され、これらの収益は収益が発生した会計年度の損益およびその他の包括利益計算書で認識される。収益は、取引に関連する経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ収益の金額を信頼性をもって測定できる場合に認識される。

管理報酬は、ファンドの純資産価額（または「NAV」）に対する割合に基づいて算出され、合意した最低報酬が適用される。

販売、EMIR監督、FATCA、給与計算、付加価値税、会社秘書、規制報告およびMLROサポートなどの付帯サービスの手数料は、サービス提供期間を基準として計上される。稼得済みで未請求の金額は未収収益として計上される。当社は主に、専門的サービスに関する固定年間報酬または固定報酬料率を得ている。

当社は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる顧客との契約について、以下の基準をすべて満たした場合にのみ会計処理を行っている：

- (1) 顧客との契約の識別
- (2) 履行義務の識別
- (3) 取引価格の決定
- (4) 取引価格の各履行義務への按分
- (5) 各履行義務の充足時点での収益認識

当社が認識する収益額は、顧客との契約に定められた対価に基づいて測定される。これらの契約には、実質的に同一の一連のサービスが含まれ、各サービスの便益は直ちに受領され消費される。従って、これらの契約は単一の履行義務で構成され、支配は時間の経過とともに移転し、収益は各契約の期間にわたって定額法で認識される。この方法は、必要とされる業務が月ごとに大きく変動しないため、財またはサービスの移転の正確な描写を提供する。

### 履行義務および収益認識方針

これらのサービスは、それらが提供された期間にわたり認識される。収益は、顧客の請求書が発行されるまで未払計上とされる。請求済であるがまだ得られていないとみなされる収益は、繰延収益として計上される。

## 2.7 費用

費用は発生主義で計上される。他のグループ会社へのサービス提供で発生した費用は、契約上の取り決めに従い総額ベースで計上される。

売上原価に含まれるのは、当社が顧客ファンドに関して支払ったプラットフォーム費用である。これらの売上原価は、注記3の収益にある通り、課された報酬を通じて回収される。

## 2.8 従業員給付費用

当社は確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度とは、当社が別の事業体に確定拠出金を支払う年金制度であり、当該年金制度が当期および過年度の従業員勤務に関連する給付を全従業員に支払うのに十分な資産を保有していない場合でも、当社は法的または推定的な義務を負わない。年金制度の資産は当社の資産とは別に保有されている。当社の年金制度に支払われる拠出金は、関連する期間の損益およびその他の包括利益計算書に計上される。

## 2.9 税金

当期税金は、財務書類に記載された業績に基づいており、財政状態計算書の日付までに制定または実質的に制定された税率を用いて、現地の税法に従って計算される。

繰延税金は、財政状態計算書日現在において、将来税金を多く支払う義務または将来税金を少なく支払う権利をもたらす取引または事象が発生している場合、財政状態計算書日現在で発生し、かつ解消されていない期間差異に対して計上される。

繰延税金資産および負債は、財政状態計算書日までに制定または実質的に制定されている税率および税法に基づき、期間差異が解消すると見込まれる年度に適用される税率で測定される。当社は繰延税金資産および負債を割引く方針を採用していない。

繰延税金資産は回収可能であるとみなされ、すべての入手可能な証拠に基づき、基礎となる期間差異の将来の戻し入れを控除できる適切な課税所得が生じる可能性が、そうでない可能性よりも高いとみることができる場合にのみ認識される。

## 2.10 外貨

外貨建て資産および負債は、財政状態計算書日の為替レートでユーロに換算される。外貨建て取引は、取引日の為替レートでユーロに換算される。外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。外貨建て公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替レートで換算される。為替差異は損益およびその他の包括利益計算書に計上される。

## 2.11 金融商品

### 認識

金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識される。

金融資産の購入または売却のうち、規則または市場の慣例により定められた期間内に資産の引渡しを要するもの（通常の方法による取引）は、取引日、すなわち当社が資産の購入または売却を約定した日に認識される。

### 当初認識

金融資産および金融負債は、公正価値で当初測定される。金融資産および金融負債（損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債を除く）の取得または発行に直接起因する取引費用は、当初認識時に、必要に応じて、金融資産または金融負債の公正価値に加減される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得に直接起因する取引費用は、直ちに損益として認識される。

### 金融資産 - 償却原価

当社の金融資産は以下の条件を満たし、償却原価のカテゴリーに分類される：

- ・ 金融資産を保有し、その契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルとして保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる。

当社が保有する償却原価で認識された金融資産は、現金および現金同等物、売掛金、その他の債権、未収収益、グループ会社に対する債権ならびに貸付金で構成されている。すべての金融資産は、取引費用を調整した公正価値で当初測定される。

現金は、銀行預金および金融機関への要求払い預金を表す。現金同等物は、容易に換金可能である短期で流動性の高い投資を表す。

キャッシュ・フロー計算書の表示では、現金には銀行当座借越も含まれる。当座借越は、財政状態計算書の「流動負債」の借入金に含まれている。

当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。割引の影響が重要でない場合には、割引は省略される。金融資産に関するすべての収益および費用は、損益およびその他の包括利益計算書において損益として認識される。

金融資産は、当初認識後は再分類されない。ただし、当社が金融資産管理のビジネスモデルを変更した場合は、影響を受けるすべての金融資産は、ビジネスモデルの変更後最初の報告期間の初日に再分類される。

金融資産は、以下の条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される：

- ・ 金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方により目的を達成するビジネスモデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の期日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせる。

当社は現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産を保有していない。

#### 金融資産 - ビジネスモデル評価

当社は、金融資産が保有されるビジネスモデルの目的について評価を行う。これは、ビジネスの管理方法を最もよく反映し、経営陣に情報が提供されるためである。

検討される情報には以下が含まれる。

- ・ 明示された方針および目的、ならびにそれらの方針の実際の運用。
- ・ ビジネスモデル（およびそのビジネスモデルの中で保有される金融資産）のパフォーマンスに影響を与えるリスクと、それらのリスクの管理方法。
- ・ ビジネスの管理者に報酬が与えられる方法 - 例えば、報酬が管理資産の公正価値に基づいているのか、それとも収集した契約上のキャッシュ・フローに基づいているのか。
- ・ 認識中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、当社が資産を継続的に認識していることと整合するため、この目的では売却とはみなされない。

#### 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産について、予想信用損失（ECL）に対する損失引当金を認識する。当社は、損失引当金を全期間ECLに等しい金額で測定している。ただし、信用リスク（金融商品の予想残存期間にわたって発生する債務不履行リスク）が当初認識から著しく増加していない金融資産については、12か月ECLで測定している。

金融資産の信用リスクが当初認識時から著しく増加しているかどうかを判断する場合、およびECLを見積もる場合、当社は、関連性があり、過度の費用や労力をかけずに入手可能な合理的かつ裏付けのある情報を考慮する。

これには、当社の過去の経験と情報に基づく信用評価、および将来予測情報を含む、定量的および定性的な情報と分析の両方が含まれる。

当社は、金融資産の支払期日が一定日数以上経過した場合、その金融資産の信用リスクが著しく高まったと見なす。当社は、以下の場合に金融資産が債務不履行に陥ったと判断する：

- ・ 当社が担保の実現（保有している場合）を含む措置を講じない限り、借り手が当社に対する信用債務を全額支払う可能性が低い。
- ・ 金融資産の支払期日が365日を超えている。

全期間ECLは、金融商品の予想残存期間に起こりうるすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12か月ECLは、報告日後12か月間（または金融商品の予想残存期間が12か月未満の場合はそれより短い期間）に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるECLの一部である。

#### 償却

各報告日に、当社は金融資産の帳簿価額を見直し、減損の兆候の有無を検討している。かかる兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もる。

金融資産の総帳簿価額は、金融資産の全部または一部を回収する合理的な見込みがない場合に減損処理される。顧客について、当社はすべての残高についてデフォルトリスクを評価し、これに応じて引当金を計上している。当社は、支払期日経過後365日超のすべての残高について引当金を認識する方針である。

### 金融負債 - 償却原価

当社の金融負債には、買掛金、その他の債務および未払費用が含まれる。金融負債は公正価値で当初測定され、場合により、取引費用で調整される。その後、金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定される。金利関連費用はすべて、損益およびその他の包括利益計算書において損益として計上される。

### 金融負債 - 損益を通じて公正価値で測定

金融負債が売買目的保有に分類される、デリバティブである、または当初認識時にそのように指定される場合、損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される。損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、公正価値で測定され、支払利息を含む純損益は損益として認識される。支払利息および為替差損益は損益として認識される。認識の中止による損益も損益として認識される。

### 金融資産および金融負債の認識の中止

当社は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、金融資産の所有に伴うリスクと便益の実質的にすべてが移転する取引において契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転した場合、または、当社が所有に伴うリスクと便益の実質的にすべてを移転も保持もせず、金融資産の支配を保持しない場合に、金融資産の認識を中止する。

当社は、財政状態計算書で認識された資産を移転するが、移転した資産のリスクと便益のすべてまたは実質的にすべてを保持する取引を締結する。このような場合、移転した資産は認識中止されない。

金融負債は、その契約上の義務が免除もしくは取消または失効した場合、当社は認識を中止する。当社はまた、金融負債の条件が変更され、変更後の金融負債のキャッシュ・フローが実質的に異なる場合にも金融負債の認識を中止するが、この場合、変更後の条件に基づく新たな金融負債が公正価値で認識される。

金融負債の認識を中止した場合、帳簿価額と支払対価（現金以外の資産の移転または引受負債を含む）との差額は損益として認識される。

### 非金融商品

各報告日に、当社は非金融資産の帳簿価額を見直し、減損の兆候があるかどうかを判断している。そのような兆候がある場合には、資産の回収可能価額を見積もる。

## 2.12 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上される。減価償却は、各資産の見積耐用年数にわたり、取得価額から見積残存価額を控除した額を償却するため、以下の年率で行われる：

付帯設備および備品 - 5年間の定額法

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、各報告日に見直され、適切な場合には調整される。

有形固定資産の帳簿価額は、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合、毎年、減損の有無を検討する。

有形固定資産の処分損益は、処分収入と有形固定資産の帳簿価額を比較して決定され、純額で損益として認識される。

## 2.13 無形資産

無形資産は資産計上され、見積経済的耐用年数にわたって定額法で償却される：

新規契約の増加費用 - 5年間の定額法

資産化されたソフトウェア - 3年間の定額法

コンピュータ・ソフトウェア・プログラムに関するメンテナンス費用は、発生時に損益およびその他の包括利益計算書に費用計上される。開発費は、開発活動に要した内部発生費用である。これらの費用は、IAS第38号「無形資産」の要件に従って資産化されている。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項に従い、顧客との契約に関連する回収可能費用の増分は資産化され、これらの費用が回収されると見込まれる場合には、契約の予想耐用年数にわたって償却される。経営陣は契約の予想耐用年数を見積もる。特定の契約に明確な耐用年数がある場合、増加費用は契約の適切な耐用年数にわたって償却されている。

## 2.14 資本および準備金

すべての資本支払いは、株式資本または資本剰余金の範囲内で資本に計上される。準備金は、設立日以来の損益およびその他の包括利益計算書からの累積損益から構成される。

普通株式は資本に分類される。新規普通株式またはオプションの発行に直接起因する増加費用は、収入からの税引後控除として資本に表示される。

資本剰余金勘定には、発行費用控除後の普通株式発行プレミアムが含まれる。

利益剰余金は、会計年度および過年度の累積包括利益 / (損失) を表す。

## 2.15 金融商品以外の資産の減損

各会計年度末に、当社は全資産の減損レビューを実施し、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る兆候があるかどうかを評価する。そのような兆候がある場合には、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上する。減損損失は、損益およびその他の包括利益計算書において直ちに認識される。

のれん以外の資産の減損の原因となった状況がもはや適用されない場合、減損は損益およびその他の包括利益計算書を通じて戻し入れられる。のれんについて認識された減損損失は、その後の期間では戻し入れられない。

有形固定資産、のれんおよびその他の無形固定資産の回収可能価額は、その資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額である。これらの資産の使用価値は、これらの資産から得られると予想されるキャッシュ・フローの現在価値である。この使用価値は、取締役会が単一の現金生成単位とみなしている当社の将来キャッシュ・フローの現在価値を参照して決定される。

## 2.16 引当金、偶発債務および偶発資産

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）が存在し、その債務の決済が必要となる可能性が高く、その債務の金額について信頼できる見積りが可能な場合に認識される。引当金として認識される金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、報告期間の末日における現在の債務を決済するために必要な対価の最善の見積りである。引当金は、貨幣の時間的価値が重要である場合に割引かれる。

偶発債務とは、過去の事象に起因して発生し、その存在が、企業の支配が完全に及ばない1つ以上の不確実な将来の事象の発生または不発生によってのみ確認される潜在的な債務である。偶発債務は財務書類では認識されないが、経済的便益を具体化する資源の流出の可能性が乏しい場合を除き開示される。偶発債務は、経済的便益を具体化する資源の流出の可能性が高くなったかどうかを判断するために、継続的に評価される。将来の経済的便益の流出が必要となる可能性が高くなった場合、信頼できる見積りが利用可能であれば、その可能性に 変化が生じた期間の財務書類において引当金が認識される。

当社が引当金、偶発債務または資産を計上している場合、経営陣は、入手可能な情報、および相談した専門家から助言された予想キャッシュ・フローを用いて公正価値を見積もる。

偶発債務は、注記19に開示されている。

## 2.17 継続企業の前提

取締役は、継続企業を前提として当社が継続する能力に重要な疑義を生じさせるような重要な不確実性を認識していない。したがって、財務書類は継続企業を前提として作成されている。

## 3. 収益

### 3.1 セグメント報告

当社の収益の内訳は以下の通りである：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
管理および関連報酬	85,864,857	88,636,558

当社は、AIFMおよびUCITSの管理会社として投資ファンドの認可および規制を受けており、ファンド管理およびその他の業務を提供している。売上高は管理報酬と設立手数料から構成される。管理報酬はファンドの純資産価額（「NAV」）に対する割合に基づいて算出され、合意した最低報酬が運用される。

顧客との契約から生じる収益の地域別市場の分析は以下の通りである：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
ケイマン諸島	1,676,688	1,817,362
フランス	1,593,043	1,353,311
ルクセンブルグ	5,619,707	5,847,727
アイルランド共和国	76,407,540	79,044,081
スペイン	336,158	406,645
スイス	-	207
イギリス	231,721	167,225
	85,864,857	88,636,558

## 4. 従業員および取締役

### 4.1 人件費

当期の人件費（取締役を含む）は以下で構成される：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
賃金および給与	12,256,806	13,531,552
社会保障費	1,254,753	1,519,990
年金費用	859,230	1,015,322
給付金	524,769	326,576
	<u>14,895,558</u>	<u>16,393,440</u>

### 4.2 取締役報酬

当期の取締役報酬は以下で構成される：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>取締役報酬</b>		
取締役報酬	706,965	886,624
取締役年金拠出	35,121	45,437
取締役の給付金	8,020	8,760
取締役の社会保障費	40,064	63,947
	<u>790,170</u>	<u>1,004,768</u>

取締役の報酬は、上記に開示されている。上記以外に、当期中に取締役に支払われたまたは付与された費用、株式オプションまたはその他の報酬はなかった。2025年12月31日現在、取締役に対する未払額は15,769ユーロ（2024年：37,500ユーロ）であった。

### 4.3 従業員数

当期中の平均従業員数（業務執行取締役を含む）は以下の通りである：

	2025年 人数	2024年 人数
経営陣およびスタッフ	<u>135</u>	<u>147</u>

## 5. 税引前利益

税引前利益は、費用計上 / 控除後の金額で表示される：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>一般管理費</b>		
監査人に対する報酬		
監査人としての業務	42,000	40,000
償却	274,966	90,912
不良債権	259,036	275,726
減価償却 - 所有資産	21,761	245,988
為替差損 / (益)	1,311,899	(303,176)
法律および専門職	2,412,973	1,629,300
グループ会社からの請求	21,908,863	16,784,165
人件費（注記4.1）	14,895,558	16,393,440
取締役費用（注記4.2）	790,170	1,004,768
その他の費用	1,500,560	3,139,576
<b>一般管理費合計</b>	<b>43,417,786</b>	<b>39,300,699</b>
<b>売上原価</b>		
グループ会社からの請求	1,352,421	-
当社が管理するファンドの取締役報酬	720,629	742,847
当社が管理するファンドの監査および会計報酬	2,350,273	2,048,618
その他の売上原価	23,624,207	23,723,280
<b>売上原価合計</b>	<b>28,047,530</b>	<b>26,514,745</b>

その他の売上原価は、ウェイトーン・プラットフォーム・ファンド（ウェイトーンが管理するアンブレラ・ファンドだが、個々のサブ・ファンドで複数の投資マネジャーや投資アドバイザーを受け入れている）および特定の顧客ファンド（当社が管理報酬を受け取り、管理報酬から顧客に関する特定の費用を支払う）に関して当社が支払った費用である。これらの売上原価は、上記注記3の売上高に応じて請求される報酬を通じて回収される。

その他の収益には、契約上の相手方から当社に対して提起された訴訟手続きに関連し、発生した法的費用の補償として受領した保険金が含まれる。当会計年度のその他の収益は2,057,793ユーロ（2024年度：977,329ユーロ）であった。注記19を参照。

## 6. 金融収益

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>金融収益：</b>		
預金利息	198,282	18,842
現金同等物に係る受取利息	280,985	638,964
会社間貸付金に係る受取利息	392,898	6,329
<b>金融収益純額</b>	<b>872,165</b>	<b>664,135</b>

## 7. 法人税

## 7.1 税金費用の分析

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>当期税金：</b>		
当期法人税	1,343,954	1,173,690
<b>税金費用合計</b>	<b>1,343,954</b>	<b>1,173,690</b>

## 7.2 税金費用に影響を与える要因

当会計年度の税評価は、アイルランド共和国の法人税の標準税率より低い。この差異については以下で説明する：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
税引前利益：税率12.5%（2024年：12.5%）	16,457,334	22,821,114
税引前利益：税率25%（2024年：25%）	872,165	664,135
当期税引前利益	17,329,499	23,485,249
利益にアイルランド共和国の法人税の 標準税率12.5%（2024年：12.5%）を乗じた額	2,057,167	2,852,639
税引前利益に25%（2024年：25%）を乗じた額	218,041	166,034
	2,275,208	3,018,673

## 以下の効果：

その他の税効果（グループ損失の控除を含む）	(1,524,863)	(1,155,673)
前事業年度における（過大）/過小計上	593,609	(689,310)
<b>法人税費用</b>	<b>1,343,954</b>	<b>1,173,690</b>

## 8. 現金および現金同等物

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
銀行預金	26,314,891	20,309,071
現金同等物	13,255,494	12,974,510
	39,570,385	33,283,581

当社のCBI最低資本要件については注記18を参照のこと。

現金取引に係る信用リスクは、健全性監督を受ける規制対象企業、または国際的な信用格付機関から付与された高い信用格付を有する取引相手と取引することにより軽減されている。

2025年12月31日および2024年12月31日の信用格付は以下の通りである：

	2025年	2024年
アライド・アイリッシュ銀行で保有している現金	A1	A2
アイルランド銀行で保有している現金	A2	A3
シティバンクで保有している現金	A1	該当なし
HSBCで保有している現金	該当なし	A1

## 9. 売掛金およびその他の債権

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>当期：</b>		
売掛金*	7,223,969	6,901,407
グループ会社に対する債権	2,581,673	3,868,081
その他の債権	905,615	1,972,314
未収還付法人税等	1,144,925	511,742
付加価値税	2,174,310	1,026,312
未収収益	12,239,173	15,025,089
前払金	196,589	425,046
	<u>26,466,254</u>	<u>29,729,991</u>

\* 売掛金は貸倒引当金（200,439ユーロ）の控除後である（2024年：（329,650ユーロ））。

売掛金は、通常の事業過程において提供したサービスに関して顧客から受領する金額である。これらは通常30日以内に決済される。上記売掛金には、支払期日経過後365日超のものは含まれていない。

グループ会社に対する債権は、無利息、無担保および一覧払いである。

## 10. 貸付金

貸付金は以下で構成される：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
<b>当期：</b>		
会社間貸付金	30,392,899	9,000,000
	<u>30,392,899</u>	<u>9,000,000</u>

貸付金は年利3.5%、無担保および一覧払いである。

## 11. 有形固定資産

	付帯設備 および備品 ユーロ	合計 ユーロ
<b>費用</b>		
2025年1月1日現在	108,460	108,460
2025年12月31日現在	<u>108,460</u>	<u>108,460</u>
<b>減価償却</b>		
2025年1月1日現在	56,296	56,296
当期費用	21,761	21,761
2025年12月31日現在	<u>78,057</u>	<u>78,057</u>
<b>帳簿価額</b>		
2025年12月31日現在	<u>30,403</u>	<u>30,403</u>

	付帯設備 および備品 ユーロ	合計 ユーロ
<b>費用</b>		
2024年1月1日現在	95,863	95,863
追加	12,597	12,597
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>108,460</b>	<b>108,460</b>
<b>減価償却</b>		
2024年1月1日現在	19,682	19,682
当期費用	36,614	36,614
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>56,296</b>	<b>56,296</b>
<b>帳簿価額</b>		
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>52,164</b>	<b>52,164</b>

## 12. 無形資産

	資産化された ソフトウェア ユーロ	新規契約の 増加費用 ユーロ	合計 ユーロ
<b>費用</b>			
2025年1月1日現在	89,780	1,318,445	1,408,225
追加	-	49,848	49,848
<b>2025年12月31日現在</b>	<b>89,780</b>	<b>1,368,293</b>	<b>1,458,073</b>
<b>償却</b>			
2025年1月1日現在	56,099	826,854	882,953
当期費用 / (戻入)	(13,410)	288,376	274,966
<b>2025年12月31日現在</b>	<b>42,689</b>	<b>1,115,230</b>	<b>1,157,919</b>
<b>帳簿価額</b>			
<b>2025年12月31日現在</b>	<b>47,091</b>	<b>253,063</b>	<b>300,154</b>
	資産化された ソフトウェア ユーロ	新規契約の 増加費用 ユーロ	合計 ユーロ
<b>費用</b>			
2024年1月1日現在	89,780	1,368,293	1,458,073
(処分)	-	(49,848)	(49,848)
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>89,780</b>	<b>1,318,445</b>	<b>1,408,225</b>
<b>償却</b>			
2024年1月1日現在	9,015	578,316	587,331
当期費用	47,084	248,538	295,622
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>56,099</b>	<b>826,854</b>	<b>882,953</b>
<b>帳簿価額</b>			
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>33,681</b>	<b>491,591</b>	<b>525,272</b>

新規契約の増加費用は、事業開発担当者に支払われた手数料の資産計上に関連するものである。

### 13. 投資

2023年4月19日付で締結された事業譲渡契約（「BTA」）により、リンク・ファンド・マネジャー・ソリューションズ（IE）リミテッド（「LFMSIL」）の一部の顧客が、2023年10月9日付で事業譲渡契約（「BTA」）およびアイルランド中央銀行（「CBI」）のサービス・プロバイダー変更によって、当社に事業譲渡された。当社は引き継いだLFMSILの資産および負債を購入した。2025年12月31日現在、のれんの価値は2,825,153ユーロ（2024年：2,825,153ユーロ）である。

### 14. 株式資本

	授権株式数	発行済株式数	全額払込済株式数	額面価額	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
普通	100,000,000	4,490,006	4,490,006	1	4,490,006	4,490,006

#### 14.1 資本剰余金

資本剰余金は、発行済み株式の額面超過価格を表す。2025年12月31日現在の資本剰余金は17,918,369ユーロ（2024年：17,918,369ユーロ）である。

#### 14.2 出資金

3,600,000ユーロ（2024年：3,600,000ユーロ）の出資金は親会社であるウェイストーン・ペアレント・ホールディングス（IE）リミテッドからの追加出資に関連している。

### 15. 準備金

	利益剰余金 ユーロ	その他の準備金 ユーロ	合計 ユーロ
2025年1月1日現在	31,816,968	-	31,816,968
当期利益	15,985,545	-	15,985,545
<b>2025年12月31日現在</b>	<b>47,802,513</b>	<b>-</b>	<b>47,802,513</b>
2024年1月1日現在	23,528,080	186,650	23,714,730
未実現為替差損益	-	(186,650)	(186,650)
当期利益	23,288,888	-	23,288,888
配当金	(15,000,000)	-	(15,000,000)
<b>2024年12月31日現在</b>	<b>31,816,968</b>	<b>-</b>	<b>31,816,968</b>

#### 準備金

#### 内容および目的

利益剰余金

他に認識されていないその他すべての純損益および所有者との取引

その他の準備金

利益剰余金や為替換算調整勘定に当てはまらないその他の準備金

## 16. 買掛金およびその他の債務

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
当期：		
買掛金	1,039,088	2,095,493
グループ会社に対する債務	10,670,422	4,689,928
その他の債務	4,551,320	1,737,517
社会保障費およびその他の税金	394,116	434,036
未払費用	9,119,414	8,633,844
	<u>25,774,360</u>	<u>17,590,818</u>

買掛金は無担保であり、通常、認識後30日から60日以内に支払われる。買掛金およびその他の債務の帳簿価額は、その短期的性質により、公正価値と概ね同額であると考えられている。

グループ会社に対する債務は、無利子、無担保および一覧払いである。

## 17. 関連当事者取引

当社は、株主、取締役およびその他の主要経営陣、ならびにウェイストーン・グループの関連事業と関連当事者関係を有している。

取締役の報酬および取引は、注記4に開示されている。注記4で開示されている取締役の報酬は、主要経営陣に支払われた報酬総額を表している。

当期中、当社はグループ会社間で以下の取引を行った：

	会社間取引 の性質	2025年度の 収益 ユーロ	2025年度の 一般管理費 ユーロ	2025年度の 債権 / (債務) 額 ユーロ
ウェイストーン（アイルランド）リミテッド	純未払金	-	(379,708)	(367,055)
ウェイストーン・アセット・マネジメント（ケイマン）リミテッド	未収金	-	-	168,729
ウェイストーン・キャピタル・ソリューションズ（UK）リミテッド	費用	-	(266,977)	-
ウェイストーン・セントラライズド・サービス（IE）リミテッド	純未払金	-	(4,794,319)	(890,245)
ウェイストーン・セントラライズド・サービス（IN）プライベート・リミテッド	未払金	-	(886,767)	(89,804)
ウェイストーン・コンプライアンス・ソリューションズ（IE）リミテッド	未払金	-	(52,155)	(4,698)
ウェイストーン・コンプライアンス・ソリューションズ（US）リミテッド	費用	-	(289,115)	-
ウェイストーン・コンプライアンス・ソリューションズ（中東）リミテッド	未払金	-	-	(4,535)
ウェイストーン・ファンド・サービス（スイス）エス・エー	純未払金	-	(317,120)	(12,358)
ウェイストーン・ファンド・サービス（UK）リミテッド	費用	(102,130)	102,130	-
ウェイストーン・ガバナンス（UK）リミテッド	未収金	-	(484,420)	1,165,406
ウェイストーン・ガバナンス（HK）リミテッド	未払金	-	(167,724)	(166,327)
ウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッド	未払金	-	(1,067,634)	(1,034,005)
ウェイストーン・マネジメント（UK）リミテッド	純未収金	-	(18,397)	2,770
ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（Lux）エス・アー・エール・エル	純未払金	205,333	(1,650,809)	(1,632,738)
シグマ・アイリッシュ・トプコ・リミテッド	未払金	-	(556,202)	(556,202)

シグマ・アイリッシュ・アクイコ・リミテッド	未払金	-	(11,270,021)	(4,010,851)
シグマ・アイリッシュ・アクイコ・リミテッド	貸付金	-	-	30,392,899
ウェイトーン・アドミニストレーション・ソリューションズ（IE）リミテッド	未払金	-	(108,301)	(114,580)
ウェイトーン・アドミニストレーション・ソリューションズ（UK）リミテッド	未払金	-	(484)	(473)
ウェイトーン・アドミニストレーション・ソリューションズ（Lux）エス・エー	純未収金	-	-	56,475
ウェイトーン・ペアレント・ホールディングス（IE）リミテッド	未収金	-	-	901,175
KBアソシエイツ・コンサルティング・リミテッド	未払金	-	-	(20,000)
KBAコンサルティングUK・エルエルピー	未収金	-	-	5,437
ウェイトーン・トランスファー・エージェンシー・ソリューションズ（UK）リミテッド	未払金	-	(253,359)	(541,778)
ウェイトーン・フィナンシャル・インベストメンツ・リミテッド	未払金	-	(799,904)	(943,092)

	会社間取引 の性質	2024年度の	2024年度の	2024年度の
		収益	一般管理費	債権 / (債務) 額
		ユーロ	ユーロ	ユーロ
ウェイトーン（アイルランド）リミテッド	純未収金	-	(8,054)	18,868
ウェイトーン・アセット・マネジメント（ケイマン）リミテッド	未収金	168,729	-	168,729
ウェイトーン・キャピタル・ソリューションズ（UK）リミテッド	純未払金	-	(1,978,187)	(137,473)
ウェイトーン・セントラライズド・サービスズ（IE）リミテッド	純未収金	-	(5,278,287)	1,273,576
ウェイトーン・コンプライアンス・ソリューションズ（IE）リミテッド	純未払金	512	(56,580)	(56,068)
ウェイトーン・コンプライアンス・ソリューションズ（UK）リミテッド	純未払金	653	(7,759)	(14,077)
ウェイトーン・コンプライアンス・ソリューションズ（US）リミテッド	純未払金	-	-	(23,804)
ウェイトーン・コンプライアンス・ソリューションズ（中東）リミテッド	純未払金	-	(12,289)	(29,540)
ウェイトーン・コーポレート・サービスズ（IE）リミテッド	純未払金	-	(121,745)	(143,729)
ウェイトーン・サービスズ（Lux）エス・アー・エール・エル	未収金	93	-	93
ウェイトーン・ファンド・サービスズ（スイス）エス・エー	純未収金	208	(642,996)	142
ウェイトーン・ファンド・アドミニストラーターズ（IE）リミテッド	未払金	-	(108,563)	(624,897)
ウェイトーン・ガバナンス（UK）リミテッド	純未収金	96	(1,046,882)	1,230,113
ウェイトーン・ガバナンス（USA）インク	費用	-	(26,075)	-
ウェイトーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッド	純未払金	17,871	(1,138,150)	(1,206,219)
ウェイトーン・マネジメント（UK）リミテッド	純未払金	105,980	(131,202)	(112,179)
ウェイトーン・マネジメント・カンパニー（Lux）エス・アー・エール・エル	純未払金	103,730	(1,444,959)	(783,890)
ウェイトーン・サービスズ（Lux）エス・エー	未収金	39,858	-	39,858

シグマ・アイリッシュ・トプコ・リミテッド	未払金	-	-	(190,869)
シグマ・アイリッシュ・アクイコ・リミテッド	純未払金	-	(4,780,799)	(1,171,272)
シグマ・アイリッシュ・アクイコ・リミテッド	貸付金	-	-	9,000,000
ウェイトーン・アドミニストレーション・ソリューションズ(Lux)エス・エー	未収金	-	-	79,559
ウェイトーン・アドミニストレーション・ソリューションズ(US)インク	未払金	-	(1,639)	(1,434)
キング・ビドコ・リミテッド	未収金	-	-	881,593
キング・ミドコ・リミテッド	未収金	-	-	10,452
キング・デトコ・リミテッド	未収金	-	-	5,098
ウェイトーン・ベアレント・ホールディングス(IE)リミテッド	未払金	-	-	(14,479)
KBアソシエイツ・コンサルティング・リミテッド	未払金	-	-	(20,000)

他社が提供するサービスに関する一般管理費は注記5に開示されている。グループ会社への支払額については注記16も参照されたい。

## 18. 金融商品と関連リスク

### 18.1 財務リスク管理

取締役会は、当社のリスク管理目的および方針の決定について全体的な責任を負い、それらに対する最終的な責任を保持する一方で、目的および方針の効果的な実施を保證するプロセスの設計および運用に関する権限を当社の財務部門に委任している。

当社は以下のリスクに晒されている：

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク
- ・ 為替リスク
- ・ 金利リスク
- ・ 資本管理リスク

#### 18.1.1 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の顧客または取引相手が契約上の義務を履行しなかった場合に、当社が財務上の損失を被るリスクである。当社は主に信用取引による信用リスクに晒されている。契約を締結する前に新規顧客の信用リスクを評価することは、当社の方針である。

当社は、銀行およびその他の関連会社に預託された資金に起因する信用リスク・エクスポージャーを有している。当社は、取引相手が十分な資本を有する金融機関であることを確認することにより、資金のリスクを軽減している。

金融資産の帳簿価額は、最大の信用リスク・エクスポージャーを表す。報告日における信用リスクへの最大エクスポージャーは以下の通りである：

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
現金および現金同等物	39,570,385	33,283,581
売掛金	7,223,969	6,901,407
グループ会社に対する債権	2,581,673	3,868,081
その他の債権	4,224,845	3,510,368
未収収益	12,239,173	15,025,089
貸付金	30,392,899	9,000,000
	96,232,944	71,588,526

当社は、信用があり財務的に安定した顧客のみにサービスを提供することにより、顧客から受け取る報酬に関する信用リスクを管理している。経営陣は、受取報酬残高を検討し、本財務書類が承認された日現在において合理的に予想される過去、現在および将来の情報を反映した適切な予想信用損失残高を見積もった。

	2025年 ユーロ	2024年 ユーロ
売掛金、総額	7,424,408	7,231,057
貸倒引当金	(200,439)	(329,650)
売掛金、純額	7,223,969	6,901,407

### 18.1.2 流動性リスク

流動性リスクは、当社の運転資金管理から生じる。流動性リスクとは、当社が、支払期日が到来する金融債務を履行することが困難になるリスクである。当社の方針は、支払期日が到来したときに債務を履行できるよう、常に十分な現金を確保することである。

当社の流動性ポジションは経営陣により定期的にモニターされ、取締役会により定期的に見直される。

2025年12月31日現在、25,774,360ユーロにのぼる割引前予測キャッシュ・フローは、1年未満で支払われる（2024年：17,590,817ユーロ）。

### 18.1.3 市場リスク

当社は、財政状態計算書上、管理下の原資産の直接的な持分を保有しておらず、当社の流動資産はいずれも金融市場による重大な影響を直接受けていない。期末以降の市場の変動は、現在に至るまで当社に重大な影響を及ぼしていない。

### 18.1.4 為替リスク

当社は純資産の大部分をユーロで保有しているが、米ドルおよび英ポンドでも債権および預金を保有している。これらの米ドル建て残高の為替リスクは、定期的な換算とユーロ相当額でのバランス保有により、最小限に抑えられている。これにより重要な為替リスクを最小限に抑えている。検討の結果、経営陣は、期末時点で為替リスクに晒されている重要な債権残高はないと判断したため、感応度分析は行っていない。

### 18.1.5 金利リスク

当社は重要な金利リスクに晒されておらず、経営陣は金利リスクを当社の重要なリスクとは考えていない。

### 18.1.6 資本リスク管理

当社は、CBIにより外部から課される最低資本規制の対象であり、これらは当社内の上級管理職および取締役会により定期的に見直されている。規制当局の指針に従い、当社の規制上必要な自己資本は予算編成プロセスで考慮される。

当社のCBI最低資本要件は、アイルランドにおいて施行されている指令2009/65/EC（UCITS指令）および指令2011/61/EU（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）ならびに固定間接費要件を含むアイルランド中央銀行の適用ある要件に規定されている通りである。当社は、法令に定められた最低水準の自己資本を常に保有することが義務付けられており、定期的に中央銀行に資本申告書を提出することが義務付けられている。この要件のため、必要な資本は現金および現金同等物により保有されている。会計年度末現在、中央銀行の最低資本要件は17,555,957ユーロ（2024年：17,087,153ユーロ）であった。

当社は、預金ならびに現金および現金同等物を最低資本要件を上回って保有することにより、資本管理の目的を達成している。

### 19. 偶発債務およびコミットメント

当社には、通常の事業の過程で生じる規制上、契約上、およびその他の義務がある。投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の無限責任組合員として、組合がその債務および義務を履行するのに十分な財産を有していない場合、当社は組合の債務および義務に対して責任を負う。これらには偶発債務の性質がある。かかる負債は、当社の職業賠償責任保険でカバーされる場合もあれば、カバーされない場合もある。

2024年8月、契約上の取引相手から当社に対して訴訟手続きが行われた。ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドは、これらの訴訟手続きに対して完全かつ強固な抗弁を行っており、経済的資源の流出につながる可能性は低いと考えている。2025年12月31日現在、本財務書類に引当金は計上されていない。発生する可能性のある債務（もしあれば）は不確実であり、十分な信頼性をもって測定することができない。さらに、この偶発債務の結果として発生する可能性のある金額は、加入している保険により減額される。

### 20. 資本コミットメント

2025年12月31日現在、当社には重要な資本コミットメントはない（2024年：なし）。

### 21. 補償

通常の事業の過程において、当社は、一般的な補償を提供する様々な表明、保証および義務を含む契約を締結している。これらの取り決めに基づく当社の最大エクスポージャーは、まだ発生していない当社に対する将来の請求に関わるため不明である。しかし、これまでの経験に基づき、当社は損失のリスクは僅かであると予想しており、これらのリスクを軽減するために専門家賠償責任保険に加入している。発生した賠償責任は、当社の専門家賠償責任保険でカバーされる場合もあれば、カバーされない場合もある。

### 22. 最終支配者

2025年12月31日現在、当社の直接の親会社は、2019年にアイルランドで設立されたウェイストーン・ペアレント・ホールディングス（IE）リミテッドである。

最終親会社は、ウェイストーン・グループの親会社であるシグマ・アイリッシュ・トプコ・リミテッドである。登記住所は、アイルランド、ダブリン4、シェルボーン・ロード35、4階である。最終的な支配当事者はいない。

当社の業績が連結される最大のグループは、2021年にアイルランドで設立されたシグマ・アイリッシュ・トプコ・リミテッドが率いている。シグマ・アイリッシュ・トプコ・リミテッドが最終的に所有するすべての会社は、まとめてウェイストーン・グループの子会社と呼ばれる。

これらの事業体の財務書類は、アイルランド会社登記局から入手できる。

### 23. 報告期間後の事象

本財務書類の作成にあたり、取締役は、財務書類の発行可能日である2026年4月27日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示しており、財務書類において認識または開示が必要となる後発事象を認識していない。

### 24. 財務書類の承認

監査済み財務書類は2026年4月27日付で承認された。

[次へ](#)


## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Statement of Financial Position

As at 31 December 2025

	Notes	2025 €	2024 €
<b>Assets</b>			
<b>Current assets</b>			
Cash and cash equivalents	8	39,570,385	33,283,581
Trade and other receivables	9	26,466,254	29,729,991
Loans	10	30,392,899	9,000,000
<b>Total current assets</b>		<b>96,429,538</b>	<b>72,013,572</b>
<b>Non-current assets</b>			
Tangible fixed assets	11	30,403	52,164
Intangible assets	12	300,154	525,272
Investments	13	2,825,153	2,825,153
<b>Total non-current assets</b>		<b>3,155,710</b>	<b>3,402,589</b>
<b>Total assets</b>		<b>99,585,248</b>	<b>75,416,161</b>
<b>Equity and liabilities</b>			
<b>Equity</b>			
Share capital	14	4,490,006	4,490,006
Share premium	14.1	17,918,369	17,918,369
Capital contribution	14.2	3,600,000	3,600,000
Retained earnings	15	47,802,513	31,816,968
<b>Total equity</b>		<b>73,810,888</b>	<b>57,825,343</b>
<b>Current liabilities</b>			
Trade and other payables	16	25,774,360	17,590,818
<b>Total current liabilities</b>		<b>25,774,360</b>	<b>17,590,818</b>
<b>Total liabilities</b>		<b>25,774,360</b>	<b>17,590,818</b>
<b>Total equity and liabilities</b>		<b>99,585,248</b>	<b>75,416,161</b>

Approved by the Board and signed on its behalf by:


James Allis  
Director

Date: 27 April 2026


Andrew Bates  
Director

Date: 27 April 2026

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income

For the financial year ended 31 December 2025

	Notes	2025 €	2024 €
<b>Continuing operations:</b>			
Revenue	3	85,864,857	88,636,558
Cost of sales	5	(28,047,530)	(26,514,745)
<b>Gross profit</b>		<b>57,817,327</b>	<b>62,121,813</b>
Administrative expenses	5	(43,417,786)	(39,300,699)
<b>Operating profit</b>		<b>14,399,541</b>	<b>22,821,114</b>
Finance income	6	872,165	664,135
Other income	5	2,057,793	977,329
<b>Profit before income tax</b>		<b>17,329,499</b>	<b>24,462,578</b>
Income tax	7	(1,343,954)	(1,173,690)
<b>Profit for the financial year</b>		<b>15,985,545</b>	<b>23,288,888</b>
<b>Total comprehensive income for the financial year</b>		<b>15,985,545</b>	<b>23,288,888</b>
<b>Total comprehensive income attributable to owners of the parent</b>		<b>15,985,545</b>	<b>23,288,888</b>

All results have been generated by continuing operations.

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Statement of Changes in Equity

For the financial year ended 31 December 2025

	Share capital €	Share premium €	Capital contributions €	Retained earnings €	Other reserves €
As at 1 January 2024	4,490,006	17,918,369	3,600,000	23,528,080	186,650
Profit for the financial year	-	-	-	23,288,888	-
Payment of dividends	-	-	-	(15,000,000)	-
Unrealised currency loss	-	-	-	-	(186,650)
As at 31 December 2024	4,490,006	17,918,369	3,600,000	31,816,968	-
Profit for the financial year	-	-	-	15,985,545	-
As at 31 December 2025	4,490,006	17,918,369	3,600,000	47,802,513	-

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

13

[次へ](#)

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Statement of Cash Flows**

For the financial year ended 31 December 2025

	Notes	2025 €	2024 €
<b>Cash flows from operating activities</b>			
Profit before income tax		17,329,499	24,462,578
<b>Adjustments for:</b>			
Amortisation		274,966	90,912
Depreciation		21,761	245,988
Finance income		(872,165)	(664,135)
Unrealised currency loss		-	(186,650)
<b>Net cash flows generated by operating activities</b>		<b>16,754,061</b>	<b>23,948,693</b>
Change in operating assets and liabilities:			
Movement in trade and other receivables		3,896,914	(7,368,038)
Movement in trade and other payables		8,183,547	(2,570,645)
<b>Net cash generated by operations</b>		<b>28,834,522</b>	<b>14,010,010</b>
Income tax paid		(1,977,137)	(1,514,001)
<b>Net cash generated by operating activities</b>		<b>26,857,385</b>	<b>12,496,009</b>
<b>Cash flows from investing activities</b>			
Movement in incremental costs to new contracts		(49,848)	49,848
Interest received		479,267	664,135
Purchase of tangible fixed assets		-	(12,597)
Movement in loans		(21,000,000)	(9,000,000)
<b>Net cash used in investing activities</b>		<b>(20,570,581)</b>	<b>(8,298,614)</b>
<b>Cash flows from financing activities</b>			
Dividends paid		-	(15,000,000)
<b>Net cash used in financing activities</b>		<b>-</b>	<b>(15,000,000)</b>
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>		<b>6,286,804</b>	<b>(10,802,605)</b>
Cash and cash equivalents, beginning of the financial year		33,283,581	44,086,186
<b>Cash and cash equivalents, end of the financial year</b>	<b>8</b>	<b>39,570,385</b>	<b>33,283,581</b>

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

---

### Notes to the Financial Statements

For the financial year ended 31 December 2025

#### 1. STATUTORY INFORMATION

Waystone Management Company (IE) Limited (the "Company") is a company limited by shares incorporated and domiciled in Ireland. The Company is tax resident in Ireland and the registered number and registered address can be found on the Company Information page.

The nature of the Company's operations and its principal activities are set out in the Director's Report.

#### 2. ACCOUNTING POLICIES

##### 2.1 Statement of compliance

The financial statements of the Company for the financial year ended 31 December 2025 have been prepared on the going concern basis and in accordance with International Financial Reporting Standards (or "IFRS").

##### 2.2 Basis of preparation

The principal accounting policies adopted in the preparation of the financial statements are set out below. The policies have been consistently applied to the financial year presented and the prior financial year, unless otherwise stated.

These financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards issued by the International Accounting Standards Board (IASB) as adopted by the European Union ("IFRSs") and with those parts of the Companies Act 2014 applicable to companies reporting under IFRS. The financial statements have been prepared under the historical cost convention except for certain financial instruments that are measured at revalued amounts of fair value at the end of each reporting period as explained in the accounting policies below.

The financial statements are presented in Euro (€), which is the Company's functional currency and the currency of the primary economic environment in which the Company operates.

Amounts in these financial statements are rounded to the nearest Euro (€).

##### 2.3 Changes in accounting policies

###### a New standards, interpretations and amendments effective from 1 January 2025

In the current financial year, the Company has applied the below amendments to IFRS Standards and Interpretations that are effective for an annual period that begins on or after 1 January 2025. Their adoption has not had any material impact on the disclosures or on the amounts reported in these financial statements.

The following amendments had no material impact on the Company's financial statements.

- IAS 21 Lack of Exchangeability (effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025).

###### b New standards, interpretations and amendments not yet effective

At the date of approval of these financial statements, several new, but not yet effective, standards and amendments to existing standards, and Interpretations have been published by the International Accounting Standards Board ("IASB"). None of these standards or amendments to existing standards have been adopted early by the Company.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.3 Changes in accounting policies (continued)****b New standards, interpretations and amendments not yet effective (continued)**

The Directors anticipate that all relevant pronouncements will be adopted for the first period beginning on or after the effective date of the pronouncement.

Standard	Title of Standard or Interpretation	Effective date
Amendments: IFRS 9 and IFRS 7	Classification and Measurement of Financial Instruments	1 January 2026
New Standard: IFRS 18	Presentation and Disclosure in Financial Statements	1 January 2027

For all the standards and amendments listed above, the Directors do not expect any material impact.

**2.4 Significant judgements and estimates**

The preparation of financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these judgements, estimates and assumptions.

Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including reasonable expectation of current period's estimates. This note provides a summary of the areas that involved a higher degree of judgement or complexity. Detailed information about each of these estimates and judgements is included in other notes.

The Directors have considered where significant judgement and key estimates are included in the financial statements and these include the following:

- Incremental cost to new contracts - The deferred contract costs relate to capitalised commissions paid to staff, which the Company expects to recover over the life of the asset. Directors have estimated that 5 years is an appropriate period of amortisation. Where certain contracts have a definite useful life, the incremental costs have been amortised over the appropriate life of the contract.

**2.5 Goodwill**

Goodwill represents the excess of consideration paid over the fair value of net tangible and intangible assets acquired in business acquisitions and related costs of acquisition. Goodwill is subject to annual impairment tests.

Goodwill is measured as the estimated future economic benefits which will be generated by an acquisition in the future. Goodwill is not amortised but it is tested for impairment annually, or more frequently if events or changes in circumstances indicate that it might be impaired, and is carried at cost less accumulated impairment losses. Gains and losses on the disposal of an entity include the carrying amount of goodwill relating to the entity sold.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)****For the financial year ended 31 December 2025****2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.6 Revenue recognition**

Revenue consists of management fees and ancillary fees earned in respect of the Company acting as an AIFM and UCITS Management Company to investment funds, bank interest and certain sundry income, which is recognised in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income in the financial year when it is earned. Revenue is recognised when it is probable that the economic benefits associated with the transaction will flow to the Company, and the amount of the revenue can be reliably measured.

Management fees are calculated based on a percentage of a fund's Net Asset Value (or "NAV"), subject to a minimum agreed fee.

Ancillary services fees, such as distribution, EMIR oversight, FATCA, Payroll, VAT, Company Secretarial, Regulatory reporting and MLRO support, are recorded by reference to the period of the service. Amounts earned but not yet billed are recorded as accrued income. The Company primarily earns fixed annual fees or fixed rate fees relating to professional services.

The Company accounts for contracts with customers that fall within the scope of IFRS 15: Revenue from Contracts with Customers only, when all of the following criteria are met:

- (1) Identifying the contract with a customer.
- (2) Identifying the performance obligations.
- (3) Determining the transaction price.
- (4) Allocating the transaction price to the performance obligations.
- (5) Recognising revenue when/as performance obligation(s) are satisfied.

The amount of revenue that the Company recognises is measured based on the consideration specified in contracts with customers. These contracts involve a series of services that are substantially the same and the benefit of each service is received and consumed immediately. These contracts therefore consist of a single performance obligation for which control is transferred over time and revenue is recognised on a straight-line basis over the term of each contract. This method provides a faithful depiction of the transfer of goods or services because the work required does not vary significantly from month-to-month.

*Performance obligations and revenue recognition policies*

These services are recognised over the period for which they are provided. The revenue is accrued until client invoices are issued. Revenue billed but not yet considered earned is recorded as deferred revenue.

**2.7 Expenses**

Expenses are accounted for on an accruals basis. Expenditure incurred in the provision of services to other group companies is recorded on a gross basis in accordance with the contractual arrangements in place.

Included in cost of sales are costs paid by the Company in respect of platform costs paid in respect of client funds. These costs of sales are recovered through the fees charged as per revenue in Note 3.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.8 Employee benefit costs**

The Company operates a defined contribution pension scheme. A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays fixed contributions into a separate entity and does not have any legal or constructive obligations if the pension plan does not hold sufficient assets to pay all employees the benefits relating to employee service in the current and prior financial years. The assets of the scheme are held separately from those of the Company. Contributions payable to the Company's pension scheme are charged to the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income in the period which they relate to.

**2.9 Taxation**

Current taxes are based on the results shown in the financial statements and are calculated according to local tax rules, using tax rates enacted or substantially enacted by the Statement of Financial Position date.

Deferred tax is provided on timing differences that have originated but not reversed at the Statement of Financial Position date where transactions or events that result in an obligation to pay more tax in the future or a right to pay less tax in the future have occurred at the Statement of Financial Position date.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the years in which the timing differences are expected to reverse based on tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the Statement of Financial Position date. The Company has not adopted a policy of discounting deferred tax asset and liabilities.

A deferred tax asset is regarded as recoverable and therefore recognised only when, on the basis of all available evidence, it can be regarded as more likely than not that there will be suitable taxable profits from which the future reversal of the underlying timing differences can be deducted.

**2.10 Foreign currencies**

Assets and liabilities in foreign currencies are translated into Euro at the rates of exchange ruling at the Statement of Financial Position date. Transactions in foreign currencies are translated into Euro with an appropriate rate of exchange ruling at the date of transaction. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated at the rates of exchange ruling at the date of the transaction. Non-monetary items that are measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was determined. Exchange differences are taken into account in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income.

**2.11 Financial instruments***Recognition*

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within a time frame established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)****For the financial year ended 31 December 2025****2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.11 Financial instruments (continued)***Initial measurement*

Financial assets and financial liabilities are initially measured at fair value. Transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of financial assets and financial liabilities (other than financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss) are added to or deducted from the fair value of the financial assets or financial liabilities, as appropriate, on initial recognition. Transaction costs directly attributable to the acquisition of financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recognised immediately in the profit or loss.

*Financial assets - amortised cost*

The Company's financial assets met the following conditions and are classified into the amortised cost category if:

- They are held within a business model whose objective is to hold the financial assets and collect its contractual cash flows.
- The contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

The financial assets held by the Company recognised at amortised cost consist of cash and cash equivalents, trade receivables, other receivables, accrued income, amounts owed by group undertakings and loans. All financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs.

Cash represents cash at bank and deposits held on demand with financial institutions. Cash equivalents represent short-term, highly-liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash.

In the presentation of the Statement of Cash Flows, cash also includes bank overdrafts. Any such overdrafts are shown within borrowings under 'current liabilities' on the Statement of Financial Position.

After initial recognition, these are measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial. All revenue and expenses relating to financial assets are recognised in profit or loss in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income.

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Company changes its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets are reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

*Financial assets are measured at fair value through other comprehensive income if the below condition is met:*

- The financial asset is held within a business model whose objective is achieved by both collecting contractual cash flows and selling financial assets.
- The contractual terms of the financial asset give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

The Company does not currently hold any assets at fair value through other comprehensive income.

*Financial assets - business model assessment*

The Company makes an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held because this best reflects the way the business is managed, and information is provided to management.

The information considered includes:

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.11 Financial instruments (continued)***Financial assets - business model assessment (continued)*

- The stated policies and objectives and the operation of those policies in practice.
- The risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed.
- How managers of the business are compensated - e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected.
- Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Company's continuing recognition of the assets.

*Impairment of financial assets*

The Company recognises loss allowances for expected credit losses ("ECLs") on financial assets measured at amortised cost. The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition, which are measured at 12-month ECLs.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort.

This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company's historical experience and informed credit assessment and including forward looking information.

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than a specified amount of days past due. The Company considers a financial asset to be in default when:

- The borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realising security (if any is held).
- The financial asset is more than 365 days past due.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

*Write-off*

At each reporting date, the Company reviews the carrying amounts of its financial assets to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, then the asset's recoverable amount is estimated.

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof. For customers, the Company assesses all balances for risk of default and provides for accordingly. The Company has a policy to recognise a provision for all balances greater than 365 days aged.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.11 Financial instruments (continued)***Financial liabilities - amortised cost*

The Company's financial liabilities include trade payables, other payables and accrued expenses. Financial liabilities are initially measured at fair value, and, where applicable, adjusted for transaction costs. Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method. All interest-related charges are reported in profit or loss in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income.

*Financial liabilities - fair value through profit or loss*

A financial liability is classified as at fair value through the profit or loss if it is classified as held-for-trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at fair value through the profit or loss are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in the profit or loss. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in the profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in the profit or loss.

*Derecognition of financial assets and financial liabilities*

The Company derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Company neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and it does not retain control of the financial asset.

The Company enters into transactions whereby it transfers assets recognised in the Statement of Financial Position but retains either all, or substantially all, of the risks and rewards of the transferred assets. In these cases, the transferred assets are not derecognised.

The Company derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled or expire. The Company also derecognises a financial liability when its terms are modified and the cash flows of the modified liability are substantially different, in which case a new financial liability based on the modified terms is recognised at fair value.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in the profit or loss.

*Non-financial instruments*

At each reporting date, the Company reviews the carrying amounts of its non-financial assets to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, then the asset's recoverable amount is estimated.

**2.12 Tangible fixed assets**

Tangible fixed assets are stated at cost less accumulated depreciation. Depreciation is provided at the following annual rates in order to write off the cost less estimated residual value of each asset over its estimated useful life:

Fixtures & fittings - straight line over 5 years

Depreciation methods, useful lives and residual values are reviewed at each reporting date and adjusted if appropriate.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.12 Tangible fixed assets (continued)**

The carrying values are reviewed annually for impairment in periods if events or changes in circumstances indicate the carrying value may not be recoverable.

The gains and loss on disposal of an item of property and equipment is determined by comparing the proceeds from disposal with the carrying amount of property and equipment, and is recognised net within profit or loss.

**2.13 Intangible assets**

Intangible assets are capitalised and amortised over their estimated useful economic lives on a straight-line basis:

Incremental costs to new contracts	- straight line over 5 years
Capitalised software	- straight line over 3 years

Maintenance costs relating to computer software programs are expensed to the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income when incurred. Development expenditure represents internally generated costs incurred on development activities. These costs have been capitalised in accordance with the requirements of IAS 38 Intangible Assets.

In line with the requirements of IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers, incremental recoverable expenses relating to contracts with customers are capitalised and amortised over the expected life of the contract when these expenses are expected to be recovered. Management estimates the expected life of the contract. Where certain contracts have a definite useful life, the incremental costs have been amortised over the appropriate life of the contract.

**2.14 Equity and reserves**

All capital payments are booked to equity within share capital or share premium. Reserves consist of accumulated profit or loss as taken from the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income since date of incorporation.

Ordinary Shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issue of new ordinary shares or options are shown in equity as a deduction, net of tax, from the proceeds.

The share premium account includes the premium on issue of ordinary shares, net of any issue costs.

Retained earnings represents accumulated comprehensive income/(loss) for the financial year and prior financial periods.

**2.15 Impairment of assets, other than financial instruments**

At the end of each financial year, the Company conducts an impairment review of all its assets and assesses whether there is any indication that the recoverable amount of an asset is less than its carrying amount. If any such indication exists, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount, resulting in an impairment loss. Impairment losses are recognised immediately in the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income.

Where the circumstances causing an impairment of an asset, other than goodwill, no longer apply, then the impairment is reversed through the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income. An impairment loss recognised for goodwill is not reversed in subsequent periods.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**2. ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)****2.15 Impairment of assets, other than financial instruments (continued)**

The recoverable amount of tangible fixed assets, goodwill and other intangible fixed assets is the higher of the fair value less cost to sell, of the asset and its value in use. The value in use of these assets is the present value of the cash flows expected to be derived from those assets. This is determined by reference to the present value of the future cash flows of the Company which is considered by the Directors to be a single cash generating unit.

**2.16 Provisions, contingent liabilities and assets**

Provisions are recognised when there is a present obligation (legal or constructive) as a result of a past event, it is probable that the obligation will be required to be settled, and a reliable estimate can be made of the amount of the obligation. The amount recognised as a provision is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the end of the reporting period taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation. Provisions are discounted when the time value of money is material.

Contingent liabilities are potential obligations that arise from past events and whose existence will be confirmed only by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events not wholly within the control of the entity. Contingent liabilities are not recognised in the financial statements but are disclosed unless the possibility of an outflow of resources embodying economic benefits is remote. Contingent liabilities are assessed continually to determine whether an outflow of resources embodying economic benefits has become probable. If it becomes probable that an outflow of future economic benefits will be required, a provision is recognised, if a reliable estimate is available, in the financial statements of the period in which the change in probability occurs.

If the Company has provided for a provision or contingent liability or asset, management estimate the fair value, using the information made available to them, and probable expected cash flow advised to them by consulted professionals.

Contingent liabilities are disclosed in Note 19.

**2.17 Going concern**

The Directors are not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. Therefore, the financial statements continue to be prepared on a going concern basis.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**3. REVENUE****3.1 Segmental reporting**

The breakdown of the Company revenue streams is as follows:

	2025	2024
	€	€
Management and related fees	<u>85,864,857</u>	<u>88,636,558</u>

The Company is authorised and regulated as an AIFM and UCITS Management Company to investment funds, providing fund management and other activities. Turnover comprises management fees and set-up fees. Management fees are calculated based on a percentage of a fund's Net Asset Value (or "NAV"), subject to a minimum agreed fee.

An analysis of revenue from contracts with customers by geographical market is given below:

	2025	2024
	€	€
Cayman Islands	1,676,688	1,817,362
France	1,593,043	1,353,311
Luxembourg	5,619,707	5,847,727
Republic of Ireland	76,407,540	79,044,081
Spain	336,158	406,645
Switzerland	-	207
United Kingdom	231,721	167,225
	<u>85,864,857</u>	<u>88,636,558</u>

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**4. EMPLOYEES AND DIRECTORS****4.1 Staff costs**

Staff costs (inclusive of Directors) during the financial year comprise:

	2025	2024
	€	€
Wages and salaries	12,256,806	13,531,552
Social security costs	1,254,753	1,519,990
Pension costs	859,230	1,015,322
Benefits	524,769	326,576
	<u>14,895,558</u>	<u>16,393,440</u>

**4.2 Directors' remuneration**

Directors' remuneration during the financial year comprise:

	2025	2024
	€	€
<b>Directors' remuneration</b>		
Directors' emoluments	706,965	886,624
Directors' pension contributions	35,121	45,437
Directors' benefits	8,020	8,760
Directors' social security costs	40,064	63,947
	<u>790,170</u>	<u>1,004,768</u>

Remuneration of Directors is disclosed above. Other than noted above, no expenses, share options or other remuneration was paid or awarded to the Directors during the financial year. The amounts outstanding to Directors as at 31 December 2025 was €15,769 (2024: €37,500).

**4.3 Number of employees**

The average number of employees (including executive Directors) during the financial year was as follows:

	2025	2024
Management and staff	<u>135</u>	<u>147</u>

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 5. PROFIT BEFORE INCOME TAX

The profit before income tax is stated after charging/(crediting):

	2025	2024
	€	€
<b>Administrative expenses</b>		
<i>Auditor's remuneration</i>		
For services as auditor	42,000	40,000
Amortisation	274,966	90,912
Bad debt	259,036	275,726
Depreciation - owned assets	21,761	245,988
Foreign exchange loss/(gain)	1,311,899	(303,176)
Legal and professional	2,412,973	1,629,300
Recharges from group companies	21,908,863	16,784,165
Staff costs (Note 4.1)	14,895,558	16,393,440
Director costs (Note 4.2)	790,170	1,004,768
Other expenses	1,500,560	3,139,576
<b>Total administrative expenses</b>	<b>43,417,786</b>	<b>39,300,699</b>
<b>Cost of sales</b>		
Recharges from group companies	1,352,421	-
Directors' fees for the Funds managed by the Company	720,629	742,847
Audit and accounting fees for the Funds managed by the Company	2,350,273	2,048,618
Other cost of sales	23,624,207	23,723,280
<b>Total cost of sales</b>	<b>28,047,530</b>	<b>26,514,745</b>

Other cost of sales constitutes costs paid by the Company in respect of the Waystone platform funds (umbrella funds that are managed by Waystone, but which host multiple investment managers and investment advisors on individual sub-funds) and certain client funds (where the Company receives a management fee and pays certain expenses in respect of the client out of the management fee). These costs of sales are recovered through the fees charged as per turnover in Note 3 above.

Other income includes insurance proceeds received as compensation for legal expenses incurred, relating to proceedings that were served on the Company by a contractual counterparty. Other income for the financial year was €2,057,793 (2024: €977,329). See Note 19.

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 6. FINANCE INCOME

	2025	2024
	€	€
<b>Finance income:</b>		
Deposit account interest	198,282	18,842
Interest income on cash equivalents	280,985	638,964
Interest income on intercompany loans	392,898	6,329
<b>Net finance income</b>	<b>872,165</b>	<b>664,135</b>

## 7. INCOME TAX

## 7.1 Analysis of tax charge

	2025	2024
	€	€
<b>Current tax:</b>		
Income tax current financial year	1,343,954	1,173,690
<b>Total tax charge</b>	<b>1,343,954</b>	<b>1,173,690</b>

## 7.2 Factors affecting the tax expense

The tax assessed for the financial year is lower than the standard rate of corporation tax in the Republic of Ireland. The difference is explained below:

	2025	2024
	€	€
Profit before income tax taxable at 12.5% (2024: 12.5%)	16,457,334	22,821,114
Profit before income tax taxable at 25% (2024: 25%)	872,165	664,135
Profit before income tax for the financial year	17,329,499	23,485,249
Profit multiplied by the standard rate of corporation tax in the Republic of Ireland of 12.5% (2024: 12.5%)	2,057,167	2,852,639
Profit before tax multiplied by 25% (2024: 25%)	218,041	166,034
	2,275,208	3,018,673
<b>Effect of:</b>		
Other tax effects, including group loss relief	(1,524,863)	(1,155,673)
(Over)/under-provision in prior financial year	593,609	(689,310)
<b>Income tax expense</b>	<b>1,343,954</b>	<b>1,173,690</b>

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**8. CASH AND CASH EQUIVALENTS**

	2025	2024
	€	€
Cash at bank	26,314,891	20,309,071
Cash equivalents	13,255,494	12,974,510
	<u>39,570,385</u>	<u>33,283,581</u>

Please view Note 18 disclosing the Company's CBI minimum capital requirements.

The credit risk on cash transactions is mitigated by transacting with counterparties that are regulated entities subject to prudential supervision, or with high credit ratings assigned by international credit rating agencies.

The credit rating for 31 December 2025 and 31 December 2024 are as follows:

	2025	2024
Cash held at Allied Irish Bank	A1	A2
Cash held at Bank of Ireland	A2	A3
Cash held at Citibank	A1	N/A
Cash held at HSBC	N/A	A1

**9. TRADE AND OTHER RECEIVABLES**

	2025	2024
	€	€
<b>Current:</b>		
Trade receivables*	7,223,969	6,901,407
Amounts owed by group undertakings	2,581,673	3,868,081
Other receivables	905,615	1,972,314
Income tax receivable	1,144,925	511,742
Value Added Tax	2,174,310	1,026,312
Accrued income	12,239,173	15,025,089
Prepayments	196,589	425,046
	<u>26,466,254</u>	<u>29,729,991</u>

\* Trade receivables amount is net of provision for bad debts amounting to (€200,439) (2024: (€329,650)).

Trade receivables are amounts due from customers for services performed in the ordinary course of business. They are generally due for settlement within 30 days. There are no receivables included above which are older than 365 days.

Amounts owed by group companies are interest free, unsecured and payable on demand.

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 10. LOANS

Loans consist of:

	2025	2024
	€	€
<b>Current:</b>		
Intercompany loans	30,392,899	9,000,000
	<u>30,392,899</u>	<u>9,000,000</u>

Loans are subject to 3.5% interest per annum, are unsecured and payable on demand.

## 11. TANGIBLE FIXED ASSETS

	Fixtures and fittings €	Total €
<b>Cost</b>		
As at 1 January 2025	108,460	108,460
As at 31 December 2025	<u>108,460</u>	<u>108,460</u>
<b>Depreciation</b>		
As at 1 January 2025	56,296	56,296
Charge for the financial year	21,761	21,761
As at 31 December 2025	<u>78,057</u>	<u>78,057</u>
<b>Net book value</b>		
As at 31 December 2025	<u>30,403</u>	<u>30,403</u>
	Fixtures and fittings €	Total €
<b>Cost</b>		
As at 1 January 2024	95,863	95,863
Additions	12,597	12,597
As at 31 December 2024	<u>108,460</u>	<u>108,460</u>
<b>Depreciation</b>		
As at 1 January 2024	19,682	19,682
Charge for the financial year	36,614	36,614
As at 31 December 2024	<u>56,296</u>	<u>56,296</u>
<b>Net book value</b>		
As at 31 December 2024	<u>52,164</u>	<u>52,164</u>

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 12. INTANGIBLE ASSETS

	Capitalised software €	Incremental costs to new contracts €	Total €
<b>Cost</b>			
As at 1 January 2025	89,780	1,318,445	1,408,225
Additions	-	49,848	49,848
<b>As at 31 December 2025</b>	<b>89,780</b>	<b>1,368,293</b>	<b>1,458,073</b>
<b>Amortisation</b>			
As at 1 January 2025	56,099	826,854	882,953
Charge/(reversal) for the financial year	(13,410)	288,376	274,966
<b>As at 31 December 2025</b>	<b>42,689</b>	<b>1,115,230</b>	<b>1,157,919</b>
<b>Net book value</b>			
<b>As at 31 December 2025</b>	<b>47,091</b>	<b>253,063</b>	<b>300,154</b>
	Capitalised software €	Incremental costs to new contracts €	Total €
<b>Cost</b>			
As at 1 January 2024	89,780	1,368,293	1,458,073
(Disposals)	-	(49,848)	(49,848)
<b>As at 31 December 2024</b>	<b>89,780</b>	<b>1,318,445</b>	<b>1,408,225</b>
<b>Amortisation</b>			
As at 1 January 2024	9,015	578,316	587,331
Charge for the financial year	47,084	248,538	295,622
<b>As at 31 December 2024</b>	<b>56,099</b>	<b>826,854</b>	<b>882,953</b>
<b>Net book value</b>			
<b>As at 31 December 2024</b>	<b>33,681</b>	<b>491,591</b>	<b>525,272</b>

The incremental cost to new contracts related to capitalised commissions paid to business development staff.

## 13. INVESTMENTS

Per the Business Transfer Agreement ("BTA") executed on 19 April 2023, certain clients of Link Fund Manager Solutions (IE) Limited ("LFMSIL") novated to the Company on 9 October 2023 by way of a Business Transfer Agreement ("BTA") and Central Bank of Ireland ("CBI") Change of Service Provider. The Company purchased the assumed assets and liabilities of LFMSIL. As at 31 December 2025, the goodwill has a value of €2,825,153 (2024: €2,825,153).

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 14. SHARE CAPITAL

	Number of shares authorised	Number of shares issued	Number of shares fully paid	Nominal value	2025 €	2024 €
Ordinary	100,000,000	4,490,006	4,490,006	1	4,490,006	4,490,006

## 14.1 Share premium

Share premium represents the excess price of the issued shares over their par value. Share premium as at 31 December 2025 is €17,918,369 (2024: €17,918,369).

## 14.2 Capital contribution

The capital contribution of €3,600,000 (2024: €3,600,000) relates to additional capital provided by the parent company, Waystone Parent Holdings (IE) Limited.

## 15. RESERVES

	Retained earnings €	Other reserves €	Total €
As at 1 January 2025	31,816,968	-	31,816,968
Profit for the financial year	15,985,545	-	15,985,545
<b>As at 31 December 2025</b>	<b>47,802,513</b>	<b>-</b>	<b>47,802,513</b>
As at 1 January 2024	23,528,080	186,650	23,714,730
Unrealised currency gain/loss	-	(186,650)	(186,650)
Profit for the financial year	23,288,888	-	23,288,888
Dividend	(15,000,000)	-	(15,000,000)
<b>As at 31 December 2024</b>	<b>31,816,968</b>	<b>-</b>	<b>31,816,968</b>

Reserves	Description and purpose
Retained earnings	All other net gains/losses and transactions with owners not recognised elsewhere.
Other reserves	Other reserves that don't fit into retained earnings or translation reserves.

## 16. TRADE AND OTHER PAYABLES

	2025 €	2024 €
<b>Current:</b>		
Trade payables	1,039,088	2,095,493
Amounts owed to group undertakings	10,670,422	4,689,928
Other payables	4,551,320	1,737,517
Social security and other taxes	394,116	434,036
Accrued expenses	9,119,414	8,633,844
	<b>25,774,360</b>	<b>17,590,818</b>

Trade payables are unsecured and are usually paid within 30-60 days of recognition. The carrying amounts of trade and other payables are considered to be the same as their fair values due to their short-term nature.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)**

For the financial year ended 31 December 2025

**16. TRADE AND OTHER PAYABLES (CONTINUED)**

Amounts owed to Group companies are interest free, unsecured and payable on demand.

**17. RELATED PARTY TRANSACTIONS**

The Company has related party relationships with its shareholders, Directors and other key management personnel, and related undertakings of the Waystone Group.

Directors' remuneration and transactions are disclosed in Note 4. The Directors' remuneration disclosed in Note 4 represents the total compensation paid to key management personnel.

During the financial year, the Company entered into the following transactions with fellow group companies:

	Nature of intercompany transaction	Administrative		Amounts owed by/ (owed to) 2025
		Revenue financial year ended 2025	expenses financial year ended 2025	
		€	€	€
Waystone (Ireland) Limited	Net payable	-	(379,708)	(367,055)
Waystone Asset Management (Cayman) Limited	Receivable	-	-	168,729
Waystone Capital Solutions (UK) Limited	Expense	-	(266,977)	-
Waystone Centralised Services (IE) Limited	Net payable	-	(4,794,319)	(890,245)
Waystone Centralised Services (IN) Private Limited	Payable	-	(886,767)	(89,804)
Waystone Compliance Solutions (IE) Limited	Payable	-	(52,155)	(4,698)
Waystone Compliance Solutions (US) Limited	Expense	-	(289,115)	-
Waystone Compliance Solutions (Middle East) Limited	Payable	-	-	(4,535)
Waystone Fund Services (Switzerland) S.A.	Net payable	-	(317,120)	(12,358)
Waystone Fund Services (UK) Limited	Expense	(102,130)	102,130	-
Waystone Governance (UK) Limited	Receivable	-	(484,420)	1,165,406
Waystone Governance (HK) Limited	Payable	-	(167,724)	(166,327)
Waystone Investment Management (IE) Limited	Payable	-	(1,067,634)	(1,034,005)
Waystone Management (UK) Limited	Net receivable	-	(18,397)	2,770
Waystone Management Company (Lux) Sarl	Net payable	205,333	(1,650,809)	(1,632,738)
Sigma Irish Topco Limited	Payable	-	(556,202)	(556,202)
Sigma Irish Acquico Limited	Payable	-	(11,270,021)	(4,010,851)
Sigma Irish Acquico Limited	Loan	-	-	30,392,899
Waystone Administration Solutions (IE) Limited	Payable	-	(108,301)	(114,580)
Waystone Administration Solutions (UK) Limited	Payable	-	(484)	(473)
Waystone Administration Solutions (Lux) S.A.	Net receivable	-	-	56,475
Waystone Parent Holdings (IE) Limited	Receivable	-	-	901,175
KB Associates Consulting Limited	Payable	-	-	(20,000)
KBA Consulting UK LLP	Receivable	-	-	5,437
Waystone Transfer Agency Solutions (UK) Limited	Payable	-	(253,359)	(541,778)
Waystone Financial Investments Limited	Payable	-	(799,904)	(943,092)

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 17. RELATED PARTY TRANSACTIONS (CONTINUED)

	Nature of transactions	Administrative		Amounts owed by/ (owed to) 2024
		Revenue financial year ended 2024	expenses financial year ended 2024	
		€	€	€
Waystone (Ireland) Limited	Net receivable	-	(8,054)	18,868
Waystone Asset Management (Cayman) Limited	Receivable	168,729	-	168,729
Waystone Capital Solutions (UK) Limited	Net payable	-	(1,978,187)	(137,473)
Waystone Centralised Services (IE) Limited	Net receivable	-	(5,278,287)	1,273,576
Waystone Compliance Solutions (IE) Limited	Net payable	512	(56,580)	(56,068)
Waystone Compliance Solutions (UK) Limited	Net payable	653	(7,759)	(14,077)
Waystone Compliance Solutions (US) Limited	Net payable	-	-	(23,804)
Waystone Compliance Solutions (Middle East) Limited	Net payable	-	(12,289)	(29,540)
Waystone Corporate Services (IE) Limited	Net payable	-	(121,745)	(143,729)
Waystone Services (Lux) Sarl	Receivable	93	-	93
Waystone Fund Services (Switzerland) S.A.	Net receivable	208	(642,996)	142
Waystone Fund Administrators (IE) Limited	Payable	-	(108,563)	(624,897)
Waystone Governance (UK) Limited	Net receivable	96	(1,046,882)	1,230,113
Waystone Governance (USA) Inc	Expense	-	(26,075)	-
Waystone Investment Management (IE) Limited	Net payable	17,871	(1,138,150)	(1,206,219)
Waystone Management (UK) Limited	Net payable	105,980	(131,202)	(112,179)
Waystone Management Company (Lux) Sarl	Net payable	103,730	(1,444,959)	(783,890)
Waystone Services (Lux) S.A	Receivable	39,858	-	39,858
Sigma Irish Topco Limited	Payable	-	-	(190,869)
Sigma Irish Acquico Limited	Net payable	-	(4,780,799)	(1,171,272)
Sigma Irish Acquico Limited	Loan	-	-	9,000,000
Waystone Administration Solutions (Lux) S.A.	Receivable	-	-	79,559
Waystone Administration Solutions (US) Inc	Payable	-	(1,639)	(1,434)
King BidCo Limited	Receivable	-	-	881,593
King MidCo Limited	Receivable	-	-	10,452
King DebtCo Limited	Receivable	-	-	5,098
Waystone Parent Holdings (IE) Limited	Payable	-	-	(14,479)
KB Associates Consulting Limited	Payable	-	-	(20,000)

Administration expenses relating to services provided by other companies are disclosed in Note 5. Please also refer to Note 16 for amounts payable to group companies.

## 18. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

## 18.1 Financial risk management

The Directors have overall responsibility for the determination of the Company's risk management objectives and policies and, whilst retaining ultimate responsibility for them, it has delegated the authority for designing and operating processes that ensure the effective implementation of the objectives and policies to the Company's finance function.

## WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED

## Notes to the Financial Statements (continued)

For the financial year ended 31 December 2025

## 18. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (CONTINUED)

## 18.1 Financial risk management (continued)

The Company has exposure to the following risks:

- Credit risk;
- Liquidity risk;
- Market risk;
- Foreign exchange risk;
- Interest rate risk and
- Capital management risk.

## 18.1.1 Credit risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations. The Company is mainly exposed to credit risk from credit sales. It is Company policy, to assess the credit risk of new customers before entering into contracts.

The Company has credit risk exposure to banks and other affiliates arising from funds deposited with these institutions. The Company mitigate the risk to its funds by ensuring that counterparties are well capitalised institutions.

The carrying amount of financial assets represents the maximum credit exposure. The maximum exposure to credit risk at the reporting date was:

	2025	2024
	€	€
Cash and cash equivalents	39,570,385	33,283,581
Trade receivables	7,223,969	6,901,407
Amounts owed by group undertakings	2,581,673	3,868,081
Other receivables	4,224,845	3,510,368
Accrued income	12,239,173	15,025,089
Loans	30,392,899	9,000,000
	<u>96,232,944</u>	<u>71,588,526</u>

The Company manages credit risk in respect of fees receivable from clients by only delivering services to reputable and financially stable clients. Management has reviewed the fee receivable balance and estimated an appropriate expected credit loss balance that reflects historical, current and forward-looking information reasonably expected to be known at the date these financial statements were authorised.

	2025	2024
	€	€
Trade receivables, gross	7,424,408	7,231,057
Bad debt provision	(200,439)	(329,650)
<b>Trade receivables, net</b>	<u>7,223,969</u>	<u>6,901,407</u>

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)****For the financial year ended 31 December 2025****18. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (CONTINUED)****18.1 Financial risk management (continued)****18.1.2 Liquidity risk**

Liquidity risk arises from the Company management of working capital. It is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting its financial obligations as they fall due. The Company policy is to ensure that it will always have sufficient cash to allow it to meet its liabilities when they become due.

The Company's liquidity position is monitored regularly by management and is reviewed on a periodic basis by the Board.

As at 31 December 2025, the anticipated undiscounted cash flows amounting to €25,774,360 are payable less than one year (2024: €17,590,817).

**18.1.3 Market risk**

The Company does not hold any direct interests in underlying funds under management on its Statement of Financial Position and none of the Company's current assets are materially directly affected by financial markets. Market volatility since the financial year end has not had any material impact on the Company to date.

**18.1.4 Foreign exchange risk**

The Company holds a significant amount of its net assets in Euro but has receivables and deposits in United States (or "US") Dollars and Great British Pounds (or "GBP"). The foreign exchange risk on these US Dollar balances is kept to a minimum through regular conversions and balancing holdings in Euro equivalent amounts. This serves to minimise the material foreign exchange risks. Upon review, management have determined that there are no material receivable balances exposed to foreign exchange risk at the financial year end and therefore no sensitivity analysis has been performed.

**18.1.5 Interest rate risk**

The Company is not exposed to significant interest rate risk and management does not consider interest rate risk to be a significant risk of the Company.

**18.1.6 Capital risk management**

The Company is subject to externally imposed minimum capital requirements by the CBI and these are reviewed regularly by the senior management within the Company and the Board. The Company's regulatory capital requirements are considered in the budgeting process as per regulatory guidance.

The Company's CBI minimum capital requirements are as prescribed under Directive 2009/65/EC (the UCITS Directive) and Directive 2011/61/EU (the Alternative Investment Fund Managers Directive), as implemented in Ireland, together with applicable requirements of the Central Bank of Ireland, including the fixed overheads requirement. The Company is required to hold the minimum level of capital as set out in legislation at all times and is required to submit capital returns to the Central bank on a periodic basis. For the purpose of this requirement the capital required is held via cash and cash equivalents. As at the end of the financial year the Central Bank minimum capital requirement was €17,555,957 (2024: €17,087,153).

The Company is meeting its objective for managing capital through holding cash on deposit and cash and cash equivalents above the minimum capital requirement.

**WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED****Notes to the Financial Statements (continued)****For the financial year ended 31 December 2025****19. CONTINGENCIES AND COMMITMENTS**

The Company has regulatory, contractual, and other duties and obligations arising in the ordinary course of its business. In its capacity as General Partner to investment limited partnerships (the "Partnerships"), the Company is liable for the debts and obligations of the Partnerships where the Partnerships have insufficient property to meet its debts and obligations. These are in the nature of contingent liabilities. Such liabilities may or may not be covered by the Company's professional indemnity insurance.

In August 2024, proceedings were served on the Company by a contractual counterparty. Waystone Management Company (IE) Limited has delivered a full and robust defence to these proceedings and does not consider it probable that it will result in an outflow of economic resources. As at 31 December 2025, no provisions have been made in these financial statements. Any possible obligation (if any) is uncertain and cannot be measured with sufficient reliability. In addition, any amount which could arise as a result of this contingent liability would be reduced by the insurance cover in place.

**20. CAPITAL COMMITMENTS**

The Company had no material capital commitments as at 31 December 2025 (2024: €Nil).

**21. INDEMNIFICATIONS**

In the normal course of business, the Company enters into contracts that contain a variety of representations, warranties and obligations which provide general indemnifications. The Company's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Company that have not yet occurred. However, based on experience, the Company expects the risk of loss to be remote and has professional indemnity insurance in place to mitigate these risks. Liabilities incurred may or may not be covered by the Company's professional indemnity insurance.

**22. ULTIMATE CONTROLLING PARTY**

The immediate parent company of the Company, as at 31 December 2025 was Waystone Parent Holdings (IE) Limited, which is a company incorporated in 2019 in Ireland.

The ultimate parent undertaking is Sigma Irish Topco Limited, the parent company of the Waystone Group. The registered address is 4th Floor, 35 Shelbourne Road, Dublin 4, Ireland. There is no ultimate controlling party.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sigma Irish Topco Limited, which is a company incorporated in Ireland in 2021. All companies ultimately owned by Sigma Irish Topco Limited are collectively known to be a subsidiary of the Waystone Group.

Accounts for these entities can be obtained from Companies Registration Office Ireland.

**23. EVENTS AFTER THE REPORTING PERIOD**

In preparing these financial statements, the Directors have evaluated and disclosed all material subsequent events up to 27 April 2026, which is the date that the financial statements were available to be issued and are not aware of any subsequent events which would require recognition or disclosure in the financial statements.

**24. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS**

The audited financial statements were approved on 27 April 2026.

#### 4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理事務代行会社または管理会社に関係する団体によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われます。受託会社が独立かつ能力を有すると承認した者もしくは受託会社の関与する取引の場合は管理会社が独立かつ能力を有すると承認した者による取引の評価、または組織された投資取引所の規則に基づき当該取引所で合理的に利用可能な最善の条件での取引の実行、およびこれらが現実的でない場合、受託会社（または受託会社の関与する取引の場合は管理会社）が上記の原則に適合していると判断した条件で行われる取引は、受益者の最善の利益のために、あたかも独立当事者間で交渉される通常の取引条件で実行されたかのように行われたものとみなされます。管理会社は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

管理会社またはその関連会社の従業員または役員は、直接または間接に受益証券を取得することができます。当該個人による受益証券の取得または売却は、すべての受益者に適用される条件よりも有利でない条件で行われるものとします。管理会社は、当該個人による受益証券の申込みまたは買戻しの規模および時期が、管理会社もしくはその関連会社またはそれらの従業員もしくは役員が受益者およびトラストに対して負ういずれの義務にも抵触しないことを確保するための内部手続を維持します。

ブローカーは、随時、トラストが投資家から追加的な資金を調達することを支援することができます（ただし、義務ではありません。）。また、管理会社の代表者は、投資ファンドへの投資に興味を持つ投資家のために、かかるブローカーがスポンサーとなっているカンファレンスやプログラムにおいて、講演を行うことがあります。このような「資本導入」イベントを通じて、トラストの投資予定者は、管理会社と面談する機会を得ることができます。現在、管理会社またはトラストは、ブローカーに対し、そのようなイベントの開催またはそのようなイベントに出席した投資予定者が最終的に行った投資について、報酬を支払っておらず、また将来報酬を支払うことも予定していません。特定のブローカーによって開催するイベントに参加することにより、管理会社は、トラストの仲介、ファイナンスおよびその他の活動に関連して、かかるブローカーを使用する義務を負うことはなく、そのような状況において、ブローカーに対し特定の金額の仲介を割り当てることを約束することはありません。

管理会社は、証券取引を行うために様々なブローカーやディーラーを利用しています。トラストのための取引（トラストの他のファンドとのクロス投資に関連するものは除きます。）は、手数料/価格、取引を実行するブローカーおよびディーラーの能力、ブローカーおよびディーラーの設備、信頼性および財務責任を含む多くの要素を考慮して、最良執行に基づき、ブローカーおよびディーラーに割り当てられます。管理会社は、競争入札を募る必要はなく、また利用可能な最低手数料コストを求める義務はありません。取引手数料は、実行または調査サービスの提供に対してのみ利用されます。

ブローカーは、ブローカーが提供する様々な商品やサービスの見返りを受け取ることを希望して、事業のレベルを提案することがあります。ブローカーが実際に受け取る仲介業務は、提案された配分よりも少ない場合もありますが、全体の仲介業務は、上述したすべての考慮要素に基づいて配分されるため、提案された水準を超える場合もあります（また、超えてしまう場合も多くあります。）。ブローカーは、調査サービスまたは商品を提供していると識別されていないために、事業の受注から除外されることはありません。トラストのブローカーから受領した投資情報は、管理会社が管理会社のすべての勘定にサービスを提供する際に利用することができ、そのような情報のすべてをトラストに関連して管理会社が使用する必要はありません。しかしながら、管理会社は、そのような投資情報は、トラストが別途利用可能な調査を補完することにより、トラストに利益をもたらすと考えています。

取引および投資判断において、管理会社は、ブローカーによって管理会社に提示されるアイデアおよび提案を考慮することがあり、それを通じて管理会社は、トラストに関する取引を随時実施することがあります。ただし、このようなブローカーのアイデアおよび提案の利用は、管理会社には何らの義務も発生しないような方法または管理会社が当該ブローカーに対して当該アイデアまたは提案に関して支払いを行う義務、または当該ブロー

カーとの間もしくは当該ブローカーを通じてトラストのために取引を行う義務が生じない方法で行われるものとします。

管理会社およびその関連会社は、たとえそのような活動がトラストと競合する可能性があり、かつ／または管理会社およびその関連会社の相当な時間および資源を必要とする可能性があるとしても、追加の投資ファンドの組成、他の投資顧問関係の構築または他の事業活動への従事を制限されることはありません。これらの活動は、その時点において利益相反を生み出すものとみなすことができ、管理会社とその投資要員は、トラストの業務に専念せずに、その労力をトラストの業務と管理会社の他の顧問先の資金運用およびその他の事業活動との間で配分することができます。

非上場証券を評価する能力のある人物がトラストの関連当事者である場合、トラストが支払うべき手数料は、純資産価額に基づいており、トラストの投資の価値が上昇するにつれて増加する可能性があるため、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

管理会社取締役は、トラストとの取引もしくは取決めまたはトラストが利害関係を有する取引もしくは取決めの当事者またはその他利害関係人となることができます。ただし、当該管理会社取締役は、当該取引もしくは取決めの締結前に、当該取引もしくは取決めにおける重大な利害関係の性質および範囲を管理会社取締役に開示していることを条件とします。管理会社取締役が別段の決定をしない限り、管理会社取締役は、自身が重要な利害関係を有するいかなる契約もしくは取決めまたは提案に関しても、当該利害関係を最初に開示した上で投票することができます。2023年7月現在、英文目論見書に開示される場合を除き、管理会社取締役および関係者は、トラストの受益証券、トラストの重要な利益またはトラストとの合意もしくは取決めについて、いかなる利害関係もしくは損益も有していません。管理会社取締役は、利益相反が公正に解決されるよう努めます。

#### 業務委託に関する追加的な利益相反

上記の利益相反に加えて、以下の状況において、管理会社とその許可された業務委託先の間で利害が衝突することがあります。（ ）管理会社とその業務委託先が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、その業務委託先が管理会社を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合（かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。）、（ ）業務委託先とファンドの投資家が同一グループのメンバーであるか、またはその他の契約関係を有している場合で、ファンドの投資家が業務委託先を支配するか、またはその行為に影響を及ぼす能力を有している場合（かかる場合、支配の程度が大きいほど、利害衝突の可能性が高まります。）、（ ）業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の費用で、財務上の利益を得るか、または財務上の損失を回避する可能性がある場合、（ ）業務委託先が、管理会社またはファンドに提供されたサービスまたは活動の結果に利害関係を有している可能性がある場合、（ ）業務委託先が、ファンドまたはファンドの投資家の利益よりも他の顧客の利益を優先するための金銭的またはその他のインセンティブを有している可能性がある場合、（ ）業務委託先が、管理会社およびファンドに提供される集団ポートフォリオ管理活動に関連して、当該サービスの標準手数料または当該サービスの料金以外の金銭、商品またはサービスの形で、管理会社以外の者から誘因を受け、または受ける可能性がある場合。

## 5【その他】

### （１）定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

### （２）事業譲渡または事業譲受

関係当局からの事前の認可を条件として、管理会社は、当該事業を行うことを承認されている他の管理会社に対し、その事業を譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

### （３）出資の状況

該当事項はありません。

### （４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

## 第２【その他の関係法人の概況】

## １【名称、資本金の額及び事業の内容】

## （１）「受託会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Trustee Services（Ireland）Limited）
資本金の額	2026年３月末日現在、6,750,000米ドル（約10億7,919万円）
事業の内容	受託会社は、1995年３月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。その主たる事業は、集団投資スキームの資産の預託会社および受託会社として活動することです。

## （２）「投資運用会社」

名称	ウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッド （Waystone Investment Management（IE）Limited）
資本金の額	2026年３月末日現在、1,635,000ユーロ（約２億9,988万円）
事業の内容	投資運用会社はアイルランドに住所を有し、アイルランド中央銀行から、2017年欧州連合（金融商品市場）規則に基づく投資会社としての許可を受けています。

## （３）「管理事務代行会社」

名称	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッド （Brown Brothers Harriman Fund Administration Services（Ireland）Limited）
資本金の額	2026年３月末日現在、13,300,000米ドル（約21億2,640万円）
事業の内容	管理事務代行会社は、トラストのような集団投資スキームへの管理サービスを提供することを目的として1995年３月29日にアイルランドで設立された有限責任会社です。

## （４）「代行協会員」

名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
資本金の額	2026年３月末日現在、836億1,600万円
事業の内容	同社は、日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。

## （５）「販売会社」

名称	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
資本金の額	2026年３月末日現在、875億5,000万円
事業の内容	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### （１）「受託会社」

ファンドの受託業務を行います。

### （２）「投資運用会社」

ファンドの資産の投資運用業務を行います。

### （３）「管理事務代行会社」

ファンドの資産の管理事務代行業務を行います。

### （４）「代行協会員」

日本における代行協会員業務を行います。

### （５）「販売会社」

日本における受益証券の販売・買戻業務を行います。

## 3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### アイルランド共和国における投資信託制度の概要

##### 1．アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく規則および規制（以下「ユニット・トラスト法」という。）により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体（UCITS）規則（以下「1989年規則」という。）および1989年金融法（同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、EC規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められた。

##### 2．アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日（EC規則の初版の施行日である。）までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（改正済）（以下「EC規則」という。）は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC、2010年7月1日付通達2010/43/EUおよび2010年7月1日付通達2010/44/EU（改正済）（以下「UCITSに関する指令」という。）を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランドの会社法の規定の一部も改正された。EC規則は、随時改正される2013年中央銀行（監督および施行）法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則およびこれに基づきまたはこれに関連してアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）が発行するあらゆる指針によって補足される（以下「中央銀行のUCITSに関する規則」という。）。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）は2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下「2013規則」という。）により現地法化された。2013規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託（その投資コンパートメントを含む。）（以下「AIF」という。）に適用される。AIFMD 指令（EU）2024/927（以下「AIFMD 指令」という。）は2024年4月15日に施行され、2026年5月1日にアイルランドにおいて2026年ヨーロッパ連合（オルタナティブ投資ファンド運用者）規則（改正済）（以下、2013年規則と併せて「AIFM規則」という。）により現地法化された。AIFMD 指令はUCITSに関する指令も改正している。AIFM規則は、中央銀行が発行するAIFルールブック（以下「AIFルールブック」という。）によって補足される。

2023年3月15日付欧州議会および理事会規則（EU）2023/606により改正された欧州長期投資ファンドに関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/760（以下「ELTIF規則」という。）は、アイルランドにおける欧州長期投資ファンド（以下「ELTIF」という。）の設立を促進するもので、ELTIF規則に定める基準を満たすEU AIFMが運用するEU AIFです。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、EC規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- (a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびアイルランド集団資産運用ビークル（以下「ICAV」という。）としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）
- (b) 以下として設立されるAIF
- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「AIFの契約型投資信託」という。）
  - 2005年および2020年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「投資信託、投資会社およびその他規定法」という。）の下に設立される一般契約型投資信託（以下「AIFの一般契約型投資信託」という。）
  - 1994年および2020年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
  - 2014年会社法（改正済）（以下「2014年会社法」という。）パート24により認可される会社型投資信託、および
  - 2015年および2020年アイルランド集団資産運用ビークル法（以下「ICAV法」という。）に基づくICAV
- (2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国（以下「EU加盟国」という。）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。
- (3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。
- (a) 公衆から調達した投資元本を（ ）譲渡性のある証券、（ ）EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。
- (B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。
- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) ヨーロッパ連合（以下「EU」という。）またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド
- (C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。
- (1) 契約型投資信託（Unit Trusts）
- (2) 一般契約型投資信託（Common Contractual Funds）
- (3) 有限責任組合理型投資信託（Investment Limited Partnership）
- (4) 会社型投資信託（Investment Companies）
- (a) 変動資本を有する会社型投資信託
  - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- (5) ICAV
- UCITSおよびAIFは契約型投資信託、一般契約型投資信託、会社型投資信託またはICAVとして設定しうる。さらにAIFは、有限責任組合理型投資信託としても設定しうる。
- (D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。

- (2) U C I T SおよびA I Fの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。
- (3) U C I T SおよびA I Fの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。
- (4) 認可されたU C I T SおよびA I Fの会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託およびI C A Vは、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

#### (A) 契約型投資信託（以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。）

このタイプの投資信託の構造は、共有資産（以下「ファンド」という。）、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

##### (1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

##### (2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、U C I T S型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはE C規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、U C I T S型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、E C規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

##### (3) U C I T S型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

E C規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って執行すること。
- (b) U C I T S型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のU C I T Sに関する規則およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

##### (4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、U C I T Sに適用される制限とNON - U C I T Sに適用される制限に区別される。

( ) U C I T Sの投資制限は、E C規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

###### 1 認可された投資対象

U C I T Sの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 E U加盟国もしくはE U非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはE U加盟国もしくはE U非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場（上記）への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
  - 1.3 規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
  - 1.4 U C I T S型ユニット・トラストの受益証券
  - 1.5 A I Fの受益証券
  - 1.6 金融機関における預金
  - 1.7 金融派生商品
- 2 投資制限
- 2.1 U C I T Sは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
  - 2.2 U C I T Sは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場（1.1項に記載）への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144 A証券として認知される特定の米国証券に対するU C I T Sによる投資については適用されない。
    - ( ) 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
    - ( ) 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がU C I T Sによって評価される価格でまたはおおよそその価格でU C I T Sにより7日以内に換金されることができるところ。
  - 2.3 U C I T Sは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
  - 2.4 (2.3項の)10%制限は、E U加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。U C I T Sがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はU C I T Sの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
  - 2.5 (2.3項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がE U加盟国もしくはその地方公共団体またはE U非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
  - 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
  - 2.7 U C I T Sは、同一機関に行われた預金にその資産の20%を超えて投資してはならない。
  - 2.8 店頭市場（以下「O T C」という。）派生商品の取引相手方に対するU C I T Sのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。

かかる制限は、欧州経済領域（以下「E E A」という。）で認可されている金融機関、1988年7月の「パーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（E E A加盟国以外）によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。
  - 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同

一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、信託証書、設立証書、設定証書（以下「IOI」という。）または定款および目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府（関係銘柄は投資適格であること）、中華人民共和国政府、ブラジル政府（銘柄は投資適格であること）、インド政府（銘柄は投資適格であること）、サウジアラビア政府（銘柄は投資適格であること）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅金融抵当公社（フレディ・マック）、政府抵当金庫（ジニー・メイ）、学生ローン組合（サリー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート・AファンディングLLC、輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

### 3 投資信託（以下「CIS」という。）への投資

- 3.1 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.2 AIFへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.3 CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている。
- 3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 UCITSの管理会社／投資運用会社／投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料（割戻し手数料を含む。）を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。

### 4 指数連動UCITS

- 4.1 UCITSは、中央銀行のUCITSに関する規則に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および／または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

### 5 一般条項

- 5.1 投資会社、またはその運用するC I Sのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- 5.2 U C I T Sは、以下を超えて取得することはできない。
- ( ) 同一発行体の無議決権株式の10%
  - ( ) 同一発行体の債務証券の10%
  - ( ) 同一C I Sの受益証券の25%
  - ( ) 同一発行体の短期金融市場証券の10%
- (注) 上記( )、( )および( )の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。
- ( ) E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がU C I T Sが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にU C I T Sが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社とその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.1項、3.2項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
  - ( ) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 U C I T Sは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたU C I T Sに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.1項、3.2項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるU C I T Sはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 U C I T Sが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、U C I T Sは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
  - 短期金融市場証券（U C I T Sによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。）
  - C I Sの受益証券、または
  - 金融派生商品
- 5.8 U C I T Sは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 U C I T Sは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 U C I T Sは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品（以下「F D I」という。）
- 6.1 U C I T SはF D Iに投資することができる。ただし、

- ( ) 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、ＣＩＳ、預金、金融指標（中央銀行のＵＣＩＴＳに関する規則に規定された基準を満たすもの）、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。
  - ( ) ＦＤＩに投資することにより、ＵＣＩＴＳが当該投資を行わない限り想定されないリスク（ＵＣＩＴＳが直接的なエクスポージャーを有すことのできない商品／発行体／通貨へのエクスポージャー等）に曝されることがない。
  - ( ) ＦＤＩに投資することにより、ＵＣＩＴＳがその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 ＦＤＩは、ＥＵ加盟国またはＥＵ非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書、ＩＯＩまたは通常定款には、ＵＣＩＴＳが投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 ＵＣＩＴＳはＯＴＣで取引されるＦＤＩに投資することができる。ただし、
- ( ) 取引相手方は、ＥＥＡで認可されている金融機関、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（ＥＥＡ加盟国以外）によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはＥＥＡ加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
  - ( ) 取引相手方に信用格付が付されている場合、かかる格付は信用力評価において考慮されるものとする。取引相手方が、かかる信用格付機関によってＡ２格（または同等格付）以下の短期格付に格下げされた場合、その取引相手方について新たな信用力評価が遅滞なく行われる。
  - ( ) 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、中央銀行のＵＣＩＴＳに関する規則で規定された制限を超過しない。
  - ( ) ＵＣＩＴＳは、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、ＵＣＩＴＳの請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確信しなければならない。
  - ( ) ＵＣＩＴＳは、ＯＴＣデリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。ＵＣＩＴＳは、取引相手方による評価または、ＵＣＩＴＳもしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかをを用いてＯＴＣデリバティブを評価することを選択することができるが、ＵＣＩＴＳまたはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。ＵＣＩＴＳは、ＯＴＣデリバティブを毎日評価しなければならない。
- ＵＣＩＴＳが、代替評価を用いてＯＴＣデリバティブを評価する場合、ＵＣＩＴＳは国際的な最善の慣行に従い、ＩＯＳＣＯおよびＡＩＭＡ等の機関により定められたＯＴＣ商品の評価に関する原則を遵守する。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。
- ＵＣＩＴＳが、取引相手方による評価を用いてＯＴＣデリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、ＵＣＩＴＳについて少なくとも毎週実行されなければならない。
- 6.4 ＦＤＩの裏付資産（譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたＦＤＩを含む。）に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行のＵＣＩＴＳに関する規則で規定された投資制限を超過しては

- ならない。（本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数は中央銀行のUCITSに関する規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。）
- 6.5 UCITSは、レバレッジされる指数連動UCITSを除き、コミットメント・アプローチ、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）・アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるUCITSは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュー・アット・リスク・アプローチを用いるUCITSは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的VaRアプローチまたは絶対的VaRアプローチを用いることができる。相対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、関連する参照ポートフォリオのVaRの二倍以下であってはならない。絶対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、その純資産価額の20%を超えてはならない。
- 6.6 UCITSのため将来の約定額を生じるFDI取引は以下のようにカバーされることを要する。
- 裏付資産の現物引渡しを要するFDIの場合、資産は常にUCITSが保管しなければならない。
  - 自動的にまたはUCITSの裁量により現金決済が行われるFDIの場合、UCITSは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。
- 6.7 OTCデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がUCITSに担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。
- ( ) 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
  - ( ) 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
  - ( ) 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くなければならない。
  - ( ) 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
  - ( ) 分散性（資産の集中）：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていないなければならない。
  - ( ) 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、UCITSによって完全に実行されるものでなければならない。
- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、( ) 上記6.1項( )に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、( ) 結果的に、EC規則に規定されない資産の引渡しまたは移転（現金の形態を含む。）を生じない場合、( ) 上記6.3項に規定されたOTCデリバティブに関する基準に従う場合、および( ) その資産が信用デリバティブの裏付証書として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するUCITSと取引相手方の間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、UCITSのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。UCITSは、FDIの取引相手方がUCITSの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。
- 6.9 UCITSは、FDIのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。UCITSは中央銀行に対し、FDIへ

の投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可された F D I の種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および／または関連投資を行うことはできない。

6.10 U C I T S は中央銀行に対し、その F D I ポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、U C I T S の年次報告書とともに提出されなければならない。U C I T S は、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

( ) A I F として設立されるファンドの投資制限

A I F に適用される特定の投資制限は、A I F ルールブックに規定されており、当該 A I F が個人投資家向けの A I F であるか適格投資家向けの A I F であるかを参照して、また、A I F の設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。E L T I F に適用される特定の投資制限は E L T I F 規則に定められており、E L T I F が機関投資家のみを対象として販売されているか否かを参照して決定される。E L T I F は、E L T I F 規則および A I F ルールブックに従って、機関投資家向け E L T I F、適格投資家向け E L T I F または個人投資家向け E L T I F のいずれかとして中央銀行の認可を受けることができる。

個人投資家向けの N O N - U C I T S 類は、個人投資家向けの A I F に代替され、個人投資家向けの A I F は投資および借り入れについて制限を受ける。例えば借り入れはその純資産の25%を超えることはできないが、U C I T S とは对象的に、借り入れは投資目的のみならず、買戻し請求に対応するため行うことができる。

適格投資家向け A I F は、法的形態、適格投資家、許可される投資対象および関連あるサービス提供者について旧 A I F M D 適格投資家向けファンドの主な特徴のほとんどを維持している。適格投資家向け A I F は、投資、借り入れまたはレバレッジに上限がないことから、ヘッジ・ファンドおよびその他のオルタナティブ投資戦略を促進する。

(5) 管理会社

( ) E C 規則ならびに中央銀行の U C I T S に関する規則により、U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。

(b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること（以下「財源要件」という。）。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金（以下「追加額」という。）を提供しなければならない。（ ）金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および（ ）中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。

(c) 受託会社を兼任しないこと。

(d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

( ) ユニット・トラスト法の下で設立された A I F の契約型投資信託または投資信託、投資会社およびその他規定法の下で設立された A I F の一般契約型投資信託の管理会社は、A I F ルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他の E U 加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) A I F の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、A I F の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

( ) 各 A I F は、A I F M 規則の要件に従って A I F M を任命しなければならない。A I F M は外部の機関であってもよく、または、A I F は A I F M（要するに自己運用の A I F）としての認可を申請することもできる。A I F M は、A I F M 規則および A I F M ルールブックに記載される資本金、組織、手続きその他に関する要件に従う。

#### (6) 受託会社

( ) 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。さらに、受託会社は、買付金を含む現金ポジションおよび現金移動の完全な監督を要する現金精査の責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

(a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が E C 規則、ユニット・トラスト法、または投資信託、投資会社およびその他規定法および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って遂行されるようにすること。

(b) 受益証券の価格が E C 規則（U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合）および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従い計算されるようにすること。

(c) 管理会社の指示を E C 規則もしくはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法または信託証書もしくは設立証書（いずれか適用あるもの）に抵触しない限り実行すること。

(d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。

(e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益が E C 規則（U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合）および信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）に従って充当されるようにすること。

(f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託（いずれか適用あるもの）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、( ) 信託証書または設立証書および E C 規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ( ) その他については信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）の条項および E C 規則またはユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託（いずれか適用あるもの）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。

(g) E C 規則、ユニット・トラスト法もしくは投資信託、投資会社およびその他規定法（いずれか適用あるもの）、または中央銀行により課された条件もしくは目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること、また上記に対する軽微な違反について 4 週間以内には是正されない場合は中央銀行へ通知すること。

(h) 組入証券の効率的な運用の目的で N O N - U C I T S の契約型投資信託または N O N - U C I T S の一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。

( ) U C I T S の契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。

(a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他の E U 加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。

- (b)( ) アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上または外貨建て相当額であること、または、
- ( ) アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- ( ) E C 規則に基づく預託機関としての業務を実施するための認可を中央銀行から受け、自己資本規則に定められる要件以上の自己資本比率要件に服し、自己資本規制指令に基づく当初自己資本金額以上の自己資本を有する別箇の法的主体であること。
- ( ) 受託会社は E C 規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、受託会社の保管機能の一部として保管されている金融商品の損失（受託会社がかかる金融商品に関する自らの保管機能を委託しているか否かを問わない。）について責任を負うが、金融商品の損失が受託会社の合理的な支配のおよばない外部事象の結果生じたものであり、かつそれを防ぐために行った合理的なあらゆる努力にもかかわらずかかる外部事象の結果が不可避であったことを受託会社が証明できる場合を除くものとする。受託会社はまた、金融商品の損失に関するもの以外の、受託会社の過失または自身の職務の適切な遂行を意図的に怠ったことによるあらゆる損失についても責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

- ( ) A I F の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他の E U 加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b)( ) 通達 2006 / 48 / E C に従って認可されている金融機関であること。または
- ( ) 通達 2006 / 49 / E C 第 20 条 (1) に基づく自己資本比率要件（オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。）に服し、通達 2004 / 39 / E C に従って認可され、通達 2004 / 39 / E C の別紙 I の B (1) に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達 2006 / 49 / E C 第 9 条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- ( ) アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること）。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做される E U 非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること）。
- (cc) 健全性規制および継続的監督に服する別のカテゴリーの機関であり、2011年7月21日時点で E C 規則に基づく受託会社として適格と中央銀行が決定した機関カテゴリーに該当すること。
- ( ) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と十分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

## (7) 関係法人

### (a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証券

または設立証書（いずれか適用あるもの）中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならぬ。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年および2020年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 会社型の投資信託

( ) 会社型の投資信託は、これまでEC規則およびアイルランドの会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。AIFは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として2ユーロまたはその外貨相当額が、2014年会社法により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないUCITS型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、中央銀行のUCITSに関する規則の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料（業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。）を提供することを要求される。

( ) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、2014年会社法の規定は、（UCITSとの関係で）EC規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたはAIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面

で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

ＥＣ規則は、ＵＣＩＴＳ ＶＣＣについて特定の要件を規定している。

- (a) ＶＣＣの資本金は常にＶＣＣの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、ＶＣＣはいつでも株式を発行することができること。
- (d) ＶＣＣは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) ＶＣＣの株式は、ＶＣＣの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にＶＣＣに純発行価格相当額が払い込まれない限り、ＶＣＣは株式を発行しないこと。
- (g) ＶＣＣの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（ＵＣＩＴＳについては１ヶ月に最低２回とする。）。中央銀行は、ＵＣＩＴＳに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にＶＣＣが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払い込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、ＡＩＦのＶＣＣに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、ＶＣＣがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてＡＩＦのＶＣＣが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのＡＩＦとして設立されている場合については、この限りではない。

#### ( ) 固定資本を有する会社型投資信託（ＦＣＣ）

一般に、かかる会社の資本は、１株１ユーロの、100人の設立発起人株式と１株１セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を１株１セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、ＦＣＣはあらゆる点でＶＣＣに類似している。ただし、2014年会社法の一部の規定は、ＡＩＦのＶＣＣに適用されない。

#### ( ) ＩＣＡＶ

ＩＣＡＶは2014年会社法に基づき設立された一般的なアイルランド企業の地位を有していない。それに代わり、ＩＣＡＶはＩＣＡＶが一般企業とは区別されることを可能にするための独自の法的制度を有している。このため、投資信託スキームに関連しないか、適切ではない会社法制度の当該部分に服していない。ＩＣＡＶは、多くのサブ・ファンドおよびクラス受益証券を持つアンブレラ型として設立することができ、株式市場に上場することができる。投資家はＩＣＡＶの証券を所有し、ＩＣＡＶは投資家需要に応じて継続的に証券を発行または買い戻すことができる。この点に関しては、ＩＣＡＶおよびその他のオープン・エンド型ＣＩＳの間に相違はない。ＩＣＡＶは、ＩＯＩとして運営規約を有する。有限責任会社の基本定款と同様に、ＩＯＩはＩＣＡＶの設立文書となる。ＩＯＩに変更ある場合においては、預託機関が変更によりＩＯＩが（契約型投資信託の信託証書の変更に関する要

件と同様に)投資家の利益が損なわれないことを証明する場合、投資家の事前の合意を取得する必要はない。

( ) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)( )および( )記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

( ) 関係法人

(a) 預託機関

UCITSである会社型投資信託およびICAVの資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託またはICAVに関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)ユニット・トラスト法または投資信託、投資会社およびその他規定法の記載は、2014年会社法のパート24またはEC規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書または設立証書の記載は、会社型投資信託の定款またはICAVのIOIの記載として解釈される。

AIFの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、AIFM規則およびAIFルールブックの要件に従うAIFの会社型投資信託およびICAVの預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

( ) 2014年会社法が、UCITSまたはAIFにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

( ) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

FCCの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は2ユーロである。ただし、管理会社が上記3(C)( )に規定されるとおり任命されていない場合は、UCITS型会社型投資信託に関する要件を参照。

( ) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限

(l) 存続期間(適用ある場合)

- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積
- (n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ投資信託、投資会社およびその他規定法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

- ( ) E C 規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

#### 設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

- ( ) アイルランドにおける U C I T S の認可
- (a) アイルランド内の U C I T S は中央銀行から認可を受けることを要する。E C 規則に従わない U C I T S は認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該 U C I T S は解散および清算される。
- (b) 中央銀行の権限と義務は、E C 規則に定められ、同規則により U C I T S の監督権が中央銀行に付与されている。
- (c) E C 規則による目論見書等の要件
- E C 規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書（以下「K I I D」という。）および/または主要情報文書（以下「K I D」という。）（該当する場合）、年次報告書ならびに半期報告書の公表を義務付けている。E C 規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- ( ) U C I T S は目論見書、K I I D および/または K I D、これらの変更、年次報告書ならびに半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
- ( ) 目論見書、K I I D および/または K I D、直近の年次報告書ならびに以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- ( ) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- ( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- ( ) その該当期間の終了から、(aa) 年次報告書は 4 ヶ月以内に、(bb) 監査済または未監査の半期報告書は 2 ヶ月以内に公表されなければならない。
- (d) E C 規則によるその他の要件
- ( ) 公募または売出しの申請
- E C 規則は、アイルランドで設定された U C I T S はアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
- ( ) 信託証書、設立証書、I O I または定款の事前承認
- E C 規則は、U C I T S は、中央銀行が信託証書、設立証書、I O I または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
- ( ) 他の E U 加盟国における株式または受益証券の自由な販売
- アイルランドの U C I T S は、他の E U 加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、U C I T S に関する指令に基づく通知手続を利用することができる。
- ( ) 目論見書の記載内容
- 管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくとも E C 規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 財務状況の報告および監査

EC規則は、年次報告書に記載される財務情報は2014年会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

( ) 財務報告書の提出

EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

( ) 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a) 即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b) 起訴状に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

( ) アイルランドにおけるAIFの認可

アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則および中央銀行の規制を受ける場合はAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

## 5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書、定款またはIOIおよび2014年会社法またはICAV法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書（いずれか適用あるもの）の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は2014年会社法またはICAV法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託（以下それぞれ「投資信託」という。）とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

（上記に規定する）投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合（またはアイルランド税金法に基

づく「免税投資家」の資格を有する場合）およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター（以下「IFSC」という。）に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者（特定の例外は除く）に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または（個人およびトラストの場合）アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地／住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a) 25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b) その他のすべての場合においては分配金の38%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

#### (B) 法人税

すべての管理会社は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

## 第４【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがあります。

次の事項を記載することがあります。

- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨の記載  
図案を採用することがあります。

（２）投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

- ・ 「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けて下落または上昇し、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。運用または為替相場の変動による損益はすべて受益者（投資者）に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

（３）ファンド証券の券面は発行されません。

## 【別紙】

## 定 義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有します。

決算日	トラストの年次財務諸表が作成される日をいい、12月31日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。トラストが終了した場合は、受益者に対し最終的な分配が行われた日をいいます。
会計期間	各ファンドについて、決算日に終了する期間であって、最初の期間の場合には、当該ファンドの受益証券の最初の発行日に、その後の期間の場合には、前会計期間の終了時に開始する期間をいいます。
ユニット・トラスト法	アイルランドの1990年ユニット・トラスト法ならびに同法に従って発出された指針および同法の再制定法（修正の有無を問いません。）をいいます。
追加購入書式	管理事務代行会社から入手可能な追加申込みのための申込書式をいいます。
管理事務代行契約	管理会社と管理事務代行会社との間で締結された2020年6月3日付管理事務代行契約（随時修正されます。）をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行の要件に従ってトラストの管理事務代行会社として任命された後継会社をいいます。
代行協会員	受益証券の募集に関する管理会社の日本における代行協会員としてのゴールドマン・サックス証券株式会社またはファンドに関して随時選任されるその他の者をいいます。
代行協会員契約	特定のファンドに関する代行協会員をするための管理会社と代行協会員との間で締結された2023年8月9日付の代行協会員契約をいいます。
AIF	投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託（その投資コンパートメントを含みます。）をいいます。
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No. 1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令をいいます。
AIFMDレベル2	委員会委託規則（EU）No. 231/2013をいいます。

<b>AIFMD規則</b>	欧州共同体（オルタナティブ投資ファンド運用者指令）規則（2013年S.I.No.257。随時行われる改正を含みます。）をいいます。
<b>オルタナティブ投資ファンド運用会社またはAIFM</b>	AIFMDに定められる意味の範囲内のオルタナティブ投資ファンド運用者（現在は管理会社）をいいます。
<b>監査人</b>	グラントソントンまたはトラストの独立監査人として随時選任されるその他の公認会計士事務所をいいます。
<b>認可ユニット・トラスト</b>	ユニット・トラスト法に従ってアイルランド中央銀行によりアイルランドにおいて認可されたユニット・トラストをいいます。
<b>基準通貨</b>	各ファンドに関して、受益証券が指定される通貨（管理会社が別段の決定を行う場合を除き、米ドルとします。）をいいます。
<b>営業日</b>	（ ）ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよび東京の各地における銀行および証券取引所が営業を行っているそれぞれの日（土曜日または日曜日を除きます。）ならびに／または（ ）管理会社が受託会社と協議した上でファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
<b>アイルランド中央銀行</b>	アイルランド中央銀行または承継事業体をいいます。
<b>クラス</b>	ファンドに関して管理会社が設立した受益証券のクラスをいいます。
<b>クラス通貨</b>	あるクラスが指定される通貨（管理会社取締役が別段の決定を行い、かつ、英文目論見書において開示される場合を除き、米ドルとします。）をいいます。
<b>本宣言</b>	TCA第739条Dの適用上アイルランド歳入委員会所定の書式による有効な宣言（随時の変更を含みます。）をいいます。

<b>管理会社取締役</b>	管理会社の取締役をいいます。
<b>販売会社</b>	株式会社ＳＭＢＣ信託銀行または受益証券の販売者として随時選任されるその他の者をいいます。
<b>転換書式</b>	請求に応じて管理事務代行会社から入手可能な、クラス間での受益証券の転換に関する申込書式をいいます。
<b>特別決議</b>	集会に出席し当該集会で投票する権利を有する受益者に対し、14日以上前の書面による通知（通知が送達されたか、または送達されたとみなされる日および通知が行われた日を含みます。）が送達された集会において当該決議につき投じられた賛成票および反対票の総数の75%以上を構成する多数により承認された決議、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の75%以上を表章する受益者の書面による同意により承認された決議をいいます。
<b>金融商品取引法</b>	日本の金融商品取引法（1948年法律第25号）（改正済）をいいます。
<b>金融庁</b>	日本の金融庁をいいます。
<b>ファンド</b>	One-Day・プレミアムをいいます。
<b>ファンドの満期日</b>	2033年8月31日、または、管理会社が決定し、受益者に通知される、ファンドが償還され、残存するすべての受益証券が買い戻される日をいいます。
<b>GSI</b>	ゴールドマン・サックス・インターナショナルをいいます。
<b>ヘッジありクラス</b>	管理会社により随時ファンドの基準通貨以外の通貨で指定され、かつ、英文目論見書に定められる各クラスをいいます。
<b>本投資対象</b>	ファンドの投資目的および投資方針の規定に従い、投資運用会社がファンドのために随時投資を行う投資対象をいいます。
<b>投資運用契約</b>	管理会社と投資運用会社との間で締結された2020年6月3日付のトラストに関する投資運用契約（随時修正されます。）をいいます。
<b>投資運用会社</b>	ウェイストーン・インベストメント・マネジメント（IE）リミテッドまたはファンドの投資運用会社として随時選任されるその他の者をいいます。

投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（1951年法律第198号）（改正済）をいいます。
発行価格	受益証券 1 口当たり10.00米ドル（米ドルクラス受益証券および米ドルクラス（毎月分配型）受益証券）、受益証券 1 口当たり1,000円（円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス（毎月分配型）受益証券）をいいます。
アイルランド居住者	アイルランドの税務上、アイルランド共和国の居住者である企業、またはアイルランド共和国に居住しているか、もしくは通常居住しているその他の者をいいます。アイルランド歳入委員会が示した居住および通常居住の概念の要約については「第二部 ファンド情報、第 1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（ 5 ）課税上の取扱い、（ B ）アイルランド」の項をご参照ください。
アイルランド歳入委員会	課税および関税を所管するアイルランドの当局をいいます。
見識ある投資者	以下の投資者をいいます。 （ a ）管理会社もしくはファンドに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体、 （ b ）管理会社もしくはファンドに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体の取締役、または （ c ）管理会社もしくはトラストに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体のトラストの投資活動に直接的に関与する従業員、もしくは管理会社もしくはトラストに対して投資運用サービスもしくは投資顧問サービスを提供するよう任命されたその他の事業体の投資運用サービスの提供経験を有する上級従業員であって、 管理会社に対して書面により以下の事項を証明する者。 （ 1 ）自らが、上記に定義される「見識ある投資者」であることに基づき100,000ユーロ（または他の通貨による相当額）の最低申込要件の免除を利用していること。 （ 2 ）自らが、通常トラストは、一般的に100,000ユーロ（または他の通貨による相当額）の最低申込要件を課される適格投資家に対して販売されることを認識していること。 （ 3 ）自らが、予定されている投資に伴うリスクを認識していること。 （ 4 ）自らが、かかる投資には投資額をすべて失う可能性が内在することを認識していること。 ただし、さらに、管理会社が、上記（ c ）における投資予定者が上記で概説されるすべての適用ある基準を充足していると認めていること条件とします。

<b>関東財務局</b>	日本の財務省関東財務局をいいます。
<b>ロンドン営業日</b>	土曜日または日曜日以外の日であって、ロンドンにおいて商業銀行および為替市場が支払いを決済し、通常営業する日をいいます。
<b>管理会社</b>	ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの管理者として任命された後継会社をいいます。
<b>EU加盟国</b>	欧州連合の加盟国をいいます。
<b>純資産価額</b>	上記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日におけるファンドの純資産価額をいいます。
<b>受益証券1口当たり 純資産価格</b>	上記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算」に定める規定に従って算出された、申込日または買戻日における当該ファンドまたは受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格をいいます。
<b>普通決議</b>	トラストもしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する総会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の議決権行使総数の単純過半数により、またはトラストもしくは関連するファンドの受益証券の50%以上を表章する受益者の書面による同意により可決された決議をいいます。
<b>英文目論見書</b>	トラストに関する英文目論見書およびその後に発行される英文目論見書補遺をいいます。
<b>適格投資家</b>	以下をいいます。  （a）指令2004/39/EC（金融商品市場指令）の別紙 に定められる意味の範囲内の専門家顧客である投資者、  （b）EUの金融機関、MiFID企業もしくはUCITS運用会社から、トラストへの投資を十分に理解するための適切な専門知識、経験および見識を有している旨の評価を受けている投資者、または  （c）以下のいずれかを管理会社に提供することにより自らが情報を得ている投資者であることを証明する投資者であって、

（ ）当該投資者が見込まれる投資のメリットおよびリスクを適切に評価することを可能にする金融および取引に係る事項に関する見識および経験を当該投資者が有していることの確認書。

（ ）当該投資者自らの勘定とするか、または他者の勘定とするかを問わず、当該投資者による取引にはトラストの財産と同種の財産の運用、取得または処分が伴うことの確認書。

かつ、

自らがかかる最低基準を満たしており、予定されている投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額をすべて失う可能性が内在する点を認識していることを管理会社に対し書面により証明する投資者。

**買戻締切時間**

関連する買戻日の午後 6 時（東京時間）をいいます。

**買戻日**

（ ）各営業日および / または（ ）管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

**買戻請求**

管理会社および管理事務代行会社が随時合意する買戻請求書をいいます。

**運用開始基準日**

2023年 9月12日をいいます。

**申込契約**

管理事務代行会社からの要求に応じて入手できる初回申込書をいいます。

**申込締切時間**

関連する申込日の午後 6 時（東京時間）をいいます。

**申込日**

（ ）各営業日および / または（ ）管理会社が受託会社と協議した上で、ファンドに関して随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

**追加購入価格**

（ a ）関連する申込日現在の受益証券 1 口当たり純資産価格（または受益証券クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格（該当する場合））に（ b ）管理会社の絶対的な裁量により管理会社が決定することがある追加のコミッション、申込手数料および / または販売手数料を加えた金額をいいます。

**英文目論見書補遺**

アイルランド中央銀行の要件に従ってトラストが発行する英文目論見書の補遺または補足をいいます。

TCA	アイルランドの1997年租税統合法（その後の改正を含みます。）をいいます。
トラスト	ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストをいいます。
信託証券	アイルランド中央銀行の定める要件に従って、管理会社と受託会社との間で締結された2020年6月3日付の信託証券をいいます。
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行の事前の承認を得た上でトラストの受託会社として任命された後継会社をいいます。
受益証券	トラストのファンドの資産の1つの未分割持分（受益証券のクラスにさらに分割される場合があります。）をいいます。
受益証券販売・買戻契約	ファンドに関する日本における販売会社を任命するための2023年8月9日付の受益証券販売・買戻契約をいいます。
受益者	トラストのいずれかのファンドの受益証券を保有する者をいいます。
米国	アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区を含みます。）、その領土、領地およびその他の管轄区域をいいます。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいいます。
米国人	（ ）米国の個々の市民もしくは居住者、（ ）米国においてもしくは米国内法に基づき設立されもしくは組織されたか、もしくは米国のいずれかの州（コロンビア特別区を含みます。）の法律に基づき組織されたパートナーシップもしくは法人、（ ）その源泉にかかわらず、その収益に米国連邦所得税が課される遺産、（ ）信託（（ ）米国内の裁判所が当該信託の管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、一もしくは複数の米国人が当該信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合、または（ y ）当該信託が米国連邦所得税の適用上米国人として扱われることを有効に選択している場合）、または（ ）米国連邦所得税の適用上、上記のいずれかであるものとして扱われるその他の者もしくは事業体をいいます。
評価日	各申込日および買戻日をいいます。
評価時点	当該評価日の午後9時30分（アイルランド時間）をいいます。
日本円、円	日本の法定通貨をいいます。

## 独立監査人の報告書

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストの受益者御中

### 監査意見

我々は、2025年12月31日現在の財政状態計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した会計年度の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む関連する財務書類に対する注記から構成されている、ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）の財務書類について監査を行った。

財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告基準第102号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（アイルランドにおいて一般に認められている会計基準）（以下「適用会計基準」という。）である。

我々の意見では、トラストの財務書類は、

- ・ 2025年12月31日現在のトラストの資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した会計年度の損益およびキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 適用会計基準に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 1990年ユニットトラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

### 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により発行された監査人の倫理基準（アイルランド）を含むアイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理要件に基づき、トラストに対して独立性を保持しており、アイルランドの勅許会計士協会によって確立された倫理的声明は、トラストの状況に応じて適切であると判断された場合に適用される。我々は、当該要件に準拠してその他の倫理上の責任も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明の基礎となるのに十分かつ適切であると判断している。

### 継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、管理会社の取締役（以下「取締役」という。）が財務書類の作成において、継続企業の前提の会計基準を使用することが適切であると結論づけている。

我々が行った業務において、我々は、財務書類の発行が承認された日から少なくとも12か月以内の期間において、トラストが継続企業として存続する能力について重要な疑義を生じさせ得る、個別的または総合的な事象に関する重要な不確実性を識別していない。DMS償還時目標設定型ファンド2020 - 07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、2025年7月25日に償還したため、当該ファンドは継続企業を前提としていない。

継続企業に関する我々の責任および管理会社の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

### その他の記載内容

取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書に含まれる管理および管理事務、投資運用会社報告書、管理会社の責任についての記載、預託会社報告書および未監査の添付資料を含む情報（財務書類および監査報告書を除く。）で構成される。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、本報告書において明確に表明されたものを除き、我々はいかなる保証の結論も表明しない。

財務書類に対する監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査業務に基づき、その他の記載内容と財務書類もしくは我々が入手した監査知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載が見受けられるかどうかを考慮することにある。我々は、財務書類においてかかる重要な相違を識別した場合には、財務書類において、またはその他の記載内容において重要な虚偽記載があるかどうかを判断することが要求される。我々が行った業務に基づき、その他の記載内容において重要な虚偽記載があると結論付けた場合、我々は当該事実を報告することが要求される。

この点に関して、特に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する統治責任者の責任

管理会社の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務報告基準第102号を含むアイルランドにおいて一般に認められている会計基準に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に対して、また、不正または誤謬による重要な虚偽記載のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対して、責任を有している。

財務書類の作成において、取締役は、トラストが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示し、また、取締役がトラストの清算または経営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提を使用する責任を有している。

統治責任者は、トラストの財務報告プロセスを監督するとともに、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成について責任を有している。

### 財務書類監査に対する監査人の責任

監査人の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する我々の責任についての詳細な説明は、アイルランド監査・会計監督当局のウェブサイト（<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>）に掲載されている。当該説明は、本監査報告書の一部を構成している。

### 我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本報告書は、我々の契約の合意された範囲に基づき、トラストの受益者全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書でトラストの受益者に対して表明することが要求される事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、我々はトラストおよびトラストの受益者全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・グレン  
グラントソントンを代表して署名  
勅許会計士、法定監査法人  
ダブリン 2

日付：2026年 6 月19日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report to the Unitholders of Brionglroid Bridge Unit Trust

### Opinion

We have audited the financial statements of Brionglroid Bridge Unit Trust (or the "Trust"), which comprise the Statement of Financial Position and the Statement of Investments as at 31 December 2025 and Statement of Comprehensive Income, Statement of Changes in Equity and the Statement of Cash Flows for the financial year then ended, and the related notes to the financial statements, including the summary of significant accounting policies.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and FRS 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) ("the relevant accounting framework").

In our opinion, the Trust's financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Trust as at 31 December 2025 and of its profit or loss and cash flows for the financial year then ended;
- have been properly prepared in accordance with the relevant accounting framework; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trust Act 1990.

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (or "ISAs (Ireland)") and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the 'Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements' section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, including the Ethical Standard for Auditors (Ireland) issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (or "IAASA"), and the ethical pronouncements established by Chartered Accountants Ireland, applied as determined to be appropriate in the circumstances for the Trust. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the Directors of the Manager (or the "Directors") use of going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue. The DMS Target Maturity Setting Fund 2020-07 (Investing in Goldman Sachs Corporate Bonds) terminated on 25 July 2025 and therefore this sub-fund is not a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

## Other information

The Directors are responsible for the other information. Other information comprises information included in the annual report, other than the financial statements and the auditor's report thereon including Management and Administration, the Investment Manager's Report, the Statement of Manager's Responsibilities, the Depositary's Report and the unaudited appendices. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies in the financial statements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

## Responsibilities of those charged with governance for the financial statements

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements which give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, including FRS102, and for such internal control as they determine necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Directors are responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Directors either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process and for the preparation of the financial statements that give a true and fair view.

## Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

The auditor's objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes their opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority's website at: <https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>. This description forms part of our auditor's report.

### **The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities**

This report is made solely to the Trust's unitholders, as a body, in accordance with the agreed scope of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trust's unitholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trust's unitholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

John Glennon  
For and on behalf of  
Grant Thornton  
Chartered Accountants & Statutory Audit Firm  
Dublin 2

Date : 19 June 2026

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

## （訳文）

ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドのメンバーに対する  
独立監査人の監査報告書

## 財務書類監査に関する報告

ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類に関する監査  
意見

我々の意見では、当該財務書類は、

- ・ 2025年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の利益について真実かつ公正な概観を示しており、かつ
- ・ 関連する財務報告の枠組み、特に2014年会社法の要求事項に準拠して適切に作成されている。

我々が監査した財務書類は以下により構成されている。

- ・ 損益およびその他の包括利益計算書
- ・ 財政状態計算書
- ・ 資本変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書、および
- ・ 関連する注記1から24（注記2に記載された重要性がある会計方針の情報を含む）

これらの作成の際に適用された関連する財務報告の枠組みは、2014年会社法および国際会計基準審議会（IASB）が発行し、欧州連合が採用しているIFRS会計基準（以下「関連する財務報告の枠組み」という。）である。

## 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用可能な法令に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」セクションに後述されている。

我々は、アイルランド監査・会計監督当局が発行した倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類監査に関連する倫理要件に従って、会社から独立しており、当該要件に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続事業に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が財務書類の作成において継続企業の前提に基づいた会計基準を使用することは適切であるという結論に達した。

我々は、実施した手続きに基づき、個別にまたは集計しても、財務書類の発行が承認された日から少なくとも12か月、継続企業として存続する会社の能力に重大な疑義を投げかける可能性のある事象または状況に関する重要な不確実性を特定していない。

継続企業に関する我々の責任および取締役の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、取締役報告書および監査済財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。取締役は、取締役報告書および監査済財務書類に含まれるその他の記載内容について責任を有する。我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は監査意見を表明したり、本報告書に明示的に記載されたりしている場合を除き、当該その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうかに注意を払うことにある。我々は、そのような重要な相違または明らかに重要な虚偽記載を識別した場合、当該財務書類に重要な虚偽記載があるかどうか、またはその他の記載内容に重要な虚偽記載があるかどうかを判断することが求められる。当該作業のみに基づいて、我々はその他の記載内容において重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、我々が報告すべき事項はない。

## 取締役の責任

取締役の責任に関する記述で詳しく説明されているように、取締役は、2014年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を提供する財務書類を作成し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役が判断した内部統制に対して責任を有する。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、継続企業として存続できる能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が会社を清算もしくは業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除き、継続企業の前提に基づき財務書類を作成する責任を有している。

## 財務書類監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の確証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

当該財務書類の監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト（<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements>）に記載されている。この説明は、我々の監査報告書の一部を構成する。

## その他の法的小よび規制上の要件に関する報告

### 2014年会社法で定められたその他の事項に関する意見

監査の過程で行われた作業のみに基づいて、我々は以下を報告する。

- ・ 我々は、監査の目的上必要と認められるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 我々の意見では、会社の会計記録は、財務書類が容易かつ適切に監査されることを可能にするのに十分であった。
- ・ 財務書類は会計記録と一致している。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は財務書類と一致している。
- ・ 我々の意見では、会社の監査対象として指定された取締役報告書のうち、2014年会社法第28条で要求される持続可能性報告を含まない部分は、2014年会社法に準拠して作成されている。

### 例外事項として我々が報告すべき事項

監査の過程で得た会社とその環境に関する知識および理解に基づき、我々は取締役報告書において重要な虚偽表示を特定していない。

法律で定められた取締役の報酬および取引の開示が行われていない場合、我々の意見としてこれを報告することを要求している2014年会社法の規定に関して、我々が報告すべき事項はない。

## 本報告書の利用

本報告書は2014年会社法第391号に準拠して、組織としての会社のメンバーに対してのみ作成されるものである。我々の監査業務は、我々が監査報告書において要求されている事項を会社のメンバーに対して表明するために実施されたものであり、それ以外の目的はない。法律で認められる最大限の範囲で、我々は、我々の監査手続、本報告書、または我々が形成した意見について、会社および会社のメンバー以外のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

（署名）

ブライアン・ジャクソン

勅許会計士および法定監査人

デロイト・アイルランド・エルエルピーを代表して

デロイト・アンド・トウシュ・ハウス、29アールズフォート・テラス、ダブリン2

2026年4月29日

[次へ](#)

**INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF  
WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED**

**Report on the audit of the financial statements**

**Opinion on the financial statements of WAYSTONE MANAGEMENT COMPANY (IE) LIMITED (“the company”)**

In our opinion the financial statements:

give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the company as at 31 December 2025 and of the profit for the financial year then ended; and  
have been properly prepared in accordance with the relevant financial reporting framework and, in particular, with the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements we have audited comprise:

the Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income;  
the Statement of Financial Position;  
the Statement of Changes in Equity;  
the Statement of Cash Flows; and  
the related notes 1 to 24, including material accounting policy information as set out in note 2.

The relevant financial reporting framework that has been applied in their preparation is the Companies Act 2014 and IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and as adopted by the European Union (“the relevant financial reporting framework”).

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are described below in the “*Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements*” section of our report.

We are independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Conclusions relating to going concern**

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

**Other information**

The other information comprises the information included in the Directors' Report and Audited Financial Statements, other than the financial statements and our auditor's report thereon. The directors are responsible for the other information contained within the Directors' Report and Audited Financial Statements. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies or apparent material misstatements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

### **Responsibilities of directors**

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on IAASA's website at: <https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements>. This description forms part of our auditor's report.

### **Report on other legal and regulatory requirements**

#### **Opinion on other matters prescribed by the Companies Act 2014**

Based solely on the work undertaken in the course of the audit, we report that:

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.

The financial statements are in agreement with the accounting records.

In our opinion the information given in the directors' report is consistent with the financial statements.

In our opinion, those parts of the directors' report specified for our review, which does not include sustainability reporting when required by Part 28 of the Companies Act 2014, have been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

#### **Matters on which we are required to report by exception**

Based on the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we have not identified material misstatements in the directors' report.

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Act 2014 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

**Use of our report**

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Brian Jackson  
For and on behalf of Deloitte Ireland LLP  
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Deloitte & Touche House, 29 Earlsfort Terrace, Dublin 2

29 April 2026

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。